

市 町 村 資 料 集

— 令和 2 年度版 —

千葉県総務部市町村課

凡 例

- 1) 調査期日は、原則として令和3年1月1日現在であるが、その後の変更等もできる限り掲載している。
- 2) 「市町村コード」は、令和元年5月1日現在、「一部事務組合等コード」は、令和2年10月1日現在の総務省「全国地方公共団体コード」におけるコードである。

市 町 村 数 の 推 移

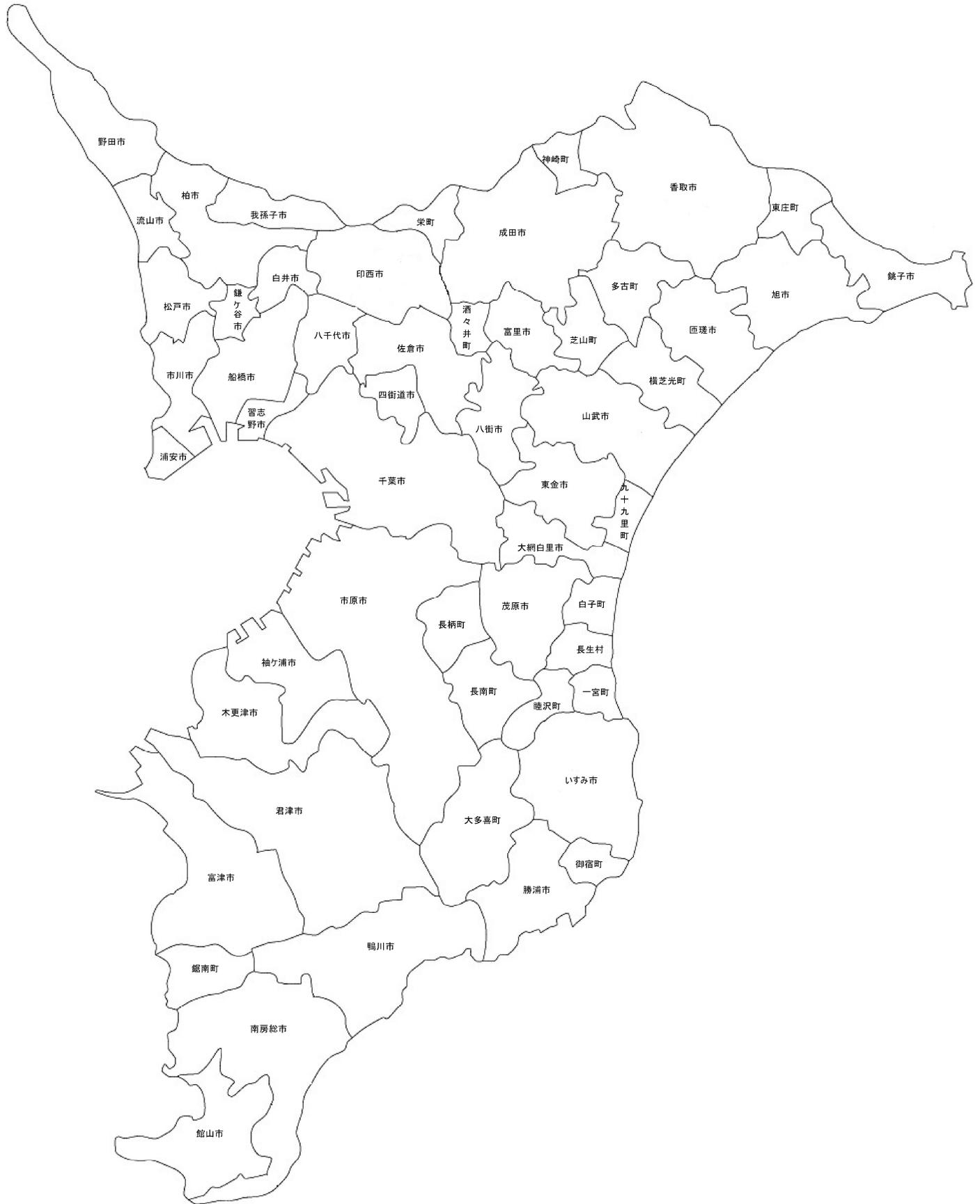
年 月 日	計	市	町	村	備 考
明治 22. 3. 30	2,457	—	66	2,391	
〃 22. 4. 1	358	—	42	316	市制町村制施行
〃 31. 4. 1	358	—	64	294	
〃 41. 4. 1	355	—	70	285	
大正 11. 4. 1	349	1	75	273	
昭和 5. 4. 1	348	1	87	260	
〃 10. 4. 1	338	3	84	251	
〃 15. 4. 1	321	5	81	235	
〃 19. 4. 1	314	7	81	226	
〃 25. 4. 1	313	7	81	225	
〃 26. 4. 1	299	9	78	212	
〃 27. 4. 1	294	10	77	207	
〃 28. 4. 1	288	10	77	201	
〃 28. 10. 1	284	10	76	198	町村合併促進法施行
〃 29. 4. 1	239	13	73	153	
〃 30. 4. 1	128	17	68	43	
〃 31. 4. 1	109	17	71	21	
〃 32. 4. 1	102	17	70	15	
〃 34. 4. 1	101	18	69	14	
〃 36. 4. 1	101	18	70	13	
〃 37. 4. 1	100	18	69	13	
〃 39. 4. 1	94	19	63	12	
〃 40. 3. 29	94	19	64	11	合併特例法施行
〃 40. 4. 1	94	19	64	11	
〃 42. 4. 1	94	21	62	11	
〃 43. 4. 1	92	21	62	9	
〃 45. 4. 1	91	21	61	9	
〃 46. 4. 1	85	23	55	7	
〃 46. 11. 3	81	26	48	7	袖ヶ浦町・平川町（合体）
〃 47. 5. 1	80	26	47	7	茂原市・本納町（合体）
〃 56. 4. 1	80	28	45	7	浦安市、四街道市（市制施行）
〃 58. 4. 1	80	28	46	6	睦沢町（町制施行）
〃 60. 4. 1	80	28	47	5	富里町（町制施行）
平成 3. 4. 1	80	29	46	5	袖ヶ浦市（市制施行）
〃 4. 4. 1	80	30	45	5	八街市（市制施行）
〃 8. 4. 1	80	31	44	5	印西市（市制施行）
〃 13. 4. 1	80	32	43	5	白井市（市制施行）
〃 14. 4. 1	80	33	42	5	富里市（市制施行）
〃 15. 6. 6	79	33	41	5	野田市・関宿町（編入）
〃 17. 2. 11	78	33	40	5	鴨川市・天津小湊町（合体）
〃 17. 3. 28	77	33	39	5	柏市・沼南町（編入）
〃 17. 4. 1	77	33	39	5	新合併特例法施行
〃 17. 7. 1	74	33	36	5	旭市・干潟町・海上町・飯岡町（合体）
〃 17. 12. 5	72	34	33	5	夷隅町・大原町・岬町（合体）
〃 18. 1. 23	71	34	32	5	八日市場市・野栄町（合体）
〃 18. 3. 20	65	35	26	4	富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町（合体）
〃 18. 3. 27	56	36	17	3	成田市・大柴町・下総町（編入） 成東町・山武町・蓮沼村・松尾町（合体） 佐原市・小見川町・山田町・栗源町（合体） 横芝町・光町（合体）
〃 22. 3. 23	54	36	17	1	印西市・印旛村・本埜村（編入）
〃 25. 1. 1	54	37	16	1	大網白里市（市制施行）

注 1 昭和19年以降、4月1日現在の数については、変化のない年は省略した。

2 昭和46年11月3日以降については、市町村数の変遷を全て掲げた。

千葉県市町村行政区画図

(令和 3 年 1 月 1 日現在)



1 市 町 村 の 概 要

市町村の概要（その1）

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3. 1. 1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類型 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 実 施 団 体
		年月日	合併編入 等の別	旧市町村名					
ちば市 千葉市 121002	982,429 271.78	大10. 1. 1 昭12. 2. 11 19. 2. 11 29. 7. 1 29. 7. 6 30. 2. 11 38. 4. 10 44. 7. 15 平4. 4. 1	市制施行 編入 " " " " " " " 政令指定都市	検見川町 蘇我町 都賀村 都村 千城村 積橋村 幕張町 生浜町 椎名村 菅田村 泉町 土気町	中央区千葉港1-1 〒260-8722 (043)245-5111(代) 千葉都市モノレール 市役所前駅下車 徒歩1分 FAX(043)245-5555(総)	1次 2,964 (0.7) 2次 76,076 (17.7) 3次 324,932 (75.5)	961,749 971,882 1.1 3,576.3	政令指定都市 0.932	○
ちよみ市 銚子市 122025	57,725 84.20	昭8. 2. 11 12. 2. 11 29. 4. 1 30. 2. 11 31. 4. 10	合体 (市制施行) 編入 " " "	銚子町 本銚子町 西銚子町 豊浦村 高神村 海上村 椎柴村 船木村 豊里村 豊岡村	若宮町1-1 〒288-8601 (0479)24-8181(代) JR銚子駅下車 徒歩10分 FAX(0479)25-0277	1次 3,307 (10.7) 2次 8,844 (28.6) 3次 18,072 (58.4)	70,210 64,415 △8.3 765.1	II-1 0.619	
いちかわ市 市川市 122033	497,211 57.45	昭9. 11. 3 24. 11. 3 30. 3. 31 31. 10. 1	合体 (市制施行) 編入 " "	市川町 八幡町 中山町 国分村 大柏村 行徳町 南行徳町	八幡1-1-1 〒272-8501 (047)334-1111(代) JR本八幡駅下車又は 京成八幡駅下車 各徒歩7分 FAX(047)332-7364(総)	1次 1,259 (0.6) 2次 36,404 (16.8) 3次 165,420 (76.2)	473,919 481,732 1.6 8,385.2	IV-3 1.094	○
ふなばし市 船橋市 122041	641,690 85.62	昭12. 4. 1 28. 8. 1 29. 4. 1 平15. 4. 1	合体 (市制施行) 編入 " 中核市	船橋町 葛飾町 八栄村 塚田村 法典村 二宮町 豊富村	湊町2-10-25 〒273-8501 (047)436-2111(代) JR船橋駅下車 徒歩15分 又は京成船橋駅下車徒歩 13分 FAX(047)436-2120(総)	1次 2,388 (0.8) 2次 48,753 (17.0) 3次 216,249 (75.6)	609,040 622,890 2.3 7,275.1	中核市 0.959	○
たてやまし 館山市 122050	44,771 110.05	昭14. 11. 3 29. 5. 3	合体 (市制施行) 編入	館山北条町 那古町 船形町 西岬村 神戸村 富崎村 豊房村 館野村 九重村	北条1145-1 〒294-8601 (0470)22-3111(代) JR館山駅下車 徒歩10分 FAX(0470)23-3115	1次 1,682 (7.7) 2次 2,998 (13.7) 3次 16,843 (77.0)	49,290 47,464 △3.7 430.9	I-3 0.571	
きさらびし 木更津市 122068	136,245 138.95	昭17. 11. 3 29. 11. 3 30. 2. 11 30. 3. 1 46. 9. 10	合体 (市制施行) 編入 " " "	木更津町 清川村 巖根村 波岡村 鎌足村 金田村 中郷村 富来田町	富士見1-2-1 〒292-8501 (0438)23-7111(代) JR木更津駅下車 徒歩1分 FAX(0438)25-1351(総)	1次 1,812 (2.8) 2次 15,488 (24.3) 3次 44,042 (69.1)	129,312 134,141 3.7 965.4	III-3 0.877	○
まつし 松戸市 122076	492,761 61.38	昭18. 4. 1	合体 (市制施行)	松戸町 馬橋村 高木村	根本387-5 〒271-8588 (047)366-1111(代) JR松戸駅・新京成線松戸 駅下車 徒歩5分 FAX(047)363-3200	1次 1,699 (0.8) 2次 39,345 (17.7) 3次 165,991 (74.6)	484,457 483,480 △0.2 7,876.8	IV-3 0.900	

注●人口・・・R3. 1. 1常住人口

●面積・・・R2. 1. 0. 1国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」。但し、境界未確定市町については総務省自治行政局推計値。

●平成27年国調人口は、総務省統計局の確定値による。

●産業別就業人口については、分類不能の産業は含まない。

●類型の人口(ローマ数字)及び産業構造(算用数字)は平成27年国調による。類型、財政力指数の詳細については、12ページを参照。

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類型 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 表示 実施 団	
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名						
の 野 だ 田 市 122084	152,318 103.55	昭 25. 5. 3	合 体 (市制施行) 編 入 編 入	野田町 旭村 七福村 梅郷村 福田村 川間村 関宿町	鶴奉7-1 〒278-8550 (04)7125-1111(代) 東武野田線愛宕駅下車 徒歩15分 FAX(04)7122-1557(総)	1次 1,410 (1.9)	155,491	IV-3 0.864		
		32. 4. 1 平 15. 6. 6				(関宿町) 昭 30. 7. 20	合 体			二川村 木間ヶ瀬村 関宿町
			3次 48,572 (66.8)	1,483.2						
も 茂 原 市 122106	86,513 99.92	昭 27. 4. 1	合 体 (市制施行)	茂原町 遠山村 二宮本郷村 豊田村 東郷村(一部) 五郷村 鶴枝村 本納町	道表1 〒297-8511 (0475)23-2111(代) JR茂原駅下車 徒歩25分 FAX(0475)20-1602(総)	1次 1,298 (3.2)	93,015	II-3 0.827		
		47. 5. 1				合 体				2次 10,430 (25.7)
				3次 26,802 (66.1)		897.6				
なり 成 た 田 市 122114	131,194 213.84	昭 29. 3. 31	合 体 (市制施行)	成田町 遠山村 久住村 豊住村 中郷村 八生村 公津村 大栄町 下総町	花崎町760 〒286-8585 (0476)22-1111(代) JR成田駅・京成成田駅下 車 徒歩10分 FAX(0476)24-1655(総)	1次 2,451 (3.8)	128,933	III-1 1.328		
		平 18. 3. 27				編 入				2次 9,496 (14.7)
			(下総町) 昭 30. 2. 11	合 体		滑河町 高岡村 小御門村	3次 47,951 (74.3)			1.8
		(大栄町) 昭 30. 4. 15	合 体	昭栄村 大須賀村		613.5				
き 佐 倉 市 122122	169,246 103.69	昭 29. 3. 31	合 体 (市制施行)	佐倉町 白井町 志津村 根郷村 弥富村 和田村	海隣寺町97 〒285-8501 (043)484-1111(代) 京成佐倉駅下車 徒歩10分又は JR佐倉駅下車 徒歩25分 FAX(043)486-2500(行)	1次 1,209 (1.5)	172,183	IV-3 0.926	○	
										2次 14,995 (19.1)
				3次 58,417 (74.4)		1,665.9				
と う 東 金 市 122131	57,750 89.12	昭 28. 4. 1	合 体 (市制施行)	東金町 公平村(一部) 豊成村 丘山村 大和村(一部) 正気村 (東金町) 源村(一部) 福岡村(一部)	東岩崎1-1 〒283-8511 (0475)50-1111(代) JR東金駅下車 徒歩5分 FAX(0475)50-1299(総)	1次 1,658 (5.9)	61,751	II-1 0.710		
		29. 4. 1				編 入				2次 6,048 (21.5)
				3次 19,100 (67.9)		680.6				
あ さ ひ 旭 市 122157	63,599 130.45	昭 29. 2. 11	合 体 (市制施行)	旭町 矢指村 富浦村 旭町 共和村 豊畑村	二の2132 〒289-2595 (0479)62-1212(代) JR旭駅下車 徒歩10分 FAX(0479)63-4946(総) ※R3.4.25までの位置 二の1920	1次 6,207 (18.1)	69,058	II-1 0.499		
		29. 6. 1 29. 7. 1 平 17. 7. 1				編 入				2次 8,230 (23.9)
			(干潟町) 昭 30. 4. 10	合 体		古城村 中和村 万歳村	3次 19,454 (56.6)			510.4
			(海上町) 昭 29. 3. 31	合 体		滝郷村 嚶鳴村 鶴巻村				
			(飯岡町) 昭 29. 3. 31	合 体		飯岡町 三川村				

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 表示 実施 団
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
な 志 野 市 122165	175,103 20.97	昭 29. 8. 1	編 入 (市制施行)	千葉市の一部 (習志野町)	鷺沼2-1-1 〒275-8601 (047)451-1151(代) 京成津田沼駅下車 徒歩5分 FAX(047)453-1547(総)	1次 306 (0.4) 2次 13,664 (17.4) 3次 60,769 (77.5)	164,530 167,909 2.1 8,007.1	IV-3 0.947	○
か し わ 市 122173	433,754 114.74	昭 29. 9. 1 29. 11. 1 29. 11. 15 平 17. 3. 28 20. 4. 1 (沼南町) 昭 30. 3. 30 39. 2. 1	合 体 (市制施行) 編 入 名 称 変 更 編 入 中 核 合 体 町 制 施 行	柏町 土村 田中村 小金町 (東葛市) 富勢村(一部) 柏市 沼南町 風早村 手賀村 (沼南村)	柏5-10-1 〒277-8505 (04)7167-1111(代) JR・東武野田線 柏駅下車 徒歩10分 FAX(04)7166-6026(代)	1次 2,221 (1.2) 2次 33,241 (17.6) 3次 141,545 (74.9)	404,012 413,954 2.5 3,607.8	中核市 0.956	○
か つ 勝 浦 市 122181	16,854 93.96	昭 30. 2. 11 33. 10. 1	合 体 市 制 施 行	総野村 上野村 興津町 勝浦町 (勝浦町)	新官1343-1 〒299-5292 (0470)73-1211(代) JR勝浦駅下車 徒歩20分又は勝浦市役 所行きバス10分 FAX(0470)73-3937(総)	1次 830 (9.7) 2次 1,413 (16.5) 3次 6,205 (72.7)	20,788 19,248 △7.4 204.9	I-1 0.480	
い ち 市 原 市 122190	268,397 368.17	昭 38. 5. 1 42. 10. 1	合 体 (市制施行) 編 入	市原町 五井町 姉崎町 市津町 三和町 南総町 加茂村	国分寺台中央1-1-1 〒290-8501 (0436)22-1111(代) JR五井駅下車 国分寺台行き バス15分 FAX(0436)21-1720(総)	1次 2,196 (1.7) 2次 35,789 (28.3) 3次 80,097 (63.3)	280,416 274,656 △2.1 746.0	IV-2 1.067	
な が れ や ま 流 山 市 122203	199,920 35.32	昭 26. 4. 1 27. 1. 1 42. 1. 1	合 体 名 称 変 更 市 制 施 行	新川村 八木村 流山町 (江戸川町) 流山町	平和台1-1-1 〒270-0192 (04)7158-1111(代) 流鉄流山線流山駅下車 徒歩3分又は つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅 下車 徒歩15分 FAX(04)7150-0111	1次 702 (0.9) 2次 15,359 (18.7) 3次 62,007 (75.5)	163,984 174,373 6.3 4,936.9	IV-3 0.955	
や ち 代 市 122211	200,365 51.39	昭 29. 1. 15 29. 9. 1 42. 1. 1	合 体 編 入 市 制 施 行	大和田町 睦村 阿蘇村	大和田新田312-5 〒276-8501 (047)483-1151(代) 東葉高速鉄道 八千代中央駅下車 徒歩10分 又は京成本線 京成大和田駅下車 徒歩20分 FAX(047)484-8824(代)	1次 1,046 (1.2) 2次 16,636 (19.4) 3次 63,011 (73.4)	189,781 193,152 1.8 3,758.6	IV-3 0.957	○
あ び 孫 子 市 122220	130,388 43.15	昭 29. 11. 1 30. 4. 29 45. 7. 1	編 入 市 制 施 行	富勢村(一部) 我孫子町 布佐町 湖北村	我孫子1858 〒270-1192 (04)7185-1111(代) JR我孫子駅下車 徒歩25分又は 市役所経由東我孫子車 庫・湖北駅南口・布佐駅 南口行きバス10分 FAX(04)7185-1142(総)	1次 781 (1.3) 2次 10,160 (17.3) 3次 44,537 (75.8)	134,017 131,606 △1.8 3,050.0	III-3 0.814	○

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類型 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 表示 実 施 団 体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
かもがわし市 122238	31,683 191.14	昭46.3.31	合体 (市制施行) 合体	江見町 長狭町 鴨川町 鴨川市 天津小湊町	横渚1450 〒296-8601 (04)7092-1111(代) JR安房鴨川駅下車 徒歩15分 FAX(04)7093-7851(代)	1次 1,805 (10.7)	35,766	I-1 0.523	
		平17.2.11				(天津小湊町)	昭30.2.11		
かまがやし市 122246	109,377 21.08	昭33.8.1 46.9.1	町制施行 市制施行		新鎌ヶ谷2-6-1 〒273-0195 (047)445-1141(代) 東武野田線・新京成電 鉄・北総鉄道 新鎌ヶ谷駅下車 徒歩7分 FAX(047)445-1400	1次 827 (1.7) 2次 9,884 (19.7) 3次 36,927 (73.7)	107,853 108,917 1.0 5,166.8	III-3 0.783	○
きみつし市 122254	81,457 318.81	昭45.9.28 46.9.1	合体 市制施行	君津町 小糸町 清和村 小櫃村 上総町 (君津町)	久保2-13-1 〒299-1192 (0439)56-1581(総) JR君津駅下車 徒歩10分 FAX(0439)56-1404	1次 1,606 (3.7) 2次 12,192 (28.4) 3次 27,680 (64.5)	89,168 86,033 △3.5 269.9	II-2 1.045	○
ふつし市 122262	42,392 205.50	昭46.4.25 46.9.1	合体 市制施行	富津町 大佐和町 天羽町 (富津町)	下飯野2443 〒293-8506 (0439)80-1222(総) JR大貫駅下車 市役所行き バス5分 FAX(0439)80-1350	1次 1,712 (7.6) 2次 6,205 (27.5) 3次 14,011 (62.2)	48,073 45,601 △5.1 221.9	I-1 0.930	
うらやすし市 122271	170,149 17.30	明22.4.1 明42.9.1 昭56.4.1	合体 町制施行 市制施行	堀江村 猫実村 当代島村 欠真間村(一部)	猫実1-1-1 〒279-8501 (047)351-1111(代) 東京メトロ東西線浦安駅 又はJR新浦安駅下車 バス10分 FAX(047)353-4075(総)	1次 117 (0.1) 2次 10,283 (13.0) 3次 63,259 (79.7)	164,877 164,024 △0.5 9,481.2	IV-3 1.526	○
よつかいとうし市 122289	93,189 34.52	昭30.3.10 56.4.1	合体 市制施行	旭村(一部) 千代田町 (四街道町)	鹿渡無番地 〒284-8555 (043)421-2111(代) JR四街道駅下車 徒歩15分又は 千代田団地行き バス5分 FAX(043)421-2100	1次 479 (1.2) 2次 7,759 (19.5) 3次 29,685 (74.8)	86,726 89,245 2.9 2,585.3	II-3 0.815	○
までがし市 122297	63,850 94.93	昭30.3.31 46.11.3 平3.4.1	合体 市制施行	昭和町 長浦村 根形村(一部) 平川町	坂戸市場1-1 〒299-0292 (0438)62-2111(代) JR袖ヶ浦駅下車 徒歩5分 FAX(0438)62-5916(総)	1次 1,304 (4.4) 2次 8,095 (27.4) 3次 19,150 (64.8)	60,355 60,952 1.0 642.1	II-2 1.129	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 駅番号 下り車までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類型 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 表示 実団 体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
やち 八 街 市 122301	66,761 74.94	昭 29. 11. 1 平 4. 4. 1	合 体 体 市 制 施 行	八街町 川上村	八街35-29 〒289-1192 (043)443-1111(代) JR八街駅下車 徒歩5分 FAX(043)444-0815	1次 2,811 (7.8) 2次 8,979 (24.9) 3次 22,989 (63.7)	73,212 70,734 △ 3.4 943.9	II-1 0.664	
いん 印 西 市 122319	103,642 123.79	昭 29. 12. 1 平 8. 4. 1 22. 3. 23	合 体 体 市 制 施 行 編 入	大森町 木下町 船徳村 永治村(一部) 印旛村 本塾村	大森2364-2 〒270-1396 (0476)42-5111(代) JR木下駅下車 徒歩15分 FAX(0476)42-7242	1次 1,799 (3.9) 2次 7,324 (16.0) 3次 34,308 (75.1)	88,176 92,670 5.1 748.6	II-3 1.069	
しろ 白 井 市 122327	61,764 35.48	昭 29. 12. 1 平 39. 9. 1 13. 4. 1	編 入 町 制 施 行 市 制 施 行	永治村(一部) (白井村)	復1123 〒270-1492 (047)492-1111(代) 北総鉄道白井駅下車 徒歩15分 FAX(047)491-3510	1次 1,083 (3.7) 2次 5,684 (19.7) 3次 21,377 (74.0)	60,345 61,674 2.2 1,738.3	II-3 0.896	○
とみ 富 里 市 122335	49,805 53.88	昭 60. 4. 1 平 14. 4. 1	町 制 施 行 市 制 施 行		七架652-1 〒286-0292 (0476)93-1111(代) JR成田駅又は 京成成田駅下車 両国行き バス30分 FAX(0476)93-9954	1次 2,131 (8.5) 2次 4,771 (19.1) 3次 16,832 (67.5)	51,087 49,636 △2.8 921.2	I-1 0.806	
みなみほろ 南 房 総 市 122343	35,570 230.12	平 18. 3. 20 昭 30. 3. 31 昭 30. 2. 11 昭 28. 5. 1 昭 29. 3. 3 昭 29. 4. 1 29. 8. 1 昭 30. 3. 15 31. 9. 1 昭 30. 3. 31 31. 9. 1	合 体 体 合 体 体 合 体 体 合 体 体 編 入 編 入 合 体 体 編 入	富浦町 富山町 三芳村 白浜町 千倉町 丸山町 和田町 八束村 富浦町 岩井町 平群村 稲都村 滝田村 国府村 長尾村 白浜町 健田村 七浦村 千倉町 千歳村 千倉町(一部) 豊田村 丸村 南三原村(一部) 和田町 北三原村 南三原村(一部)	富浦町青木28 〒299-2492 (0470)33-1021(総) JR富浦駅下車 徒歩5分 FAX(0470)20-4598	1次 3,882 (20.3) 2次 2,883 (15.1) 3次 12,192 (63.7)	42,104 39,033 △ 7.3 169.6	I-1 0.323	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類 財政力指数 (30~R2 年平均)	住 居 実 施 団 体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
そうきし市 122351	34,477 101.52	平 18. 1. 23	合体	八日市場市 野栄町	八日市場ハ793-2 〒289-2198 (0479)73-0084(総) JR八日市場駅下車 徒歩20分 FAX(0479)72-1114	1次 2,782 (15.2)	39,814	I-1 0.491	
		(八日市場市) 昭 29. 3. 31	合体	八日市場町 豊栄村 須賀村 匝瑳村 豊和村 吉田村 飯高村 共興村 平和村 椿海村 (八日市場町)		2次 4,446 (24.3)	△ 6.4		
		29. 7. 1	市制施行			3次 10,740 (58.8)	367.0		
		(野栄町) 昭 29. 7. 17	合体	栄村 野田村					
かとりし市 122360	71,641 262.35	平 18. 3. 27	合体	佐原市 小見川町 山田町 栗源町	佐原口2127 〒287-8501 (0478)54-1111(代) JR佐原駅下車 徒歩10分 FAX(0478)52-4566	1次 4,211 (11.0)	82,866	II-1 0.537	
		(佐原市) 昭 26. 3. 15	合体	佐原町 東大戸村 香取町 香西村 津宮村 新島村 大倉村 瑞穂村		2次 9,040 (23.7)	△ 6.5		
		30. 2. 11	編入			3次 23,454 (61.4)	295.4		
		(小見川町) 昭 26. 4. 1	合体	小見川町 豊浦村 森山村 神里村 良文村					
		30. 2. 11	編入						
		(山田町) 昭 29. 8. 1	合体	山倉村 八都村 府馬町					
(栗源町) 大 13. 4. 10	町制施行								
さんむし市 122378	48,295 146.77	平 18. 3. 27	合体	成東町 山武町 進沼村 松尾町	殿台296 〒289-1392 (0475)80-1112(総) JR成東駅下車 徒歩8分 FAX(0475)82-2107	1次 3,127 (12.1)	56,089	II-1 0.499	
		(成東町) 昭 29. 10. 1	合体	成東町 大富村 南郷村 (一部) 鳴浜村 緑海村		2次 6,308 (24.4)	△ 6.9		
		30. 3. 31 30. 7. 1	編入			3次 15,582 (60.2)	355.8		
		(山武町) 昭 30. 1. 1	合体	日向村 睦岡村					
		(進沼村) ※合併経緯なし (松尾町) 昭 30. 2. 1	合体	豊岡村 大平村 松尾町					
いすみ市 122386	35,612 157.50	平 17. 12. 5	合体	夷隅町 大原町 岬町	大原7400-1 〒298-8501 (0470)62-1111(総) JR大原駅下車 徒歩10分又は 大原庁舎行き バス2分 FAX(0470)63-1252	1次 1,426 (8.4)	40,962	I-1 0.424	
		(夷隅町) 昭 29. 4. 29	合体	千町村 国吉町 中川村		2次 4,128 (24.2)	△ 5.8		
		(大原町) 昭 30. 3. 31	合体	浪花村 (一部) 布施村 (一部) 大原町 東海村 東村		3次 11,092 (65.0)	245.1		
		(岬町) 昭 36. 8. 1	合体	太東町 長者町					
おおあみしらさとし 大網白里市 122394	47,724 58.08	昭 29. 12. 1	合体	大網町 白里町 増穂村	大網115-2 〒299-3292 (0475)70-0300(代) JR大網駅下車 徒歩15分 FAX(0475)72-8454	1次 1,160 (5.1)	50,113	I-1 0.626	
		平 25. 1. 1	市制施行			2次 4,687 (20.7)	△ 1.9		
						3次 15,611 (69.1)	846.8		

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類型 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 表示 実施 団
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
いんばぐん 印旛郡 しすいまち 酒々井町 123226	20,386 19.01	明 22. 4. 1	合体	酒々井町 本佐倉町 本佐倉村 馬橋村 墨村 飯積村 尾上村 下台村 中川村 上岩橋村 柏木村 下岩橋村 伊篠村 篠山新田 伊篠新田村 今倉新田	中央台4-11 〒285-8510 (043)496-1171(代) JR酒々井駅下車 徒歩20分 FAX(043)496-4541	1次 257 (2.7) 2次 1,543 (16.3) 3次 7,232 (76.3)	21,234 20,955 △ 1.3 1,102.3	V-2 0.797	
さかえまち 栄町 123293	19,964 32.51	昭 30. 12. 1	合体	布鎌村 安食町	安食台1-2 〒270-1592 (0476)95-1111(代) JR安食駅下車 徒歩10分 FAX(0476)95-4274	1次 428 (4.1) 2次 1,876 (18.0) 3次 7,868 (75.5)	22,580 21,228 △ 6.0 653.0	V-2 0.579	○
かとりぐん 香取郡 こうざきまち 神崎町 123421	5,672 19.90	昭 30. 4. 19 昭 30. 4. 19	合体 名称変更	神崎町 米沢村 (神崎米沢町) 神崎町	神崎本宿163 〒289-0292 (0478)72-2111(総) JR下総神崎駅下車 徒歩15分 FAX(0478)72-2110	1次 183 (5.7) 2次 660 (20.4) 3次 1,828 (56.5)	6,454 6,133 △ 5.0 308.2	II-0 0.437	
たごまち 多古町 123471	13,823 72.80	昭 29. 3. 31	合体	多古町 久賀村 中村 常磐村	多古584 〒289-2292 (0479)76-2611(代) JR・京成電鉄 成田空港第2ビル駅下車 多古・成田空港間シャ トルバス25分 多古町役場前下車 FAX(0479)76-7144	1次 1,535 (19.4) 2次 1,545 (19.5) 3次 4,779 (60.3)	16,002 14,724 △ 8.0 202.3	III-0 0.606	
とうのしょうまち 東庄町 123498	13,097 46.25	昭 30. 7. 20	合体	東城村 神代村 笹川町 橋村	笹川い 4713-131 〒289-0692 (0478)86-1111(代) JR笹川駅下車 徒歩20分 FAX(0478)86-4051	1次 1,122 (15.8) 2次 2,214 (31.3) 3次 3,719 (52.5)	15,154 14,152 △ 6.6 306.0	III-1 0.466	
さんぶぐん 山武郡 くじゅうくりまち 九十九里町 124036	14,690 24.46	昭 30. 3. 31	合体	片貝町 豊海町 鳴浜村(一部)	片貝4099 〒283-0195 (0475)70-3100(代) JR東金駅下車 片貝駅行き バス25分 FAX(0475)76-7934	1次 574 (7.3) 2次 2,374 (30.4) 3次 4,694 (60.0)	18,004 16,510 △ 8.3 675.3	IV-2 0.458	
しばやままち 芝山町 124095	6,919 43.24	昭 30. 7. 1	合体	千代田村 二川村	小池992 〒289-1692 (0479)77-3901(総) 芝山鉄道 芝山千代田駅下車 横芝屋形海岸行きシャ トルバス15分 松尾駅行き芝山ふれあい バス20分 FAX(0479)77-1954	1次 982 (24.4) 2次 743 (18.5) 3次 2,198 (54.7)	7,920 7,431 △ 6.2 171.9	II-0 0.992	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類型 財政力指数 (30~R2 年平均)	住居 表示 実施 団体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
よこしばひかり 横芝光町 124109	22,310 67.01	平 18. 3. 27	合体	光町 横芝町	宮川11902 〒289-1793 (0479)84-1211(総) JR横芝駅下車 徒歩20分 FAX(0479)84-2713(総)	1次 1,552 (13.1)	24,675	V-1 0.471	
		(光町) 昭 29. 5. 3	合体	白浜村 日吉村 南条村 東陽村		2次 2,872 (24.3)	△ 3.7		
		(横芝町) 昭 30. 2. 1	合体	横芝町 大総村 上塚村		3次 6,905 (58.4)	354.6		
ちょうせいぐん 長生郡 いちのみやまち 一宮町 124214	11,819 22.99	昭 28. 11. 3	合体	東浪見村 一宮町	一宮2457 〒299-4396 (0475)42-2111(代) JR上総一ノ宮駅下車 徒歩5分 FAX(0475)42-2465(代)	1次 549 (9.8)	12,034	III-2 0.565	
むつざわまち 睦沢町 124222	6,783 35.59	昭 30. 7. 20 58. 4. 1	合体 町制施行	瑞沢村 土睦村	下之郷1650-1 〒299-4492 (0475)44-1111(代) JR上総一ノ宮駅下車 大多喜行き バス15分 FAX(0475)44-1729	1次 286 (8.9)	7,340	II-2 0.410	
ちょうせいむら 長生村 124231	13,734 28.25	昭 28. 11. 3	合体	一松村 八積村 高根村	本郷1-77 〒299-4394 (0475)32-2111(代) JR八積駅下車 徒歩15分 FAX(0475)32-1194(総)	1次 432 (6.6)	14,752	III-2 0.537	
しらこまち 白子町 124249	10,320 27.50	昭 30. 2. 11	合体	南白亀村 関村 白潟町	関5074-2 〒299-4292 (0475)33-2111(代) JR本納駅下車 白子車庫行き バス20分 FAX(0475)33-4132	1次 691 (13.0)	12,151	III-2 0.484	
ながらまち 長柄町 124265	6,695 47.11	昭 30. 4. 29	合体	水上村 日吉村 長柄村	桜谷712 〒297-0298 (0475)35-2111(代) JR茂原駅下車 大津倉行き バス20分 FAX(0475)35-4732	1次 375 (10.8)	8,035	II-2 0.581	
ちょうなんまち 長南町 124273	7,381 65.51	昭 30. 2. 11	合体	豊栄村 東村 西村 庁南町	長南2110 〒297-0192 (0475)46-2111(代) JR茂原駅下車 長南車庫行き バス20分 FAX(0475)46-1214(代)	1次 382 (10.0)	9,073	II-2 0.441	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km ²)	合併等の状況 (R3.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下り車 駅までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	22年国調(人) 27年国調(人) 人口増減率(%) 27年国調 人口密度 (人/km ²)	類 財政力指数 (30~R2) 年平均	住 居 表 示 施 団 体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
い 夷 み 隅 郡 お お 多 喜 町 124419	8,784 129.87	昭 29. 10. 5	合 体	老川村 西畑村 総元村 上瀑村 大多喜町	大多喜93 〒298-0292 (0470)82-2111(代) いすみ鉄道 大多喜駅下車 徒歩3分 FAX(0470)82-4461	1次 376 (8.6) 2次 1,034 (23.7) 3次 2,887 (66.1)	10,671 9,843 △ 7.8 75.8	II-2 0.442	
お ん 御 宿 町 124435	6,818 24.85	昭 30. 3. 31	合 体	御宿町 浪花村(一部) 布施村(一部)	須賀1522 〒299-5192 (0470)68-2511(代) JR御宿駅下車 徒歩15分 FAX(0470)68-3293	1次 182 (6.0) 2次 525 (17.4) 3次 2,174 (72.0)	7,738 7,315 △ 5.5 294.2	II-2 0.430	
あ わ 房 郡 き よ 鋸 南 町 124630	7,053 45.19	昭 34. 3. 30	合 体	勝山町 保田町	下佐久間3458 〒299-2192 (0470)55-2111(代) JR安房勝山駅下車 徒歩5分 FAX(0470)55-1342	1次 627 (15.8) 2次 599 (15.1) 3次 2,653 (67.0)	8,950 8,022 △ 10.4 177.5	II-2 0.297	
県 計	6,281,869 5,157.57					1次 80,221 (2.8) 2次 559,952 (19.4) 3次 2,082,474 (72.3)	6,216,289 6,222,666 0.1 1,206.5		15団 体

参 考
類型について

1. 政令指定都市

2. 中核市

3. 都 市

(1) ローマ数字

	人 口
I	50,000人未満
II	50,000人以上 ～ 100,000人未満
III	100,000人以上 ～ 150,000人未満
IV	150,000人以上

(2) 算用数字

	産 業 構 造
0	III次55%未満
1	III次55%以上
2	III次65%未満
3	III次65%以上

4. 町 村

(1) ローマ数字

	人 口
I	5,000人未満
II	5,000人以上 ～ 10,000人未満
III	10,000人以上 ～ 15,000人未満
IV	15,000人以上 ～ 20,000人未満
V	20,000人以上

(2) 算用数字

	産 業 構 造
0	II次, III次80%未満
1	III次60%未満
2	III次60%以上

※ 類型における産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む。）とし、分子のII次、III次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。

※ 市制施行及び合併があった団体は、合算値等により上記の類型に分類し直している。

財政力指数について

$$\text{財政力指数} = \left\{ \frac{\text{H30年度基準財政収入額}}{\text{H30年度基準財政需要額}} + \frac{\text{R元年度基準財政収入額}}{\text{R元年度基準財政需要額}} + \frac{\text{R2年度基準財政収入額}}{\text{R2年度基準財政需要額}} \right\} \times \frac{1}{3}$$

(錯誤を除く)

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
千葉市			○	緑と水辺の都市宣言（昭59） 平和都市宣言（平元）	アスンシオン市（パラグアイ：昭45） ノースバンクーバー市（カナダ：昭45） ヒューストン市（米国：昭47） ケソン市（フィリピン：昭47） モントルー市（スイス：平8） 《友好都市》 天津市（中国：昭61） 蘇州市呉江区（中国：平8）	オオガハス キョウチクトウ	ケヤキ	コアジサシ
銚子市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 精神衛生都市宣言（昭38） 公害追放都市宣言（昭45） 青色申告都市宣言（昭51） 非核・平和都市宣言（昭59） 産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言（平7） 健康スポーツ文化都市宣言（平18）	クースベイ市（米国：昭58） レガスビー市（フィリピン：昭60）	オオマツヨイグサ	サザンカ	—
市川市		○	○	安全都市宣言（昭38） 核兵器廃絶平和都市宣言（昭59） クリーン・グリーン都市宣言（平6） WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言（平16）	ガーデナ市（米国：昭37） メダン市（インドネシア：平元） 《友好都市》 樂山市（中国：昭56） 《パートナーシティ》 ローゼンハイム市（ドイツ：平16） イッシー・レ・ムリノー市（フランス：平24） 《自治体連携協定》 カゼルタ市（イタリア：令元） バルヌ市（エストニア：令元）	バラ	クロマツ	ウグイス
船橋市				スポーツ健康都市宣言（昭58） 平和都市宣言（昭61） 福祉と緑の都市宣言（平4）	ヘイワード市（米国：昭61） オーデンセ市（デンマーク：平元） 《友好都市》 西安市（中国：平6）	ヒマワリ カザグルマ	サザンカ	—
館山市		○	○	公明選挙都市宣言（昭38） 交通安全都市宣言（昭40） 福祉都市宣言（昭49） 青色申告都市宣言（昭55） 暴力追放都市宣言（昭62） 長寿健康都市宣言（平元） 平和都市宣言（平4） 生涯学習のまちづくり宣言（平11） スポーツ健康都市宣言（令2）	ベリンハム市（米国：昭33） ポートステューブンス市（オーストラリア：平21）	—	ツバキ	—
木更津市		○	○	交通安全都市宣言（昭41） 青色申告都市宣言（昭56） ゆとり宣言（平2） 平和都市宣言（平3） 生涯学習都市宣言（平4）	オーシャンサイド市（米国：平2） 《友好都市》 槐山郡（韓国：平28） ポゴール市（インドネシア：平28） ピスリグ市（フィリピン：平29） 苗栗市（台湾：平29） ダナン市（ベトナム：令元）	サツキ	ツバキ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名譽市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
松戸市		○	○	安全都市宣言（昭37） 世界平和都市宣言（昭60） 人権尊重都市宣言（平10）	ホワイトホース市 （オーストラリア：昭46）	ツツジ アジサイ ノギク	ユーカリ シイ サクラ ナシ	フクロウ ツバメ シラサギ
野田市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 明るく正しい選挙都市宣言（昭41） 個性豊かなまちづくりを行う 人権・平和尊重都市宣言（平9）		つつじ	けやき	ひばり
茂原市		○	○	交通安全都市宣言（昭57） 青色申告都市宣言（昭59） 健康都市宣言（平元） 平和都市宣言（平2）	ソルズベリー市 （オーストラリア：平14）	コスモス	ツツジ	—
成田市		○	○	世界連邦平和都市宣言（昭33） 公明選挙都市宣言（昭39） 交通安全都市宣言（昭41） 非核平和都市宣言（平7） スポーツ健康都市宣言（平16）	サンブルーノ市（米国：平2） フォクストン （ニュージーランド：平7） 《友好都市》 咸陽市（中国：昭63） 仁川広域市（韓国：平10） 井昌市（韓国：平14） ネストベズ市（デンマーク：平15） 桃園市（台湾：平28）	アジサイ	ウメ	—
佐倉市		○	○	交通安全都市宣言（昭38） 省エネルギー都市宣言（昭55） 緑の都市宣言（昭58） 平和都市宣言～非核三原則を守り核兵器 廃絶をめざして（平7） 人権尊重・人権擁護都市宣言（平9） 「佐倉市教育の日」宣言（平16）		ハナショウ ブ	サクラ	—
東金市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 青色申告の都市宣言（昭56） 非核平和都市宣言（平元）	リュエイユ・マルメゾン市 （フランス：平2） 《友好都市》 安曇野市（長野県：平27）	ソメイヨシ ノ	ラカンマキ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名誉市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
旭市			○	交通安全都市宣言（平17） 青色申告都市宣言（平17） 非核平和都市宣言（平17） 健康都市宣言（平17） 産業廃棄物最終処分場の設置と残土処分のための埋立て反対都市宣言（平17） ごみの減量化と3R推進のまち宣言（平29）	茅野市（長野県：平17） 中城村（沖縄県：平24）	ツバキ	クロマツ	—
習志野市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 核兵器廃絶平和都市宣言（昭57） 青色申告都市宣言（昭60） 健康なまち習志野宣言（平26）	タスカルーサ市（米国：昭61） 《姉妹湿地交流都市》 プリズベン市（オーストラリア：平10） 《友好都市》 南房総市（千葉県：平3） 富士吉田市（山梨県：平5） 京田辺市（京都府：平25） 上野村（群馬県：平25）	アジサイ	アカシア	—
柏市		○		公明選挙推進都市宣言（昭38） 交通安全都市宣言（昭38） 平和都市宣言（昭60）	トーランス市（米国：昭48） 綾瀬市（神奈川県：昭42） 《友好都市》 承德市（中国：昭58） グアム（米国：平3） キャムデン町（オーストラリア：平9） 《ふるさと交流都市》 只見町（福島県：平6） つがる市（青森県：平6）	カタクリ シバザクラ ヒマワリ	カシワ シイ	オナガ
勝浦市		○	○	交通安全都市宣言（昭56） 非核平和都市宣言（昭62） 暴力追放都市宣言（平元） 青色申告都市宣言（平2） 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言（平24）	《友好都市》 勝浦町（徳島県：平15） 那智勝浦町（和歌山県：平15） 西東京市（東京都：平15）	—	アジサイ	—
市原市		○	○	明るく正しい選挙都市宣言（昭40） 交通安全都市宣言（昭42） 障害者福祉都市宣言（昭58） 非核平和都市宣言（昭59） スポーツ健康都市宣言（平5） 不法投棄絶滅宣言（平12） 大地の恵みと豊かな食で健康いちほら都市宣言（平21）	モビール市（米国：平5）	コスモス	イチョウ	ウグイス
流山市		○	○	平和都市宣言（昭62） 健康都市宣言（平19）	相馬市（福島県：昭52） 信濃町（長野県：平9） 能登町（石川県：平24） 北上市（岩手県：令2）	ツツジ	ツゲ	オオタカ

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名誉市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
八千代市		○	○	緑の都市宣言 (昭62) 平和都市宣言 (昭62) 健康都市宣言 (平11)	タイラー市 (米国: 平4) 《友好都市》 バンコク都 (タイ: 平20)	バラ	ツツジ	—
我孫子市		○	○	交通安全都市宣言 (昭37) 平和都市宣言 (昭60) 男女共同参画都市宣言 (平13)		ツツジ	ケヤキ	オオバン
鴨川市		○	○	平和都市宣言 (平19)	マニトワック市 (米国: 平5) 身延町 (山梨県: 平20) 《友好都市》 荒川区 (東京都: 平3) 君津市 (千葉県: 平9) さいたま市 (埼玉県: 平16)	菜の花	松	—
鎌ヶ谷市		○	○	明るい家庭都市宣言 (昭46) 交通安全都市宣言 (昭46) 非核平和都市宣言 (昭59) 緑の都市宣言 (平3) 生涯スポーツ都市宣言 (平3)	ワカタネ (ニュージーランド: 平9)	梨の花 キキョウ	モクセイ	—
君津市		○	○	青色申告都市宣言 (昭55) 平和都市宣言 (平2) 健康都市宣言 (平23)	《友好都市》 鴨川市 (旧天津小湊町) (千葉県: 平9) 白岡市 (埼玉県: 令2)	ミツバ ツツジ	キャラ	—
富津市		○	○	青色申告都市宣言 (昭58) 平和都市宣言 (平2)	カールスバッド (米国: 昭63) 《友好都市》 甲州市 (山梨県: 平18)	ツツジ	サクラ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名誉市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
浦安市		○	○	非核平和都市宣言（昭60） 生涯スポーツ健康都市宣言（平22） ゼロカーボンシティ宣言（令2）	オランダ（米国：平元）	ツツジ	イチョウ	—
四街道市		○		核兵器廃絶平和都市宣言（昭58） 福祉のまちづくり宣言（平6） ゼロカーボンシティ宣言（令2）	リバモア市（米国：昭52）	サクラソウ	サクラ	—
袖ヶ浦市		○		明るい選挙のまち（昭51） 青色申告宣言都市（昭52） 平和都市宣言（平2） 環境保全都市宣言（平3）	イタジャイ市（ブラジル：昭54）	ユリ	シイ	ウグイス
八街市		○	○	非核平和都市宣言（昭59） 産業廃棄物最終処分場設置反対宣言 （昭62） ゆとり創造宣言（平2） 暴力追放都市宣言（平4） 健康安全都市宣言（平16） 青少年健全育成都市宣言（平20）	《友好都市》 濰坊市（中国：平13）	ヒマワリ	キンモクセイ	—
印西市		○	○	交通安全都市宣言（昭45） 非核平和都市宣言（平7） 健康都市宣言（平16）		コスモス	サクラ	メジロ
白井市		○		交通安全都市宣言（昭58） 平和都市宣言（昭62） 生涯学習都市宣言（平5） 環境都市宣言（平8） 健康文化都市宣言（平12）	《友好都市》 キャンパスビ （オーストラリア：平10） 伊達市 （福島県：平29）	サツキ	シイ	ホオジロ

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
富里市		○	○	非核平和都市宣言（昭59） 交通安全都市宣言（昭60）	《友好都市》 頭份市（台湾：平29）	サルビア	ヤマザクラ	—
南房総市		○		飲酒運転撲滅宣言（平18） 非核平和都市宣言（平18） 青色申告の都市宣言（平18） 「地産地消推進のまち南房総」宣言（平22） 「南房総市高齢者等見守り宣言」（平28）	ワシントン州ファーランドール市（米国：平3） 《友好都市》 武蔵野市（東京都：昭62） 習志野市（千葉県：平3） 富士吉田市（山梨県：平5） 川崎市多摩区（神奈川県：平6） 飯豊町（山形県：平8） 安中市（群馬県：平15）	—	—	—
匝瑳市		○	○	平和都市宣言（平18） 青色申告都市宣言（平18） 産業廃棄物最終処分場の設置反対都市宣言（平18） 健康都市宣言（平18） 米の輸入自由化阻止都市宣言（平18） 農作業安全都市宣言（平18） 地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言（平18）		チューリップ	イヌマキ	ウグイス
香取市		○	○	非核平和都市宣言（平19） 交通安全都市宣言（平19） 安全安心都市宣言（平19） 人権尊重都市宣言（平19） 健康長寿都市宣言（平19） 産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言（平19）	川西市（兵庫県：平22） 《友好都市》 喜多方市（福島県：平24） 鹿島市（佐賀県：平28） つくばみらい市（茨城県：平30）	アヤメ	サクラ	ヨシキリ
山武市				非核平和都市宣言（平19） 青色申告都市宣言（平19） 税金を大切に使うまち宣言（平23） 納税推進のまち宣言（平23） ゼロカーボンシティ宣言（令2）		野菊	杉	うぐいす
いすみ市		○		非核平和都市宣言（平20）	ダルース市（米国：平2） ウォバン市（米国：平7） 《友好都市》 南魚沼市（新潟県：平元）	—	—	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名誉市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
大網白里市		○	○	青色申告のまち宣言（昭51） 非核平和都市宣言（昭61） 敬老自治体宣言（平5） 環境都市宣言（平22）	中之条町（群馬県：昭54）	コスモス	モクセイ	—
酒々井町		○	○	交通安全都市宣言（昭41） 平和都市宣言（平元） あらゆる差別撤廃・人権尊重都市宣言 （平7） 健康創造都市宣言（平15） 非核・平和都市宣言（令元）		スイセン	ウメ	メジロ
栄町		○	○	青色申告宣言の町（平2） 不法投棄・ポイ捨てストップ宣言 （平14） 健康創造都市宣言（平19） 非核平和都市宣言（平22）		リンドウ	サザンカ	—
神崎町		○		青色申告の町宣言（昭51） 交通安全の町宣言（昭63） 廃棄物最終処理場反対宣言の町 （昭63） コメ輸入自由化反対都市宣言の町 （平2） 振替納税の町宣言（平3） 敬老自治体宣言（平4） 非核平和の町宣言（平5）		バラ	クスノキ	メジロ
多古町		○		青色申告宣言の町（昭61） 交通安全宣言の町（昭63） 暴力追放宣言の町（昭63） 産業廃棄物処分場設置反対の町宣言 （昭63） 非核平和宣言の町（平7） 敬老宣言（平11）		アジサイ	サザンカ	—
東庄町		○	○	青色申告宣言の町（昭61） 振替納税宣言の町（昭63） 産業廃棄物最終処分場設置反対宣言 （昭63） 非核平和宣言の町（平7）	《地域間交流》 飯綱町（長野県：平5）	—	オオムラサキ	コジュリン

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
九十九里町		○	○	交通安全宣言（昭37） 青色申告の町宣言（昭54） 非核平和都市宣言（昭63）	上市町（富山県：昭39）	オオマツヨイグサ	クロマツ	シロチドリ
芝山町		○	○	青色申告の町宣言（昭57） 非核平和都市宣言の町（昭62） コメ市場開放反対都市宣言（平5） 産業廃棄物処理施設等設置有害残土埋立反対宣言の町（平5） 交通事故を防止する宣言（平15）	《交流都市》 奄美市（鹿児島県：平26）	—	ヤマザクラ	—
横芝光町				非核平和宣言（平19） 飲酒運転追放宣言（平19） 青色申告・振替納税推進宣言（平19） 地産地消・食育推進宣言（平19） スポーツ健康都市宣言（平19） 微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言（平24）	松田町（神奈川県：平18） 千曲市（長野県：平18） 《友好都市》 光市（山口県：平18）	サクラ	ウメ	コアジサシ
一宮町		○		明るい選挙のまち（昭39） 交通安全宣言の町（昭58） 環境美化宣言の町（平元） 平和都市宣言（平7）	笛吹市（旧一宮町） （山梨県：昭57）	ヤマユリ	クロマツ	—
睦沢町		○	○	交通安全宣言の町（昭58） 非核平和宣言の町（平7）	《相互交流》 越生町（埼玉県：平30）	サツキ	ウメ	—
長生村		○	○	交通安全宣言の村（昭52） 青少年健全育成の村宣言（昭57） 青色申告宣言の村（昭58） 平和都市宣言（平18）	《友好都市》 東秩父村（埼玉県：令元）	ハマヒルガオ	ラカンマキ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名誉市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
白子町		○	○	交通安全宣言の町（昭58） 平和都市宣言の町（平7）	小谷村（長野県：平7）	ヒマワリ	クロマツ	—
長柄町		○	○	交通安全宣言の町（昭58）		—	ウメ	—
長南町		○	○	青色申告宣言の町（昭48） 交通安全宣言の町（昭58） 平和都市宣言の町（平21）		サクラ （花木） 紅花 （草花）	ヒノキ	ウグイス
大多喜町		○	○	青色申告宣言の町（昭54） 非核平和都市宣言の町（平6） シートベルト着用推進のまち宣言 （平8）	クエルナバカ市（メキシコ：昭53） 《友好都市》 荒川区（東京都：平7）	サクラ （花木） 菜の花 （草花）	モミジ	ウグイス
御宿町			○	青少年健全育成宣言の町（昭41） 青色申告宣言の町（昭50） 非核平和御宿町宣言（平9） 交通安全宣言の町（平10） 安心で安全なまちづくり宣言（平18）	アカブルコ市（メキシコ：昭53） 野沢温泉村（長野県：平9） テカマチャルコ市 （メキシコ：平25）	—	キョウチク トウ	—
鋸南町				青色申告の町宣言（昭51） 町民の健康づくりと環境美化推進宣言 の町（昭58） 交通安全の町宣言（昭59） 汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はい らない町宣言（平28）	辰野町（長野県：平元）	—	ツバキ	—

2 行政組織等 の 状 況

市町村長・副市町村長・議長名簿

令和3年1月1日現在

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
千葉市	熊谷俊人	R3.6.13	3期	鈴木達也	R4.6.30	岩井雅夫
				川口真友美	R6.3.31	
銚子市	越川信一	R3.5.16	2期	島田重信	R3.11.30	岩井文男
市川市	村越祐民	R4.4.21	1期	笠原智	R3.12.17	松永修巳
				大津政雄	R6.3.31	
船橋市	松戸徹	R3.7.18	2期	辻恭介	R5.7.31	日色健人
				山崎健二	R3.9.30	
館山市	金丸謙一	R4.12.9	4期	鈴木雄二	R6.3.31	石井信重
木更津市	渡辺芳邦	R4.3.30	2期	田中幸子	R4.6.30	近藤忍
松戸市	本郷谷健次	R4.7.2	3期	山田哲也	R5.6.30	木村みね子
				伊藤智清	R5.9.30	
野田市	鈴木有	R6.7.3	2期	今村繁	R3.3.31	平井正一
茂原市	田中豊彦	R6.5.20	4期	豊田正斗	R4.3.31	増田美夫
成田市	小泉一成	R5.1.20	4期	関根賢次	R3.6.30	秋山忍
				小幡章博	R4.7.9	
佐倉市	西田三十五	R5.4.26	1期	染井健夫	R5.9.30	爲田浩
東金市	鹿間陸郎	R4.4.24	1期	井上一雄	R4.9.30	小倉治夫
旭市	明智忠直	R3.7.30	3期	加瀬正彦	R3.3.31	木内欽市
習志野市	宮本泰介	R5.4.26	3期	諏訪晴信	R6.3.31	田中眞太郎

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
柏市	秋山浩保	R3.11.20	3期	鬼沢徹雄	R3.3.31	助川忠弘
勝浦市	土屋元	R5.7.30	1期	竹下正男	R5.8.15	黒川民雄
市原市	小出譲治	R5.6.15	2期	清宮宏之	R5.7.31	鈴木友成
				東宣行	R6.3.31	
流山市	井崎義治	R5.5.5	5期	石原重雄	R5.6.15	青野直
八千代市	服部友則	R3.5.25	1期	小野田吉純	R5.3.31	木下映実
我孫子市	星野順一郎	R5.1.24	4期	青木章	R4.3.31	西垣一郎
鴨川市	亀田郁夫	R3.3.12	1期	小柴祥司	R3.3.31	平松健治
鎌ヶ谷市	清水聖士	R4.7.27	5期	北村眞一	R4.12.23	森谷宏
君津市	石井宏子	R4.10.31	1期	中川茂治	R5.3.31	鴫田剛
富津市	高橋恭市	R6.10.5	2期	小泉義行	R6.12.31	渡邊務
浦安市	内田悦嗣	R3.3.25	1期	及川力	R5.6.30	宝新
				野澤邦彦	R6.3.31	
四街道市	佐渡齐	R4.2.27	3期	武富裕次	R4.6.30	森本次郎
袖ヶ浦市	粕谷智浩	R5.11.22	1期	花澤一男	R6.3.31	佐藤麗子
八街市	北村新司	R4.12.10	3期	橋本欣也	R6.3.31	鈴木広美
印西市	板倉正直	R6.7.27	3期	杉山甚一	R3.5.16	板橋睦

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
白井市	笠井喜久雄	R5.5.21	1期	高橋俊浩	R6.3.31	長谷川則夫
富里市	五十嵐博文	R5.8.24	1期	山根康夫	R6.3.31	野並慶光
南房総市	石井裕	R4.4.22	4期	嶋田守	R4.5.15	青木正孝
匝瑳市	太田安規	R4.2.25	3期	宇井和夫	R5.3.31	石田勝一
香取市	宇井成一	R4.4.29	4期	大堀常昭	R5.3.31	田山一夫
山武市	松下浩明	R4.4.22	1期	寺澤毅彦	R4.7.9	大川義男
いすみ市	太田洋	R3.12.24	4期	上島浩一	R4.7.5	横山正樹
大網白里市	金坂昌典	R5.1.16	3期	深井良司	R5.3.31	北田宏彦
酒々井町	小坂泰久	R3.12.6	4期	齋藤甲一	R6.3.31	江澤眞一
栄町	岡田正市	R4.5.22	3期	古川正彦	R6.3.31	橋本浩
神崎町	椿等	R5.6.22	1期	(欠)		石橋伸一
多古町	所一重	R4.4.26	1期	青柳徹	R4.5.31	勝又一徳
東庄町	岩田利雄	R5.1.20	7期	金島正好	R6.3.31	山崎ひろみ
九十九里町	大矢吉明	R5.10.11	2期	鈴木浩光	R6.3.31	内山菊敏
芝山町	相川勝重	R3.12.6	6期	佐久間勇	R5.3.31	岩澤達弥

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
横芝光町	佐藤晴彦	R6. 3. 24	4期	山田智志	R3. 3. 31	鈴木克征
一宮町	馬淵昌也	R6. 5. 25	2期	川島敏文	R4. 3. 31	鶴沢一男
睦沢町	田中憲一	R6. 7. 28	1期	高橋正一	R6. 8. 3	今関澄男
長生村	小高陽一	R6. 7. 16	3期	田中孝次	R6. 9. 30	小倉利一
白子町	林和雄	R3. 6. 18	7期	緑川輝男	R5. 3. 31	酒井良信
長柄町	清田勝利	R4. 9. 12	2期	田中武典	R4. 10. 31	星野一成
長南町	平野貞夫	R4. 1. 31	2期	(欠)		松野唱平
大多喜町	飯島勝美	R4. 1. 28	3期	西郡栄一	R5. 3. 31	野村賢一
御宿町	石田義廣	R6. 12. 23	4期	(欠)		土井茂夫
鋸南町	白石治和	R5. 4. 26	6期	内田正司	R5. 5. 21	青木悦子

(2) 市町村長氏名、任期満了年月日、就任回数、所属党派、投票率、就任年月日

市町村名	市町村長氏名	任期満了年月日	就任回数	左のうち無投票選	所属党派	直近に行われた選挙	
						執行年月日	投票率
千葉市	熊谷俊人	R 3. 6. 13	3	0	無所属	H 29. 5. 28	29.07
銚子市	越川信一	R 3. 5. 16	2	0	〃	H 29. 4. 23	52.57
市川市	村越祐民	R 4. 4. 21	1	0	〃	H 30. 4. 22	33.97
船橋市	松戸徹	R 3. 7. 18	2	0	〃	H 29. 6. 18	28.10
館山市	金丸謙一	R 4. 12. 9	4	0	〃	H 30. 11. 18	47.71
木更津市	渡辺芳邦	R 4. 3. 30	2	1	〃	H 30. 3. 25	無投票
松戸市	本郷谷健次	R 4. 7. 2	3	0	〃	H 30. 6. 10	29.33
野田市	鈴木有	R 6. 7. 3	2	1	〃	R 2. 6. 28	無投票
茂原市	田中豊彦	R 6. 5. 20	4	1	〃	R 2. 4. 26	37.34
成田市	小泉一成	R 5. 1. 20	4	2	〃	H 30. 12. 23	無投票
佐倉市	西田三十五	R 5. 4. 26	1	0	〃	H 31. 4. 21	48.07
東金市	鹿間陸郎	R 4. 4. 24	1	0	〃	H 30. 4. 15	42.53
旭市	明智忠直	R 3. 7. 30	3	0	〃	H 29. 7. 23	40.65
習志野市	宮本泰介	R 5. 4. 26	3	0	〃	H 31. 4. 21	43.85
柏市	秋山浩保	R 3. 11. 20	3	0	〃	H 29. 10. 22	49.14
勝浦市	土屋元	R 5. 7. 30	1	0	〃	R 1. 7. 7	61.65
市原市	小出譲治	R 5. 6. 15	2	1	〃	R 1. 6. 2	無投票
流山市	井崎義治	R 5. 5. 5	5	0	〃	H 31. 4. 21	43.87
八千代市	服部友則	R 3. 5. 25	1	0	〃	H 29. 5. 21	37.29
我孫子市	星野順一郎	R 5. 1. 24	4	0	〃	H 31. 1. 20	40.86
鴨川市	亀田郁夫	R 3. 3. 12	1	0	〃	H 29. 3. 5	65.75
鎌ヶ谷市	清水聖士	R 4. 7. 27	5	0	〃	H 30. 7. 8	33.42
君津市	石井宏子	R 4. 10. 31	1	0	〃	H 30. 10. 14	50.55
富津市	高橋恭市	R 6. 10. 5	2	1	〃	R 2. 9. 27	無投票
浦安市	内田悦嗣	R 3. 3. 25	1	0	〃	H 29. 3. 26	45.20
四街道市	佐渡斉	R 4. 2. 27	3	0	〃	H 30. 2. 18	34.63
袖ヶ浦市	粕谷智浩	R 5. 11. 22	1	0	〃	R 1. 11. 10	47.33
八街市	北村新司	R 4. 12. 10	3	2	〃	H 30. 11. 18	無投票
印西市	板倉正直	R 6. 7. 27	3	0	〃	R 2. 7. 19	37.05
白井市	笠井喜久雄	R 5. 5. 21	1	1	〃	H 31. 4. 21	無投票
富里市	五十嵐博文	R 5. 8. 24	1	1	〃	R 1. 8. 4	無投票
南房総市	石井裕	R 4. 4. 22	4	3	〃	H 30. 4. 15	無投票
匝瑳市	太田安規	R 4. 2. 25	3	2	〃	H 30. 2. 4	無投票
香取市	宇井成一	R 4. 4. 29	4	0	〃	H 30. 4. 22	48.90
山武市	松下浩明	R 4. 4. 22	1	0	〃	H 30. 4. 15	48.10
いすみ市	太田洋	R 3. 12. 24	4(2)	3	〃	H 29. 11. 26	無投票
大網白里市	金坂昌典	R 5. 1. 16	3	1	〃	H 30. 12. 23	無投票
酒々井町	小坂泰久	R 3. 12. 6	4	2	〃	H 29. 11. 26	無投票
栄町	岡田正市	R 4. 5. 22	3	2	〃	H 30. 4. 22	47.35
神崎町	椿等	R 5. 6. 22	1	0	〃	R 1. 6. 23	70.38
多古町	所一重	R 4. 4. 26	1	0	〃	H 30. 4. 8	68.42
東庄町	岩田利雄	R 5. 1. 20	7	5	〃	H 30. 12. 23	無投票
九十九里町	大矢吉明	R 5. 10. 11	2	0	〃	R 1. 8. 25	60.36
芝山町	相川勝重	R 3. 12. 6	6	2	〃	H 29. 11. 26	65.86
横芝光町	佐藤晴彦	R 6. 3. 24	4	2	〃	R 2. 3. 15	無投票
一宮町	馬淵昌也	R 6. 5. 25	2	0	〃	R 2. 5. 17	68.80
睦沢町	田中憲一	R 6. 7. 28	1	0	〃	R 2. 7. 12	72.20
長生村	小高陽一	R 6. 7. 16	3	1	〃	R 2. 6. 21	無投票
白子町	林和雄	R 3. 6. 18	7	7	〃	H 29. 5. 28	無投票
長柄町	清田勝利	R 4. 9. 12	2	0	〃	H 30. 8. 26	64.45
長南町	平野貞夫	R 4. 1. 31	2	1	〃	H 30. 1. 21	無投票
大多喜町	飯島勝美	R 4. 1. 28	3	1	〃	H 30. 1. 21	無投票
御宿町	石田義廣	R 6. 12. 23	5	2	〃	R 2. 12. 13	無投票
鋸南町	白石治和	R 5. 4. 26	7	3	〃	H 31. 4. 21	無投票

市町村名	就任年月日 「無」は無投票当選の略						
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
千葉市	H 21 . 6 . 14	H 25 . 6 . 14	H 29 . 6 . 14				
銚子市	H 25 . 5 . 17	H 29 . 5 . 17					
市川市	H 30 . 4 . 22						
船橋市	H 25 . 7 . 19	H 29 . 7 . 19					
館山市	H 18 . 12 . 10	H 22 . 12 . 10	H 26 . 12 . 10	H 30 . 12 . 10			
木更津市	H 26 . 3 . 31	H 30 . 3 . 31 無					
松戸市	H 22 . 7 . 3	H 26 . 7 . 3	H 30 . 7 . 3				
野田市	H 28 . 7 . 4	R 2 . 7 . 4 無					
茂原市	H 20 . 5 . 21	H 24 . 5 . 21	H 28 . 5 . 21 無	R 2 . 5 . 21			
成田市	H 19 . 1 . 22	H 23 . 1 . 21	H 27 . 1 . 21 無	H 31 . 1 . 21 無			
佐倉市	H 31 . 4 . 27						
東金市	H 30 . 4 . 25						
旭市	H 21 . 7 . 31	H 25 . 7 . 31	H 29 . 7 . 31				
習志野市	H 23 . 4 . 27	H 27 . 4 . 27	H 31 . 4 . 27				
柏市	H 21 . 11 . 21	H 25 . 11 . 21	H 29 . 11 . 21				
勝浦市	R 1 . 7 . 31						
市原市	H 27 . 6 . 16	R 1 . 6 . 16 無					
流山市	H 15 . 5 . 6	H 19 . 5 . 6	H 23 . 5 . 6	H 27 . 5 . 6	H 31 . 5 . 6		
八千代市	H 29 . 5 . 26						
我孫子市	H 19 . 1 . 25	H 23 . 1 . 25	H 27 . 1 . 25	H 31 . 1 . 25			
鴨川市	H 29 . 3 . 13						
鎌ヶ谷市	H 14 . 7 . 28	H 18 . 7 . 28	H 22 . 7 . 28	H 26 . 7 . 28	H 30 . 7 . 28		
君津市	H 30 . 11 . 1						
富津市	H 28 . 10 . 6	R 2 . 10 . 6 無					
浦安市	H 29 . 3 . 26						
四街道市	H 22 . 3 . 1	H 26 . 2 . 28	H 30 . 2 . 28				
袖ヶ浦市	R 1 . 11 . 23						
八街市	H 22 . 12 . 11	H 26 . 12 . 11 無	H 30 . 12 . 11 無				
印西市	H 24 . 7 . 28	H 28 . 7 . 28	R 2 . 7 . 28				
白井市	R 1 . 5 . 22 無						
富里市	R 1 . 8 . 25 無						
南房総市	H 18 . 4 . 24	H 22 . 4 . 23 無	H 26 . 4 . 23 無	H 30 . 4 . 23 無			
匝瑳市	H 22 . 2 . 26	H 26 . 2 . 26 無	H 30 . 2 . 26 無				
香取市	H 18 . 5 . 1	H 22 . 4 . 30	H 26 . 4 . 30	H 30 . 4 . 30			
山武市	H 30 . 4 . 23	※(旧)山武町の町長を1期務めた。					
いすみ市	H 17 . 12 . 25	H 21 . 12 . 25 無	H 25 . 12 . 25 無	H 29 . 12 . 25 無	※(旧)岬町の町長を2期務めた。		
大網白里市	H 23 . 1 . 17	H 27 . 1 . 17	H 31 . 1 . 17 無				
酒々井町	H 17 . 12 . 7	H 21 . 12 . 7	H 25 . 12 . 7 無	H 29 . 12 . 7 無			
栄町	H 22 . 5 . 24 無	H 26 . 5 . 23 無	H 30 . 5 . 23				
神崎町	R 1 . 6 . 23						
多古町	H 30 . 4 . 27						
東庄町	H 7 . 1 . 21	H 11 . 1 . 21 無	H 15 . 1 . 21 無	H 19 . 1 . 21 無	H 23 . 1 . 21	H 27 . 1 . 21 無	H 31 . 1 . 21 無
九十九里町	H 27 . 10 . 12	R 1 . 10 . 12					
芝山町	H 9 . 12 . 7	H 13 . 12 . 7	H 17 . 12 . 7 無	H 21 . 12 . 7 無	H 25 . 12 . 7	H 29 . 12 . 7	
横芝光町	H 18 . 4 . 23	H 24 . 3 . 25	H 28 . 3 . 25 無	R 2 . 3 . 25 無			
一宮町	H 28 . 5 . 26	R 2 . 5 . 26					
睦沢町	R 2 . 7 . 29						
長生村	H 24 . 7 . 17	H 28 . 7 . 17	R 2 . 7 . 17 無				
白子町	H 5 . 6 . 19 無	H 9 . 6 . 19 無	H 13 . 6 . 19 無	H 17 . 6 . 19 無	H 21 . 6 . 19 無	H 25 . 6 . 19 無	H 29 . 6 . 19 無
長柄町	H 26 . 9 . 13	H 30 . 9 . 13					
長南町	H 26 . 2 . 1	H 30 . 2 . 1 無					
大多喜町	H 22 . 1 . 29	H 26 . 1 . 29	H 30 . 1 . 29 無				
御宿町	H 20 . 12 . 24	H 24 . 12 . 24	H 28 . 12 . 24 無 R 1 . 7 . 7	R 2 . 12 . 24 無			
鋸南町	H 11 . 4 . 26	H 15 . 4 . 27 無 H 16 . 11 . 21	H 19 . 4 . 27	H 23 . 4 . 27	H 27 . 4 . 27 無	H 31 . 4 . 27 無	

注1 「就任回数」欄の()内の数字は、合併前の旧市町村における就任回数を外書きで示した。

注2 大網白里市は、平成25年1月1日に市制施行しており、平成24年12月31日以前の記載は大網白里町のものである。

注3 任期中に辞任した後、当該辞任に伴う選挙で再び当選した場合は、「就任年月日」を二段書きしている。

(3)議会

ア 議員定数、議員党派別内訳、議員任期、投票率

市町村名	定数 条例 制定改正		現 定 数	現 員 数	欠 員							
	定 数	年 月 日				自由民主党	立憲民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	国民民主党	社会民主党
千葉市	50	H26.6.27	50	49	1	17		8 (1)		6 (3)		
銚子市	18	H28.3.25	18	16	2			2 (1)		1 (1)		1
市川市	42	H14.11.15	42	42	0	7		8 (1)		5 (3)		1
船橋市	50	H14.10.2	50	50	0	11 (3)		10 (3)		5 (4)		
館山市	18	H22.9.22	18	18	0			2				1 (1)
木更津市	24	H24.12.19	24	24	0	5		4 (3)		1 (1)		
松戸市	44	H22.8.27	44	44	0	7 (1)		10 (2)		4 (3)		1
野田市	28	H21.12.21	28	28	0	1		5 (1)		3 (1)		1
茂原市	22	H28.6.20	22	22	0			3 (1)		2 (1)		
成田市	30	H14.12.27	30	29	1	1		3		2 (1)		1
佐倉市	28	H22.12.28	28	28	0	1		4 (2)		2 (1)		
東金市	※ 20	R 2.6.26	22	22	0			3 (1)		2 (2)		1
旭市	20	H27.12.25	20	17	3			2 (1)		1		
習志野市	30	H14.10.1	30	30	0			5 (2)	1	3 (1)		
柏市	36	H18.9.21	36	36	0	5		7 (2)	1	5 (3)		1
勝浦市	15	H30.12.13	15	15	0							
市原市	32	H26.6.18	32	32	0	10		6 (2)		2 (1)		
流山市	28	H17.12.19	28	28	0	7 (2)		4 (1)		4 (1)		1
八千代市	28	H25.12.24	28	28	0	6		5 (1)	1	4 (1)		
我孫子市	24	H21.3.24	24	24	0	4		4 (2)	2 (1)	2		1
鴨川市	18	H28.3.24	18	18	0	5		1 (1)				
鎌ヶ谷市	24	H20.6.23	24	24	0	1		5 (1)		2 (1)		
君津市	22	H29.6.30	22	22	0			3 (1)		1		
富津市	16	H27.12.16	16	16	0			1		1 (1)		
浦安市	21	H14.9.30	21	21	0	2		3 (1)	1 (1)	1 (1)		
四街道市	20	R 1.12.27	20	20	0			3 (1)		2 (2)		
袖ヶ浦市	22	H27.6.23	22	22	0			2 (2)		2 (1)		
八街市	20	H26.9.29	20	20	0			4 (2)		2 (2)		
印西市	22	H26.10.3	22	22	0	1		2 (1)		2 (1)		
白井市	21	H18.6.27	21	21	0	1 (1)		3 (2)		2 (1)		
富里市	18	H23.1.28	18	18	0			3 (1)		1 (1)		
南房総市	18	H29.6.30	18	18	0			1 (1)		1 (1)		
匝瑳市	18	H30.7.18	18	18	0			1		2 (1)		
香取市	22	H25.9.27	22	22	0			2		2		
山武市	20	H28.9.23	20	20	0			3 (1)		1		
いすみ市	18	H26.8.26	18	18	0			2 (1)		1 (1)		
大網白里市	18	H27.9.3	18	18	0			3 (2)		1		
酒々井町	16	H18.9.21	16	16	0			1 (1)		2 (1)		
栄町	14	H23.12.20	14	14	0			1 (1)		1		
神崎町	10	H18.9.28	10	10	0					1 (1)		
多古町	14	H22.6.21	14	14	0					2 (1)		
東庄町	14	H26.9.22	14	14	0			1 (1)				
九十九里町	14	H30.12.14	14	14	0			2 (2)		1 (1)		
芝山町	12	H24.9.24	12	12	0							
横芝光町	16	H26.6.25	16	16	0			1 (1)		1		
一宮町	14	H30.6.21	14	13	1							
睦沢町	14	H18.12.15	14	14	0			1				
長生村	16	H17.12.12	16	16	0			1		2		
白子町	14	H23.9.22	14	14	0			1		1 (1)		
長柄町	12	H22.12.15	12	12	0			1 (1)				
長南町	13	H30.12.7	13	13	0			1 (1)		1		
大多喜町	12	H16.10.1	12	12	0			1 (1)		1 (1)		
御宿町	12	H18.3.20	12	12	0							
鯉南町	12	H18.6.16	12	11	1					1 (1)		
市計	925		927	920	7	92 (7)	0 (0)	137 (45)	6 (2)	78 (42)	0 (0)	10 (1)
町村計	229		229	227	2	0 (0)	0 (0)	12 (9)	0 (0)	14 (7)	0 (0)	0 (0)
県計	1,154		1,156	1,147	9	92 (7)	0 (0)	149 (54)	6 (2)	92 (49)	0 (0)	10 (1)

注1 ※は次回一般選挙から適用(従前と変更があるもののみ)

令和2年12月31日現在

市町村名	所属党派別				任期満了年月日	直近に行われた選挙		
	れいわ新選組	NHKから国民を守る党	諸派	無所属		合計	執行年月日	投票率(%)
千葉市			12 (5)	6 (1)	49 (10)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 7	38.77
銚子市				12 (2)	16 (4)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	53.71
市川市	1		1	19 (2)	42 (6)	R 5 . 5 . 1	H3 1 . 4 . 2 1	33.23
船橋市	1		5 (1)	18 (2)	50 (13)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	34.34
館山市				15 (2)	18 (3)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	55.91
木更津市			2 (1)	12 (2)	24 (7)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	43.39
松戸市	1 (1)		4 (2)	17 (2)	44 (11)	R 4 . 1 1 . 2 6	H3 0 . 1 1 . 1 8	36.19
野田市			4 (1)	14 (2)	28 (5)	R 4 . 5 . 3 0	H3 0 . 5 . 2 7	43.05
茂原市			1	16	22 (2)	R 3 . 4 . 3 0	H2 9 . 4 . 2 3	46.20
成田市			1	21 (2)	29 (3)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	45.44
佐倉市			5 (2)	16 (5)	28 (10)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	48.07
東金市				16 (1)	22 (4)	R 3 . 3 . 3 1	H2 9 . 3 . 2 6	51.00
旭市				14	17 (1)	R 3 . 1 2 . 3 1	H2 9 . 1 2 . 1 7	50.77
習志野市	1		2	18 (2)	30 (5)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	43.85
柏市	1		3 (3)	13 (1)	36 (9)	R 5 . 8 . 3 1	R 1 . 8 . 4	34.22
勝浦市				15 (3)	15 (3)	R 5 . 5 . 1 0	H3 1 . 4 . 2 1	67.25
市原市			3 (2)	11 (1)	32 (6)	R 5 . 6 . 1 5	R 1 . 6 . 2	41.59
流山市	1		2	9 (2)	28 (6)	R 5 . 5 . 5	H3 1 . 4 . 2 1	43.87
八千代市	1		2 (1)	9 (1)	28 (4)	R 5 . 1 . 1 4	H3 0 . 1 2 . 1 6	34.89
我孫子市			1	10 (2)	24 (5)	R 5 . 1 1 . 3 0	R 1 . 1 1 . 1 7	42.91
鴨川市				12 (1)	18 (2)	R 4 . 5 . 3 1	H3 0 . 5 . 2 7	63.67
鎌ヶ谷市			3	13 (1)	24 (3)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	40.94
君津市				18 (2)	22 (3)	R 5 . 9 . 2 7	R 1 . 9 . 2 2	45.60
富津市				14 (1)	16 (2)	R 6 . 4 . 2 4	R 2 . 4 . 1 9	52.40
浦安市			2 (1)	12 (4)	21 (8)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	37.74
四街道市			3 (1)	12 (1)	20 (5)	R 6 . 3 . 9	R 2 . 2 . 2 3	39.02
袖ヶ浦市				18 (2)	22 (5)	R 6 . 1 1 . 2	R 2 . 1 0 . 1 1	46.73
八街市			1	13	20 (4)	R 5 . 9 . 1 5	R 1 . 8 . 2 5	38.05
印西市			2	15 (5)	22 (7)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	42.73
白井市				15 (4)	21 (8)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	44.74
富里市			1	13 (2)	18 (4)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	39.62
南房総市				16	18 (2)	R 4 . 4 . 2 2	H3 0 . 4 . 1 5	66.57
匝瑳市				15 (1)	18 (2)	R 4 . 1 0 . 3 1	H3 0 . 1 0 . 2 8	無投票
香取市				18 (1)	22 (1)	R 4 . 1 2 . 2 6	H3 0 . 1 2 . 1 6	52.72
山武市				16 (1)	20 (2)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	55.60
いすみ市				15	18 (2)	R 4 . 1 1 . 3 0	H3 0 . 1 1 . 1 1	59.98
大網白里市				14 (1)	18 (3)	R 5 . 1 1 . 3 0	R 1 . 1 1 . 1 0	52.88
酒々井町			1	12 (2)	16 (4)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	48.32
栄町			1	11 (2)	14 (3)	R 6 . 4 . 3 0	R 2 . 4 . 1 9	48.90
神崎町				9	10 (1)	R 5 . 7 . 3 1	R 1 . 7 . 2 1	66.40
多古町				12 (2)	14 (3)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	無投票
東庄町				13	14 (1)	R 5 . 1 1 . 3 0	R 1 . 1 1 . 1 7	56.01
九十九里町				11 (1)	14 (4)	R 5 . 9 . 1 4	R 1 . 8 . 2 5	60.39
芝山町				12 (1)	12 (1)	R 6 . 2 . 2 9	R 2 . 2 . 9	無投票
横芝光町				14 (1)	16 (2)	R 5 . 4 . 3 0	H3 1 . 4 . 2 1	56.95
一宮町				13 (1)	13 (1)	R 4 . 1 1 . 2	H3 0 . 1 0 . 2 1	65.83
睦沢町				13 (1)	14 (1)	R 6 . 1 . 1 9	R 1 . 1 2 . 2 2	無投票
長生村				13	16 (0)	R 4 . 5 . 2	H3 0 . 4 . 2 2	65.82
白子町				12	14 (1)	R 5 . 1 2 . 1 0	R 1 . 1 1 . 2 4	68.21
長柄町				11 (1)	12 (2)	R 5 . 7 . 3 1	R 1 . 7 . 2 8	無投票
長南町				11	13 (1)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	73.61
大多喜町				10	12 (2)	R 3 . 1 . 2 4	H2 9 . 1 . 1 5	67.50
御宿町				12 (2)	12 (2)	R 5 . 9 . 3 0	R 1 . 9 . 2 2	66.72
鋸南町				10 (1)	11 (2)	R 5 . 4 . 2 9	H3 1 . 4 . 2 1	無投票
市計	0 (0)	7 (1)	60 (20)	530 (62)	920 (180)			
町村計	0 (0)	0 (0)	2 (0)	199 (15)	227 (31)			
県計	0 (0)	7 (1)	62 (20)	729 (77)	1,147 (211)			

注1 所属党派は、立候補届出に記載された党派である。
ただし、令和2年9月14日に解散した立憲民主党、令和2年9月11日に解散した国民民主党、民進党に
については、「諸派」として、集計している。
注2 かつこ内は、合計のうち女性議員数である。

イ 議会議員、年齢別、在職期間別、職業別構成状況

市町村名	年 齢 別						在 職 期 間 別					
	30歳未満	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	4年未満	4年～7年	8年～11年	12年～15年	16年～19年	20年以上
千葉市	1	1	9	18	10	10	6	9	11	6	2	15
銚子市			3	2	7	4	5	3	3	2		3
市川市		3	11	6	11	11	9	5	10	7	6	5
船橋市		5	16	13	10	6	9	17	3	5	9	7
館山市			2	5	8	3	4	1	7	2	2	2
木更津市			2	7	12	3	4	2	8	4	2	4
松戸市		1	15	14	9	5	8	8	8	8	6	6
野田市		1	4	6	14	3	6	9	7	2	2	2
茂原市			2	4	7	9	4	6	5		3	4
成田市	1	1	6	3	12	6	6	4	4	2	7	6
佐倉市		1	7	8	7	5	12	5	5	2	3	1
東金市			1	5	5	11	4	7	1	6	3	1
旭市			1	2	9	5	3	4	2	2	3	3
習志野市		2	5	8	11	4	2	6	8	6	3	5
柏市		3	9	8	8	8	8	5	4	5	5	9
勝浦市			3	3	6	3	2	2	3	2	1	5
市原市		1	6	13	10	2	6	9	4	8	4	1
流山市		1	8	8	9	2	4	8	9	1	3	3
八千代市		1	4	9	7	7	5	6	3	8	1	5
我孫子市		3	3	7	4	7	3	3	1	9	3	5
鴨川市		1	2	3	9	3	5	7	1	1	2	2
鎌ヶ谷市	1		6	8	6	3	10	3	1	2	3	5
君津市		2	6	4	5	5	4	6	5	4		3
富津市		1	2	5	6	2	5	5	2	1	1	2
浦安市		3	7	5	3	3	7	6	3	4	1	
四街道市		1	2	6	6	5	4	5	1	2	1	7
袖ヶ浦市		1	3	10	6	2	6	4	6	4	1	1
八街市			3	7	4	6	5	3	4	4	1	3
印西市		1	2	5	10	4	5	7	2	6		2
白井市			4	3	9	5	3	9	2	3	3	1
富里市		1	2		6	9	5	1	4	2	3	3
南房総市			3	2	5	8	4	2	5	7		
匝瑳市			1	2	7	8		7	2	9		
香取市		2	1	4	9	6	9	1	1	3	3	5
山武市		1	2	3	7	7	5	3		3	3	6
いすみ市			1	3	7	7	5	1	2	3	1	6
大網白里市				7	7	4	6	3	6	2		1
酒々井町			3	1	3	9	4	2		5	2	3
栄町			1	1	7	5	3	3	1	2		5
神崎町				2	5	3	4		3		2	1
多古町			2	3	5	4	7	1	3	1		2
東庄町			1		9	4	3	2	4	3	2	
九十九里町		1		2	7	4	3	1	5		3	2
芝山町		1	1	3	4	3	1	3	3	3	1	1
横芝光町			1	2	6	7	3	5	2		1	5
一宮町			1	3	4	5	4		6	1	1	1
睦沢町		2	1		3	8	4	4	2	1	1	2
長生村			1		6	9	7	1	4	1		3
白子町		1	1	1	8	3	2	2	2	1	2	5
長柄町			1	3	7	1	3	5	4			
長南町				1	7	5	2	5	3		1	2
大多喜町				1	4	7	2	6	1	1	1	1
御宿町			1	3	3	5	5	3	2			2
鋸南町		1		2	4	4	4	2	2	1		2
市計	3	38	164	226	288	201	198	192	153	147	91	139
町村計	0	6	15	28	92	86	61	45	47	20	17	37
県計	3	44	179	254	380	287	259	237	200	167	108	176

令和2年12月31日現在

市町村名	職業別							平均年齢 (歳)	最年長 (歳)	最年少 (歳)	
	農林水産業	建設業	製造業	小売・卸売業	サービス業	無職	その他				
千葉市			1				2	46	58	80	29
銚子市				1	1		5	9	61	75	43
市川市					1		5	36	58	81	34
船橋市				1	2		4	43	53	77	32
館山市	3						5	10	62	74	45
木更津市	1	1	1	1			5	15	62	79	41
松戸市		1		1	1		3	38	55	80	36
野田市	2	1					1	24	59	76	39
茂原市	5	4	1	1	1			10	64	75	47
成田市						2	3	24	59	74	28
佐倉市	3			1			4	20	57	73	39
東金市	9		3	1			1	8	66	83	48
旭市	10		1	1				5	65	77	43
習志野市				1	4		3	22	58	85	34
柏市	2						3	31	56	75	39
勝浦市	3	2			1		2	7	62	80	43
市原市	1	1	1	3	1		3	22	56	73	32
流山市		1			1		1	25	56	82	31
八千代市	1						2	25	60	75	36
我孫子市	2						1	21	59	84	37
鴨川市	6			1			2	9	60	78	38
鎌ヶ谷市	1						5	18	56	76	28
君津市	3	1	3	1	6		4	4	57	74	31
富津市		1				4	4	7	59	80	39
浦安市					1		1	19	52	79	35
四街道市		1		1			1	17	60	76	39
袖ヶ浦市	1	2		1	4		5	9	57	74	35
八街市	3	1	2	1			8	5	61	76	40
印西市	4			1			4	13	61	77	35
白井市							3	18	61	75	41
富里市	1				2		9	6	65	78	34
南房総市	6				3		2	7	64	78	40
匝瑳市	6	1		1	1			9	67	79	46
香取市	6			1	1	1	1	13	63	79	33
山武市	3			2	1	3	3	11	62	78	35
いすみ市	4	1		1	5	2	2	5	65	78	48
大網白里市	1	3	1	1	5	3	3	4	63	77	52
酒々井町	4						6	6	66	82	46
栄町	4				3		6	1	66	79	43
神崎町	3						1	6	66	75	53
多古町	6	1					1	6	62	77	43
東庄町	3		1	3			1	6	66	77	48
九十九里町	2	1	1	1			1	8	63	75	39
芝山町	8				1		1	2	60	72	31
横芝光町	9						2	5	66	77	43
一宮町	3	2		3	3		2		65	75	45
睦沢町	5	2					2	5	65	83	36
長生村	3	2		1			2	8	67	76	49
白子町	8	2		2			1	1	64	74	35
長柄町	7	1		1	1		1	1	63	71	49
長南町	5	1					4	3	67	78	58
大多喜町	5			1	1			5	70	78	58
御宿町				2	2		2	6	66	83	46
鋸南町	3			1			2	5	64	73	39
市計	87	22	14	24	48	110	615	59			
町村計	78	12	2	15	11	35	74	65			
県計	165	34	16	39	59	145	689	60			

市町村名	定例会日程（令和2年） ※1				※2 インターネット配信		政務活動費の状況		
	3月議会	6月議会	9月議会	12月議会	○あり	条例 ○あり	交付方法		交付額 (円/人、月)
							個人	会派	
千葉市	2.18～3.16	6.8～6.17	9.8～10.7	11.26～12.15	○	○	○	○	300,000
銚子市	2.25～3.18	5.29～6.22	9.1～9.25	11.27～12.21	○	○		○	30,000
市川市	2.19～3.11	6.12～6.22	9.4～9.30	11.27～12.10	○	○	○	○	480,000(年額)
船橋市	2.14～3.25	5.22～6.10	8.28～10.5	11.16～12.21	○	○	○	○	80,000
館山市	2.21～3.24	6.9～6.26	8.31～9.28	11.30～12.17	○	○		○	100,000(年額)
木更津市	2.14～3.25	6.4～6.16	8.27～9.24	11.26～12.17	○	○		○	20,000
松戸市	2.25～3.25	6.9～6.18	9.1～9.28	12.4～12.21	○	○	○	○	50,000
野田市	3.3～3.26	7.13～8.3	9.1～9.25	11.30～12.17	○	○		○	22,500
茂原市	2.19～3.13	6.3～6.18	9.2～9.17	11.25～12.10	○	○		○	14,000
成田市	2.21～3.19	6.5～6.19	8.28～9.24	11.27～12.16	○	○		○	720,000(年額)
佐倉市	2.25～3.24	6.8～6.22	8.24～9.14	11.24～12.14	○	○	○	○	430,000(年額)
東金市	2.28～3.23	6.5～6.23	9.2～9.18	12.1～12.17	○	○		○	14,000
旭市	2.27～3.18	6.8～6.25	9.1～9.24	11.25～12.14	○	○	○		10,000
習志野市	2.20～3.25	6.1～6.23	9.1～9.30	11.25～12.22	○	○		○	30,000
柏市	2.21～3.17	6.5～6.24	9.4～9.29	11.27～12.18	○	○	○	○	80,000
勝浦市	2.25～3.13	6.8～6.16	9.7～9.23	12.7～12.17	○	○		○	120,000(年額)
市原市	2.17～3.24	6.15～7.31	9.2～10.7	12.1～12.17	○	○		○	90,000
流山市	2.20～3.23	6.4～6.12	9.3～10.6	11.26～12.16	○	○	○	○	40,000
八千代市	2.19～3.19	6.1～6.16	8.27～9.28	11.30～12.22	○	○		○	40,000
我孫子市	2.26～3.18	6.1～6.18	8.31～9.24	11.30～12.22	○	○	○		25,000
鴨川市	2.21～3.19	6.10～6.25	8.28～9.24	11.30～12.17	○	○		○	10,000
鎌ヶ谷市	2.20～3.6	6.11～6.26	9.3～9.29	11.26～12.11	○	○		○	20,000
君津市	2.18～3.19	6.2～6.17	9.2～9.29	11.30～12.18	○	○		○	20,000
富津市	2.21～3.24	6.9～6.29	8.26～9.16	11.26～12.17		○		○	30,000
浦安市	2.21～3.18	6.12～6.25	9.4～9.25	11.30～12.18	○	○	○	○	10,000
四街道市	3.10～3.30	6.1～6.24	8.31～9.29	11.24～12.17	○	○	○	○	240,000(年額)
袖ヶ浦市	2.19～3.24	6.5～6.24	8.31～9.17	11.30～12.18	○	○		○	20,000
八街市	2.14～3.19	5.29～6.19	8.31～10.2	11.30～12.21	○	○		○	25,000
印西市	2.18～3.19	6.5～6.23	9.3～10.6	11.30～12.18	○	○		○	30,000
白井市	2.13～3.23	6.1～6.12	9.1～10.9	11.25～12.18	○	○	○		30,000
富里市	2.19～3.17	5.29～6.5	8.27～9.25	12.1～12.18	○	○	○		10,000
南房総市	2.25～3.19	6.9～6.19	9.1～9.25	11.30～12.18	○	○	○	○	10,000
匝瑳市	2.28～3.17	6.5～6.22	9.4～9.24	12.4～12.21	○	○	○		12,500
香取市	2.25～3.18	6.2～6.19	8.25～9.18	12.1～12.18	○	○	○	○	10,000
山武市	2.19～3.13	6.2～6.16	9.2～9.24	11.25～12.14	○	○		○	15,000
いすみ市	2.25～3.13	5.25～6.5	8.25～9.18	12.1～12.18		○	○	○	3,500
大網白里市	2.21～3.19	6.5～6.25	9.3～9.30	12.3～12.23	○	○	○	○	4,150

市町村名	定例会日程（令和2年）※1				インターネット配信 ○あり	政務活動費の状況			
	3月議会	6月議会	9月議会	12月議会		条例 ○あり	交付方法		交付額 (円/人、月)
						個人	会派		
酒々井町	3.3～3.13	6.2～6.8	9.2～10.2	12.2～12.11	○				
栄町	3.3～3.13	6.2～6.12	9.8～9.18	11.30～12.11					
神崎町	3.4～3.13	6.4～6.4	9.9～9.18	12.10～12.10	○				
多古町	3.3～3.17	6.3～6.8	9.8～9.18	12.8～12.16					
東庄町	3.4～3.13	6.9～6.9	9.8～9.18	12.8～12.9					
九十九里町	3.4～3.19	6.2～6.2	9.4～9.17	12.3～12.8					
芝山町	3.9～3.24	6.9～6.12	9.10～9.25	12.8～12.11		○		○	6,000
横芝光町	2.25～3.9	6.5～6.12	9.4～9.17	12.4～12.14		○	○	○	20,000
一宮町	3.6～3.16	6.24～6.24	9.16～9.16	12.8～12.8	○	○	○	○	1,000
睦沢町	3.2～3.9	6.15～6.15	9.7～9.8	12.7～12.7		○	○		3,000
長生村	3.3～3.6	6.3～6.4	9.8～9.10	12.8～12.10		○	○		3,000
白子町	3.10～3.13	6.11～6.11	9.10～9.10	12.10～12.17		○	○	○	5,000
長柄町	3.4～3.18	6.11～6.12	9.10～9.11	12.10～12.11		○	○		5,000
長南町	2.28～3.11	6.11～6.12	9.8～9.11	12.8～12.10		○	○		4,000
大多喜町	3.3～3.17	6.9～6.9	9.2～9.11	12.1～12.2		○	○	○	7,000
御宿町	3.4～3.12	6.17～6.17	9.17～9.18	11.16～11.16		○	○	○	3,500
鋸南町	3.4～3.13	6.9～6.9	9.8～9.18	12.15～12.15	○				

※1・鎌ヶ谷市、長生村、大多喜町は通年議会を実施しているため、鎌ヶ谷市は定例会議の会議日程、長生村は本会議、大多喜町は該当月の議会日程となっている。

※2・インターネットで議会の様子を見ることが出来るかの有・無。(過去の映像並びに公式記録の有無は問わず)

エ 委員会の設置状況

(令和3年1月1日現在)

市町村名	常 任 委 員 会
	[名 称 及 び 委 員 定 数]
千 葉 市	総務 (10) 保健消防 (10) 環境経済 (10) 教育未来 (10) 都市建設 (10)
銚 子 市	総務企画 (6) 教育民生 (6) 産業建設 (6) 予算 (9) 決算 (9)
市 川 市	総務 (11) 健康福祉 (11) 環境文教 (10) 建設経済 (10)
船 橋 市	総務 (10) 健康福祉 (10) 市民環境経済 (10) 建設 (10) 文教 (10) 広報 (12) 予算決算 (49)
館 山 市	総務 (6) 文教民生 (6) 建設経済 (6)
木 更 津 市	総務 (8) 教育民生 (8) 建設経済 (8)
松 戸 市	総務財務 (11) 健康福祉 (11) 教育環境 (11) 建設経済 (11)
野 田 市	総務 (7) 環境経済 (7) 文教福祉 (7) 建設 (7)
茂 原 市	総務 (8) 教育福祉 (7) 建設経済 (7)
成 田 市	総務 (8) 教育民生 (8) 経済環境 (7) 建設水道 (7)
佐 倉 市	総務 (7) 文教福祉 (7) 経済環境 (7) 建設 (7)
東 金 市	総務 (7) 文教厚生 (7) 建設経済 (8)
旭 市	総務 (7) 文教福祉 (7) 建設経済 (6)
習 志 野 市	総務 (8) 都市環境 (7) 協働経済 (7) 文教福祉 (8)
柏 市	総務 (9) 市民環境 (9) 教育民生 (9) 建設経済 (9)
勝 浦 市	総務文教 (8) 産業厚生 (7)
市 原 市	総務 (8) 教育民生 (8) 経済環境 (8) 建設 (8)
流 山 市	総務 (7) 教育福祉 (7) 市民経済 (7) 都市建設 (7)
八 千 代 市	総務 (7) 福祉 (7) 都市 (7) 文教経済 (7)
我 孫 子 市	総務企画 (8) 教育福祉 (8) 環境都市 (8)
鴨 川 市	総務 (6) 文教厚生 (6) 建設経済 (6) 予算 (9) 決算 (9)
鎌 ヶ 谷 市	総務企画 (8) 都市・市民生活 (8) 教育福祉 (8)
君 津 市	総務 (8) 教育福祉 (7) 経済環境 (7)
富 津 市	総務産業 (8) 教育福祉 (8)
浦 安 市	総務 (7) 教育民生 (7) 都市経済 (7)
四 街 道 市	総務 (6) 教育民生 (7) 都市環境 (7)
袖 ヶ 浦 市	総務企画 (7) 文教福祉 (7) 建設経済 (7)
八 街 市	総務 (7) 文教福祉 (7) 経済建設 (6)
印 西 市	総務企画 (7) 文教福祉 (7) 建設経済 (8) 予算審査 (10)
白 井 市	総務企画 (7) 教育福祉 (7) 都市経済 (7)
富 里 市	総務建設 (9) 文教厚生 (9)
南 房 総 市	総務 (6) 福祉 (6) 産業 (6)
匝 瑳 市	総務 (6) 文教福祉 (6) 産業建設 (6) 予算決算 (18)
香 取 市	総務企画 (8) 福祉教育 (7) 生活経済建設 (7)
山 武 市	総務 (7) 文教厚生 (7) 経済建設 (6)
い す み 市	総務 (6) 文教厚生 (6) 産業建設 (6)
大 網 白 里 市	総務 (6) 文教福祉 (6) 産業建設 (5)

特 別 委 員 会		
予算委員会	決算委員会	そ の 他 [名称及び委員定数]
○ (50)	○ (50)	大都市制度・市制100周年調査特別委員会 (11) 超高齢社会調査特別委員会 (11)
	○ (10)	東京外郭環状道路に関連する (11) 行徳臨海部に関連する (11) 総合計画に関する調査研究特別委員会 (49)
○ (9)	○ (9)	
○ (9)	○ (9)	基地政策 (8)、交通政策 (8)、低炭素社会調査 (8)
○ (12)	○ (42)	
○ (9)	○ (9)	
○ (11)	○ (11)	茂原駅周辺活性化特別委員会 (11) 市民会館建設特別委員会 (11) 総合計画特別委員会 (22) 水害対策特別委員会 (11)
○ (12)	○ (12)	空港対策特別委員会 (12) 新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 (12)
○ (11)	○ (12)	
○ (21)	○ (7)	議会運営委員会 (7) 議会報編集委員会 (5) 議会改革特別委員会 (13)
	○ (9)	
○ (15) (14)	○ (15) (14)	※上段一般会計, 下段特別会計
	○ (12)	
○ (7)	○ (7)	議会運営委員会 (7) 議会報編集委員会 (6) 議会改革検討委員会 (6)
○ (32)	○ (32)	
○ (7)	○ (7)	つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺 (7) 議会広報広聴 (8)
○ (11)	○ (11)	市庁舎整備に関する調査特別委員会 (7)
○ (9)	○ (9)	議会改革特別委員会 (9) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 (9) 基本構想審査特別委員会 (9)
		道路問題調査 (8) 広域行政調査 (8)
○ (9)	○ (10)	
○ (13)	○ (11)	防災対策基本条例等調査特別委員会 (21)
○ (15)	○ (14)	議会基本条例等調査・検討特別委員会 (20)
○ (20)	○ (20)	広報広聴 (6) 次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査 (6)
○ (12)	○ (12)	議会広報 (7) 環境・災害対策 (9) 議会ICT推進 (9)
○ (19)	○ (18)	議会運営委員会 (9) 広聴広報特別委員会 (9) 議会改革特別委員会 (9)
	○ (10)	
	○ (9)	後期基本計画に関する調査特別委員会 (21)
○ (17)	○ (8)	空港対策 (6) とみさと議会報編集 (6) 議会ICT化検討 (6)
○ (17)	○ (16)	広報編集 (6) 議会改革等特別委員会 (18) 匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会 (7)
○ (8)	○ (8)	成田国際空港対策 (8) 議会広報 (6) 香取おみがわ医療センター附属看護専門学校のあり方検討 (20)
○ (19)	○ (8)	防災に関する特別委員会 (8)
	○ (8)	
○ (8)	○ (6)	

市町村名	常 任 委 員 会
	[名 称 及 び 委 員 定 数]
酒々井町 栄町	総務（5） 教育民生（6） 経済建設（5） 総務（8） 教育民生（8） 経済建設（8）
神崎町 多古町 東庄町	総務文教（5） まちづくり厚生（5） 総務厚生（7） 文教産業建設（7） 総務産業（7） 文教福祉（7） 予算決算(13)
九十九里町 芝山町 横芝光町	総務経済（7） 文教民生（7） 総務（6） まちづくり（6） 総務経済（8） 民生文教（8）
一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	総務経済（7） 厚生文教（7） 総務経済（7） 厚生文教（7） 総務経済（8） 教育民生（8） 総務（8） 厚生文教（8） 産業建設（8） 総務事業（6） 住民教育（6） 総務経済（7） 教育民生（6）
大多喜町 御宿町	総務文教（6） 福祉経済（6） 総務（8） 教育民生（8） 産業建設（8）
鋸南町	総務（6） 産業（6）

特 別 委 員 会		
予算委員会	決算委員会	そ の 他 [名称及び委員定数]
	○ (6)	議会だより編集特別委員会(6) 議会基本条例特別委員会(16)
○ (13)	○ (12)	
		議会広報編集 (6)
○ (14)	○ (14)	空港対策 (7) 議会広報 (7)
		議会改革特別委員会 (6)
		議会改革推進 (7) 病院運営改革 (13)
○ (12)	○ (12)	
		議会報編集 (6)
○ (14)	○ (14)	議会だより編集 (5)
		議会改革(16) 幸福の科学大学建設に係る調査 (16) 八積駅周辺まちづくり調査研究 (16) 災害対策 (16) 議会だより編集 (8)
	○ (7)	
		議会広報編集 (6) 議会基本条例策定 (12)
○ (12)		議会広報 (5)
		議会広報特別委員会 (5)

オ 地方自治法第100条に基づく調査

(令和3年1月1日現在)

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
習 志 野 市	1. 習志野市谷津7-1555外8筆の土地の取得及び処分などの土地利用計画について 2. JR津田沼駅南口の土地利用計画について 3. その他目的達成に必要な事項について	習志野市開発公社土地利用調査特別委員会	12回
木 更 津 市	1. 建設工事をめぐる諸問題に関する事項 2. 職員の守秘義務等に関する事項	建設工事等疑惑調査特別委員会	11回
飯 岡 町 (現旭市)	ユートピアセンター建設工事疑惑究明調査に関する事項	ユートピアセンター建設工事調査特別委員会	12回
佐 倉 市	学校給食業務委託契約について	学校給食業務委託契約調査特別委員会	28回
佐 原 市 (現香取市)	残土埋立て産業廃棄物の不法投棄問題等に関する実態及び対策等の調査	残土埋立て産業廃棄物の不法投棄問題等に関する調査特別委員会	3回
佐 原 市 (現香取市)	議員の海外視察にかかわる調査	議員の海外視察にかかわる調査特別委員会	6回
大 原 町 (現いすみ市)	三門駅・浪花駅存廃に係わる調査	三門駅・浪花駅存廃に係わる調査特別委員会	7回
岬 町 (現いすみ市)	岬町カントリークラブ開発地区に隣接する東第一土地改良区の関係に係わる調査	岬町議会調査特別委員会	12回
佐 原 市 (現香取市)	大倉保育所の建設に係わり配布された文書、ビラについての真相究明	大倉保育所問題等の調査特別委員会	3回
佐 原 市 (現香取市)	市内大倉地先の不法開発行為等に関する実態及び対策等の調査・検討	佐原市大倉地先不法開発行為の調査特別委員会	4回
松 戸 市	1. 議長選における贈賄事件に関する事項 2. 市長選における買収事件に関する事項 3. 綱紀粛正と再発防止に関する事項	市政改革等調査特別委員会	7回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
S63. 3. 29 ～ S63. 11. 22	第1項 ○証言 有 証人数 2人		500千円 (議決額)
H 1. 6. 2 ～ H 2. 3. 23	第1項 ○証言 有 ○記録提出 有		114千円
H 2. 8. 22 ～ H 3. 3. 1	第1項 ○証言 有 証人数 21人(延37人) ○記録提出 有		500千円 (議決額)
H 3. 6. 19 ～ H 4. 12. 18	第110条第4項 ○意見聴取 有 参考人 延49人 第1項 ○証言 有 証人数 3人 ○記録提出 有		2,507千円 (議決額)
H 3. 6. 28 ～ H 4. 3. 31	第1項 ○証言 有 参考人数 2人 ○記録提出 有		1,000千円 (議決額)
H 3. 10. 4 ～ H 3. 12. 20	第1項 ○証言 有 証人数 2人 ○記録提出 有		1,000千円 (議決額)
H 4. 5. 22 ～ H 4. 8. 22	第1項 ○意見聴取 有 参考人 2人 ○証言 有 証人数 2人		133千円
H 4. 6. 11 ～ H 4. 9. 10	第1項 ○意見聴取 有 参考人 7人(延12人) ○証言 有 証人数 1人 ○記録提出 有		199千円
H 5. 6. 24 ～ H 7. 2. 14			500千円 (議決額)
H 5. 12. 16 ～ H 6. 8. 28			500千円 (議決額)
H 6. 2. 17 ～ H 6. 5. 2	第1項 ○記録提出 有		—

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
佐 倉 市	都市計画道路（勝田台・長熊線）の築造に伴う志津霊園墓地移転問題	志津霊園移転問題調査特別委員会	19回
下 総 町 （現成田市）	庁舎空調工事の指名入札等調査に関する事項	庁舎空調工事の指名入札等調査特別委員会	6回
佐 倉 市	平成6年度佐倉市水道事業会計決算審査の内、地方公営企業法第33条の2に関する業務委託の調査	平成6年度水道事業会計決算審査特別委員会	4回
鋸 南 町	庁舎空調機器保守点検随意契約の調査	庁舎空調機器保守点検随意契約調査特別委員会	8回
本 埜 村 （現印西市）	土地保有税滞納金に関する調査	村税調査特別委員会	8回
東 金 市	（仮称）東金市総合体育館建築工事の入札に関し、談合情報及び談合疑惑について触れた匿名文書が送られたことに関する真相究明	（仮称）東金市総合体育館建築工事入札に係る調査特別委員会	3回
習 志 野 市	1. 谷津7丁目1555番1外14筆の土地取得の経過について 2. 藤崎5丁目482番4・9及び10の土地取得の経過について 3. 藤崎5丁目482番9及び10の土地売買変更契約並びに清算金納入の経過について	谷津7丁目及び藤崎5丁目土地問題に関する調査特別委員会	18回
本 埜 村 （現印西市）	1. 給料の差し押さえに関する事務事項 2. ㈱真里谷ゴルフ場開発に関する事務事項	ゴルフ場開発に関する事務等調査特別委員会	10回
四 街 道 市	松並木シンボルロード事業に関する市の対応の調査	松並木シンボルロード事業に関する市の対応を調査する特別委員会	6回
下 総 町 （現成田市）	千葉県低コスト稲作モデル集団育成事業に係る野馬込営農組合補助事業に関する事項	平成3年度千葉県低コスト稲作モデル集団育成事業による野馬込営農組合補助事業調査特別委員会	10回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
H 6. 7. 15 ～ H 6. 12. 27	第1項 ○意見聴取 有 参考人 15人 ○証言 有 証人数 17人 ○記録提出 有		1,882千円
H 7. 6. 13 ～ H 7. 7. 20	第1項 ○意見聴取 有 参考人 8人 ○証言 有 証人数 2人 ○記録提出 有		100千円 (議決額)
H 7. 9. 28 ～ H 7. 12. 22	第1項 ○証言 有 証人数 1人		100千円 (議決額)
H 8. 12. 16 ～ H 9. 4. 14	第1項 ○証言 有 証人数 13人		193千円
H10. 5. 12 ～ H10. 10. 1	第1項 ○証言 有 証人数 8人(延11人) ○記録提出 有		68千円
H10. 7. 21 ～ H10. 7. 31	第1項 ○意見聴取 有 参考人 3人		50千円
H11. 7. 2 ～ H12. 9. 4	第1項 ○証言 有 証人数 8人(延9人) ○記録提出 有 第110条第4項 ○意見聴取 有 参考人 5人(延7人)		1,835千円
H12. 3. 14 ～ H12. 9. 19	第1項 ○証言 有 証人数 6人 ○記録提出 有	1. 平成12年6月15日五十嵐村長を記録不提出の罪で告訴 2. 平成12年6月15日五十嵐村長を出頭拒否の罪で告発 3. 平成12年6月15日五十嵐村長を偽証の罪で告発 4. 平成12年6月15日、7月7日五十嵐村長を証言拒否の罪で告発 5. 平成12年7月18日証言拒否の罪で告発 6. 平成12年8月1日証言拒否の罪で告発 7. 平成13年6月6日五十嵐村長に対する告発の取下げに関する決議(可決) 8. 平成13年6月11日印西警察署に告発取消書提出	3千円
H12. 9. 19 ～ H12. 12. 15	第1項 ○意見聴取 有 参考人 6人		168千円
H13. 9. 20 ～ H13. 12. 14	第1項 ○意見聴取 有 参考人 7人 ○証言 有 証人数 3人(延4人) ○記録提出 有		34千円

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
関 宿 町 (現野田市)	関宿町職員と指名業者の入札工事発注の疑惑 関宿町職員懲戒審査会に関する事項	関宿町職員の綱紀肅正調査 特別委員会	10回
浦 安 市	企業からの資金提供に関する問題	企業からの資金提供問題調 査特別委員会	7回
松 戸 市	一般質問に対する市長答弁の経緯を究明	議会内発言調査特別委員会	6回
四 街 道 市	議員の後援会組織に市長、市職員が出席したこと、合併の協議結果を伝える市民説明会の条件にこの会が合致していないこと	合併問題調査特別委員会	5回
本 埜 村 (現印西市)	契約入札事務及び村税の賦課徴収について	契約入札事務等調査特別委 員会	8回
船 橋 市	議員が代表契約当事者となること、受託団体と実際に清掃業務を行っていた団体との関係、清掃委託料の流れなどの解明	緑台中央公園・緑台西公園 の清掃業務委託に関する調 査特別委員会	10回
下 総 町 (現成田市)	下総町シルバー人材センター事業及び所長人事の調査	下総町シルバー人材セン ター事業及び所長人事の調 査特別委員会	6回
浦 安 市	企業からの資金提供に関する問題	企業からの資金提供問題調 査特別委員会	14回
銚 子 市	1. 「知る会便り」発行に関する事項 2. 「知る会便り」印刷に係る経過及び職員の 関与等に関する事項 3. その他調査に必要な事項	「知る会便り」印刷事務調 査特別委員会	9回
本 埜 村 (現印西市)	都市マスタープラン・緑の基本計画の不正支出に 関する事項	都市マスタープラン・緑の 基本計画の不正支出に関す る事務事項調査特別委員会	7回
長 生 村	村長の公務のあり方について疑義を質し、またそ のようなことに至る原因の究明について	村長の出張等に関する調査 特別委員会	7回
船 橋 市	船橋市政務調査費の交付に関する条例及び同規程 に基づく事務に関する調査	議会運営委員会	16回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
H14. 3. 5 ～ H14. 9. 19	第1項 ○証言 有 証人数 6人		4千円
H14. 12. 19 ～ H15. 3. 19	第1項 ○証言 有 証人数 6人	平成15年4月3日 告発 1人 (出頭拒否)	790千円
H14. 12. 24 ～ H15. 3. 3	第1項 ○証言 有 証人数 3人 記録提出 有	平成15年3月10日 告発 1人 (虚偽の陳述)	—
H16. 1. 30 ～ H16. 3. 9	第1項 ○意見聴取 有 参考人 2人		300千円 (議決額)
H16. 3. 22 ～ H16. 6. 7	第1項 ○証言 有 証人数 5人 記録提出 有	平成17年2月8日 告発 1人 (証言拒否・出頭拒否)	—
H16. 6. 22 ～ H16. 12. 6	第1項 ○証言 有 証人数 1人		11千円
H16. 12. 10 ～ H17. 3. 16	第1項 ○意見聴取 有 参考人 6人 ○証言 有 証人数 1人 ○記録提出 有		46千円
H16. 12. 16 ～ H18. 3. 17	第1項 ○証言 有 証人数 1人 記録提出 有		1,000千円 (議決額)
H18. 3. 24 ～ H18. 12. 18	第1項 ○記録提出 有		1,800千円 (議決額)
H18. 11. 7 ～ H19. 3. 15	第1項 ○証言 有 証人数 7人	平成19年3月15日 告発 3人 (出頭拒否)	442千円
H24. 2. 14 ～ H24. 6. 4	第1項 証言 有 証人数 2人		34千円
H24. 12. 25 ～ H25. 6. 14	第1項 ○記録の提出 有 件数 1件		300千円 (議決額)

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
印 西 市	印西市議会政務活動費の交付に関する条例及び規則等に基づく事務に関する調査	政務活動費等調査特別委員会	17回
市 川 市	平成23～25年度における特定の会派が実施したとされる会報の郵送及びアンケート調査に関すること（政務活動費等が適正に支出されているかを中心に）	政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する特別委員会	開催せず
市 川 市	平成23～25年度における特定の会派が支出した政務活動費（調査費）の不正支出について	政務活動費（調査費）の不正支出に関する調査特別委員会	開催せず
市 川 市	<ol style="list-style-type: none"> 平成23年度に会派「社民・市民ネット」に在籍していた議員及び前議員の2名が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に） 平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた議員及び前議員2名が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に） 平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた議員及び前議員2名が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に） 	政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会	19回
銚 子 市	銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する事項について	銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する調査特別委員会	19回
八 千 代 市	庁議記録の開示請求に係る対応について	秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会	22回
御 宿 町	2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の執行等について	2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会	9回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
H26. 9. 3 ～ H27. 2. 12	第1項 ○証言 有 (1人) 証人数 5人 ○記録の提出 有 (1件)	有 (2件、第3項の罪による) 平成27年3月5日、地元警察署長宛て告発状提出。	
H26. 12. 24 ～ H27. 5. 1 ※議員任期満了により消滅			1,000千円 (議決額)
H26. 12. 24 ～ H27. 5. 1 ※議員任期満了により消滅			1,000千円 (議決額)
H27. 6. 17 ～ H28. 9. 26	・平成27年 第1項 ○証言 有 証人数3人 第1項 ○記録提出 有 提出者数 4人 第109条第5項において準用する第115条の2第2項 ○参考人意見聴取 有 参考人数 2人 ・平成28年 検証及び最終報告書の作成	無	平成27年度: 2,000千円 (議決額) 平成28年度: 1,000千円 (議決額)
H27. 6. 30 ～ H29. 3. 17	第1項 ○証言 有 証人数 14人	有 1. (3件、第3項の罪による) 平成28年6月7日、千葉地方検察庁検事正宛て告発状提出。 2. 平成29年6月28日付け、千葉地方検察庁から処分通知書 (3件とも不起訴) 受理 3. 平成29年8月21日付け、千葉地方検察庁から不起訴処分理由告知書受理	平成27年度: 2,500千円 (議決額) 平成28年度: 1,200千円 (議決額) 平成29年度: 2,434千円
H27. 10. 7 ～ H29. 1. 23	第1項 ○証言 有 証人数 10人	有 1. 平成29年1月30日、千葉地方検察庁に告発状を提出 2. 平成29年2月9日、告発状が同検察庁において受理 3. 平成29年7月11日、不起訴処分通知書受理	平成27年度: 1,000千円 (議決額) 平成28年度: 2,000千円 (議決額)
H30. 6. 13 ～ H31. 2. 21	第1項 実施内容に関する証言有 証人数 3人 書類提出 参考人招致 参考人に対する意見聴取	無	

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
匝 瑳 市	9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認	匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会	15回
四 街 道 市	市民からの四街道市議会議員に対する告発内容について	市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査特別委員会	9回
四 街 道 市	次期ごみ処理施設用地への汚染及び過剰な残土埋め立てに関する全容の解明	次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査特別委員会	11回
市 原 市	地方自治法第127号第1項に基づく普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権に関すること	資格審査特別委員会	5回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
R1. 11. 20 ～	第1項 ○証言 有 証人数 10人 ○記録提出 有	有 (2件、第7項による) 1. 令和2年6月26日、千葉地方検察庁に告発状を提出。 2. 令和2年8月5日、千葉地方検察庁に告発状を提出。	令和元年度 200千円 (議決額) 令和2年度 300千円 (議決額)
R2. 3. 30 ～ R2. 12. 11	第1項 ○証言 有 証人数 2人 (延3人)	無	令和元年度: 300千円 (議決額) 令和2年度: 600千円 (議決額)
R2. 3. 30 ～	第1項 ○証言 有 証人数 4人 ○記録の提出 有	無	令和元年度: 300千円 (議決額) 令和2年度: 600千円 (議決額)
R2. 7. 1 ～ R2. 7. 31	第1項 証言 有 証人数 1人	有 提出中未受理	500千円 (議決額)

カ 地方自治法第178条に基づく長の不信任議決

市町村	不信任案 議決年月日	不信任案の 主な理由	議決の結果			議決後の状況	再度の 不信任案 議決の有無	備考
			賛成	反対	白票等			
湖北村 (現我孫子市)	昭和24年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 住民税の独断修正 村会を無視したこと 村議を威圧したこと 新制中学の建設に熱意がないこと 	11	2	1	議員総辞職(村長は5月18日に退職し、同時選挙(昭和24年6月6日)を執行)	無	
山田町 (現香取市)	昭和31年 9月24日	<ul style="list-style-type: none"> 施政が無責任である 	22	0	0	議会解散	無	再度の不信任議決前に町長辞職
本埜村 (現印西市)	平成21年 10月9日	<ul style="list-style-type: none"> 村長の市村合併に対する消極的姿勢のため 	6	2	0	議会解散 (平成21年10月19日)	無	再度の不信任議決前に、長の解職投票の結果、失職(平成21年12月27日)
白井市	平成22年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 議会の「北総線の運賃値下げに関わる合意書への同意を見合わせることを求める決議」を顧みず、合意文書に署名押印した。 	少数				無	
白井市	平成23年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 議会の同意に堪えられない議会対応や言動を行っているため 	16	4		法定期間内に議会解散がなかったため、地方自治法第178条2項の規定に基づき市長の失職	無	
旭市	平成30年 9月4日	<ul style="list-style-type: none"> 市長の親族の不祥事 	4	15	1		無	

(4) 市町村における行政組織の状況

ア 行政組織の状況

令和3年1月1日現在

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
千 葉 市	37 (10局 26部 1室)	106		総務局危機管理監〈2〉同局市長公室〈2〉, 同局総務部〈5〉, 同局情報経営部〈2〉, 総合政策局総合政策部〈4〉, 同局未来都市戦略部〈2〉, 同局オリンピック・パラリンピック推進部〈2〉, 財政局財政部〈2〉, 同局資産経営部〈4〉, 同局税務部〈3〉, 市民局市民自治推進部〈5〉, 同局生活文化スポーツ部〈3〉, 保健福祉局〈2〉, 同局健康福祉部〈4〉, 同局医療衛生部〈3〉, 同局高齢障害部〈6〉, 同局子ども未来部〈5〉, 環境局環境保全部〈3〉, 同局資源循環部〈5〉, 経済農政局経済部〈6〉, 同局農政部〈2〉, 都市局〈2〉, 同局都市部〈4〉, 同局建築部〈8〉, 同局公園緑地部〈3〉, 建設局〈1〉, 同局土木部〈4〉, 同局道路部〈4〉, 同局下水道管理部〈3〉, 同局下水道建設部〈5〉
銚 子 市		14	57	秘書広報課(2), 企画財政課(9), 総務課(6), 市民課(6), 税務課(3), 社会福祉課(7), 子育て支援課(2), 高齢者福祉課(3), 健康づくり課(5), 観光商工課(3), 水産課(2), 農産課(2), 都市整備課(4), 生活環境課(3)
市 川 市	17 (15部 2室)	76		危機管理室〈2〉, 広報室〈2〉, 総務部〈6〉, 企画部〈5〉, 財政部〈7〉, 情報政策部〈4〉, 文化スポーツ部〈3〉, 市民部〈6〉, 経済部〈3〉, 観光部〈2〉, 福祉部〈7〉, 子ども政策部〈6〉, 保健部〈3〉, 環境部〈5〉, 街づくり部〈7〉, 道路交通部〈4〉, 水と緑の部〈4〉
船 橋 市	17 (2局 13部 1保健所 1室)	63	209	市長公室〈5〉(10), 企画財政部〈5〉(13), 総務部〈4〉(16), 税務部〈4〉(15), 市民生活部〈4〉(10), 健康福祉局健康・高齢部〈6〉(21), 同局保健所〈4〉(17), 同局福祉サービス部〈4〉(26), 同局子育て支援部〈7〉(21), 環境部〈5〉(13), 経済部〈2〉(5), 建設局都市計画部〈3〉(7), 同局都市整備部〈2〉(7), 同局道路部〈4〉(11), 同局建築部〈4〉(17)
館 山 市	5	23 (22課 1局)	63	総合政策部〈5〉(12), 総務部〈5〉(13), 健康福祉部〈4〉(12), 経済観光部〈3〉(10), 建設環境部〈6〉(16)
木 更 津 市	10 (1室 9部)	41	100	市長公室〈3〉(4)総務部〈6〉(14), 企画部〈3〉(9), 財務部〈4〉(9), 市民部〈3〉(10), 健康子ども部〈4〉(10), 福祉部〈5〉(11), 環境部〈3〉(8), 経済部〈4〉(11), 都市整備部〈6〉(14)
松 戸 市	11	80	74	総務部〈6〉(1), 総合政策部〈7〉(3), 財務部〈9〉, 市民部〈11〉(3), 経済振興部〈5〉(3), 環境部〈7〉(16), 健康福祉部〈4〉(5), 福祉長寿部〈8〉(12), 子ども部〈6〉(25), 街づくり部〈10〉(6), 建設部〈7〉
野 田 市	11 (1局 9部 1室)	40	84	市政推進室, 企画財政部〈5〉(13), 総務部〈5〉(12), 市民生活部〈4〉(11), 自然経済推進部〈5〉(8), 環境部〈3〉(6), 建設局土木部〈4〉(10), 同局都市部〈5〉(4), 保健福祉部〈5〉(13), 児童家庭部〈4〉(7)
茂 原 市	6	27	71	総務部〈5〉(8), 企画財政部〈5〉(13), 市民部〈4〉(14), 福祉部〈4〉(12), 経済環境部〈3〉(7), 都市建設部〈6〉(17)
成 田 市	12	44	102	企画政策部〈5〉(8), 総務部〈5〉(10), 財政部〈4〉(10), 空港部〈2〉(3), シティプロモーション部〈3〉(8), 市民生活部〈4〉(12), 環境部〈4〉(8), 福祉部〈4〉(12), 健康子ども部〈3〉(9), 経済部〈3〉(7), 土木部〈4〉(9), 都市部〈3〉(6)
佐 倉 市	13 (10部 3室)	35		企画政策部〈4〉, 総務部〈3〉, 財政部〈4〉, 市民部〈3〉, 福祉部〈4〉, 健康子ども部〈4〉, 産業振興部〈2〉, 環境部〈2〉, 土木部〈4〉, 都市部〈5〉, 危機管理室, 資産管理経営室, 契約検査室
東 金 市	5	23	59	企画政策部〈5〉(9), 総務部〈5〉(11), 市民福祉部〈7〉(20), 経済環境部〈3〉(8), 都市建設部〈3〉(11)
旭 市		17	46	秘書広報課(2), 行政改革推進課(2), 総務課(4), 企画政策課(4), 財政課(2), 税務課(3), 市民生活課(3), 環境課(3), 保険年金課(2), 健康管理課(3), 社会福祉課(3), 子育て支援課(2), 高齢者福祉課(2), 商工観光課(2), 農水産課(3), 建設課(3), 都市整備課(3)

注●市町村長事務部局のみを対象とし(会計管理者に係るものを除く。), 地方自治法第180条の5に規定する委員会, 消防本部, 議会事務局及び支所, 出張所, 各種施設, 企業会計に係るものは含まない。

- 部(局, 室), 課, 係の名称を用いなくとも, これらと同様の機能をもつ組織がある場合には各々部(局, 室), 課, 係としている。
- 〈 〉は課の数を, ()は係の数を示す。

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
習志野市	6	43 〔42課 1センター〕	101	政策経営部〈6〉(12), 総務部〈5〉(12), 協働経済部〈11〉(25), 健康福祉部〈7〉(21), 都市環境部〈10〉(22), こども部〈4〉(9)
柏市	12 〔11部 1保健所〕	79 〔71課 8室〕	172	総務部〈7〉(18), 企画部〈3〉(5), 財政部〈6〉(14), 地域づくり推進部〈5〉(8), 市民生活部〈5〉(13), 保健福祉部〈8〉(23), 保健所〈7〉(13), こども部〈7〉(16), 環境部〈6〉(13), 経済産業部〈3〉(6), 都市部〈12〉(22), 土木部〈10〉(21)
勝浦市		13	31	総務課(3), 企画課(3), 財政課(3), 消防防災課(1), 税務課(3), 市民課(3), 生活環境課(1), 清掃センター(2), 高齢者支援課(2), 福祉課(3), 都市建設課(3), 農林水産課(2), 観光商工課(2)
市原市	12	45	133	企画部〈3〉(6), 総務部〈5〉(13), 財政部〈6〉(16), 都市戦略部〈3〉(6), 市民生活部〈2〉(9), 保健福祉部〈7〉(27), 子ども未来部〈2〉(7), 環境部〈3〉(9), 経済部〈2〉(5), スポーツ国際交流部〈2〉(4), 土木部〈5〉(17), 都市部〈5〉(14)
流山市	10	37 34課 1室 2センター〕	93 81係 11室 1班〕	総合政策部〈5〉(9), 総務部〈3〉(10), 財政部〈4〉(8), 市民生活部〈4〉(10), 健康福祉部〈6〉(17), 子ども家庭部〈2〉(6), 経済振興部〈3〉(6), 環境部〈2〉(5), まちづくり推進部〈5〉(13), 土木部〈3〉(9)
八千代市	7	39	93 〔83班 9課内室 1担当〕	企画部〈5〉(9), 総務部〈7〉(15), 財務部〈6〉(12), 健康福祉部〈6〉(20), 子ども部〈4〉(9), 経済環境部〈4〉(10), 都市整備部〈7〉(18)
我孫子市	8	35	101	総務部〈6〉(16), 企画財政部〈5〉(10), 市民生活部〈3〉(11), 健康福祉部〈5〉(20), 子ども部〈3〉(9), 環境経済部〈5〉(13), 建設部〈4〉(11), 都市部〈4〉(11)
鴨川市	4	16	46	経営企画部〈4〉(10), 総務部〈5〉(12), 健康福祉部〈3〉(10), 建設経済部〈4〉(14)
鎌ヶ谷市	4	26	67 〔15室 52係〕	総務企画部〈6〉(15), 市民生活部〈8〉(19), 健康福祉部〈6〉(16), 都市建設部〈6〉(17)
君津市	7	32	68	総務部〈5〉(8), 企画政策部〈3〉(6), 財政部〈3〉(8), 市民環境部〈5〉(12), 保健福祉部〈6〉(15), 経済部〈3〉(7), 建設部〈7〉(12)
富津市	4	23 〔21課 2室〕	40	総務部〈6〉(11), 市民部〈6〉(9), 健康福祉部〈6〉(11), 建設経済部〈5〉(9)
浦安市	9	47	100 〔3室 97係〕	総務部〈6〉(11), 企画部〈4〉(7), 財務部〈7〉(14), 市民経済部〈6〉(12), 福祉部〈6〉(15), 健康こども部〈6〉(15), 環境部〈3〉(6), 都市政策部〈4〉(10), 都市整備部〈5〉(10)
四街道市	7	28	73	危機管理監〈1〉(1), 経営企画部〈6〉(14), 総務部〈6〉(15), 福祉サービス部〈3〉(11), 健康こども部〈4〉(13), 環境経済部〈4〉(9), 都市部〈4〉(10)
袖ヶ浦市	6	30 〔28課 2センター〕	60 〔53班 7室〕	企画財政部〈5〉(6), 総務部〈5〉(9), 市民健康部〈6〉(9), 福祉部〈6〉(13), 環境経済部〈4〉(10), 都市建設部〈4〉(13)
八街市	4	24	56	総務部〈8〉(17), 市民部〈8〉(19), 経済環境部〈4〉(8), 建設部〈4〉(12)
印西市	7	33	82 〔75係 1班 6室〕	総務部〈5〉(11), 企画財政部〈5〉(10), 市民部〈6〉(17), 環境経済部〈4〉(10), 福祉部〈3〉(8), 健康こども部〈4〉(12) 都市建設部〈6〉(14)

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
白 井 市	6	23	50 13係 31班 6センター	総務部〈4〉(7), 企画財政部〈4〉(6), 市民環境経済部〈4〉(11), 福祉部〈3〉(8), 健康子ども部〈4〉(8), 都市建設部〈4〉(10)
富 里 市	4	20	43	総務部〈7〉(12), 健康福祉部〈5〉(13), 市民経済環境部〈5〉(10), 都市建設部〈3〉(8)
南房総市	6	18 15課 3室	39	総務部〈4〉(10), 保健福祉部〈3〉(7), 市民生活部〈4〉(7), 農林水産部〈2〉(5), 商工観光部〈2〉(4), 建設環境部〈3〉(6)
匝 瑳 市		13	33	秘書課(2), 企画課(3), 総務課(3), 財政課(2), 税務課(3), 市民課(3), 環境生活課(2), 健康管理課(1), 産業振興課(3), 都市整備課(2), 建設課(3), 福祉課(3), 高齢者支援課(3)
香 取 市	4	18	52	総務企画部〈6〉(15), 生活経済部〈5〉(14), 福祉健康部〈4〉(11), 建設水道部〈3〉(12)
山 武 市	5	19 18課 1室	46 44係 1室 1センター	総務部〈6〉(14), 市民部〈4〉(8), 保健福祉部〈4〉(11), 経済環境部〈3〉(7), 都市建設部〈2〉(6)
いすみ市		15 13課 2局	35	総務課(3), 財政課(3), 税務課(2), 危機管理課(2), 企画政策課(2), 福祉課(3), 健康高齢者支援課(3), 市民課(2), 環境水道課(3), 農林課(2), 水産商工課(2), オリジナル・観光課(3), 建設課(3), 夷隅地域市民局(1), 岬地域市民局(1)
大網白里市		16	39	秘書広報課(1), 総務課(2), 財政課(2), 企画政策課(2), 安全対策課(2), 税務課(4), 市民課(4), 地域づくり課(2), 社会福祉課(3), 子育て支援課(2), 高齢者支援課(3), 健康増進課(1), 産業振興課(3), 商工観光課(1), 建設課(3), 都市整備課(4)
市 計	276	1,281	2,518	
酒々井町		8	29 23班 6室	総務課(5), 企画財政課(4), 税務住民課(5), 住民協働課(2), 健康福祉課(6), 経済環境課(3), まちづくり課(2), 上下水道課(2)
栄 町		12	31 25班 6室	総務課(3), 企画政策課(2), 財政課(2), 税務課(3), 住民課(2), 環境協働課(2), 健康介護課(4), 福祉・子ども課(4), 建設課(3), まちづくり課(3), 下水道課(1), 産業課(2)
神 崎 町		4	19	総務課(3), まちづくり課(6), 町民課(5), 保健福祉課(5)
多 古 町		13	30	総務課(3), 財政課(2), 税務課(3), 住民課(2), 企画空港政策課(2), 地方創生課(2), 保健福祉課(4), 子育て支援課(1), 生活環境課(1), 産業経済課(3), 都市整備課(2), 都市計画課(2), 多古こども園(3)
東 庄 町		4	20	総務課(4), まちづくり課(5), 町民課(5), 健康福祉課(6)
九十九里町		8	21	総務課(4), 企画財政課(3), 税務課(2), 住民課(2), 健康福祉課(2), 社会福祉課(2), 産業振興課(2), まちづくり課(4)
芝 山 町		6	23 22係 1室	総務課(6), 町民税務課(4), 福祉保健課(5), まちづくり課(3), 産業振興課(2), 企画空港政策課(3)
横 芝 光 町		10	23	総務課(2), 企画空港課(2), 財政課(2), 環境防災課(2), 税務課(3), 住民課(2), 産業課(3), 都市建設課(2), 福祉課(3), 健康こども課(2)
一 宮 町		10	21	総務課(3), 秘書広報課(1), 企画課(1), オリジナル推進課(2), 税務課(2), 住民課(2), 福祉健康課(3), 子育て支援課(2), 都市環境課(3), 産業観光課(2)
睦 沢 町		7	14	総務課(2), まちづくり課(1), 税務住民課(2), 福祉課(2), 健康保険課(3), 産業振興課(2), 建設課(2)
長 生 村		9	26 25係 1センター	総務課(4), 企画財政課(3), 税務課(2), 住民課(2), 福祉課(4), 健康推進課(1), 産業課(3), まちづくり課(4), 下水環境課(3)

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
白 子 町		8	22	総務課(5), 税務課(2), 住民課(3), 健康福祉課(3), 産業課(3), 商工観光課(1), 建設課(3), 環境課(2)
長 柄 町		6	18	総務課(2), 企画財政課(3), 税務住民課(4), 健康福祉課(4), 建設環境課(3), 産業振興課(2)
長 南 町		9	20	総務課(2), 企画政策課(2), 財政課(2), 税務住民課(2), 福祉課(2), 健康保険課(2), 産業振興課(3), 農地保全課(2), 建設環境課(3)
大 多 喜 町		9	23	総務課(3), 企画課(3), 財政課(1), 税務住民課(4), 健康福祉課(3), 建設課(3), 農林課(2), 商工観光課(2), 環境水道課(2)
御 宿 町		6	21	総務課(3), 税務住民課(3), 産業観光課(4), 保健福祉課(4), 企画財政課(3), 建設環境課(4)
鋸 南 町		5	13	総務企画課(3), 税務住民課(2), 保健福祉課(4), 地域振興課(2), 建設水道課(2)
町 村 計		134	374	
県 計	276	1,415	2,892	

イ 地域審議会の設置状況

市町村名	方式	合併期日	旧市町村名	設置の有無	地域審議会の名称	設置日 (年月日)	設置期限 (年月日)
いすみ市	新設	H17. 12. 5	夷隅町	設置	夷隅地区地域審議会	H17. 12. 5	R3. 3. 31
			大原町	設置	大原地区地域審議会	H17. 12. 5	R3. 3. 31
			岬町	設置	岬地区地域審議会	H17. 12. 5	R3. 3. 31

(5) 人事・給与等

ア 職種別職員数

令和2年4月1日現在（単位：人）

区分	合計	行政職	一般職	税務職	海事職	研究職	医師 歯 医 師 科 職	薬剤師・ 医療 技術 職	看護 保健 職	福祉職
千葉市	11,780	3,392	384	0	0	6	277	180	713	
銚子市	621	260	31	0	0	0	4	21	37	
市川市	3,135	1,624	149	0	0	0	62	104	422	
船橋市	5,011	1,986	169	0	0	3	145	158	664	
館山市	415	273	25	0	0	0	2	14	49	
木更津市	1,014	585	60	0	0	0	22	23	54	
松戸市	4,273	1,585	181	0	0	0	60	96	341	
野田市	1,054	593	65	0	0	0	24	34	54	
茂原市	619	408	51	0	0	0	9	21	92	
成田市	1,305	706	70	0	0	0	16	34	180	
佐倉市	1,024	679	65	0	0	0	33	47	116	
東金市	495	312	36	0	0	0	14	17	54	
旭市	662	332	32	0	0	1	6	23	103	
習志野市	1,437	579	48	0	0	0	30	49	132	
柏市	2,756	1,271	118	0	0	3	94	93	421	
勝浦市	244	139	18	0	0	1	2	11	42	
市原市	2,028	1,183	80	0	0	0	12	49	191	
流山市	1,102	529	70	0	0	0	14	39	113	
八千代市	1,307	619	76	0	0	0	28	49	180	
我孫子市	853	432	42	0	0	0	26	22	108	
鴨川市	484	254	21	0	0	6	16	46	46	
鎌ヶ谷市	748	365	41	0	0	0	18	32	128	
君津市	911	497	42	0	0	1	8	25	104	
富津市	436	247	28	0	0	0	4	13	44	
浦安市	1,396	711	54	0	0	0	34	36	241	
四街道市	635	363	40	0	0	0	11	23	49	
袖ヶ浦市	611	350	36	0	0	0	7	17	61	
八街市	544	360	45	0	0	0	2	20	71	
印西市	674	485	41	0	0	0	16	21	57	
白井市	403	260	25	0	0	0	11	24	54	
富里市	433	235	44	0	0	0	7	15	25	
南房総市	505	313	28	0	0	3	10	37	35	
匝瑳市	459	200	27	0	0	0	6	16	29	
香取市	763	397	38	0	0	0	10	19	54	
山武市	448	310	30	0	0	0	7	22	60	
いすみ市	342	209	21	0	0	0	4	13	66	
大網白里市	538	274	24	0	0	15	31	88	29	
酒々井町	175	129	12	0	0	0	4	7	17	
栄町	218	147	11	0	0	0	3	8	3	
神崎町	78	44	5	0	0	0	0	4	14	
多古町	334	118	12	0	0	10	29	83	39	
東庄町	173	87	13	0	0	4	11	35	3	
九十九里町	143	93	12	0	0	0	0	5	26	
芝山町	123	93	7	0	0	0	1	6	14	
横芝光町	316	174	16	0	0	8	19	62	9	
一宮町	132	91	9	0	0	0	4	7	15	
睦沢町	102	68	5	0	0	0	2	6	9	
長生村	146	91	10	0	0	0	3	6	31	
白子町	142	90	10	0	0	0	0	7	27	
長柄町	107	68	8	0	0	0	0	8	21	
長南町	121	89	5	0	0	0	0	2	14	
大多喜町	177	101	9	0	0	0	3	9	39	
御宿町	95	64	7	0	0	0	1	6	13	
鋸南町	101	62	6	0	0	1	2	9	9	
市計	51,465	23,317	2,355	0	0	39	1,082	1,551	5,219	
町村計	2,683	1,609	157	0	0	23	82	270	303	
県計	54,148	24,926	2,512	0	0	62	1,164	1,821	5,522	

令和2年4月1日現在（単位：人）

区 分	消 防 職	企 業 職	技 務 能 職	任 期 付 員	特 定 任 期 員	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小 ・ 中 学 校)	教 育 職 (その他)	臨 時 職 員
千葉市	915	1,098	512	0	3	291	3,939	70	0
銚子市	108	35	45	0	1	66	6	7	0
市川市	511	0	192	0	0	0	45	26	0
船橋市	636	830	266	0	0	97	0	57	0
館山市	0	0	23	0	0	0	26	3	0
木更津市	191	0	64	0	0	0	0	15	0
松戸市	502	1,179	229	0	1	75	0	24	0
野田市	179	28	48	0	0	0	13	16	0
茂原市	0	0	24	0	1	0	10	3	0
成田市	246	17	8	0	0	0	8	20	0
佐倉市	0	52	3	0	0	0	11	18	0
東金市	0	14	3	0	2	0	43	0	0
旭市	119	20	19	0	0	0	0	7	0
習志野市	205	123	64	0	0	57	119	31	0
柏市	461	65	122	0	0	64	0	44	0
勝浦市	0	9	22	0	0	0	0	0	0
市原市	374	46	68	0	1	0	0	24	0
流山市	199	33	73	0	2	0	4	26	0
八千代市	228	55	43	0	0	0	0	29	0
我孫子市	160	19	33	0	0	0	0	11	0
鴨川市	0	14	45	0	0	0	32	4	0
鎌ヶ谷市	144	0	6	0	0	0	0	14	0
君津市	160	0	62	0	0	0	0	12	0
富津市	88	0	5	0	0	0	0	7	0
浦安市	192	0	40	0	0	0	85	3	0
四街道市	111	23	5	0	0	0	0	10	0
袖ヶ浦市	117	0	0	0	0	0	7	16	0
八街市	0	10	13	0	0	0	14	9	0
印西市	0	17	11	0	0	0	15	11	0
白井市	0	14	9	0	0	0	0	6	0
富里市	78	9	5	0	0	0	9	6	0
南房総市	0	20	21	0	0	0	30	8	0
匝瑳市	0	156	6	0	0	0	12	7	0
香取市	0	199	33	0	1	0	4	8	0
山武市	0	6	2	0	2	0	9	0	0
いすみ市	0	9	16	0	1	0	0	3	0
大網白里市	0	26	26	0	0	0	25	0	0
酒々井町	0	6	0	0	0	0	0	0	0
栄町	46	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	5	6	0	0	0	0	0	0
多古町	0	4	38	0	0	0	0	1	0
東庄町	0	4	8	0	0	0	7	1	0
九十九里町	0	6	1	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	25	0	0	0	0	3	0
一宮町	0	0	6	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	2	0	0	0	10	0	0
長生村	0	0	5	0	0	0	0	0	0
白子町	0	6	2	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
長南町	0	6	5	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	7	9	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	3	1	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	6	1	0	0	0	4	1	0
市計	5,924	4,126	2,166	0	15	650	4,466	555	0
町村計	46	53	113	0	0	0	21	6	0
県計	5,970	4,179	2,279	0	15	650	4,487	561	0

※「臨時職員」は、一般職に属する臨時又は非常勤の職員のうち、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている者で、その勤務した日が18日以上ある月が令和2年4月1日現在において引き続いて12月を超える職員。

イ 特別職等の給料等月額一覧（1）

令和2年4月1日現在（単位：人、円）

市町村名	区分 職名 適用日	市町村長		議員			備考 (※)	
		定数	副市町村長	議長	副議長	議員		
千葉市		1,251,150	3	1,064,000	930,000	840,000	770,000	1
		R2. 4. 1		H 27. 4. 1				
銚子市		720,000	1	610,900	425,000	385,000	350,000	2
		H 30. 10. 1		H 31. 1. 1				
市川市		1,016,000	2	837,000	724,000	652,000	604,000	
		H 19. 4. 1		H 19. 4. 1				
船橋市		968,400	2	777,100	759,000	686,000	613,000	3
		R 2. 4. 1		H 19. 4. 1				
館山市		818,000	1	695,000	405,000	366,000	342,000	
		H 30. 12. 1		H 18. 4. 1				
木更津市		960,000	1	820,000	530,000	470,000	450,000	
		H 5. 4. 1	H 19. 4. 1		H 5. 4. 1			
松戸市		1,050,000	2	860,000	720,000	660,000	590,000	
		H 26. 4. 1		H 5. 1. 1				
野田市		972,000	1	831,000	547,000	492,000	450,000	
		H 24. 4. 1		H 17. 1. 1				
茂原市		900,000	1	775,000	485,000	435,000	405,000	
		H 31. 4. 1		H 26. 4. 1				
成田市		930,000	2	800,000	530,000	490,000	470,000	
		H 26. 7. 1		H 10. 4. 1				
佐倉市		940,000	2	800,000	520,000	480,000	460,000	
		H 27. 4. 1		H 23. 1. 1				
東金市		850,000	1	730,000	415,000	382,000	355,000	
		H 26. 4. 1		H 7. 4. 1				
旭市		774,000	1	640,000	395,000	365,000	340,000	
		H 19. 4. 1		H 17. 7. 1				
習志野市		950,000	1	810,000	540,000	500,000	480,000	
		H 6. 4. 1		H 13. 10. 1				
柏市		961,000	2	790,000	668,000	597,000	577,000	
		H 30. 4. 1		H 30. 4. 1				
勝浦市		640,000	1	585,000	333,000	306,000	288,000	4
		R元. 10. 1		H 23. 4. 1				
市原市		998,000	2	821,000	648,000	581,000	562,000	
		H 16. 1. 1		H 16. 1. 1				
流山市		926,500	1	800,000	547,900	488,100	458,250	
		H 28. 4. 1		H 28. 4. 1				
八千代市		946,000	1	804,000	520,000	480,000	460,000	
		H 29. 5. 26		H 12. 10. 1				
我孫子市		846,000	1	724,000	530,000	470,000	440,000	5
		H 31. 1. 1		H 22. 4. 1				
鴨川市		738,000	1	616,600	398,000	364,000	336,000	6
		R2. 4. 1		H 30. 6. 1				
鎌ヶ谷市		900,000	1	780,000	505,000	455,000	430,000	
		H 22. 4. 1		H 10. 4. 1				

市町村名	区分 職名 適用日	市町村長		議員			備考 (※)	
		定数	副市町村長	議長	副議長	議員		
君津市		826,500	1	704,000	530,000	470,000	450,000	7
		R2. 4. 1		H 5. 4. 1				
富津市		630,000	1	569,400	530,000	470,000	450,000	8
		H 29. 4. 1		R 2. 4. 1				
浦安市		1,000,000	2	830,000	630,000	560,000	520,000	
		H 9. 4. 1	H 19. 4. 1		H 9. 4. 1			
四街道市		792,000	1	688,200	500,000	450,000	430,000	9
		H 30. 7. 1		R 2. 2. 29				
袖ヶ浦市		850,000	1	740,000	460,000	420,000	400,000	
		H 27. 11. 23		H 5. 4. 1				
八街市		830,000	1	690,000	445,000	400,000	355,000	
		H 28. 4. 1		H 8. 4. 1				
印西市		850,000	1	710,000	460,000	390,000	370,000	
		H 9. 1. 1		H 27. 4. 30				
白井市		747,000	1	655,500	390,000	320,000	300,000	10
		R 元. 10. 1		H 6. 4. 1				
富里市		747,000	1	690,000	390,000	320,000	300,000	11
		R 2. 4. 1		H 8. 1. 1				
南房総市		830,000	1	694,000	413,000	360,000	337,000	
		H 26. 4. 1		H 18. 3. 20				
匝瑳市		702,000	1	631,750	390,000	360,000	335,000	12
		H 23. 4. 1		H 19. 7. 1				
香取市		800,000	1	680,000	390,000	370,000	350,000	
		H 18. 3. 27	H 19. 4. 1		H 18. 3. 27		H 22. 1. 1	
山武市		800,000	1	690,000	410,000	360,000	330,000	
		H 18. 3. 27		H 29. 4. 1				
いすみ市		780,000	1	630,000	413,000	351,000	327,000	
		R2. 3. 13		H 22. 12. 1				
大網白里市		820,000	1	672,000	380,000	320,000	300,000	
		H 23. 1. 1		H 28. 10. 1				
酒々井町		800,000	1	660,000	350,000	285,000	265,000	
		H 26. 4. 1		H 26. 4. 1				
栄町		720,000	1	600,000	350,000	285,000	265,000	
		H 28. 4. 1		H 28. 5. 1				
神崎町		525,000	1	473,100	231,000	193,000	174,000	13
		R 元. 9. 4		H 17. 4. 1				
多古町		785,000	1	644,000	298,000	243,000	220,000	
		H 27. 4. 1		H 29. 4. 1				
東庄町		785,000	1	644,000	298,000	243,000	220,000	
		H 31. 4. 1		H 10. 4. 1				
九十九里町		782,000	1	641,000	271,000	233,000	215,000	
		H 27. 10. 12		H 7. 7. 1				
芝山町		749,000	1	614,000	279,000	233,000	219,000	
		H 22. 4. 1		H 7. 4. 1				

区分 職名 適用日 市町村名	市町村長		議員			備考 (※)	
	定数	副市町村長	議長	副議長	議員		
横芝光町	760,000	1	607,000	271,000	217,000	202,000	
	H 26. 4. 23		H 18. 3. 27				
一宮町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 7. 4. 1		H 7. 4. 1				
睦沢町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 25. 4. 1		H 8. 1. 1				
長生村	788,000	1	639,000	285,000	237,000	214,000	
	H 29. 10. 1		H 7. 4. 1				
白子町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 29. 4. 1		H 7. 4. 1				
長柄町	788,000	1	639,000	285,000	237,000	214,000	
	H 26. 4. 1		H 8. 4. 1				
長南町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 26. 4. 1		H 23. 4. 17				
大多喜町	761,000	1	615,000	280,000	234,000	209,000	
	H 31. 4. 1		H 8. 4. 1				
御宿町	760,000	1	609,000	270,000	226,000	215,000	
	H 28. 12. 24		H 17. 4. 1				
鋸南町	553,000	1	512,800	270,700	218,500	199,500	14
	R 2. 4. 1		R 2. 4. 1				

- 1 千葉市の市長については、R2. 4. 1～R3. 3. 31の間の額
- 2 銚子市の市長・副市長については、H30. 10. 1～R3. 3. 31の間の額
- 3 船橋市の市長・副市長については、R2. 4. 1～R3. 3. 31の間の額
- 4 勝浦市の市長・副市長については、R元. 10. 1～R5. 7. 31の間の額
- 5 我孫子市の市長・副市長については、H31. 1. 1から当分の間の額
- 6 鴨川市の市長・副市長については、R2. 4. 1～R3. 3. 31の間の額
- 7 君津市の市長・副市長については、R2. 4. 1～R2. 6. 30の間の額
- 8 富津市の市長・副市長については、H29. 4. 1～R2. 10. 5の間の額
- 9 四街道市の市長・副市長については、H30. 7. 1～R3. 3. 31の間の額
- 10 白井市の市長・副市長については、R元. 10. 1～R3. 3. 31の間の額
- 11 富里市の市長については、R2. 4. 1～R3. 3. 31の間の額
- 12 匝瑳市の市長・副市長については、R2. 4. 1～R3. 3. 31の間の額（毎年更新）
- 13 神崎町の町長・副町長については、R元. 9. 4～R3. 3. 31の間の額
- 14 鋸南町の町長・副町長については、R2. 4. 1～R3. 3. 31の間の額

ウ 特別職等の給料等月額一覧（２）

令和2年4月1日現在（単位：千円）

区分 団体名	教育委員会			選挙管理委員会		監査委員				農業委員会		固定資産評価 審査委員会				
	教育長	委員長	委員	委員長	委員	識見を有するもの				議員	会長	委員	委員長	委員		
						代表監査委員		委員								
						常勤	非常勤	常勤	非常勤							
千葉市	780.0		(27.0)	(32.0) 区	(27.0) 区	750.0			260.0	68.0	67.0	53.0	(19.0)	(19.0)		
銚子市	564.0		47.5	40.5	36.0			76.0	76.0	41.5	41.5	37.0	(5.0)	(5.0)	※ 1	
市川市	744.0		106.6	63.8	38.3	621.0			113.1	61.5	74.0	52.4	(10.2)	(9.1)		
船橋市	693.5		111.0	66.0	48.0	626.0			128.0	63.0	100.0	63.0	(10.8)	(10.8)	※ 2	
館山市	643.0		33.0	29.0	25.0			53.0		36.0	41.0	33.0	(5.1)	(5.1)		
木更津市	750.0		36.0	24.0	22.0			150.0		77.0	42.0	53.0	33.0	(7.0)	(7.0)	
松戸市	760.0		92.0	59.0	47.0	760.0			119.0	70.0	68.0	52.0	(9.6)	(9.6)		
野田市	750.0		75.0	48.0	44.0			100.0		80.0	59.0	76.0	60.0	(6.5)	(6.5)	
茂原市	700.0		49.0	35.0	28.0			74.0		45.0	67.0	46.0	(7.6)	(7.2)		
成田市	740.0		51.0	44.0	36.0			75.0		75.0	51.0	66.0	51.0	(7.9)	(7.7)	
佐倉市	720.0		54.0	48.0	38.0			100.0		100.0	49.0	60.0	45.0	(8.1)	(7.6)	
東金市	650.0		39.0	27.0	25.0			52.0		39.0	49.0	39.0	(7.0)	(6.4)		
旭市	600.0		38.0	20.0	16.0			49.0		49.0	38.0	46.0	38.0	(6.0)	(6.0)	
習志野市	730.0		60.0	48.0	38.0			100.0		57.0	48.0	45.0	(7.3)	(7.3)		
柏市	721.0		86.5	61.0	49.0	658.0			130.0	61.0	70.0	58.5	(9.6)	(9.0)		
勝浦市	549.0		32.0	28.0	21.0			54.0		54.0	38.0	30.0	(8.0)	(8.0)		
市原市	720.0		76.0	54.0	42.0	600.0			126.0	60.0	73.0	56.0	(9.2)	(9.2)		
流山市	741.3		60.8	41.2	36.0			100.0		50.5	61.8	51.5	(9.3)	(9.3)		
八千代市	737.0		56.0	44.0	38.0			100.0		80.0	50.0	53.0	48.0	(9.0)	(8.0)	
我孫子市	662.0		55.0	60.0	50.0			100.0		50.0	65.0	55.0	(7.0)	(7.0)	※ 3	
鴨川市	566.4		30.0	26.0	21.0			49.0		39.0	37.0	28.0	(8.0)	(8.0)		
鎌ヶ谷市	705.0		46.0	42.0	30.5			66.0		43.0	55.0	47.0	(7.4)	(6.8)		
君津市	623.0		34.0	25.0	24.0			125.0		120.0	43.0	43.0	33.0	(8.6)	(7.7)	※ 4
富津市	517.5		35.0	23.0	20.0			58.0			43.0	31.0	(8.0)	(6.8)	※ 5	
浦安市	750.0		75.0	50.0	45.0			100.0		85.0	65.0		(9.5)	(9.0)		
四街道市	646.0		58.0	42.0	33.0			75.0		75.0	50.0	56.0	45.0	(8.0)	(7.5)	※ 6
袖ヶ浦市	680.0		35.0	24.0	22.0			120.0		45.0	55.0	31.0	(7.5)	(6.5)		
八街市	650.0		46.0	34.0	29.0			65.0		43.0	47.0	37.0	(9.0)	(8.2)		
印西市	683.0		53.0	33.0	28.0			75.0		50.0	65.0	51.0	(10.0)	(7.5)		
白井市	637.0		50.0	(7.3)	(6.6)			70.0		41.0	50.0	45.0	(7.3)	(6.6)	※ 7	
富里市	650.0		40.0	(7.5)	(7.0)			60.0		41.0	55.0	41.0	(7.5)	(7.0)		
南房総市	641.0		35.0	25.0	21.0			51.0		37.0	45.0	36.0	(10.1)	(10.1)		
匝瑳市	574.8		37.0	19.0	15.0			45.0		37.0	45.0	37.0	(6.5)	(6.5)	※ 8	
香取市	640.0		40.0	27.0	25.0			57.0		35.0	58.0	46.7	(8.0)	(8.0)		
山武市	610.0		39.0	27.0	25.0			52.0		39.0	49.0	39.0	(7.0)	(6.4)		
いすみ市	550.0		30.0	25.0	21.0			45.0		37.0	37.0	28.0	(6.0)	(6.0)		
大網白里市	602.0		39.0	18.0	16.0			50.0		25.0	41.6	35.2	(6.5)	(6.5)		

区分 団体名	教育委員会			選挙管理委員会		監査委員				農業委員会		固定資産評価 審査委員会		
	教育長	委員長	委員	委員長	委員	識見を有するもの				議員	会長	委員	委員長	委員
						代表監査委員		委員						
						常勤	非常勤	常勤	非常勤					
酒々井町	630.0		36.0	25.0	23.0		28.0			28.0	50.0	39.0	(8.0)	(7.5)
栄町	590.0		35.1	18.0	16.1		33.2			27.5	49.4	42.7	(7.4)	(6.9)
神崎町	448.2		20.0	*60.0	*48.0		18.0			13.8	20.0	18.0	(5.0)	(5.0)
多古町	565.0		47.2	14.7	12.6		44.0			23.1	58.7	47.2	(7.7)	(7.7)
東庄町	565.0		43.5	15.3	14.1		39.8			26.2	50.3	43.5	(5.0)	(5.0)
九十九里町	571.0		30.0	(8.7)	(7.3)		(12.3)			(8.1)	36.0	30.0	(8.7)	(7.3)
芝山町	546.0		27.5	13.8	11.6		23.0			17.0	36.7	30.4	(6.1)	(6.1)
横芝光町	562.0		27.5	16.0	14.0		26.5			18.0	36.0	30.0	(4.7)	(3.6)
一宮町	577.0		27.8	16.5	13.4		22.7			18.5	39.1	35.0	3.5 半日額	3.5 半日額
睦沢町	577.0		27.8	13.2	11.6		22.7			15.1	39.1	35.0	(9.9)	(9.9)
長生村	577.0		27.8	18.5	15.9		21.4			17.3	39.1	35.0	(10.0)	(8.8)
白子町	577.0		27.8	16.4	13.5		22.1			18.1	39.1	35.0	(8.2)	(8.2)
長柄町	577.0		27.8	17.3	14.9		21.4			18.4	39.1	35.0	(5.5)	(5.0)
長南町	577.0		27.8	16.5	15.5		23.7			20.6	39.1	35.0	(5.7)	(5.2)
大多喜町	536.0		18.8	4.0 半日額	3.5 半日額		*18.5 (7.6)			(7.6)	25.8	21.5	3.5 半日額	3.5 半日額
御宿町	542.0		17.0	(6.9)	(5.9)		14.5			9.0	23.8	19.6	(6.0)	(5.9)
鋸南町	466.4		*207.1	*119.7	*92.1		*258.4			*258.4	*258.4	*207.1	(9.5)	(8.5)

※ 9

※ 10

※表中、*は年額、()は日額

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）により、旧教育長の任期満了又は退任時点から、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を置くこととなる。

(※)

- 1 銚子市の教育長については、H30.10.1～R3.3.31の間の額
- 2 船橋市の教育長については、R2.4.1～R3.3.31の間の額
- 3 我孫子市の教育長については、H31.1.1から当分の間の額
- 4 君津市の教育長については、R2.4.1～R2.6.30の間の額
- 5 富津市の教育長については、H29.4.1～R2.10.5の間の額
- 6 四街道市の教育長については、H30.7.1～R3.3.31の間の額
- 7 白井市の教育長については、R元.10.1～R3.3.31の間の額
- 8 匝瑳市の教育長については、R2.4.1～R3.3.31の間の額
- 9 神崎町の教育長については、R元.9.4～R3.3.31の間の額
- 10 鋸南町の教育長については、R2.4.1～R3.3.31の間の額

エ ラスパイレス指数の状況

(ア) ラスパイレス指数の推移 (加重平均)

		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R 2年
市		101.5	109.8 (101.5)	109.7 (101.4)	101.4	100.9	101.1	100.8	101.1	101.0	100.9
町村		98.5	106.7 (98.6)	106.1 (98.0)	98.3	97.6	98.8	99.3	99.5	99.1	99.5
全市町村		101.2	109.5 (101.2)	109.4 (101.1)	101.2	100.6	100.9	100.7	101.0	100.8	100.8
全 国	市	98.8	106.9 (98.8)	106.6 (98.5)	98.6	98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9
	町村	95.3	103.3 (95.5)	103.2 (95.4)	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4	96.3	96.4
	全団体	98.9	107.0 (98.9)	106.9 (98.8)	98.9	99.0	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1

※「市」、「全市町村」は千葉市を含む。

※「全国」のうち、「市」は指定都市を除き、「全団体」は都道府県、指定都市及び特別区を含む。

※平成24年及び平成25年の指数は、国家公務員の時限的な（平成24年4月1日から2年間）給与改定特例法による平均7.8%の給与減額支給措置により大幅に上昇した。括弧書きは、国家公務員の時限的な給与減額措置がない場合の数値である。

(イ) ラスパイレス指数の分析

	28年			29年			30年			31年			R 2年		
	市	町村	計	市	町村	計									
105以上															
前年比															
100以上105未満	29	3	32	28	7	35	30	9	39	27	6	33	26	5	31
前年比	3		3	▲1	4	3	2	2	4	▲3	▲3	▲6	▲1	▲1	▲2
95以上100未満	8	13	21	9	10	19	6	8	14	10	11	21	11	12	23
前年比	▲3	1	▲2	1	▲3	▲2	▲3	▲2	▲5	4	3	7	1	1	2
95未満		1	1				1		1						
前年比		▲1	▲1		▲1	▲1	1		1	▲1		▲1			

※平成25年の指数は、国家公務員の時限的な（平成24年4月1日から2年間）給与改定特例法による平均7.8%の給与減額支給措置により、上昇する団体が増加した。

(ウ) 各市町村のラスパイレス指数の状況

市町村名	28年	29年	30年	31年	R2年	前年差
千葉市	101.3	99.8	101.3	101.3	101.1	▲ 0.2
銚子市	99.4	99.0	98.7	99.1	99.1	0.0
市川市	103.5	103.3	102.1	102.1	102.2	0.1
船橋市	100.2	100.2	100.3	100.1	100.2	0.1
館山市	99.5	95.1	94.7	98.8	99.2	0.4
木更津市	101.5	102.0	103.2	102.7	102.3	▲ 0.4
松戸市	103.5	102.2	101.3	100.9	101.1	0.2
野田市	99.9	99.0	99.0	99.4	98.7	▲ 0.7
茂原市	100.3	100.0	101.1	101.5	101.6	0.1
成田市	101.1	100.8	101.1	100.9	100.9	0.0
佐倉市	101.3	101.6	101.9	101.2	100.6	▲ 0.6
東金市	102.4	101.6	101.7	102.1	101.9	▲ 0.2
旭市	97.4	97.8	98.3	98.1	98.2	0.1
習志野市	101.3	101.2	101.6	101.6	102.0	0.4
柏市	101.9	101.9	102.1	102.1	102.3	0.2
勝浦市	101.0	101.7	100.8	100.8	100.5	▲ 0.3
市原市	101.5	101.2	101.1	101.2	101.2	0.0
流山市	101.4	101.6	101.3	101.7	102.9	1.2
八千代市	102.6	101.6	102.2	101.8	101.7	▲ 0.1
我孫子市	101.1	101.3	100.8	100.9	99.5	▲ 1.4
鴨川市	100.5	100.3	101.0	100.5	100.6	0.1
鎌ヶ谷市	101.4	101.6	101.8	100.8	100.7	▲ 0.1
君津市	100.4	100.7	101.0	99.6	99.8	0.2
富津市	101.4	102.9	102.4	102.1	101.7	▲ 0.4
浦安市	101.4	100.5	101.1	101.5	101.3	▲ 0.2
四街道市	98.4	99.3	100.2	99.5	99.1	▲ 0.4
袖ヶ浦市	100.5	99.4	102.4	102.7	100.5	▲ 2.2
八街市	99.1	99.2	99.1	98.9	99.3	0.4
印西市	101.9	102.2	102.0	101.2	100.0	▲ 1.2
白井市	100.5	101.2	101.5	100.5	100.8	0.3
富里市	100.4	100.3	98.6	98.8	98.8	0.0
南房総市	99.9	100.3	99.9	99.5	99.8	0.3
匝瑳市	101.3	101.9	101.5	100.6	100.4	▲ 0.2
香取市	101.0	100.9	100.9	100.2	100.2	0.0
山武市	100.9	100.8	101.4	101.2	101.9	0.7
いすみ市	97.9	99.7	100.3	100.1	100.0	▲ 0.1
大網白里市	101.0	101.0	100.5	99.7	99.2	▲ 0.5

市町村名	28年	29年	30年	31年	R2年	前年差
酒々井町	98.9	99.0	100.3	99.0	98.3	▲ 0.7
栄町	96.3	97.9	97.2	98.0	98.1	0.1
神崎町	98.0	99.9	99.4	100.0	100.0	0.0
多古町	99.9	100.9	100.1	98.9	99.5	0.6
東庄町	99.1	99.8	101.0	100.3	98.1	▲ 2.2
九十九里町	101.8	101.6	101.8	101.0	101.0	0.0
芝山町	101.0	103.5	103.4	102.0	103.9	1.9
横芝光町	99.7	99.5	100.1	99.5	100.0	0.5
一宮町	97.7	98.0	100.4	100.7	99.3	▲ 1.4
睦沢町	98.0	100.1	99.8	98.0	98.9	0.9
長生村	98.0	100.0	101.2	101.0	100.3	▲ 0.7
白子町	98.9	100.0	100.1	99.5	99.1	▲ 0.4
長柄町	98.5	99.4	99.8	99.9	99.8	▲ 0.1
長南町	97.8	97.2	98.8	99.7	99.4	▲ 0.3
大多喜町	97.7	97.0	96.6	97.3	97.6	0.3
御宿町	94.4	96.3	95.7	95.7	96.1	0.4
鋸南町	100.8	101.3	99.8	99.2	99.5	0.3

○加重平均

	28年	29年	30年	31年	R2年	前年差
市	101.1	100.8	101.1	101.0	100.9	▲ 0.1
町村	98.8	99.3	99.5	99.1	99.5	0.4
市町村	100.9	100.7	101.0	100.8	100.8	0.0

○単純平均

	28年	29年	30年	31年	R2年	前年差
市	100.8	100.7	100.8	100.7	100.6	▲ 0.1
町村	98.6	99.5	99.7	99.4	99.3	▲ 0.1
市町村	100.1	100.3	100.5	100.3	100.2	▲ 0.1

※いずれの平均においても、千葉市を含む。

イ 一部事務組合一覧

コード 番号	組 合 名 称	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 理 者 等
128015	三芳水道企業団	〒294-0045 館山市北条1145-1 (館山市役所内)	0470-22-3729 0470-22-2220	金丸謙一
128023	長門川水道企業団	〒270-1515 印旛郡栄町安食台1-2 (栄町役場内)	0476-33-7718 0476-80-0760	岡田正市
128104	国保国吉病院組合	〒298-0123 いすみ市荻谷1177	0470-86-2311 0470-86-4877	太田洋
128112	君津中央病院企業団	〒292-8535※ 木更津市桜井1010	0438-36-1071 0438-36-3867	田中正
128139	千葉県市町村総合事務組合	〒260-0013 千葉市中央区中央4-17-8 (千葉県自治会館)	043-311-4155 043-227-7664	岩田利雄
128155	東葛中部地区総合開発事務組合	〒277-0825 柏市布施281-1	04-7137-0078 04-7132-4552	秋山浩保
128163	鋸南地区環境衛生組合	〒299-2115 安房郡鋸南町下佐久間544-1	0470-55-0329 0470-55-0361	白石治和
128287	佐倉市、酒々井町清掃組合	〒285-0913 印旛郡酒々井町墨1506	043-496-7511 043-496-6398	西田三十五
128309	東金市外三市町清掃組合	〒283-0832 東金市三ヶ尻340	0475-55-9131 0475-55-9575	鹿間陸郎
128317	山武郡市環境衛生組合	〒289-1505 山武市松尾町金尾1149-1	0479-86-3516 0479-86-5109	松下浩明
128333	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	〒273-0131 鎌ヶ谷市軽井沢2102-1	047-443-7497 047-442-3491	清水聖士
128341	印旛衛生施設管理組合	〒285-0063 佐倉市宮本332	043-498-1538 043-498-0330	北村新司
128350	印西地区衛生組合	〒270-1512 印旛郡栄町須賀1997-27	0476-95-0252 0476-95-7968	岡田正市
128384	東総衛生組合	〒289-2504 旭市ニの5933	0479-62-0794 0479-63-2860	明智忠直
128414	夷隅環境衛生組合	〒298-0111 いすみ市万木5	0470-86-2155 0470-86-4597	太田洋
128449	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	〒285-0043 佐倉市大蛇町790-4	043-484-6747 043-486-2304	小坂泰久
128465	一宮聖苑組合	〒299-4396 長生郡一宮町一宮2457 (一宮町役場内)	0475-42-1430 0475-40-1075	馬淵昌也
128473	印旛利根川水防事務組合	〒270-1546 印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71 (栄町消防本部内)	0476-95-8983 0476-95-7630	岡田正市
128503	布施学校組合	〒299-5192※ 夷隅郡御宿町須賀1522	0470-68-2514 0470-68-3293	石田義廣
※ 128538	千葉県競馬組合	〒273-0013 船橋市若松1-2-1	047-431-2156 047-437-1446	鈴木栄治
128546	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	〒289-2152 匝瑳市松山107	0479-72-3036 0479-72-3048	太田安規
128571	君津郡市広域市町村圏事務組合	〒292-0832 木更津市新田3-2-27	0438-25-6121 0438-22-7559	渡辺芳邦
128601	安房郡市広域市町村圏事務組合	〒294-0045 館山市北条420-4	0470-22-5633 0470-23-9155	金丸謙一
128619	四市複合事務組合	〒273-0005 船橋市本町2-7-8	047-436-2772 047-436-2774	松戸徹

令和3年1月1日現在

構成市町村	主な共同処理事務	設 年 月 日	人 口 (27年国調) 人	面 積 km ²	職 員 数 人	議 員 数 人	議 会 開 催 月
館山市、南房総市	上水道事業	S39. 11. 16	86,497	340.17	27	9	2,10
印西市、栄町	上水道事業	S46. 3. 31	113,898	156.30	7	8	2,7,11
いすみ市、大多喜町、御宿町	国保病院事業、介護老人保健施設の運営、訪問看護ステーション	S24. 1. 20	55,752	312.22	204	11	3,10
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	国保病院事業、附属看護学校の運営	S39. 3. 31	326,727	758.19	1,074	12	3.6.9.12
県内全市町村(54) 一部事務組合の一部(37) 広域連合(1)	常勤職員の退職手当の支給、住民の交通災害共済事業、公務災害(非常勤職員、非常勤消防団員等)に関する業務、非常勤消防団員の退職報償金の支給、消防賞じゅつ金の授与、消防公務災害見舞金の支給、住民の予防接種事故救済措置、住民の自然災害救済措置、公平委員会、公拡法に基づく土地開発公社に関する事務、職員の共同研修機関の設置・運営、職員採用試験の合同実施、消防救急無線設備の整備・管理、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付	S30. 11. 1 (S43. 8. 1)	-	-	37	10	2,11
柏市、流山市、我孫子市	火葬場、障害者支援施設みどり園、共同生活援助事業所の運営	S35. 5. 2	719,933	193.21	13	6	2,10
南房総市、鋸南町	し尿処理、ごみ処理	S40. 1. 5	47,055	275.31	27	9	3,12
佐倉市、酒々井町	ごみ処理	S41. 1. 7	193,694	122.70	15	5	2,10
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町	ごみ処理	S42. 3. 30	178,568	318.43	22	9	2,10
山武市、芝山町、横芝光町	ごみ処理	S41. 3. 31	83,415	257.02	12	8	3,9
柏市、白井市、鎌ヶ谷市	し尿処理、ごみ処理、余熱利用施設の運営	S41. 5. 4 (H4. 1. 28)	584,545	171.30	22	12	2,5 8,11
佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町	し尿処理	S38. 4. 5	403,309	286.04	8	11	2,11
印西市、栄町	し尿処理	S39. 6. 9	113,898	156.30	6	5	2,10
旭市、匝瑳市、多古町、横芝光町	し尿収集処理	S35. 3. 1	142,333	371.78	11	10	3,10
いすみ市、大多喜町、御宿町	し尿収集処理	S39. 2. 18	55,752	312.22	16	8	2,10
佐倉市、四街道市、酒々井町	斎場(火葬場・式場)	S40. 7. 15	282,939	157.22	12	8	2,10
一宮町、睦沢町、長生村、白子町	火葬場	S37. 10. 1	44,497	114.33	3	6	2,8
成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町	利根川右岸の水防事務	S39. 4. 13	782,853	614.23	1	16	2
いすみ市、御宿町	組合立小学校の運営	S30. 3. 31	45,909	182.35	1	6	2,10
千葉県、船橋市、習志野市	競馬競技	S35. 3. 17	-	-	32	5	2,6 9,12
匝瑳市、多古町、横芝光町	火葬場、ごみ処理	S44. 2. 18	75,747	241.33	8	7	3,9
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	広域事務の調整・推進、養護老人ホームの設置及び管理、児童発達支援センターの設置及び管理運営、救急急病医療事業、共同研修の実施、社会福祉法人の認可・指導監査等、専用水道等の衛生確保対策等	S44. 10. 15	326,727	758.19	31	12	2,8
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	粗大ごみ処理、火葬場、消防、共同研修、統一採用試験、夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、二次救急医療機関、安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業	S45. 9. 10 (S52. 4. 1)	128,451	576.50	283	8	年2回
船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	特別養護老人ホーム三山園、斎場の設置・運営	S45. 10. 31	1,092,868	179.06	61	12	2,8

コード 番号	組 合 名 称	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 理 者 等
128635	長生郡市広域市町村圏組合	〒297-0035 茂原市下永吉2101	0475-23-0107 0475-24-1144	田 中 豊 彦
128651	匝瑳市横芝光町消防組合	〒289-2146 匝瑳市八日市場ホ715	0479-72-1915 0479-73-6339	太 田 安 規
128660	山武郡市広域行政組合	〒283-8505※ 東金市東岩崎1-17	0475-54-0251 0475-52-1652	鹿 間 陸 郎
128678	香取広域市町村圏事務組合	〒289-0407 香取市仁良300-1	0478-78-1181 0478-78-1185	宇 井 成 一
128686	佐倉市八街市酒々井町消防組合	〒285-8619※ 佐倉市大蛇町281	043-481-0119 043-484-2502	西 田 三 十 五
128694	東総地区広域市町村圏事務組合	〒289-2521 旭市ハの612-1	0479-62-3305 0479-62-3302	明 智 忠 直
128708	印西地区消防組合	〒270-1387※ 印西市牧の原2-3	0476-46-4321 0476-46-9914	板 倉 正 直
128716	九十九里地域水道企業団	〒283-0802 東金市東金769-2	0475-54-0631 0475-54-2068	田 中 豊 彦
128732	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	〒298-0124 いすみ市弥正88-1	0470-86-6600 0470-86-6631	太 田 洋
128741	印旛郡市広域市町村圏事務組合	〒285-8533※ 佐倉市宮小路町12	043-485-0397 043-486-5116	北 村 新 司
※ 128759	北千葉広域水道企業団	〒271-0041 松戸市七右衛門新田540-5	047-345-3211 047-345-3306	倉 持 俊 哉
128767	東総広域水道企業団	〒289-0602 香取郡東庄町笹川1	0478-86-3821 0478-86-3823	越 川 信 一
128775	君津富津広域下水道組合	〒299-1192※ 君津市久保2-13-1 (君津市役所内)	0439-56-1255 0439-56-1259	石 井 宏 子
128791	八咫水道企業団	〒289-2104 匝瑳市生尾10	0479-73-3171 0479-73-4774	太 田 安 規
128805	山武郡市広域水道企業団	〒283-0062 東金市家徳361-8	0475-55-7851 0475-55-7856	松 下 浩 明
128830	印西地区環境整備事業組合	〒270-1352 印西市大塚1-1-1	0476-46-2731 0476-47-1765	板 倉 正 直
128899	南房総広域水道企業団	〒298-0228 夷隅郡大多喜町小谷松500	0470-82-5651 0470-82-5654	太 田 洋

(注) 1. コード番号は全国地方公共団体コードにおける「一部事務組合等コード」である。
普通会計コードと事業会計コードを共に有する場合は、普通会計コードを記載した。

2. コード番号を丸で囲んである組合は、複合的一部事務組合である。
3. コード番号に※を付してある組合は、県加入の一部事務組合である。
4. 設立年月日欄のかつこ内は複合的一部事務組合となった年月日である。
5. 事務所所在地の郵便番号に※印を付してあるものは個別郵便番号である。

構成市町村	主な共同処理事務	設 年 月 日	立 日 人 (27年国調) 人	面 積 km ²	職員数 人	議員数 人	議 会 開 催 月
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	市町村圏計画の策定、一般廃棄物収集・運搬及び処理、容器包装廃棄物分別収集・処理、消防、上水道、夜間急病診療所、在宅当番医制事業、二次医療機関運営事業、共同研修、視聴覚教材センター、病院事業、火葬場・斎場、霊きゆう運送事業、長生郡市温水センター、介護認定審査会、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会、浴場棟・プール棟等の貸付	S46.4.1 (H5.2.1)	149,728	326.87	504	18	2,8,11
匝瑳市、横芝光町	消防	S45.4.17	61,023	168.53	109	10	3,9
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	振興整備に関する計画の策定、振興センター管理、養護老人ホーム、電子計算機による処理事務、一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥の処分)、火葬場、消防、視聴覚教材センター、共同研修、採用試験、急病診療所、在宅当番医制事業、二次救急医療機関運営事業、介護認定審査会、老人ホーム入所判定委員会、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会、教育相談センター、障害者総合支援法に基づく手話奉仕員養成研修、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の設置及び運営	S46.7.10 (S47.8.1)	209,761	428.68	337	12	2,8
香取市、神崎町、多古町、東庄町	振興整備に関する計画の策定、共同採用試験、共同研修、不燃性廃棄物処理、一般廃棄物最終処分場、消防、可燃性廃棄物処理、し尿収集処理、火葬場	S46.9.3 (H18.3.27)	112,508	401.30	268	15	3,10
佐倉市、八街市、酒々井町	消防	S47.4.1	264,428	197.64	383	12	3,9,12
銚子市、旭市、匝瑳市	振興整備に関する事業、共同採用試験、共同研修、一般廃棄物(し尿を除く)処理施設建設・管理運営	S46.9.18	168,262	316.17	13	9	3,9
印西市、白井市	消防	S47.4.1	154,344	159.27	265	10	2,10
茂原市、東金市、匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	水道用水供給事業	S46.12.1	389,319	813.83	79	11	2,8
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	老人福祉センター、福祉作業所の運営、共同研修、在宅当番医休日診療事業及び病院群輪番制事業、消防事務、救急業務、介護認定審査会、介護給付費等の支給に関する審査会、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の設置及び運営	S47.8.1	75,000	406.18	198	12	3,9
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	採用試験、共同研修、水道用水供給事業、軽費老人ホームA型運営支援、第二次救急医療機関の運営、共通課題の連絡調整	S47.9.7	710,071	691.66	27	18	3,9
千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市	水道用水供給事業	S48.3.1	-	-	79	8	2,11
銚子市、旭市、東庄町	水道用水供給事業	S48.3.17	145,153	260.90	21	8	年2回
君津市、富津市	下水道事業	S48.8.1	131,634	524.31	26	14	3,10
匝瑳市、横芝光町	上水道事業	S49.3.28	61,023	168.53	17	7	2,8
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町	上水道事業	S49.3.31	202,330	385.44	51	10	2,8
印西市、白井市、栄町	一般廃棄物(し尿を除く)の収集・運搬・処分及び施設の設置管理運営、余熱利用施設の設置管理運営、墓地・火葬場・斎場及び平岡自然の家の設置管理運営(栄町に係るものを除く)	S51.3.22 (S53.3.1)	175,572	191.78	27	10	2,9
館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町	水道用水供給事業	H2.8.1	203,451	982.68	31	6	年2回

6. 平成27年国調人口は、総務省統計局の確定値による。

7. 面積は、全国都道府県市区町村別面積調(令和2年10月1日国土交通省国土地理院)による。

8. 職員数は、令和2年地方公共団体定員管理調査(令和2年4月1日現在)による。

ウ 広域連合

コード 番号	連 合 名 称	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 理 者 等
128902	千葉県後期高齢者医療広域連合	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 (国保会館内)	043-216-5011 043-206-0085	清 水 聖 士
128911	かずさ水道広域連合企業団	〒292-0834 千葉県木更津市潮見2丁目8番地	0438-38-3276 0438-25-1624	渡 辺 芳 邦

令和3年1月1日現在

構成市町村	主な共同処理事務	設 年 月 立 日	人 口 (27年国調) 人	面 積 km ²	職員数 人	議員数 人	議 会 開 催 月
県内全市町村(54)	後期高齢者医療制度事務 被保険者の資格の管理に関する事務 医療給付に関する事務 保険料の賦課に関する事務 保健事業に関する事務 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	H19.1.1	-	-	14	54	2,11
千葉県、木更津市、 君津市、富津市、袖 ヶ浦市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域の 水道事業の経営に関する事務 広域連合企業団及び千葉県の水道事業への水道 用水供給事業の経営に関する事務	H31.1.21	-	-	148	13	年2回

エ 市町村広域行政連絡協議会設置状況

令和3年1月1日現在

	協議会名	構成市町村名	設立年月日	人口 (27年国調) 人	面積 km ²	事務局
1	京葉広域行政連絡協議会	市川市、船橋市、浦安市	S41.1.26	1,268,646	160.37	船橋市企画財政部政策企画課
2	東葛広域行政連絡協議会	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	S41.3.15	1,465,913	379.22	野田市企画財政部企画調整課

(注) 人口及び面積は「イ 一部事務組合一覧」と同じである。

オ 協議会(地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2)

令和3年1月1日現在

	名 称	設 置 年月日	事務所所在地	電話番号	構成団体名	担当事務
1	柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会	H20.10.1	〒277-0827 柏市松葉町7-17-1 (柏市消防指令センター内)	04(7136) 2333	柏市、我孫子市	消防通信指令事務
2	松戸市ほか5市消防指令事務協議会	H23.4.1	〒270-2241 松戸市松戸新田114-5 (松戸市消防局内)	047(703) 6200	松戸市、市川市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市	消防指令事務
3	千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会	H23.4.1	〒260-0854 千葉市中央区長州1-2-1 セーフティーちば7階	043(202) 1690	千葉市、銚子市、木更津市、成田市、旭市、市原市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市、栄町、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏事務組合、匝瑳市横芝光町消防組合、山武郡市広域行政組合、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印西地区消防組合、夷隅郡市広域市町村圏事務組合	消防指令事務
4	松戸市ほか9市消防指令事務協議会	H28.8.1	〒270-2241 松戸市松戸新田114-5	047(703) 6200	松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	消防指令事務
5	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会	H31.4.1	〒292-0838 木更津市潮浜3-1 (木更津市まち美化推進課内)	0438(36) 1136	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町	広域廃棄物処理事務

カ 機関の共同設置(地方自治法第252条の7～第252条の13)

令和3年1月1日現在

	名 称	設 置 年月日	事務所所在地	電話番号	構成団体名	担当事務
1	香取郡二町介護認定審査会	H11.10.1	〒289-2241 多古町多古2848 (多古町保健福祉センター内)	0479 (76)3185	多古町、神崎町	介護認定審査会事務
2	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会	H22.2.1	〒283-8511 東金市東岩崎1-1 (東金市医療センター推進課内)	0475 (50)1253	東金市、九十九里町	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに係る評価事務

	事務の内容	委託年月日	委託団体	受託団体
1	児童自立支援施設に関する事務	H4. 4. 1	千葉市	千葉県
2	福祉作業所	H18. 3. 27	東庄町	香取市
3	汚水及び雨水等の処理に関する事務	H11. 11. 22	君津富津広域下水道組合	木更津市
4		H11. 11. 26	木更津市	君津富津広域下水道組合
5	学校給食事務	H17. 12. 5	布施学校組合	いすみ市
6	下水道使用料賦課徴収事務	H30. 1. 1	千葉市	千葉県
7			成田市	
8			市原市	
9			鎌ヶ谷市	
10		R3. 1. 1	市川市	
11			船橋市	
12			松戸市	
13			浦安市	
14			印西市	
15			白井市	
16	ごみ処理	H17. 12. 5	いすみ市	御宿町
17			大多喜町	いすみ市
18	火葬事務	S46. 4. 25	君津市	富津市
19		H17. 12. 5	いすみ市	大多喜町
20				一宮聖苑組合
21		H17. 12. 5	御宿町	いすみ市
22	斎場事務	H4. 12. 1	八街市	成田市
23			富里市	
24	と畜場財産管理に関する事務	H8. 4. 1	佐倉市	成田市
25			印西市	
26		H18. 3. 27	香取市	
27	学齢児童及び学齢生徒の教育事務(小学校)	H6. 7. 20	東金市	大網白里市
28		H17. 2. 11	君津市	鴨川市
29	富津市			
30	学齢児童及び学齢生徒の教育事務(中学校)	H6. 7. 20	東金市	大網白里市
31			H17. 2. 11	君津市
32	富津市			
33	消防事務	H18. 3. 27	神崎町	成田市
34	消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務	H20. 10. 15	千葉県市町村総合事務組合	千葉県
35	水防事務	H18. 6. 1	香取市	稲敷地方広域市町村圏事務組合
36	証明書交付等の事務	H13. 10. 15	柏市	流山市
37				我孫子市
38			流山市	柏市
39				我孫子市
40			我孫子市	柏市
41				流山市
42	災害による一般廃棄物処理事務	H23. 4. 1	山武郡市環境衛生組合	山武市
43				芝山町
44				横芝光町
45		H23. 4. 25	東金市外三市町清掃組合	山武市
46	H23. 9. 26	九十九里町		
47		東金市		
48	H26. 3. 26		大網白里市	
49	介護認定審査会	H23. 6. 22	福島県双葉郡川内村	八街市
50	一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する事務	H24. 4. 1	成田市	香取広域市町村圏事務組合

51	一般廃棄物処理事務	H24. 10. 1	富里市	成田市
52	行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務	H28. 4. 1	夷隅環境衛生組合	夷隅郡市広域市町村圏事務組合
53			国保国吉病院組合	
54			布施学校組合	
55	下水道使用料及び地域汚水処理手数料賦課徴収事務	H31. 4. 1	木更津市	かずさ水道広域連合企業団
56	農業集落排水処理施設使用料賦課徴収事務	H31. 4. 1	君津市	かずさ水道広域連合企業団
57	下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料賦課徴収事務	H31. 4. 1	袖ヶ浦市	かずさ水道広域連合企業団
58	下水道使用料賦課徴収事務	H31. 4. 1	君津富津広域下水道組合	かずさ水道広域連合企業団
59	適応指導教室に関する事務	R2. 10. 1	勝浦市	いすみ市
60			大多喜町	
61			御宿町	
62			布施学校組合	

(7) 地方独立行政法人

(令和3年1月1日現在)

名 称	理 事 長	事 務 所 所 在 地	電話番号 F A X 番号	設立年月日
1. さんむ医療センター	坂 本 昭 雄	289-1326 山武市成東167	(0475) 82-2521 (0475) 82-3354	H22. 4. 1
2. 東金九十九里 地域医療センター	増 田 政 久	283-8686 東金市丘山台3-6-2	(0475) 50-1199 (0475) 50-1356	H22. 10. 1
3. 総合病院 国保旭中央病院	吉 田 象 二	289-2511 旭市イの1326番地	(0479) 63-8111 (0479) 63-8580	H28. 4. 1

(8) 市町村土地開発公社

ア 市町村土地開発公社一覧

(令和3年1月1日現在)

名 称	理 事 長	事 務 所 所 在 地	電話番号 F A X 番号	設立年月日
1. 千葉県地方 土地開発公社	岩 田 利 雄 (千葉県市町村 総合事務組合長)	260-0013 千葉市中央区中央4-17-8 (千葉県自治会館)	(043) 311-4180 (043) 222-0237	S48. 4. 1 (組織変更)
2. 野田市 土地開発公社	今 村 繁 (副市長)	278-8550 野田市鶴奉7-1 (市役所内)	(04) 7124-3444 (04) 7124-3444	S48. 9. 18
3. 木更津市 土地開発公社	田 中 幸 子 (副市長)	292-8501 木更津市富士見1-2-1 (市役所内)	(0438) 23-8051 (0438) 25-1351	S49. 8. 1 (組織変更)
4. 我孫子市 土地開発公社	青 木 章 (副市長)	270-1192 我孫子市我孫子1858 (市役所内)	(04) 7185-1111 (04) 7183-0066	S49. 11. 7
5. 袖ヶ浦市 土地開発公社	花 澤 一 男 (副市長)	299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1 (市役所内)	(0438) 62-2226 (0438) 62-5916	S50. 4. 1
6. 市川市 土地開発公社	宮 間 政 行	272-0823 市川市東菅野2-23-1	(047) 325-0142 (047) 325-0146	S50. 7. 18
7. 流山市 土地開発公社	石 原 重 雄 (副市長)	270-0192 流山市平和台1-1-1 (市役所内)	(04) 7150-6069 (04) 7159-0133	S50. 10. 25
8. 富津市 土地開発公社	小 泉 義 行 (副市長)	293-8506 富津市下飯野2443 (市役所内)	(0439) 80-1239 (0439) 80-1350	S61. 4. 15
9. 柏市 土地開発公社	鬼 沢 徹 雄 (副市長)	277-8505 柏市柏5-10-1 (市役所内)	(04) 7164-4143 (04) 7164-4152	H4. 4. 1
10. 成田市 土地開発公社	関 根 賢 次 (副市長)	286-8585 成田市花崎町760 (市役所内)	(0476) 20-1512 (0476) 24-1655	H6. 4. 1
11. 浦安市 土地開発公社	及 川 力 (副市長)	279-8501 浦安市猫実1-1-1 (市役所内)	(047) 712-6187 (047) 355-2602	H9. 4. 1

イ 令和元年度市町村土地開発公社の状況

(百万円)

番号	公社名	a. R1年度末			b. 5年以上 保有額	b/a %	c. 10年以上 保有額	c/a %	供用済 保有額 (注1)	未収金 保有額 (注2)	借入金
		保有額計	先行	プロパー							
1	千葉県地方土地開発公社	1,505	1,505	0	0	0.0	0	0.0	0	0	1,506
2	野田市土地開発公社	917	267	650	650	70.9	456	49.7	5	0	257
3	木更津市土地開発公社	2,190	2,187	3	2,190	100.0	2,190	100.0	0	0	1,465
4	我孫子市土地開発公社	599	599	0	60	10.0	58	9.7	0	0	373
5	袖ヶ浦市土地開発公社	211	211	0	211	100.0	75	35.5	0	0	136
6	市川市土地開発公社	873	873	0	0	0.0	0	0.0	0	0	761
7	流山市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
8	富津市土地開発公社	34	34	0	34	100.0	0	0.0	0	0	34
9	柏市土地開発公社	7,450	4,629	2,821	7,450	100.0	7,450	100.0	0	0	6,771
10	成田市土地開発公社	1,558	1,558	0	577	37.0	0	0.0	0	0	1,613
11	浦安市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
合計		15,337	11,863	3,474	11,172	72.8	10,229	66.7	5	0	12,916

注1 依頼元の地方公共団体等が買い取ることなく供用を開始した土地

注2 依頼元の地方公共団体等が買取りに要した費用を長期に繰り延べている土地

(9) 連合組織

千葉県市長会、千葉県町村会、郡町村会、千葉県市議会議長会、
千葉県町村議会議長会、郡町村議会議長会

団 体 名	代 表 者 名	事 務 局 長 名
千葉県市長会	清水 聖 士 (鎌ヶ谷市長)	堤 紳 一
千葉県町村会	岩 田 利 雄 (東庄町長)	堤 紳 一
印旛郡町村会	小 坂 泰 久 (酒々井町長)	石 井 良 宏 (総務課長)
香取郡市町会	所 一 重 (多古町長)	高 橋 正 (総務課長)
山武郡市市町会	佐 藤 晴 彦 (横芝光町長)	猪 澤 良 一
長生郡町村会	小 高 陽 一 (長生村長)	田 中 喜 宣 (総務課長)
夷隅郡町村会	石 田 義 廣 (御宿町長)	殿 岡 豊 (総務課長)
安房郡町村会	白 石 治 和 (鋸南町長)	平 野 幸 男 (総務企画課長)
千葉県市議会議長会	助 川 忠 弘 (柏市議会議長)	松 山 正 史 (議会事務局長)
千葉県町村議会議長会	野 村 賢 一 (大多喜町議会議長)	青 木 正 実
印旛郡町村議会議長会	江 澤 眞 一 (酒々井町議会議長)	越 川 和 章 (議会事務局長)
香取郡市町議会議長会	石 橋 伸 一 (神崎町議会議長)	高 橋 誠 一 (議会事務局長)
山武郡市議会議長会	小 倉 治 夫 (東金市議会議長)	猪 澤 良 一
長生郡町村議会議長会	鵜 沢 一 男 (一宮町議会議長)	諸 岡 昇 (議会事務局長)
夷隅郡町村議会議長会	野 村 賢 一 (大多喜町議会議長)	麻 生 克 美 (議会事務局長)
安房3市1町議会議長会	青 木 悦 子 (鋸南町議会議長)	笹 生 矩 義 (議会事務局長)

(令和3年1月1日現在)

郵便番号	事務所所在地	電話番号
260-0013	千葉市中央区中央4-17-8 (自治会館内)	(043)311-4150
260-0013	千葉市中央区中央4-17-8 (自治会館内)	(043)311-4145
285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11 (酒々井町役場内)	(043)496-1171
289-2292	香取郡多古町多古584 (多古町役場内)	(0479)76-2611
283-8505	東金市東岩崎1-17 (山武郡市振興センター内)	(0475)54-0250
299-4394	長生郡長生村本郷1-77 (長生村役場内)	(0475)32-2111
299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522 (御宿町役場内)	(0470)68-2511
299-2192	安房郡鋸南町下佐久間3458 (鋸南町役場内)	(0470)55-2111
277-8505	柏市柏5-10-1 (柏市議会事務局内)	(04)7167-1912
260-0013	千葉市中央区中央4-17-8 (自治会館内)	(043)227-7898
285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11 (酒々井町役場内)	(043)496-1171
289-0292	香取郡神崎町神崎本宿163 (神崎町役場内)	(0478)72-2115
283-8505	東金市東岩崎1-17 (山武郡市振興センター内)	(0475)54-0251
299-4396	長生郡一宮町一宮2457 (一宮町議会事務局内)	(0475)42-2111
298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜93 (大多喜町議会事務局内)	(0470)82-2111
299-2192	安房郡鋸南町下佐久間3458 (鋸南町議会事務局内)	(0470)55-4804

市町村名	選挙人名簿登録者数			市町村長選挙						市町村議会議員選挙					
	R2.9.1 現在	R1.9.2 現在	増減数	任意制選挙公営制度						任意制選挙公営制度					
				選挙 運動用 自動車 の使用	ビラの 作成	ポスター の作成	ポスター 掲示場 (144の2)	選挙公報	電子データ 提出の可否	選挙 運動用 自動車 の使用	ビラの 作成	ポスター の作成	ポスター 掲示場 (144の2)	選挙公報	電子データ 提出の可否
酒々井町	17,560	17,504	56				S61.12.20	H13.9.25					S61.12.20	H13.9.25	
栄町	18,000	18,233	-233				S59.3.17	H9.2.6	○				S59.3.17	H9.2.6	○
印旛郡計	35,560	35,737	-177												
神崎町	5,151	5,249	-98				S58.3.17						S58.3.17		
多古町	12,393	12,568	-175				S60.9.19	H17.12.21					S60.9.19	H17.12.21	
東庄町	11,743	11,952	-209				S58.7.12						S58.7.12		
香取郡計	29,287	29,769	-482												
九十九里町	13,612	13,885	-273				S58.3.18						S58.3.18		
芝山町	6,094	6,188	-94	R2.12.14	R2.12.14	R2.12.14	S58.12.26	H27.9.25		R2.12.14	R2.12.14	R2.12.14	S58.12.26	H27.9.25	
横芝光町	20,026	20,277	-251				H18.3.27	R1.12.16					H18.3.27	R1.12.16	
山武郡計	39,732	40,350	-618												
一宮町	10,351	10,404	-53	R2.12.8	R2.12.8	R2.12.8	S59.6.25	H21.12.11		R2.12.8	R2.12.8	R2.12.8	S59.6.25	H21.12.11	
睦沢町	6,084	6,139	-55	R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.9.28	H27.9.11		R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.9.28	H27.9.11	
長生村	12,282	12,393	-111	R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.12.27	H20.3.13		R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.12.27	H20.3.13	
白子町	9,775	9,911	-136	R2.12.17	R2.12.17	R2.12.17	S58.10.1	H25.3.14		R2.12.17	R2.12.17	R2.12.17	S58.10.1	H25.3.14	
長柄町	6,030	6,178	-148	R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.4.1	H31.3.4		R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.4.1	H31.3.4	
長南町	6,983	7,130	-147	R2.12.11	R2.12.11	R2.12.11	S58.3.8	H11.4.7		R2.12.11	R2.12.11	R2.12.11	S58.3.8	H11.4.7	
長生郡計	51,505	52,155	-650												
大多喜町	7,827	8,032	-205	R2.9.4	R2.9.4	R2.9.4	S59.3.14	H24.11.29		R2.9.4	R2.9.4	R2.9.4	S59.3.14	H24.11.29	
御宿町	6,694	6,801	-107				S58.3.14	H15.8.11					S58.3.14	H15.8.11	
夷隅郡計	14,521	14,833	-312												
鋸南町	6,801	7,025	-224				S58.3.10						S58.3.10		
安房郡計	6,801	7,025	-224												
町村計	177,406	179,869	-2,463												
県計	5,265,259	5,256,183	9,076												

衆院1区	426,735	424,377	2,358
衆院2区	456,982	454,695	2,287
衆院3区	337,121	337,619	-498
衆院4区	460,973	458,517	2,456
衆院5区	450,503	447,497	3,006
衆院6区	369,637	367,675	1,962
衆院7区	431,532	428,443	3,089
衆院8区	421,222	417,879	3,343
衆院9区	409,308	410,437	-1,129
衆院10区	346,467	349,766	-3,299
衆院11区	355,763	359,771	-4,008
衆院12区	383,637	385,367	-1,730
衆院13区	415,379	414,140	1,239

- (注) 1. 該当団体は、条例制定年月日を記載した。
2. 記号式投票制度を採用している市町村名
- 松戸市 市長選挙(条例制定年月日S46.12.28)
- 議会議員選挙(便乗補欠選挙のときのみ採用 条例制定年月日S46.12.28)
- 流山市 市長選挙のみ採用(条例制定年月日S38.3.15)
- 八千代市 市長選挙のみ採用(条例制定年月日H18.9.29)
3. 公職選挙法第144条の4に基づくポスター掲示場の設置に関する条例を制定している団体はない。

イ 千葉県における投票率の状況

(ア) 国政選挙

衆議院議員選挙						参議院議員選挙					
回数	選挙年月日	投票率(%)				回数	選挙年月日	投票率(%)			
		男	女	計	全国投票率			男	女	計	全国投票率
22	S21. 4. 10	77.03	54.62	64.29	72.08	1	S22. 4. 20	59.45	37.08	47.62	61.12
23	S22. 4. 25	71.32	51.16	60.66	67.95	2	S25. 6. 4	71.38	53.01	61.66	72.19
24	S24. 1. 23	79.31	61.23	69.73	74.04	3	S28. 4. 24	61.40	47.31	53.96	63.18
25	S27. 10. 1	79.66	67.32	73.13	76.43	4	S31. 7. 8	60.49	46.45	53.10	62.11
26	S28. 4. 19	76.65	64.69	70.33	74.22	5	S34. 6. 2	59.56	50.07	54.59	58.75
27	S30. 2. 27	74.43	60.28	66.99	75.84	6	S37. 7. 1	66.15	60.22	63.06	68.22
28	S33. 5. 22	76.81	66.81	71.57	76.99	7	S40. 7. 4	60.48	57.03	58.70	67.02
29	S35. 11. 20	74.73	67.63	71.01	73.51	8	S43. 7. 7	61.07	59.74	60.40	68.94
30	S38. 11. 21	66.69	61.68	64.09	71.14	9	S46. 6. 27	51.08	50.12	50.60	59.24
31	S42. 1. 29	70.02	66.93	68.44	73.99	10	S49. 7. 7	70.18	71.34	70.76	73.20
32	S44. 12. 27	63.86	66.09	64.98	68.51	11	S52. 7. 10	60.50	61.33	60.91	68.49
33	S47. 12. 10	68.90	70.53	69.71	71.76	12※	S55. 6. 22	68.86	70.00	69.43	74.54
34	S51. 12. 5	70.72	72.42	71.57	73.45	13	S58. 6. 26	49.71	48.67	49.19	57.00
35	S54. 10. 7	60.06	60.29	60.18	68.01	14※	S61. 7. 6	63.62	64.76	64.19	71.36
36※	S55. 6. 22	68.91	70.06	69.49	74.57	15	H 1. 7. 23	56.28	56.47	56.37	65.02
37	S58. 12. 18	62.62	62.60	62.61	67.94	16	H 4. 7. 26	41.46	40.07	40.77	50.72
38※	S61. 7. 6	63.68	64.84	64.26	71.40	17	H 7. 7. 23	38.53	37.22	37.88	44.52
39	H 2. 2. 18	66.69	68.77	67.73	73.31	18	H10. 7. 12	53.22	53.53	53.38	58.84
40	H 5. 7. 18	59.72	60.49	60.11	67.26	19	H13. 7. 29	50.57	51.18	50.87	56.44
41	H 8. 10. 20	54.17	54.90	54.53	59.65	20	H16. 7. 11	52.02	51.72	51.87	56.57
42	H12. 6. 25	58.11	58.81	58.46	62.49	21	H19. 7. 29	55.50	54.77	55.14	58.64
43	H15. 11. 9	56.73	56.91	56.82	59.86	22	H22. 7. 11	55.36	54.34	54.85	57.92
44	H17. 9. 11	63.95	65.23	64.59	67.51	23	H25. 7. 21	50.11	48.34	49.22	52.61
45	H21. 8. 30	65.10	64.64	64.87	69.28	24	H28. 7. 10	52.36	51.68	52.02	54.70
46	H24. 12. 16	59.06	57.92	58.49	59.32	25	R1. 7. 21	45.72	44.85	45.28	48.80
47	H26. 12. 14	51.99	50.50	51.24	52.66	補欠	S25. 12. 23	69.00	61.14	64.84	—
48	H29. 10. 22	50.28	49.51	49.89	53.68	補欠	S29. 1. 20	47.81	33.02	40.01	—
補欠	S39. 11. 16	60.20	52.12	55.88	—	補欠	S35. 12. 1	41.76	34.95	38.21	—
補欠	H18. 4. 23	49.32	49.93	49.63	—	補欠	S42. 11. 5	28.56	23.32	25.89	—
						補欠	S56. 3. 8	29.27	26.65	27.96	—
						補欠	H14. 10. 27	25.10	23.18	24.14	—

注1) 第41回以降の衆議院議員選挙の投票率は小選挙区のものであり、参議院議員選挙の投票率は選挙区(地方区)のものである。

注2) ※は衆・参同日選挙。

注3) S39.11.16執行の衆議院議員補欠選挙の選挙区は旧千葉県第2区である。

注4) H18.4.23執行の衆議院議員補欠選挙の選挙区は千葉県第7区である。

(イ) 県政選挙

知事選挙					県議会議員選挙					
回数	選挙年月日	投票率(%)			回数	選挙年月日	投票率(%)			全国投票率
		男	女	計			男	女	計	
1	S22. 4. 5	70.41	50.29	59.85	1	S22. 4. 30	81.06	72.38	76.50	81.65
1	S22. 4. 15	57.73	39.49	48.14	2	S26. 4. 30	82.37	76.76	79.39	82.99
2	S25. 12. 13	70.32	62.25	66.05	3	S30. 4. 23	74.87	68.01	71.26	77.24
3	S29. 11. 13	36.65	22.73	29.30	4	S34. 4. 23	76.23	71.96	74.00	79.48
4	S33. 10. 28	58.38	50.17	54.08	5	S38. 4. 17	73.08	71.13	72.07	76.85
5	S37. 10. 28	48.34	40.09	44.04	6	S42. 4. 15	63.67	65.65	64.68	71.48
6	S38. 4. 17	72.56	70.55	71.51	7	S46. 4. 11	64.94	66.78	65.87	72.94
7	S42. 4. 15	61.99	63.31	62.66	8	S50. 4. 13	67.42	69.11	68.26	74.13
8	S46. 4. 11	63.93	65.36	64.65	9	S54. 4. 8	59.42	62.11	60.77	69.39
9	S50. 4. 13	67.44	69.12	68.28	10	S58. 4. 10	50.53	52.77	51.65	68.47
10	S54. 4. 8	56.64	58.44	57.54	11	S62. 4. 12	51.79	54.42	53.11	66.66
11	S56. 4. 5	27.00	23.78	25.38	12	H 3. 4. 7	45.37	48.82	47.09	60.49
12	S60. 3. 24	31.42	29.98	30.70	13	H 7. 4. 9	44.14	47.82	45.96	56.23
13	H 1. 3. 19	47.06	46.99	47.03	14	H11. 4. 11	44.25	46.26	45.25	56.70
14	H 5. 3. 14	32.13	31.66	31.90	15	H15. 4. 13	39.05	41.44	40.24	52.48
15	H 9. 3. 16	28.73	28.62	28.67	16	H19. 4. 8	43.63	45.22	44.43	52.25
16	H13. 3. 25	37.10	36.66	36.88	17	H23. 4. 10	39.77	40.31	40.04	48.15
17	H17. 3. 13	42.91	43.65	43.28	18	H27. 4. 12	36.79	37.22	37.01	45.05
18	H21. 3. 29	45.53	45.58	45.56	19	H31. 4. 7	35.94	36.58	36.26	44.02
19	H25. 3. 17	31.71	32.20	31.96						
20	H29. 3. 26	31.02	31.33	31.18						

(注) 第1回千葉県知事選挙においては、法定得票数に達しなかったため、上位2人による決選投票を行った。

3 市 町 村 行 政 関 係

3 市町村行政関係

(1) 市町村計画の策定状況

ア 総括表

令和3年3月31日現在

市町村数	基本構想の策定状況		基本計画の策定状況	
	策定済の市町村数		策定済の市町村数	
	うち令和2年度中に策定(改訂)した市町村		うち令和2年度中に策定(改訂)した市町村	
市 37	34	9	34	12
町 16	15	7	15	9
村 1	1	1	1	1
計 54	50	17	50	22

イ 市町村別策定状況

令和3年3月31日現在

区分 市町村名	基本構想		基本計画		実施計画		基本構想の目標 (スローガン)	備考
	議決年月日	構想の期間	策定(改訂)年月	計画期間	策定(改訂)年月	計画期間		
千葉市	11.12.15	21世紀を展望	23.6	24～3	30.3	30～2	人とまち いきいきと幸せに輝く都市	
銚子市	31.3.8	元～10	31.3	元～10	2.11	3～5	握手 ～つながる まちづくりの力～	
市川市	12.12.12	13～7	23.3	23～2			ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ	
船橋市	12.3.27	12～3	24.3	24～3			生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし	
館山市	27.12.18	28～7	3.3	3～7			笑顔あふれる 自然豊かな「あったか ふるさと」館山	
木更津市	26.3.14	26～12	31.3	元～4	3.3	3～3	魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～	
松戸市	9.12.16	10～3	23.1	23～3	29.4	29～2	次代を担う子どもたちのふるさと 緑花清流による松戸の創生	
野田市	27.12.21	28～12	27.12	28～3	元.8	元～3	～人のつながりがまちを変える～ みんなで作る 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち	
茂原市		3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	未来へつながる「交流拠点都市」もばら	
成田市	27.7.1	28～9	2.3	2～5	2.12	3～5	住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる 空の港まち なりた	
佐倉市	元.12.16	2～13	元.12	2～5	3.3	3～5	笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」	
東金市	2.12.17	3～12	3.3	3～7	3.3	3～4	豊かな自然と伝統を守り 未来へ続くMy City東金	

区分 市町村名	基本構想		基本計画		実施計画		基本構想の目標 (スローガン)	備考
	議決年月日	構想の期間	策定 (改訂) 年月	計画期間	策定 (改訂) 年月	計画期間		
旭市							郷土愛からつなぐ未来 ず〜つと大好きなまち旭 〜三郷の実現から発展へ〜	総合計画に替わるものとして総合戦略を策定
習志野市	25.9.30	26～7	2.3	2～7	2.3	2～4	未来のために 〜みんながやさしさでつながるまち〜習志野	
柏市	27.12.16	28～7	3.3	3～7			未来へつづく先進住環境都市・柏 〜笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点〜	
勝浦市	22.9.16	23～4	29.3	29～4	2.12	2～4	海と緑と人がともに歩むまち “元氣いっぱい かつうら”	
市原市	28.12.15	29～8	2.3	29～8	3.3	3～5	夢つなぎ ひときらめく 未来創造都市 いちはら 〜ひとの活躍が新たな誇りを創るまちへ〜	
流山市	元.12.18	2～	2.3	2～11	3.3	3～5	都心から一番近い森のまち	基本構想は期間を定めず、基本計画の見直しの際に、見直しするか検討
八千代市	2.12.22	3～10	3.3	3～6	3.3	3～5	人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ	
我孫子市	23.9.22	14～3	28.3	28～3	2.3	2～3	手賀沼のほitori 心輝くまち 〜人・鳥・文化のハーモニー〜	
鴨川市	27.12.22	28～7	3.3	3～7	3.3	3～7	活力あふれる健やか交流のまち鴨川 〜みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと〜	
鎌ヶ谷市	元.12.13	3～14	3.3	3～8	3.3	3～8	人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷	
君津市	24.12.21	25～4			3.3	3～4	人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ 〜夢と誇りの持てるまち〜	
富津市							誰もが「住みたいまち富津市」	
浦安市	元.12.20	2～21	元.12	2～11	2.3	2～4	人が輝き躍動するまち・浦安 〜すべての市民の幸せのために〜	
四街道市	26.3.28	26～5	31.3	元～5			人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道	
袖ヶ浦市	2.3.9	2～13	2.6	2～7	2.6	2～4	みんなで作る 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦	
八街市	27.3.23	27～6	2.3	2～6	2.3	2～6	ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた	
印西市	2.9.3	3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	住みよき実感都市 ずっと このまち いんざいで	
白井市	27.7.8	28～7	2.12	3～7	3.3	3～7	ときめきとみどりあふれる快活都市	
富里市	22.12.15	23～3	28.3	28～3	3.3	30～3	人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと	
南房総市		30～9	30.9	30～4	30.9	30～4	ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総	
匝瑳市	元.6.24	2～13	2.3	2～5	3.2	3～5	『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』 〜匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと〜	

区分 市町村名	基本構想		基本計画		実施計画		基本構想の目標 (スローガン)	備考
	議決年月日	構想の期間	策定 (改訂) 年月	計画期間	策定 (改訂) 年月	計画期間		
香取市		30～9	30.3	30～4	3.3	3～5	豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～	
山武市	31.3.13	元～4	31.3	元～4	2.3	2～4	海と緑、人が集い、住まう誇りがもてるまち 山武	
いすみ市			30.3	30～9			幸せ、安心、笑顔あふれるまち いすみ	
大網白里市		3～12	3.3	3～7	3.3	3～7	未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち	
酒々井町	23.12.15	24～3	29.3	29～3	2.3	2～3	人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井	
栄町	30.12.14	元～8	31.3	元～4	2.3	2～4	ひとが元気 まちが元気 みんなで作る水と緑のふるさと さかえ	
神崎町		3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき	
多古町		3～11	3.3	3～6			(町の将来像) 世代を超えて みんなで暮らしつづけたい 多古町	
東庄町	28.12.6	29～8	29.3	29～3	31.3	元～3	躍動・連携・地域力 とうのしょう ～地域の宝を地域力で次代へ～	
九十九里町	2.6.2	3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	人、自然、風土を力に未来に広がる海浜文化都市九十九里	
芝山町		3～12	3.3	3～6	3.3	3～5	活力ある 緑の大地と空がふれあうまち・芝山	
横芝光町	29.12.7	30～7	30.3	30～3	30.3	30～3	人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光	
一宮町	22.9.15	23～2	29.3	23～2			躍動する緑と海と太陽のまち	
睦沢町					3.4	3～4	今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ	基本構想及び基本計画に替わるものとして第2期総合戦略を策定
長生村		3～17	3.3	3～7	3.3	3～5	夢がある、生きがいをを感じる、住んで良かった 長生村	
白子町		30～9	30.3	30～4			笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ	
長柄町	3.3.3	3～12	3.3	3～7	2.12	3～5	水と緑と笑顔が輝くヒューマンリゾートながら	
長南町	2.12.10	3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる 「ただいま、おかえり」心のふるさと 長南	
大多喜町	27.11.6	28～7	2.12	3～7	3.3	3～5	ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜	
御宿町	25.3.11	25～4	29.12	30～4	29.12	30～4	笑顔と夢が膨らむまち～ともに支え合う挑戦と再生～	
鋸南町		3～12	3.3	3～7			みんなで作る 三ツ星のふるさと・鋸南	

(2) 主要地域指定立法等による地域指定を受けている市町村

ア 市町村別一覧

法令名 市町村名	低開発過疎地域 土工開業自 促進進特 進進法	域立促進 別注1	半島 振興法	農 村 産 業 法 注2	首都圏 整備法 注3	特定農 山村法 注4	総保地 整備法 注5	合養域 法注6	地 方 法 注6
千葉市					◎				
銚子市				○			◎		
市川市					◎				
船橋市					◎				
館山市			○	○		○	◎		
木更津市					○				
松戸市					◎				
野田市					◎				
茂原市				○			◎		◎
成田市					◎				
佐倉市					◎				
東金市				○					◎
旭市	○			◎		○	○		
習志野市					◎				
柏市					◎				
勝浦市		◎	○	◎			◎		
市原市					○				
流山市					◎				
八千代市					◎				
我孫子市					◎				
鴨川市		○	○	○		◎	◎		
鎌ヶ谷市					◎				
君津市					○	○	◎		
富津市			○		○	○	◎		
浦安市					◎				

法令名 市町村名	低地 開工 促進	開 業 法	過 疎 地 促 進 法 注1	域 進 別 法 注1	半 島 振 興 法	農 村 産 業 法 注2	首 都 圏 整 備 法 注3	特 定 農 山 村 法 注4	総 保 地 整 備 法 注5	合 養 域 法 注5	地 方 拠 点 法 注6
四街道市							◎				
袖ヶ浦市							○				
八街市						○					
印西市							◎				
白井市							◎				
富里市							◎				
南房総市			◎		○	○		○	◎		
匝瑳市	○					◎			○		
香取市						◎					
山武市						◎			○		○
いすみ市					○	◎		○	◎		
大網白里市						○			○		○
酒々井町							◎				
栄町							◎				
神崎町						○					
多古町						○					
東庄町			◎			○					
九十九里町						○		○	○		○
芝山町						○					○
横芝光町						◎			○		○
一宮町						○			◎		○
睦沢町						◎			◎		○
長生村						◎			◎		○
白子町						○			◎		○
長柄町						◎			◎		○
長南町			◎			○			○		○

法令名 市町村名	低開 地工 開促 進	発 域 業 特 措 置 注1	過疎地 域自 立促 進特 別措 置法 注1	半島 振興 法	農 村 産 業 法 注2	首都 圏 整 備 法 注3	特 定 農 山 村 法 注4	総 保 地 域 整 備 法 注5	合 養 地 域 拠 点 法 注6
大多喜町			◎	○	◎		○	◎	
御宿町				○	○		○	◎	
鋸南町			◎	○	○		◎	○	
市町村計	2市 町 村	3市 4町 村	6市 3町 村	14市 14町 1村	23市 2町 村	7市 4町 村	13市 10町 1村	4市 8町 1村	

(○は地域指定を受けていることを示す。)

- 注1 過疎地域自立促進特別措置法～○:一部の区域が過疎地域とみなされる市町村(鴨川市(旧天津小湊町の区域))、◎:全部の地域が過疎地域
- 注2 平成29年7月14日に旧法である「農村地域工業等導入促進法」の題名が、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法)」に改められた。なお、新法による計画は策定されていないため、表記は旧法に則るものである～○:指定地域、◎:指定地域のうち農村地域工業等実施計画策定団体
- 注3 昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号に基づく首都圏近郊整備地帯であり、区域名は平成29年9月1日における行政区域その他の区域によって表示されたもの～○:一部の区域が首都圏近郊整備地帯である市町村(区域については下表参照)、◎:全部の区域が首都圏近郊整備地帯である市町村
- 注4 特定農山村法～○:一部の地域(旧町村)が特定農山村地域である市町村(区域については右表参照)、◎:全部の地域が特定農山村地域である市町村
- 注5 総合保養地域整備法～○:特定地域のうち重点整備地区以外、◎:特定地域のうち重点整備地区
- 注6 地方拠点法～○:長生・山武地方拠点都市地域構成団体、◎:構成団体のうち中心都市

イ 首都圏整備法において市町村の一部区域が指定されている区域一覧

市町村名	区域名
木更津市	真里谷、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、大稲、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の区域を除く。
市原市	牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、馬立、上原、上高根、中高根、風戸、栢橋、南岩崎、寺谷、石川、米沢、皆吉大蔵入会、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、平蔵、米原、小草畑、高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、徳氏、平野、大戸、月出、万田野、柿木台、田淵、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面、田淵旧日竹の区域を除く。
君津市	三直、内箕輪、内箕輪一丁目、八重原、法木作、法木作一丁目、外箕輪、外箕輪一丁目から四丁目まで、杵師、杵師一丁目から四丁目まで、南子安、南子安一丁目から九丁目まで、北子安、北子安一丁目から六丁目まで、坂田、東坂田一丁目から四丁目まで、西坂田一丁目から四丁目まで、大和田、大和田一丁目から五丁目まで、人見、人見一丁目から五丁目まで、中野、中野一丁目から六丁目まで、久保、久保一丁目から五丁目まで、北久保一丁目及び二丁目、南久保一丁目から三丁目まで、陽光台一丁目から三丁目まで、高坂、台一丁目及び二丁目、君津、西君津、宮下、宮下一丁目及び二丁目、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、中野飛地、下湯江飛地並びに内箕輪外箕輪法木作入会の区域並びに根本、小糸大谷、長石及び糠田飛地の区域のうち図面に示す区域に限る。
富津市	富津、川名、篠部、新井、大堀一丁目から三丁目まで、大堀、青木、新富、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保及び二間塚の区域に限る。
袖ヶ浦市	奈良輪、坂戸市場、高柳飛地、神納、神納一丁目及び二丁目、福王台一丁目から四丁目まで、今井、今井一丁目から三丁目まで、蔵波、蔵波台一丁目から七丁目まで、久保田、久保田代宿入会地、久保田一丁目及び二丁目、長浦駅前一丁目から八丁目まで、代宿、北袖、中袖、南袖、長浦、飯富、下新田、三ツ作、野田、大曾根、勝並びにのぞみ野の区域に限る。

※昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号より。区域名は平成29年9月1日における行政区域その他の区域によって表示されたもの

ウ 特定農山村法において市町村の一部地域が指定されている区域一覧

市町村名	区 域 (旧 町 村) 名
館 山 市	西岬村、富崎村、豊房村
旭 市	飯岡町のうち旧豊岡村の区域
君 津 市	久留里町、松丘村、亀山村、君津町、周南村、中村、小糸村、秋元村、三島村
富 津 市	竹岡村、金谷村、環村、関豊村
南房総市	富浦町、富山町、千倉町、丸山町のうち旧丸村の区域、和田町
いすみ市	大原町、岬町
九十九里町	鳴浜村
大多喜町	老川村、西畑村
御 宿 町	浪花村

(3) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策

ア 県内の過疎地域等の指定状況について(3市4町)

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定により過疎地域をその区域とする市町村

勝浦市、南房総市、香取郡東庄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定による過疎地域とみなされる区域

鴨川市(旧天津小湊町の区域)

※ 過疎地域自立促進特別措置法は、法律の一部改正(平成24年6月27日公布)により5年間失効期限が延長され、令和3年3月31日までの時限立法となっている。

イ 過疎債発行(予定)額の状況

(単位:百万円)

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
376.5	569.1	884.5	777.2	1041.4	719.9	950.8	1476.4	2959.2	2491.5

※ 発行(予定)額: 総務省から毎年度調査依頼のある「協議・届出又は許可に係る地方債の発行状況等について」により、本県が総務省に発行(予定)額として回答した数値

(4) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策

ア 辺地の区域一覧

市町村名	辺地名	辺地人口 (人)	辺地面積 (km ²)	辺地度数 (点)	総合整備計画期間
館山市	畑	90	5.1	212	28~32
	神余	600	8.7	114	28~32
	西岬 (西)	987	8.5	129	28~32
市原市	万田野	226	3.9		
	月出	98	8.1		
	小草畑	72	3.4		
鴨川市	畑	186	3.4		
	西	128	2.9		
	江見北区	123	2.1		
	四方木	73	9.1		
君津市	香木原	51	1.1		
南房総市	山田	179	5.1		
	増間	102	5.9		
	千倉町大貫	246	6.2		
	大井	313	8.8		
	和田町上	212	8.1		
	和田町中	252	3.5		
いすみ市	荻原	412	5.1		
	川目・荒木根	83	4.0		
多古町	一鍬田	160	1.9		
	方田	106	0.9		
	坂	217	1.4		
東庄町	東和田	134	1.4		
	神田	92	0.7		
	稲荷入	50	0.5		
芝山町	菱田	63	2.0		
大多喜町	会所・宇野辺	100	2.4	156	29~33
	会所・弓木	189	5.0	190	R3~7
	田代	102	3.6		
	平沢	211	13.5		
	栗又	114	2.0		
	小沢又・面白	175	3.0		
	大田代	65	1.9		
	筒森	133	4.0		
	小田代	164	1.5		
鋸南町	大崩	89	3.7		
	奥山	77	3.2		
	市井原	113	3.2		
合計	市町村数 11 辺地数 39	(179) 6,969	(4.1) 160.2		

(注) 合計欄の () 内は1辺地当たりの数値

※ 令和2年12月調査「令和2年度辺地状況調査について」参考

※ 辺地度数については、総合整備計画策定時点のもの

イ 辺地債発行（予定）額の状況

（単位：百万円）

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
29.9	22.2	55.0	18.0	0.0	3.7	21.7	58.0	52.9	75.0

※ 発行（予定）額：総務省から毎年度調査依頼のある「協議・届出又は許可に係る地方債の発行状況等について」により、本県が総務省に発行（予定）額として回答した数値

(5) 市町村における直接請求の状況

市町村名	関宿町 (現野田市)	山武町 (現山武市)	松戸市	勝浦市
請求の内容	環境衛生施設準備用地取得及び役場庁舎建設等に関する事務監査請求	中央会館・保健センターの建設工事に関する事務監査請求	中学校の学校給食実施に伴う直営自校方式による完全給食に関する条例の制定請求	勝浦市役所の位置を変更する条例の廃止請求
請求代表者 証明書 年月日	昭和62年11月20日	昭和63年11月9日	昭和63年11月12日	平成2年8月3日
法署 署名者 定数	(1/50) 355	(1/50) 169	(1/50) 6,262	(1/50) 398
署名 収集 数	1,159	378	65,759	656
署名 収集 結果	有効 486 無効 673 (成立)	有効 353 無効 25 (成立)	有効 58,828 無効 6,931 (成立)	有効 578 無効 78 (成立)
本年 請求 月日	昭和63年2月15日	昭和63年12月28日	平成元年1月19日	平成2年9月25日
請求 の結果	昭和63年4月7日町議会に報告	平成元年6月23日町議会に報告	平成元年2月3日臨時市議会において否決	平成2年9月28日市議会において否決

市町村名	八千代市	勝浦市	木更津市	鋸南町
請求の内容	市議会の議員の定数を減少する条例の制定請求	市議会の議員の定数を減少する条例の制定請求	公文書公開条例の制定請求	鋸南町議会の議員定数条例の一部を改正する条例の制定請求
請求代表者 証明書 年月日	平成6年5月18日	平成6年9月19日	平成6年10月7日	平成11年10月20日
法署 署名者 定数	(1/50)	(1/50) 393	(1/50) 1,891	(1/50) 181
署名 収集 数	(署名簿提出せず)	3897	3,655	210
署名 収集 結果		有効 3,289 無効 608 (成立)	有効 3,075 無効 580 (成立)	有効 199 無効 11 (成立)
本年 請求 月日		平成6年11月22日	平成6年12月5日	平成11年11月24日
請求 の結果		平成6年12月9日市議会において否決	平成6年12月21日市議会において否決	平成11年12月7日町議会において否決

市町村名	四街道市	鋸南町	鋸南町	鋸南町
請求の内容	都市計画道路を見直し住民主体の道路施策を推進する条例の制定請求	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定請求	鋸南町特別職の給与及び旅費に関する条例改廃請求	鋸南町小中学校等教育行政に対する事務監査請求
請求代表者 証明書 年月日	平成11年10月28日	平成11年10月29日	平成11年12月1日	平成12年1月18日
法署 署名者 定数	(1/50) 1,342	(1/50) 181	(1/50) 182	(1/50) 182
署名 収集 数	4,566	227	251	214
署名 収集 結果	有効 4,454 無効 112 (成立)	有効 206 無効 21 (成立)	有効 235 無効 16 (成立)	有効 209 無効 5 (成立)
本年 請求 月日	平成12年1月7日	平成11年11月24日	平成12年2月4日	平成12年3月8日
請求 の結果	平成12年3月31日市議会において否決	平成11年12月7日町議会において否決	平成12年2月21日臨時町議会において否決	平成12年8月7日町議会に報告

市 町 村 名	一 宮 町	八 千 代 市	山 武 町 (現 山 武 市)	山 武 町 (現 山 武 市)
請 求 の 内 容	公園建設に係る町政運営及び用地買収予算に関する事務監査請求	東京女子医大病院の誘致計画の賛否を問う八千代市住民投票条例の制定請求	山武町保健福祉施設の建設の賛否を問う山武町住民投票条例制定請求	山武町の合併についての意思を問う住民投票条例制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成14年7月8日	平成14年10月28日	平成15年2月24日	平成15年4月25日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 198	(1/50) 2,813	(1/50) 312	(1/50) 312
署 名 収 集 数	1,048	4,677	465	1,587
署 名 収 集 数 の 審 査 結 果	有効 847 無効 201 (成立)	有効 4,408 無効 269 (成立)	有効 424 無効 41 (成立)	有効 1,282 無効 305 (成立)
本 年 請 求 日	平成14年9月3日	平成15年1月17日	平成15年5月16日	平成15年6月24日
請 求 の 結 果	平成14年9月18日町議会に報告	平成15年2月27日臨時市議会において否決	平成15年7月10日臨時町議会において否決	平成15年7月10日臨時町議会において否決

市 町 村 名	蓮 沼 村 (現 山 武 市)	勝 浦 市	松 尾 町 (現 山 武 市)	沼 南 町 (現 南 柏 市)
請 求 の 内 容	蓮沼村の合併についての意思を問う住民投票条例制定請求	勝浦市が夷隅郡御宿町、大原町、岬町、夷隅町及び大多喜町と合併することについての賛否を問う住民投票に付するための条例の制定請求	松尾町の合併についての意思を問う住民投票条例の制定請求	沼南町が柏市と合併することの可否について、住民の意思確認を求める住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成15年6月20日	平成15年9月22日	平成15年10月3日	平成16年4月19日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 77	(1/50) 387	(1/50) 185	(1/50) 748
署 名 収 集 数	316	1,668	212	1,525
署 名 収 集 数 の 審 査 結 果	有効 314 無効 2 (成立)	有効 1,385 無効 283 (成立)	有効 190 無効 22 (成立)	有効 1,251 無効 274 (成立)
本 年 請 求 日	平成15年7月15日	平成15年11月4日	平成15年11月13日	平成16年6月3日
請 求 の 結 果	平成15年8月1日臨時村議会において否決	平成15年11月21日臨時市議会において否決	平成15年11月27日臨時町議会において否決	平成16年6月17日町議会において否決

市 町 村 名	山 武 町 (現 山 武 市)	大 多 喜 町	東 金 市	和 田 町 (現 南 房 総 市)
請 求 の 内 容	山武町の合併についての意思を問う住民投票条例の制定請求	大多喜町が夷隅郡、御宿町、大原町及び岬町と合併協議会設置の賛否を住民投票に付するための条例の制定請求	1市4町1村の合併の是非を問う住民投票条例の制定請求	千葉県安房郡和田町議会議員解職請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成16年8月16日	平成16年9月10日	平成16年9月21日	平成16年10月1日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 314	(1/50) 194	(1/50) 945	(1/3) 1,628
署 名 収 集 数	2,746	3,429	7,561	2,139
署 名 収 集 数 の 審 査 結 果	有効 2,217 無効 529 (成立)	有効 3,136 無効 293 (成立)	有効 6,290 無効 1,271 (成立)	有効 1,960 無効 179 (成立)
本 年 請 求 日	平成16年10月6日	平成16年11月1日	平成16年9月30日	平成16年12月1日
請 求 の 結 果	平成16年10月14日町議会において可決	平成16年11月12日臨時町議会において否決	平成16年9月30日市議会において可決	平成17年1月30日解職の投票により失職

市 町 村 名	白 浜 町 (現南房総市)	小 見 川 町 (現香取市)	千 葉 市	横 芝 町 (現横芝光町)
請 求 の 内 容	白浜町が市町村合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定請求	市町村合併の可否に関する住民投票条例制定の請求	徴税事務に係る事務監査請求	2町合併の是非を問う住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 付 日	平成16年10月8日	平成16年11月2日	平成16年11月2日	平成16年11月9日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 103	(1/50) 424	(1/50) 14,623	(1/50) 243
署 名 収 集 数	3,152	2,980	22,717	2,159
署 名 収 集 数 果	有効 2,595 無効 557 (成立)	有効 2,750 無効 230 (成立)	有効22,091 無効 626 (成立)	有効 1,908 無効 251 (成立)
本 年 請 求 日	平成16年12月9日	平成17年1月17日	平成17年1月11日	平成17年1月5日
請 求 の 結 果	平成16年12月14日町議会において否決	平成17年1月31日臨時町議会において否決	平成18年3月30日市議会に報告	平成17年1月26日町議会において否決

市 町 村 名	鴨 川 市	光 町 (現横芝光町)	八 日 市 場 市 (現匝瑳市)	鋸 南 町
請 求 の 内 容	鴨川市里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例の制定請求	光町が横芝町と合併することの可否を問う住民投票条例の制定請求	八日市場市が野栄町との合併をすることの可否を市民に問う住民投票条例の制定請求	鋸南町議会の議員定数等条例改廃請求
請 求 代 表 者 付 日	平成16年12月6日	平成16年12月7日	平成16年12月10日	平成16年12月14日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 504	(1/50) 202	(1/50) 533	(1/50) 175
署 名 収 集 数	2,448	1,124	2,177	202
署 名 収 集 数 果	有効 2,198 無効 250 (成立)	有効 1,033 無効 91 (成立)	有効 1,937 無効 240 (成立)	有効 197 無効 5 (成立)
本 年 請 求 日	平成17年1月19日	平成17年1月28日	平成17年2月2日	平成17年1月13日
請 求 の 結 果	平成17年2月4日臨時市議会において否決	平成17年2月7日臨時町議会において否決	平成17年2月17日臨時市議会において否決	平成17年2月4日臨時町議会において否決

市 町 村 名	佐 原 市 (現香取市)	習 志 野 市	横 芝 町 (現横芝光町)	袖 ヶ 浦 市
請 求 の 内 容	佐原市が小見川町、山田町及び栗源町と合併することの可否を住民投票に付するための佐原市住民投票条例の制定請求	仮称「ポートピア習志野」建設について市民に賛否を問う住民投票条例の制定請求	千葉県山武郡横芝町長解職請求	市が施行主体となって行う袖ヶ浦駅北側土地区画整理事業について市民の賛否を問う住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 付 日	平成16年12月16日	平成17年1月14日	平成17年2月1日	平成17年4月15日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 782	(1/50) 2,549	(1/3) 4,048	(1/50) 961
署 名 収 集 数	3,440	11,080	4,487	13,663
署 名 収 集 数 果	有効 3,225 無効 215 (成立)	有効10,650 無効 430 (成立)	有効 3,509 無効 978 (不成立)	有効11,434 無効 2,229 (成立)
本 年 請 求 日	平成17年2月18日	平成17年2月28日		平成17年6月17日
請 求 の 結 果	平成17年3月14日市議会において否決	平成17年3月30日市議会において否決		平成17年7月8日臨時市議会において修正可決

市 町 村 名	市 川 市	い す み 市	山 武 市	四 街 道 市
請 求 の 内 容	市川市平和無防備条例制定請求	いすみ市議会議員及びいすみ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例廃止請求	山武市議会解散請求	四街道市における地域交流センターの建設の賛否を問う住民投票条例制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成18年3月17日	平成18年7月24日	平成18年10月31日	平成19年8月1日
法 署 署 名 者 定 数	(1/50) 7,530	(1/50) 731	(1/3) 16,244	(1/50) 1,413
署 名 収 集 数	12,558	1,788	(署名簿提出せず)	10,210
署 名 収 集 結 果 の 審 査 結 果	有効 11,119 無効 1,439 (成立)	有効 1,625 無効 163 (成立)		有効 9,142 無効 1,068 (成立)
本 年 請 求 日	平成18年5月23日	平成18年9月15日		平成19年10月5日
請 求 の 結 果	平成18年6月7日市議会において否決	平成18年10月18日市議会において否決		平成19年10月25日臨時市議会において可決

市 町 村 名	銚 子 市	印 西 市	本 埜 村 (現 印 西 市)	印 旛 村 (現 印 西 市)
請 求 の 内 容	銚子市長解職請求	印西市が印旛村及び本埜村と合併することの是非について市民の意思を問う住民投票条例制定請求	本埜村長解職請求	印旛村が印西市及び本埜村と合併することの是非について村民の意思を問う住民投票条例制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成20年11月21日	平成21年6月23日	平成21年9月11日	平成21年11月20日
法 署 署 名 者 定 数	(1/3) 20,229	(1/50) 1,014	(1/3) 2,292	(1/50) 210
署 名 収 集 数	26,006	1,152	3,416	(署名簿提出せず)
署 名 収 集 結 果 の 審 査 結 果	有効 23,405 無効 2,601 (成立)	有効 1,076 無効 76 (成立)	有効 3,285 無効 131 (成立)	
本 年 請 求 日	平成21年2月6日	平成21年10月3日	平成21年11月6日	
請 求 の 結 果	平成21年3月29日銚子市長の解職の投票により失職	平成21年10月20日市議会において否決	平成21年12月27日本埜村長の解職の投票により失職	

市 町 村 名	松 戸 市	八 千 代 市	東 金 市
請 求 の 内 容	新病院整備基本計画の賛否を問う住民投票条例の制定	新川周辺地区都市再生整備計画の事業別賛否を問う八千代市住民投票条例制定請求	東千葉メディカルセンター建設の是非を問う住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成22年1月15日	平成22年9月10日	平成24年3月23日
法 署 署 名 者 定 数	(1/50) 7,887	(1/50) 3,031	(1/50) 979
署 名 収 集 数	31,997	5,945	3,404
署 名 収 集 結 果 の 審 査 結 果	有効 28,940 無効 3,057 (成立)	有効 5,614 無効 331 (成立)	有効 3,117 無効 287 (成立)
本 年 請 求 日	平成22年3月24日	平成22年10月31日	平成24年5月25日
請 求 の 結 果	平成22年4月12日市議会において否決	平成22年11月26日市議会において否決	平成24年6月22日市議会において否決

◎ 合併協議会設置の請求

・ 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（旧合併特例法によるものを含む）の規定によるもの

市 町 村 名	四 街 道 市	九 十 九 里 町	大 網 白 里 町	富 里 市
合併対象市町村	千葉市	東金市、大網白里町、成東町、山武町、松尾町、横芝町、芝山町、蓮沼村	千葉市	成田市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、多古町、芝山町
請求代表者 証明書交付 年月日	平成14年7月8日	平成14年7月15日	平成14年7月25日	平成14年11月25日
有効署名数	14,979 (有権者数の22.0%)	2,102 (有権者数の12.7%)	2,430 (有権者数の6.4%)	3,187 (有権者数の8.2%)
本年請求日	平成14年9月10日	平成14年9月11日	平成14年9月11日	平成15年2月10日
請求の結果	(平成14年12月議会において否決、四街道市長が住民投票を請求)	合併協議会設置せず (芝山町から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (千葉市から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (対象団体のうち6団体から議会に付議しない旨の回答)

市 町 村 名	酒 々 井 町	鎌 ケ 谷 市	白 井 市	成 田 市
合併対象市町村	成田市、富里市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、栗源町、多古町、芝山町	白井市	鎌ケ谷市	富里市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、栗源町、多古町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町
請求代表者 証明書交付 年月日	平成14年12月6日	平成14年12月11日	平成15年1月10日	平成15年1月31日
有効署名数	1,510 (有権者数の8.9%)	2,832 (有権者数の3.4%)	938 (有権者数の2.4%)	2,514 (有権者数の3.2%)
本年請求日	平成15年2月13日	平成15年2月12日	平成15年3月19日	請求なし
請求の結果	合併協議会設置せず (対象団体のうち8団体から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (白井市から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (鎌ケ谷市から議会に付議しない旨の回答)	

市 町 村 名	白 浜 町
合併対象市町村	館山市
請求代表者 証明書交付 年月日	平成16年12月27日
有効署名数	333 (有権者数の6.5%)
本年請求日	平成17年1月25日
請求の結果	合併協議会設置せず (館山市から議会に付議しない旨の回答)

・ 合併の特例に関する法律第5条第1項（旧合併特例法第4条の2第1項）の規定によるもの

市 町 村 名	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	勝浦市、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町
同一請求代表者 証明書交付 年月日	平成14年5月31日	平成14年7月19日
有効署名数	木更津市 22,074 (有権者数の22.4%) 君津市 17,402 (" 23.6%) 富津市 12,800 (" 29.3%) 袖ヶ浦市 3,341 (" 7.1%)	勝浦市 640 (有権者数の3.3%) 大多喜町 582 (" 5.9%) 夷隅町 308 (" 4.7%) 御宿町 294 (" 4.2%) 大原町 777 (" 4.5%) 岬町 688 (" 5.5%)
本年請求日	平成14年8月7日	平成14年9月4日 (大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町) 平成14年9月5日 (勝浦市)
請求の結果	合併協議会設置せず (袖ヶ浦市の平成14年9月議会において否決)	平成14年12月25日夷隅郡市合併協議会設置 (御宿町の臨時議会にて否決、御宿町長が住民投票を請求、平成14年12月15日住民投票実施)

(6) 市町村における住民投票の状況

○市町村の住民投票条例に基づく住民投票

市 町 村 名		海上町（現旭市）		
条 例 名		海上町における産業廃棄物最終処分場設置についての住民投票に関する条例		
提 案 年 月 日		平成10年 8月 7日（町長）		
制 定 年 月 日		平成10年 8月 7日		
公 布 年 月 日		平成10年 8月 7日		
住 民 投 票	告 示 日	平成10年 8月25日		
	投 票 日	平成10年 8月30日		
	開 票 結 果	投 票 総 数	7, 393票	
		反 対	7, 214票（構成比97. 58%）	
		賛 成	123票（ " 1. 66%）	
そ の 他		56票（ " 0. 76%）		

市 町 村 名		袖ヶ浦市	
住 民 投 票	根 拠 条 例	市が施行主体となつて行う袖ヶ浦駅北側地区整備事業について市民の賛否を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成17年10月13日	
	投 票 日	平成17年10月23日	
開 票 結 果	投 票 総 数	27, 489票	
	反 対	17, 456票（構成比63. 50%）	
	賛 成	9, 621票（ " 35. 00%）	
	そ の 他	412票（ " 1. 50%）	

市 町 村 名		四街道市	
住 民 投 票	根 拠 条 例	四街道市における地域交流センターの建設の賛否を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成19年12月 2日	
	投 票 日	平成19年12月 9日	
開 票 結 果	投 票 総 数	33, 565票	
	反 対	25, 384票（構成比75. 63%）	
	賛 成	7, 962票（ " 23. 72%）	
	そ の 他	219票（ " 0. 65%）	

○地方自治法に基づく直接請求による住民投票

市 町 村 名		和田町 (現南房総市)
住 民 投 票	投 票 内 容	和田町議会議員の解職投票
	告 示 日	平成17年 1月10日
	投 票 日	平成17年 1月30日
開 票 結 果	投 票 総 数	2,678票
	反 対	895票 (構成比33.42%)
	賛 成	1,657票 (" 61.87%)
	そ の 他	126票 (" 4.71%)

市 町 村 名		銚子市
住 民 投 票	投 票 内 容	銚子市長の解職投票
	告 示 日	平成21年 3月 9日
	投 票 日	平成21年 3月29日
開 票 結 果	投 票 総 数	33,682票
	反 対	11,590票 (構成比34.41%)
	賛 成	20,958票 (" 62.22%)
	そ の 他	1,134票 (" 3.37%)

市 町 村 名		本埜村 (現印西市)
住 民 投 票	投 票 内 容	本埜村長の解職投票
	告 示 日	平成21年12月 7日
	投 票 日	平成21年12月27日
開 票 結 果	投 票 総 数	4,157票
	反 対	448票 (構成比10.78%)
	賛 成	3,645票 (" 87.68%)
	そ の 他	64票 (" 1.54%)

○市町村の合併の特例に関する法律に基づく法定合併協議会設置の賛否を問う住民投票

市 町 村 名		御宿町
住 民 投 票	投 票 内 容	夷隅地域の法定合併協議会設置の賛否を問う住民投票
	告 示 日	平成14年12月 5日
	投 票 日	平成14年12月15日
開 票 結 果	投 票 総 数	4,567票
	反 対	1,525票 (構成比33.39%)
	賛 成	2,974票 (" 65.12%)
	そ の 他	68票 (" 1.49%)

市 町 村 名		四街道市
住 民 投 票	投 票 内 容	千葉市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票
	告 示 日	平成15年 1月23日
	投 票 日	平成15年 2月 2日
開 票 結 果	投 票 総 数	36,938票
	反 対	16,333票 (構成比44.22%)
	賛 成	20,380票 (" 55.17%)
	そ の 他	225票 (" 0.61%)

○条例による合併の是非を問う住民投票

市 町 村 名		四街道市	
住 民 投 票	根 拠 条 例	千葉市との合併の是非を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成16年5月 9日	
	投 票 日	平成16年5月16日	
開 票 結 果	投 票 総 数	44,064票	
		反 対	23,955票 (構成比54.37%)
		賛 成	19,843票 (" 45.03%)
		そ の 他	266票 (" 0.60%)

市 町 村 名		和田町 (現南房総市)	
住 民 投 票	根 拠 条 例	鴨川市との合併の是非を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成16年 6月24日	
	投 票 日	平成16年 7月11日	
開 票 結 果	投 票 総 数	3,656票	
		反 対	2,664票 (構成比72.87%)
		賛 成	927票 (" 25.36%)
		そ の 他	65票 (" 1.78%)

市 町 村 名		白井市	
住 民 投 票	根 拠 条 例	白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票条例	
	告 示 日	平成16年 6月24日	
	投 票 日	平成16年 7月11日	
開 票 結 果	投 票 総 数	27,800票	
		反 対	19,245票 (構成比69.23%)
		賛 成	6,762票 (" 24.32%)
		そ の 他	1,793票 (" 6.45%) どちらとも言えない1,536を含む

市 町 村 名		飯岡町 (現旭市)	
住 民 投 票	根 拠 条 例	飯岡町が旭市、海上町及び干潟町と合併することの可否に関する住民投票条例	
	告 示 日	平成16年11月 2日	
	投 票 日	平成16年11月 7日	
開 票 結 果	投 票 総 数	5,966票	
		反 対	1,716票 (構成比28.76%)
		賛 成	4,177票 (" 70.01%)
		そ の 他	73票 (" 1.23%)

市 町 村 名		東金市
住 民	根 拠 条 例	1市4町1村の合併の是非を問う住民投票条例
	告 示 日	平成16年11月21日
	投 票 日	平成16年11月28日
開 票 結 果	投 票 総 数	25,846票
	反 対	17,038票 (構成比65.92%)
	賛 成	8,615票 (" 33.33%)
	そ の 他	193票 (" 0.75%)

市 町 村 名		山武町 (現山武市)
住 民	根 拠 条 例	山武町の合併についての意思を問う住民投票条例
	告 示 日	平成16年11月30日
	投 票 日	平成16年12月 5日
開 票 結 果	投 票 総 数	5,267票
	反 対	2,342票 (構成比44.47%)
	賛 成	2,867票 (" 54.43%)
	そ の 他	58票 (" 1.10%)

市 町 村 名		酒々井町
住 民	根 拠 条 例	佐倉市との合併の是非を問う住民投票条例
	告 示 日	平成17年 2月24日
	投 票 日	平成17年 3月13日
開 票 結 果	投 票 総 数	10,740票
	反 対	6,535票 (構成比60.85%)
	賛 成	4,016票 (" 37.39%)
	そ の 他	189票 (" 1.76%)

(7) 行政評価の導入状況（令和3年1月1日現在）

市町村名	導入状況			行政評価の対象					
	導入済	試行中	検討中・未定	政 策	施 策	事務事業			
						全	て	一	部
						含む 会計 事業 を	公 営 企 業	含む 会計 事業 を	公 営 企 業
千葉市	○				○			○	○
銚子市		○						○	
市川市	○				○			○	
船橋市	○				○			○	○
館山市	○							○	○
木更津市			○						
松戸市			○						
野田市			○						
茂原市	○							○	
成田市	○			○	○	○			
佐倉市	○				○			○	
東金市	○			○	○	○	○		
旭市	○				○			○	○
習志野市	○				○				
柏市	○				○	○	○		
勝浦市	○				○			○	○
市原市	○			○	○			○	○
流山市	○			○	○	○	○		
八千代市			○						
我孫子市	○				○	○	○		
鴨川市	○					○	○		
鎌ヶ谷市	○			○	○	○			
君津市	○				○			○	
富津市			○						
浦安市	○					○			
四街道市	○					○	○		
袖ヶ浦市	○				○			○	○
八街市	○				○	○	○		
印西市	○				○			○	○
白井市	○				○	○			
富里市	○				○	○	○		
南房総市			○						
匝瑳市	○							○	○
香取市	○				○	○	○		
山武市	○				○	○			
いすみ市	○				○			○	○
大網白里市	○					○	○		
酒々井町	○			○	○			○	○
栄町	○				○				
神崎町			○						
多古町			○						
東庄町	○				○			○	
九十九里町			○						
芝山町			○						
横芝光町	○				○			○	○
一宮町			○						
睦沢町			○						
長生村	○				○			○	○
白子町			○						
長柄町			○						
長南町	○							○	○
大多喜町	○							○	○
御宿町	○					○	○		
鋸南町	○					○			
合計団体数	39	1	14	6	28	17	11	21	15

(8) 地縁による団体の認可等の状況について

令和3年1月1日現在

区分 市町村名	認可地縁団体				その他地縁団体	合計
	R2.1.1 現在総数 (A)	R2.1.1~R2.12.31 の期間中における		R3.1.1 現在総数 (A)+(B) -(C)	R3.1.1 現在総数	
		認可件数 (B)	認可取消(解 散)件数(C)			
千葉市	98	1	0	99	1,002	1,101
銚子市	11	0	0	11	217	228
市川市	22	0	0	22	204	226
船橋市	109	0	1	108	775	883
館山市	38	0	0	38	124	162
木更津市	38	1	0	39	189	228
松戸市	24	4	0	28	322	350
野田市	34	2	0	36	369	405
茂原市	19	1	0	20	217	237
成田市	62	1	0	63	224	287
佐倉市	18	1	0	19	235	254
東金市	3	0	0	3	74	77
旭市	22	0	0	22	140	162
習志野市	5	0	0	5	244	249
柏市	84	3	0	87	209	296
勝浦市	20	0	0	20	29	49
市原市	66	1	0	67	449	516
流山市	13	0	0	13	167	180
八千代市	6	0	0	6	244	250
我孫子市	10	0	0	10	183	193
鴨川市	2	0	0	2	263	265
鎌ヶ谷市	24	0	0	24	79	103
君津市	44	0	0	44	162	206
富津市	40	2	0	42	75	117
浦安市	0	0	0	0	83	83
四街道市	15	0	0	15	73	88
袖ヶ浦市	46	0	0	46	147	193
八街市	22	0	0	22	238	260
印西市	12	0	0	12	174	186
白井市	7	0	0	7	90	97
富里市	16	0	0	16	96	112
南房総市	36	0	0	36	97	133
匝瑳市	10	3	0	13	363	376
香取市	64	1	0	65	254	319
山武市	13	0	0	13	254	267
いすみ市	58	2	0	60	91	151
大網白里市	20	0	0	20	116	136
酒々井町	6	0	0	6	28	34
栄町	19	0	0	19	19	38
神崎町	5	0	0	5	21	26
多古町	19	0	1	18	35	53
東庄町	15	1	0	16	23	39
九十九里町	3	0	0	3	42	45
芝山町	7	0	0	7	50	57
横芝光町	1	0	0	1	79	80
一宮町	2	0	0	2	35	37
睦沢町	9	2	0	11	9	20
長生村	2	0	0	2	39	41
白子町	4	0	0	4	29	33
長柄町	5	0	0	5	51	56
長南町	0	0	0	0	29	29
大多喜町	3	2	0	5	58	63
御宿町	8	0	0	8	13	21
鋸南町	13	1	0	14	13	27
市計	1,131	23	1	1,153	8,272	9,425
町村計	121	6	1	126	573	699
県計	1,252	29	2	1,279	8,845	10,124

※(A)欄の数値については、その後合併又は市制施行のあった団体分は、合併又は市制施行後の団体に純計

4 市町村財政・ 公営企業関係

4 市町村財政・公営企業関係

(1) 令和2年度市町村当初予算(普通会計)の概要

(単位:千円、%)

市町村名	令和2年度 当初予算規模	市町村税	地方交付税	使用料・手数料	国庫支出金	県支出金	地方債
千葉市	469,192,017	200,600,000	14,637,500	10,651,246	82,227,027	22,003,291	53,918,133
銚子市	27,666,888	8,084,893	8,346,567	730,096	2,892,253	1,788,435	2,893,200
市川市	161,631,015	85,328,000	1	4,450,850	29,992,027	11,956,525	10,739,500
船橋市	209,631,969	102,190,900	3,390,700	4,810,237	37,985,000	13,058,900	16,623,300
館山市	19,898,000	5,576,117	4,200,000	559,433	2,694,643	1,285,014	2,106,400
木更津市	46,888,142	20,293,972	2,888,984	1,001,193	8,441,505	3,821,648	2,740,900
松戸市	154,171,276	69,000,000	5,950,000	3,802,703	33,389,904	11,566,199	9,823,100
野田市	51,471,570	22,774,350	3,888,823	1,401,026	7,784,835	3,575,755	4,619,400
茂原市 ※	32,996,064	13,144,985	2,783,419	470,814	5,452,045	2,180,979	3,906,600
成田市	62,728,978	33,715,141	381,000	1,201,347	6,952,456	3,400,279	4,571,500
佐倉市	51,476,069	24,523,215	1,980,000	711,093	9,049,948	4,305,477	3,295,600
東金市	20,108,885	7,594,263	3,165,000	309,546	2,938,139	2,074,772	1,026,400
旭市	40,223,140	7,462,861	12,480,000	513,791	3,204,058	2,120,011	8,107,300
習志野市	62,838,096	28,724,064	1,121,105	1,906,189	9,518,837	3,817,702	5,617,200
柏市	139,129,700	68,390,000	2,320,000	2,578,247	24,892,234	9,781,459	11,253,200
勝浦市	8,548,181	2,173,383	2,392,000	162,312	680,491	551,508	630,200
市原市	97,711,825	49,113,013	100,000	2,866,233	17,846,066	7,381,946	4,257,800
流山市	69,835,000	30,153,325	1,290,000	924,339	14,591,465	5,070,456	7,915,400
八千代市	58,218,226	29,369,895	1,152,276	1,706,490	10,469,350	4,701,033	2,183,600
我孫子市	41,178,370	17,198,117	3,813,563	638,863	6,987,383	2,947,925	3,181,100
鴨川市	16,699,253	4,082,889	4,601,880	343,421	1,596,754	1,316,329	1,273,800
鎌ヶ谷市	35,025,101	13,710,000	3,550,000	196,166	6,183,902	2,426,584	2,887,300
君津市	31,634,017	17,550,000	220,000	537,577	4,294,103	2,341,690	1,953,700
富津市	19,600,000	8,878,866	835,000	268,771	2,649,204	1,938,142	2,166,700
浦安市	74,704,510	42,227,890	29,600	2,066,940	9,279,010	3,666,360	4,809,300
四街道市	27,230,192	11,226,000	2,250,000	646,875	4,870,331	2,345,575	1,523,500
袖ヶ浦市	25,910,000	13,521,106	309,000	519,591	3,775,790	2,290,227	1,191,700
八街市	22,580,000	7,489,663	4,150,000	358,256	3,782,517	1,740,267	1,865,200
印西市	39,630,000	19,953,660	90,000	279,130	5,778,080	3,151,054	1,807,500
白井市	19,885,010	9,112,923	1,390,000	189,056	2,943,295	1,295,868	1,468,457
富里市	14,944,000	6,165,092	1,801,736	177,225	2,412,915	1,212,409	706,200
南房総市	24,887,000	3,959,207	9,240,100	354,307	1,970,357	1,866,464	3,696,700
匝瑳市	17,528,000	3,801,624	6,710,000	74,763	1,728,130	1,037,601	1,365,700
香取市	32,105,828	8,502,045	8,286,000	288,674	4,494,278	2,659,374	2,154,600
山武市	23,219,423	5,660,515	6,326,000	144,136	2,372,173	1,416,244	2,637,700
いすみ市	16,222,000	3,806,392	5,231,000	295,833	1,542,982	1,016,204	1,320,800
大網白里市	14,677,810	4,981,817	3,100,000	238,027	2,052,725	1,223,668	799,700
2年度市計	2,282,025,555	1,010,040,183	134,401,254	48,374,796	379,716,212	150,333,374	193,038,390
元年度市計	2,220,461,279	1,001,344,428	121,779,417	50,978,732	356,347,916	130,308,848	192,522,841
増減率	2.8	0.9	10.4	△ 5.1	6.6	15.4	0.3

(単位:千円、%)

市町村名	令和2年度 当初予算規模	市町村税	地方交付税	使用料・手数料	国庫支出金	県支出金	地方債
酒々井町	6,944,158	3,020,047	709,200	44,946	854,526	422,817	715,800
栄町	6,973,300	2,227,568	1,560,000	76,159	754,535	514,989	558,900
神崎町	2,738,000	698,561	924,000	17,082	168,239	170,044	156,500
多古町	6,519,049	2,020,008	1,600,000	25,761	484,330	384,828	226,100
東庄町	5,432,000	1,421,865	1,750,000	29,220	421,845	393,367	582,000
九十九里町	5,952,386	1,426,131	1,821,000	142,300	346,411	822,698	297,300
芝山町	5,076,000	2,448,954	40,000	38,839	216,266	271,959	131,300
横芝光町 ※	11,159,651	2,565,120	2,980,000	42,869	1,013,298	866,084	641,400
一宮町	4,897,177	1,418,173	1,050,000	99,372	521,482	589,444	413,900
睦沢町	3,611,415	730,615	1,180,000	129,160	273,908	296,463	200,600
長生村	6,811,000	1,611,000	1,433,000	89,220	848,270	335,472	540,300
白子町	5,073,000	1,246,440	1,310,001	115,855	318,398	490,089	345,800
長柄町	3,559,427	1,235,401	996,000	57,552	195,120	218,072	237,800
長南町	4,330,444	1,058,804	1,421,000	106,973	228,714	378,540	189,300
大多喜町	5,190,150	1,113,763	1,580,109	105,044	355,371	461,254	416,600
御宿町	3,781,000	879,814	1,237,500	69,810	231,183	191,396	357,200
鋸南町	3,981,754	636,839	1,815,000	61,619	229,911	268,110	360,324
2年度町村計	92,029,911	25,759,103	23,406,810	1,251,781	7,461,807	7,075,626	6,371,124
元年度町村計	89,557,391	25,962,285	22,568,633	1,317,070	7,004,781	6,374,329	6,453,500
増減率	2.8	△ 0.8	3.7	△ 5.0	6.5	11.0	△ 1.3
2年度県計	2,374,055,466	1,035,799,286	157,808,064	49,626,577	387,178,019	157,409,000	199,409,514
元年度県計	2,310,018,670	1,027,306,713	144,348,050	52,295,802	363,352,697	136,683,177	198,976,341
増減率	2.8	0.8	9.3	△ 5.1	6.6	15.2	0.2

注1) ※は令和2年度当初予算において骨格予算を編成した団体である。(表中の数値は肉付後予算額)

(単位:千円、%)

市町村名	人件費	扶助費	公債費	補助費等	繰出金	普通建設事業	
						補助事業費	単独事業費
千葉市	100,769,503	113,992,316	51,451,990	28,444,430	29,840,001	13,324,625	31,253,174
銚子市	5,643,806	4,354,541	3,048,465	6,899,810	2,329,315	1,157,152	648,155
市川市	32,050,256	50,816,900	7,888,836	8,597,014	12,126,638	3,065,491	14,292,197
船橋市	38,715,530	59,185,779	16,218,810	18,746,923	18,296,859	6,946,604	10,910,024
館山市	3,953,400	3,883,040	1,807,645	2,561,910	2,226,427	895,205	1,418,657
木更津市	8,785,388	11,786,510	3,166,186	4,078,705	4,147,744	2,299,151	3,290,556
松戸市	27,923,237	50,982,878	10,542,798	10,638,597	14,210,827	5,105,815	6,571,372
野田市	9,303,268	13,254,826	5,226,706	2,663,997	4,676,022	1,728,918	3,691,781
茂原市 ※	5,520,140	6,546,855	3,611,701	4,514,446	3,308,544	3,333,974	1,617,812
成田市	12,483,305	11,640,323	5,326,006	4,261,167	4,494,929	2,544,632	8,525,110
佐倉市	9,651,134	13,576,332	2,907,483	6,219,750	5,395,190	3,395,443	1,277,108
東金市	4,095,766	4,591,107	1,862,458	3,848,809	1,957,309	197,682	477,829
旭市	5,914,172	5,352,240	3,486,401	9,721,375	2,239,718	1,317,282	5,780,255
習志野市	13,670,096	15,159,544	5,024,951	3,756,602	4,546,998	1,297,745	7,528,210
柏市	26,299,934	38,813,320	9,702,694	8,121,852	11,739,809	9,049,395	8,352,982
勝浦市	1,974,799	1,003,974	906,053	767,752	931,739	119,072	550,781
市原市	18,246,994	28,392,639	6,229,600	6,256,942	8,420,909	3,220,531	5,790,755
流山市	10,399,346	18,827,911	3,666,568	4,949,079	5,852,020	6,515,428	7,002,811
八千代市	11,501,298	17,067,349	5,746,990	2,894,740	5,225,374	1,746,344	1,484,029
我孫子市	8,820,024	11,485,281	3,122,136	2,866,532	4,033,530	933,396	1,970,799
鴨川市	3,880,445	2,465,622	1,965,581	2,265,796	1,574,427	291,429	610,404
鎌ヶ谷市	7,171,933	9,453,196	3,485,462	3,509,894	3,288,393	957,373	2,174,404
君津市	7,971,508	6,597,008	1,668,063	2,314,648	2,993,805	1,733,186	1,453,780
富津市	4,102,834	3,575,937	1,564,892	1,564,227	1,959,807	1,826,236	810,614
浦安市	14,408,974	14,386,958	3,883,170	5,015,700	2,875,856	2,402,310	7,038,096
四街道市	5,085,608	8,604,664	2,117,106	1,347,517	2,637,397	628,039	1,025,991
袖ヶ浦市	5,607,182	5,381,639	1,347,326	3,021,519	1,866,141	316,736	2,036,109
八街市	4,395,980	6,169,000	2,021,307	2,456,737	2,196,859	1,120,559	733,357
印西市	6,613,400	9,067,097	1,707,688	6,215,860	2,404,260	1,054,363	5,120,265
白井市	3,306,863	4,847,741	1,753,265	2,694,470	1,642,900	1,095,087	763,402
富里市	3,512,486	3,935,167	1,715,496	1,174,471	1,321,576	328,667	192,171
南房総市	4,514,918	2,686,216	3,623,707	3,359,128	2,191,676	916,928	1,514,092
匝瑳市	2,993,330	3,135,402	1,710,379	5,098,148	1,433,394	194,282	678,448
香取市	4,939,628	6,485,569	3,793,504	6,179,834	2,936,173	1,679,271	945,146
山武市	4,238,361	3,477,663	2,277,884	3,303,112	2,297,371	730,486	2,950,044
いすみ市	3,473,646	2,352,543	1,841,814	2,671,736	1,734,266	930,625	444,535
大網白里市	3,314,269	3,450,949	1,422,202	2,471,590	1,667,696	23,577	455,066
2年度市計	445,252,761	576,786,036	188,843,323	195,474,819	183,021,899	84,423,039	151,380,321
元年度市計	407,568,484	556,135,201	189,826,312	171,393,645	185,749,936	84,436,687	153,089,125
増減率	9.2	3.7	△ 0.5	14.1	△ 1.5	0.0	△ 1.1

(単位:千円、%)

市町村名	人件費	扶助費	公債費	補助費等	繰出金	普通建設事業	
						補助事業費	単独事業費
酒々井町	1,772,832	869,016	513,637	980,882	606,063	825,985	177,476
栄町	2,228,897	1,175,402	724,729	579,904	631,407	193,864	349,684
神崎町	707,165	219,315	233,728	475,866	286,478	72,966	267,568
多古町	1,518,614	677,639	402,630	1,389,759	723,023	85,139	285,832
東庄町	976,694	736,639	415,644	1,149,333	578,329	91,996	458,788
九十九里町	1,208,929	621,457	707,947	1,274,140	798,363	4,962	262,635
芝山町	1,195,845	338,753	240,879	1,076,459	615,585	67,622	270,594
横芝光町 ※	1,852,383	1,658,411	1,144,614	2,252,663	947,150	433,400	1,054,455
一宮町	1,141,850	807,384	311,146	690,530	536,332	188,863	603,359
睦沢町	923,753	318,812	300,209	536,318	363,308	275,722	158,444
長生村	1,298,264	588,187	445,777	707,610	907,115	1,242,258	101,647
白子町	1,214,842	497,050	373,156	831,275	557,712	281,893	306,429
長柄町	960,414	286,725	337,432	537,335	408,485	111,006	147,260
長南町	1,081,115	352,509	404,698	668,101	567,789	149,805	208,293
大多喜町	1,231,301	495,889	460,293	940,563	485,067	73,580	326,500
御宿町	924,654	320,606	334,943	500,476	382,297	69,764	376,267
鋸南町	877,671	320,454	467,879	807,388	478,545	134,231	264,579
2年度町村計	21,115,223	10,284,248	7,819,341	15,398,602	9,873,048	4,303,056	5,619,810
元年度町村計	19,062,123	10,376,017	7,934,552	14,526,581	9,937,699	4,231,556	5,340,932
増減率	10.8	△ 0.9	△ 1.5	6.0	△ 0.7	1.7	5.2
2年度県計	466,367,984	587,070,284	196,662,664	210,873,421	192,894,947	88,726,095	157,000,131
元年度県計	426,630,607	566,511,218	197,760,864	185,920,226	195,687,635	88,668,243	158,430,057
増減率	9.3	3.6	△ 0.6	13.4	△ 1.4	0.1	△ 0.9

注1) ※は令和2年度当初予算において骨格予算を編成した団体である。(表中の数値は肉付後予算額)

注2) 普通建設事業費において、国直轄事業負担金は補助事業に、県営事業負担金は単独事業に含めている。

(2) 令和2年度普通交付税市町村分算定結果【令和元年算定比較】

令和2年7月31日作成

調整率 0.000510886

調整率 0.000880708

(単位:千円、%)

区分	令和2年度					比較			財政力指数				標準財政規模
	基準財政需要額 (錯誤含む)	基準財政収入額 (錯誤含む)	財源不足額 A-B=C	調整額 (A×調整率)	交付税額 C-D=E	元年度 算定交付税額	増減額 E-F=G	増減率 (G/F)	30年度	元年度	2年度	平均	
	A	B	A-B=C	D	C-D=E	F	E-F=G	H					
010 千葉市	194,476,262	182,012,976	12,463,286	99,355	12,363,931	12,590,883	▲ 226,952	▲ 1.8	0.936	0.925	0.936	0.932	254,976,902
020 銚子市	12,014,822	7,466,897	4,547,925	6,138	4,541,787	4,504,698	37,089	0.8	0.621	0.616	0.620	0.619	14,748,118
030 市川市	64,299,731	71,248,332	▲ 6,948,601	0	0	0	0	—	1.078	1.095	1.108	1.094	91,676,215
040 船橋市	90,352,410	86,405,858	3,946,552	46,160	3,900,392	3,727,628	172,764	4.6	0.963	0.956	0.957	0.959	119,445,097
050 館山市	9,296,471	5,279,112	4,017,359	4,749	4,012,610	3,811,644	200,966	5.3	0.576	0.570	0.568	0.571	11,246,540
060 木更津市	20,470,980	18,226,581	2,244,399	10,458	2,233,941	2,471,193	▲ 237,252	▲ 9.6	0.871	0.874	0.887	0.877	26,723,918
070 松戸市	68,523,137	61,234,693	7,288,444	35,008	7,253,436	6,506,243	747,193	11.5	0.903	0.900	0.898	0.900	90,471,061
080 野田市	23,770,299	20,456,585	3,313,714	12,144	3,301,570	3,215,427	86,143	2.7	0.872	0.859	0.860	0.864	31,210,506
090 茂原市	14,373,668	11,954,236	2,419,432	7,343	2,412,089	2,550,559	▲ 138,470	▲ 5.4	0.838	0.812	0.832	0.827	18,752,687
	(3,345,773)	(3,101,069)	(244,704)										
100 成田市	22,443,261	30,142,474	▲ 7,699,213	1,709	242,995	737,666	▲ 494,671	▲ 67.1	1.317	1.324	1.343	1.328	39,256,946
110 佐倉市	23,589,432	22,025,419	1,564,013	12,052	1,551,961	1,700,526	▲ 148,565	▲ 8.7	0.927	0.925	0.925	0.926	30,859,706
120 東金市	10,303,556	7,211,130	3,092,426	5,264	3,087,162	2,825,450	261,712	9.3	0.718	0.711	0.700	0.710	12,965,499
	(15,406,736)	(7,678,758)	(7,727,978)										
130 旭市	15,230,138	7,674,725	7,555,413	7,871	7,720,107	7,832,271	▲ 112,164	▲ 1.4	0.499	0.494	0.504	0.499	18,057,203
140 習志野市	25,415,600	23,994,662	1,420,938	12,984	1,407,954	1,251,203	156,751	12.5	0.949	0.948	0.944	0.947	33,586,294
150 柏市	61,250,890	58,376,126	2,874,764	31,292	2,843,472	2,768,956	74,516	2.7	0.957	0.957	0.953	0.956	81,265,849
160 勝浦市	4,515,769	2,187,380	2,328,389	2,307	2,326,082	2,250,929	75,153	3.3	0.483	0.473	0.484	0.480	5,317,606
170 市原市	40,371,225	43,073,567	▲ 2,702,342	0	0	0	0	—	1.061	1.072	1.067	1.067	55,103,259
180 流山市	26,125,260	25,210,778	914,482	13,347	901,135	1,116,464	▲ 215,329	▲ 19.3	0.945	0.954	0.965	0.955	34,129,636
190 八千代市	26,388,072	25,208,781	1,179,291	13,481	1,165,810	1,129,599	36,211	3.2	0.960	0.955	0.955	0.957	34,606,764
200 我孫子市	18,726,592	15,141,684	3,584,908	9,567	3,575,341	3,383,659	191,682	5.7	0.823	0.810	0.809	0.814	24,403,044
210 鴨川市	8,202,709	4,223,277	3,979,432	4,191	3,975,241	3,740,802	234,439	6.3	0.528	0.526	0.515	0.523	9,775,013
220 鎌ヶ谷市	15,755,527	12,274,155	3,481,372	8,049	3,473,323	3,325,518	147,805	4.4	0.791	0.778	0.779	0.783	20,184,415
230 君津市	14,979,249	15,756,357	▲ 777,108	0	0	0	0	—	1.042	1.042	1.052	1.045	20,169,461
240 富津市	8,962,560	8,341,229	621,331	4,579	616,752	699,748	▲ 82,996	▲ 11.9	0.944	0.915	0.931	0.930	11,789,252
250 浦安市	23,470,582	35,745,536	▲ 12,274,954	0	0	0	0	—	1.521	1.533	1.523	1.526	47,033,749
260 四街道市	12,976,288	10,609,600	2,366,688	6,629	2,360,059	2,341,327	18,732	0.8	0.817	0.810	0.818	0.815	16,778,642
270 袖ヶ浦市	10,724,433	11,977,192	▲ 1,252,759	0	0	0	0	—	1.140	1.131	1.117	1.129	15,373,980
280 八街市	11,072,619	7,400,076	3,672,543	5,657	3,666,886	3,654,280	12,606	0.3	0.668	0.656	0.668	0.664	13,661,057
290 印西市	16,353,876	17,719,804	▲ 1,365,928	0	0	236,572	▲ 236,572	皆減	1.076	1.046	1.084	1.069	22,907,364
300 白井市	9,232,648	8,239,473	993,175	4,717	988,458	965,851	22,607	2.3	0.904	0.890	0.893	0.896	12,188,587
310 富里市	7,525,576	6,055,994	1,469,582	3,845	1,465,737	1,362,564	103,173	7.6	0.804	0.808	0.805	0.806	9,700,034
	(12,927,725)	(4,096,907)	(8,830,818)										
320 南房総市	12,691,356	4,093,366	8,597,990	6,604	8,824,214	8,871,294	▲ 47,080	▲ 0.5	0.323	0.323	0.323	0.323	14,370,193
	(8,365,164)	(4,084,374)	(4,280,790)										
330 匝瑳市	8,303,186	4,083,245	4,219,941	4,274	4,276,516	4,140,924	135,592	3.3	0.491	0.490	0.492	0.491	9,790,773
	(17,147,874)	(9,026,070)	(8,121,804)										
340 香取市	16,994,522	9,022,729	7,971,793	8,761	8,113,043	7,892,504	220,539	2.8	0.546	0.533	0.531	0.537	20,335,898
	(11,975,083)	(5,980,996)	(5,994,087)										
350 山武市	11,828,258	5,970,778	5,857,480	6,117	5,987,970	6,061,256	▲ 73,286	▲ 1.2	0.495	0.496	0.505	0.499	14,024,965
	(9,667,431)	(4,044,140)	(5,623,291)										
360 いすみ市	9,587,489	4,042,072	5,545,417	4,938	5,618,353	5,578,739	39,614	0.7	0.432	0.419	0.422	0.424	11,067,108
370 大網白里市	8,262,636	5,184,159	3,078,477	4,221	3,074,256	2,932,626	141,630	4.8	0.627	0.624	0.627	0.626	10,093,747
380 酒々井町	3,506,488	2,761,510	744,978	1,791	743,187	646,616	96,571	14.9	0.798	0.806	0.786	0.797	4,510,890
390 栄町	3,890,369	2,224,200	1,666,169	1,988	1,664,181	1,556,547	107,634	6.9	0.587	0.578	0.572	0.579	4,660,886
400 神崎町	1,760,942	755,866	1,005,076	900	1,004,176	900,456	103,720	11.5	0.438	0.445	0.428	0.437	2,030,928
410 多古町	3,743,321	2,173,337	1,569,984	1,912	1,568,072	1,364,001	204,071	15.0	0.639	0.598	0.581	0.606	4,553,089
420 東庄町	3,284,018	1,480,369	1,803,649	1,678	1,801,971	1,624,400	177,571	10.9	0.476	0.470	0.451	0.466	3,821,480
430 九十九里町	3,479,095	1,580,805	1,898,290	1,777	1,896,513	1,762,251	134,262	7.6	0.459	0.461	0.454	0.458	4,031,321
440 芝山町	2,379,956	2,350,722	29,234	1,216	28,018	594	27,424	4,616.8	0.990	0.999	0.988	0.992	3,122,392
	(5,758,852)	(2,689,909)	(3,068,943)										
450 横芝光町	5,722,406	2,689,665	3,032,741	2,942	3,066,001	2,944,675	121,326	4.1	0.471	0.471	0.470	0.471	6,700,349
460 一宮町	2,583,982	1,470,585	1,113,397	1,320	1,112,077	1,066,008	46,069	4.3	0.562	0.565	0.569	0.565	3,108,814
470 睦沢町	2,139,265	846,190	1,293,075	1,093	1,291,982	1,137,561	154,421	13.6	0.405	0.428	0.396	0.410	2,436,720
480 長生村	3,172,182	1,683,824	1,488,358	1,621	1,486,737	1,398,087	88,650	6.3	0.543	0.538	0.531	0.537	3,775,109
490 白子町	2,761,428	1,301,235	1,460,193	1,411	1,458,782	1,290,269	168,513	13.1	0.488	0.492	0.471	0.484	3,235,718
500 長柄町	2,209,766	1,199,655	1,010,111	1,129	1,008,982	826,216	182,766	22.1	0.601	0.600	0.542	0.581	2,682,990
510 長南町	2,789,408	1,186,441	1,602,967	1,425	1,601,542	1,455,070	146,472	10.1	0.456	0.442	0.425	0.441	3,234,339
520 大多喜町	2,930,573	1,256,875	1,673,698	1,497	1,672,201	1,522,070	150,131	9.9	0.452	0.446	0.427	0.442	3,393,805
530 御宿町	2,138,932	890,643	1,248,289	1,093	1,247,196	1,141,517	105,679	9.3	0.441	0.432	0.417	0.430	2,467,840
540 鋸南町	2,656,626	769,879	1,886,747	1,357	1,885,390	1,763,502	121,888	6.9	0.304	0.296	0.290	0.297	2,943,334
市計	960,618,665	868,253,963	92,364,702	403,811	117,282,583	116,179,003	1,103,580	0.9	0.823	0.818	0.822	0.821	1,308,047,118
財源不足団体	787,073,796	669,632,106	117,441,690	402,102	117,039,588	115,204,765	1,834,823	1.6	0.740	0.734	0.737	0.737	1,016,526,114
財源超過団体	173,544,869	198,621,857	▲ 25,076,988	1,709	242,995	974,238	▲ 731,243	▲ 75.1	1.176	1.178	1.185	1.180	291,520,974
町村計	51,185,203	26,622,045	24,563,158	26,150	24,537,008	22,399,840	2,137,168	9.5	0.536	0.533	0.518	0.529	60,710,004
財源不足団体	51,185,203	26,622,045	24,563,158	26,150	24,537,008	22,399,840	2,137,168	9.5	0.536				

不交付団体の状況

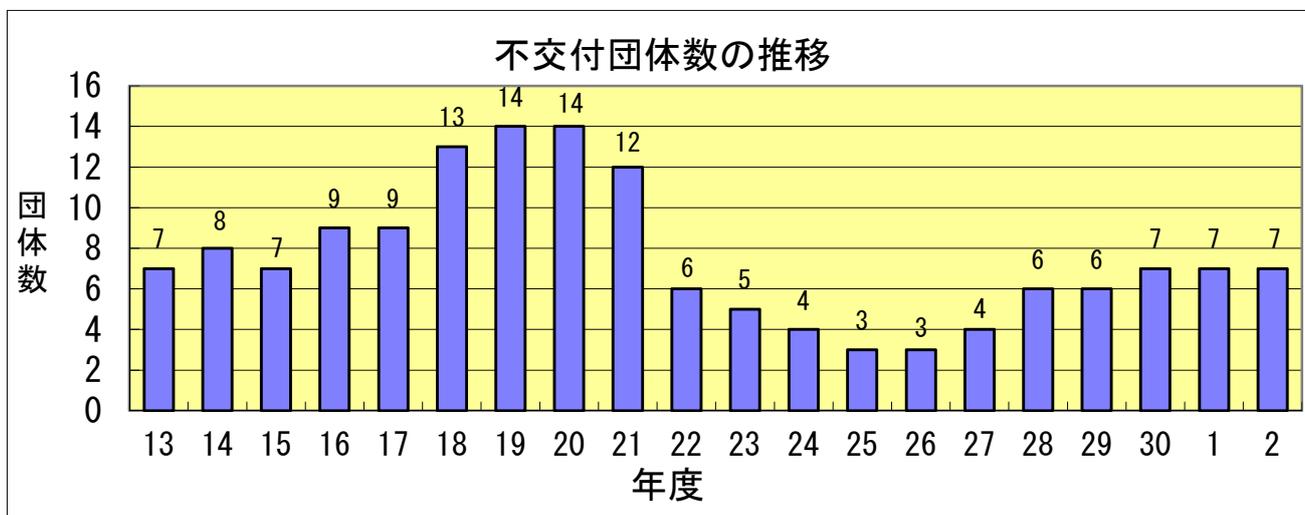
年度	不交付団体数	不交付団体名	前年度からの異動
22	6	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体：千葉市、船橋市、八千代市、富津市、印西市、芝山町
23	5	市川市、成田市※1、市原市、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体：君津市
24	4	成田市※1、市原市、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体：市川市
25	3	成田市※1、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体：市原市※2
26	3	成田市※1、浦安市、袖ヶ浦市	
27	4	市川市、成田市※1、浦安市、袖ヶ浦市	交付団体→不交付団体：市川市
28	6	市川市、成田市※1、市原市、君津市※3、浦安市、袖ヶ浦市	交付団体→不交付団体：市原市、君津市
29	6	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市	
30	7	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市※1	交付団体→不交付団体：印西市
元	7	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市※1	
2	7	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市	

※1 成田市は、一本算定は不交付団体だが、合併算定の特例により交付税が交付されている。

(印西市にも同特例が適用されていたが、令和元年度をもって特例の適用期間が終了した。)

※2 平成25年度からは不交付団体の基準が変更され、臨時財政対策債への振替の結果、不交付となった団体を除くこととされた。これに伴い、従前の基準で不交付団体であった市原市が交付団体となった。

※3 君津市は、平成28年度算定では財源不足団体だが、調整率を乗じた結果不交付団体となった。



(3) 令和元年度市町村普通会計決算の概要

(単位:千円、%)

区分 市町村名	歳入合計	主な歳入					歳出合計
		市町村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	
千葉市	463,262,977	202,584,133	13,739,215	80,201,166	19,638,866	49,937,757	456,067,538
銚子市	24,474,169	8,141,992	6,116,361	2,842,440	1,330,517	2,007,675	24,001,845
市川市	160,876,215	85,151,497	176,920	27,653,985	10,106,504	8,784,000	155,886,858
船橋市	212,013,166	101,737,438	4,193,018	39,447,489	11,662,114	19,947,300	208,443,725
館山市	24,086,831	5,797,183	4,455,605	3,933,078	1,447,828	1,312,800	21,419,742
木更津市	48,150,570	20,360,782	2,918,120	8,831,731	3,129,109	3,840,000	45,963,390
松戸市	156,340,824	70,496,002	7,066,035	31,969,700	10,633,104	10,337,700	150,134,908
野田市	51,205,273	23,013,461	3,875,322	7,360,378	3,413,084	3,769,000	49,808,582
茂原市	33,985,813	12,675,408	3,705,817	4,987,552	1,972,375	3,999,400	31,838,200
成田市	64,760,897	34,355,051	1,249,478	6,403,653	2,982,280	3,345,100	60,315,168
佐倉市	51,882,717	24,809,200	2,156,595	7,683,302	3,861,892	3,488,900	49,791,352
東金市	20,929,774	7,673,965	3,185,078	3,121,204	1,898,679	1,427,000	20,406,902
旭市	34,611,753	7,687,826	10,268,229	3,163,292	1,624,947	5,361,000	32,090,129
習志野市	65,813,362	28,704,729	1,468,297	8,628,111	3,242,056	6,405,930	63,943,049
柏市	133,330,317	68,620,452	3,215,077	22,687,521	7,860,944	10,226,200	127,326,398
勝浦市	10,886,378	2,132,773	2,557,055	896,143	541,021	1,076,109	10,542,964
市原市	103,671,960	50,065,253	1,035,729	17,576,057	6,309,278	6,177,000	97,057,103
流山市	62,539,855	29,151,859	1,329,526	12,012,711	4,485,409	5,242,200	59,866,707
八千代市	61,318,718	29,678,221	1,349,435	10,292,574	4,138,531	4,655,300	59,721,618
我孫子市	38,668,029	17,255,295	3,586,228	6,362,140	2,734,194	2,262,800	37,945,924
鴨川市	17,135,440	4,362,109	4,628,164	1,639,017	1,011,020	1,421,938	16,362,451
鎌ヶ谷市	35,859,666	13,774,377	3,567,582	5,721,117	2,114,103	2,859,100	34,588,739
君津市	35,736,738	17,426,734	606,863	4,563,256	2,729,646	2,335,900	32,392,119
富津市	20,551,382	8,762,176	1,144,438	2,889,150	1,414,353	2,398,700	19,101,957
浦安市	77,060,024	42,635,867	28,826	7,826,598	2,997,806	4,845,700	74,879,850
四街道市	28,151,729	11,530,072	2,653,522	4,535,826	2,117,491	1,659,300	26,730,249
袖ヶ浦市	26,053,183	13,909,253	575,399	3,288,825	1,657,134	699,600	24,015,930
八街市	23,168,096	7,559,531	4,058,601	3,809,614	1,487,030	2,429,400	22,265,410
印西市	36,523,287	20,755,211	390,686	5,273,271	2,426,846	622,000	34,291,340
白井市	20,742,200	9,281,979	1,126,496	2,861,780	1,199,937	1,541,754	19,746,229
富里市	16,751,700	6,637,833	1,731,688	2,522,069	1,041,214	785,200	15,169,905
南房総市	26,665,113	3,954,823	10,238,013	3,057,896	1,217,616	2,353,500	22,923,878
匝瑳市	16,733,140	3,950,354	5,478,932	1,957,867	1,041,855	1,350,786	15,736,644
香取市	34,006,187	9,045,125	8,924,802	3,852,026	2,082,524	2,948,207	31,182,336
山武市	24,291,064	5,774,879	6,902,441	2,401,462	1,455,778	2,327,300	22,169,828
いすみ市	17,770,444	3,819,606	6,153,267	1,639,771	1,024,463	1,539,900	16,678,421
大網白里市	16,543,247	5,115,081	3,157,090	2,214,680	1,186,362	1,346,100	15,880,033
元年度市計	2,296,552,238	1,018,387,530	139,013,950	366,108,452	131,217,910	187,067,556	2,206,687,421
30年度市計	2,197,194,127	1,001,603,614	126,843,500	333,093,387	121,459,573	167,806,051	2,127,189,936
増減率	4.5	1.7	9.6	9.9	8.0	11.5	3.7

(単位:千円、%)

主な歳出					歳入歳出差引	実質収支	区分 市町村名
人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費				
			補助	単独			
93,726,019	111,738,917	53,468,821	15,438,586	26,783,112	7,195,439	5,838,876	千葉市
5,529,560	4,355,580	3,021,799	922,173	740,185	472,324	309,705	銚子市
28,602,536	47,999,671	9,285,399	2,182,415	15,117,801	4,989,357	2,617,560	市川市
35,763,114	57,776,901	14,461,411	13,999,141	11,468,950	3,569,441	2,671,205	船橋市
3,350,923	3,773,929	1,779,344	965,932	648,684	2,667,089	1,154,098	館山市
8,092,870	11,593,736	3,119,145	3,463,139	2,678,159	2,187,180	1,529,297	木更津市
25,946,789	50,273,839	9,604,184	3,536,990	7,824,707	6,205,916	5,763,158	松戸市
8,589,815	13,247,854	4,970,554	1,457,627	3,066,240	1,396,691	1,219,653	野田市
5,371,702	6,365,609	3,272,909	3,075,697	1,395,412	2,147,613	1,558,935	茂原市
10,802,916	11,437,406	5,149,496	1,185,612	7,398,708	4,445,729	3,172,849	成田市
8,269,096	12,590,249	2,850,975	2,138,552	2,993,505	2,091,365	1,521,582	佐倉市
3,686,226	4,729,530	1,874,540	406,412	474,335	522,872	326,028	東金市
5,078,442	5,189,775	3,167,567	1,515,883	2,919,612	2,521,624	1,844,807	旭市
11,196,991	13,767,259	4,566,071	1,502,522	7,109,614	1,870,313	1,735,836	習志野市
20,165,102	36,173,930	9,961,253	5,046,434	10,478,711	6,003,919	3,995,736	柏市
1,777,641	1,031,711	890,939	964,886	399,050	343,414	306,763	勝浦市
16,843,101	26,234,102	6,228,999	3,940,875	7,712,347	6,614,857	4,190,615	市原市
8,345,908	17,798,815	3,692,217	2,444,465	5,637,981	2,673,148	2,110,232	流山市
10,378,008	15,891,734	5,789,822	1,879,261	4,866,036	1,597,100	1,335,526	八千代市
7,832,792	11,213,394	3,081,742	274,703	1,594,060	722,105	550,481	我孫子市
3,389,036	2,426,861	1,910,289	423,234	1,218,482	772,989	494,164	鴨川市
5,614,463	8,859,545	3,283,304	1,036,835	2,116,852	1,270,927	1,030,993	鎌ヶ谷市
7,024,464	6,414,267	1,808,860	2,940,236	2,265,565	3,344,619	1,855,106	君津市
3,742,283	3,484,781	1,544,160	1,664,895	1,291,570	1,449,425	922,398	富津市
11,639,447	12,905,899	3,678,160	658,761	9,267,196	2,180,174	1,353,453	浦安市
4,802,558	8,203,228	2,241,240	660,390	977,805	1,421,480	1,188,803	四街道市
5,438,942	5,390,969	1,199,565	626,305	1,084,244	2,037,253	1,428,661	袖ヶ浦市
3,876,396	5,803,864	1,870,647	906,772	1,460,502	902,686	422,946	八街市
5,866,901	8,289,331	1,839,148	1,089,362	3,120,647	2,231,947	1,836,418	印西市
2,866,190	4,748,256	1,837,396	1,069,467	931,686	995,971	801,626	白井市
3,402,359	3,797,080	1,726,515	789,633	329,471	1,581,795	933,569	富里市
3,953,565	2,573,590	3,555,909	579,942	2,152,712	3,741,235	1,339,382	南房総市
2,567,791	3,070,658	1,669,151	649,259	987,359	996,496	645,314	匝瑳市
4,758,753	6,160,164	3,436,944	2,044,616	1,090,259	2,823,851	1,892,899	香取市
3,616,760	3,396,709	2,483,145	1,163,231	2,318,585	2,121,236	1,111,654	山武市
2,993,497	2,384,245	1,854,137	416,253	1,462,569	1,092,023	633,067	いすみ市
2,964,557	3,353,021	1,339,134	677,787	761,664	663,214	461,440	大網白里市
397,867,513	554,446,409	187,514,891	83,738,283	154,144,377	89,864,817	62,104,835	元年度市計
397,429,813	523,269,600	183,994,690	82,926,813	134,499,281	70,004,191	55,057,818	30年度市計
0.1	6.0	1.9	1.0	14.6	28.4	12.8	増減率

(単位:千円、%)

区分 市町村名	歳入合計	主な歳入					歳出合計
		市町村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	
酒々井町	7,196,018	3,016,944	754,950	717,324	393,917	457,100	6,759,788
栄町	7,415,403	2,296,336	1,700,660	686,200	490,553	446,131	7,170,425
神崎町	2,918,379	731,020	958,827	185,414	179,840	79,000	2,705,615
多古町	7,097,063	2,158,904	1,558,776	445,632	395,276	215,100	6,331,553
東庄町	6,759,600	1,496,920	1,785,459	552,401	390,243	890,900	6,072,005
九十九里町	6,542,077	1,516,837	2,008,374	388,594	536,472	426,300	6,000,668
芝山町	5,757,778	2,537,000	153,949	220,348	237,705	153,861	5,156,030
横芝光町	11,064,187	2,579,614	3,275,011	920,199	697,407	563,300	10,389,342
一宮町	5,183,730	1,472,701	1,165,593	440,772	435,677	329,900	4,889,306
睦沢町	4,859,785	735,664	1,227,151	816,994	277,034	618,800	4,725,924
長生村	6,724,823	1,682,712	1,524,066	386,038	408,674	218,573	6,254,420
白子町	5,158,011	1,313,301	1,436,475	326,811	426,817	257,700	4,908,745
長柄町	4,847,822	1,284,002	1,057,394	269,474	357,759	385,356	4,484,190
長南町	5,160,802	1,087,272	1,694,467	303,262	307,968	274,900	4,763,910
大多喜町	5,342,179	1,160,861	1,694,570	320,562	338,882	369,700	5,075,833
御宿町	3,902,152	893,382	1,240,473	228,770	191,648	394,897	3,722,261
鋸南町	5,102,393	751,376	2,159,987	246,720	276,404	444,065	4,280,743
元年度町村計	101,032,202	26,714,846	25,396,182	7,455,515	6,342,276	6,525,583	93,690,758
30年度町村計	96,311,075	26,706,810	24,110,986	6,415,378	6,671,816	7,510,867	91,358,674
増減率	4.9	0.0	5.3	16.2	△ 4.9	△ 13.1	2.6
元年度県計	2,397,584,440	1,045,102,376	164,410,132	373,563,967	137,560,186	193,593,139	2,300,378,179
30年度県計	2,293,505,202	1,028,310,424	150,954,486	339,508,765	128,131,389	175,316,918	2,218,548,610
増減率	4.5	1.6	8.9	10.0	7.4	10.4	3.7

注1) 国庫支出金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

注2) 普通建設事業費において、国直轄事業負担金及び受託事業費うち補助事業費は補助事業に含めている。

注3) 普通建設事業費において、県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費うち単独事業費は単独事業に含めている。

(単位:千円、%)

主な歳出					歳入歳出差引	実質収支	区分 市町村名
人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費				
			補助	単独			
1,568,098	818,909	480,866	459,849	382,277	436,230	268,180	酒々井町
1,902,735	1,183,428	772,745	181,925	402,158	244,978	197,125	栄町
557,656	275,142	229,392	141,764	108,616	212,764	178,339	神崎町
1,244,235	626,908	371,280	163,264	305,289	765,510	468,983	多古町
870,735	718,662	437,317	966,616	600,896	687,595	488,683	東庄町
1,060,714	640,212	710,083	215,142	255,800	541,409	154,481	九十九里町
979,855	374,773	230,722	58,470	363,788	601,748	407,290	芝山町
1,650,033	1,617,800	1,177,877	223,256	483,471	674,845	431,207	横芝光町
1,055,044	800,152	342,507	66,902	546,091	294,424	248,206	一宮町
793,637	349,570	292,548	1,514,902	114,298	133,861	110,305	睦沢町
1,089,492	598,336	425,579	143,160	414,169	470,403	364,044	長生村
1,095,680	478,083	368,203	122,913	211,296	249,266	171,939	白子町
895,424	282,255	335,557	156,889	169,213	363,632	37,817	長柄町
959,176	365,456	380,448	281,335	218,421	396,892	78,807	長南町
1,082,305	531,891	447,922	119,370	307,031	266,346	210,001	大多喜町
745,078	312,295	311,606	180,954	272,699	179,891	167,410	御宿町
745,114	323,805	579,273	173,566	197,561	821,650	446,520	鋸南町
18,295,011	10,297,677	7,893,925	5,170,277	5,353,074	7,341,444	4,429,337	元年度町村計
17,791,523	10,029,719	7,777,726	3,573,491	8,441,756	4,952,401	4,092,486	30年度町村計
2.8	2.7	1.5	44.7	△ 36.6	48.2	8.2	増減率
416,162,524	564,744,086	195,408,816	88,908,560	159,497,451	97,206,261	66,534,172	元年度県計
415,221,336	533,299,319	191,772,416	86,500,304	142,941,037	74,956,592	59,150,304	30年度県計
0.2	5.9	1.9	2.8	11.6	29.7	12.5	増減率

(4) 令和元年度市町村決算分析表

(単位:千円、%)

区分 市町村名	標準財政規模	経常収支比率	地方債 現在高比率	債務負担行為 現在高比率	積立金 現在高比率	将来債務負担 比率
千葉市	247,106,654	98.5	281.5	80.4	8.7	353.2
銚子市	14,451,014	95.2	186.7	25.4	6.2	206.0
市川市	87,859,827	91.6	63.2	15.7	39.3	39.5
船橋市	115,941,016	96.1	161.9	34.7	16.3	180.3
館山市	10,844,941	98.7	155.3	74.7	51.7	178.4
木更津市	26,038,818	94.2	129.0	64.3	31.0	162.3
松戸市	87,376,255	94.2	139.2	14.5	23.7	130.0
野田市	30,342,127	95.8	148.9	41.4	24.5	165.8
茂原市	18,140,807	94.8	218.4	45.4	19.8	244.0
成田市	38,173,011	84.6	125.8	33.1	24.0	134.9
佐倉市	30,316,454	95.9	102.3	30.6	37.8	95.2
東金市	12,481,621	92.0	180.0	10.4	41.5	148.9
旭市	17,769,457	86.8	182.0	13.9	98.0	98.0
習志野市	32,664,965	97.9	155.0	58.0	51.3	161.6
柏市	78,762,264	91.2	113.3	40.1	45.3	108.1
勝浦市	5,053,918	94.8	176.0	15.7	35.2	156.4
市原市	53,965,119	90.2	85.3	8.8	23.2	70.9
流山市	32,548,312	86.8	161.4	40.4	24.9	176.9
八千代市	33,593,082	97.3	152.4	49.4	15.8	185.9
我孫子市	23,745,147	94.9	128.5	74.9	22.1	181.3
鴨川市	9,388,287	99.4	202.0	153.2	33.5	321.7
鎌ヶ谷市	19,459,767	97.9	193.6	33.6	29.6	197.6
君津市	19,214,726	91.6	72.3	62.8	27.2	107.9
富津市	11,151,319	91.1	135.3	50.3	24.5	161.0
浦安市	45,380,790	86.9	61.0	86.6	24.3	123.3
四街道市	16,268,925	95.5	127.7	23.3	50.3	100.8
袖ヶ浦市	14,928,641	95.1	100.0	24.1	22.8	101.3
八街市	13,210,916	95.5	137.7	31.3	19.2	149.8
印西市	21,219,643	87.0	63.4	35.4	77.2	21.7
白井市	11,789,967	94.3	182.5	71.5	33.0	221.0
富里市	9,275,526	96.4	166.4	19.1	12.9	172.6
南房総市	14,329,576	93.7	170.2	19.0	169.3	19.9
匝瑳市	9,545,125	94.5	168.8	11.3	52.9	127.2
香取市	19,760,309	89.6	216.6	12.1	67.8	160.9
山武市	13,825,597	92.6	139.9	13.8	118.8	34.9
いすみ市	10,895,916	91.0	158.7	22.4	70.0	111.2
大網白里市	9,695,647	99.7	171.2	11.1	27.2	155.2
市平均 (単純平均)	34,230,148	93.6	149.0	39.3	40.6	147.7

(単位:千円、%)

区分 市町村名	標準財政規模	経常収支比率	地方債 現在高比率	債務負担行為 現在高比率	積立金 現在高比率	将来債務負担 比率
酒々井町	4,349,519	97.4	122.4	2.0	33.2	91.1
栄町	4,499,007	97.5	164.0	2.8	38.7	128.0
神崎町	1,886,067	91.3	108.5	0.0	83.7	24.9
多古町	4,237,152	91.1	95.3	0.4	54.1	41.5
東庄町	3,610,547	89.8	111.5	21.3	26.1	106.7
九十九里町	3,821,566	87.8	202.2	3.8	62.9	143.0
芝山町	2,935,747	92.3	82.2	9.8	63.8	28.3
横芝光町	6,465,103	94.7	178.3	19.0	56.6	140.7
一宮町	2,978,214	90.8	113.0	40.3	48.7	104.5
睦沢町	2,276,908	92.1	140.5	72.2	69.1	143.6
長生村	3,604,532	88.2	127.8	1.5	60.3	68.9
白子町	3,008,317	89.5	146.5	3.2	54.1	95.6
長柄町	2,541,825	98.1	129.6	0.3	55.6	74.3
長南町	3,059,098	84.9	134.5	20.5	62.2	92.8
大多喜町	3,208,857	91.2	135.8	9.3	92.6	52.5
御宿町	2,349,697	94.1	145.5	0.8	33.6	112.6
鋸南町	2,793,438	95.1	155.6	10.4	34.2	131.9
町村平均 (単純平均)	3,389,741	92.1	134.9	12.8	54.7	93.0
県平均 (単純平均)	24,521,131	93.1	144.6	30.9	45.0	130.5

注1)標準財政規模は、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

注2)経常収支比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいう。

注3)地方債現在高比率は、「地方債現在高／標準財政規模」により算出している。

注4)債務負担行為現在高比率は、「債務負担行為翌年度以降支出予定額／標準財政規模」により算出している。

注5)積立金現在高比率は、「積立金現在高／標準財政規模」により算出している。

注6)将来債務負担比率は、「(地方債現在高+債務負担行為翌年度以降支出予定額-積立金現在高)／標準財政規模」により算出している。

(5) 令和元年度市町村健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千葉市	— (11.25)	— (16.25)	12.9 (25.0)	138.3 (400.0)
銚子市	— (12.82)	— (17.82)	13.2 (25.0)	137.0 (350.0)
市川市	— (11.25)	— (16.25)	1.6 (25.0)	— (350.0)
船橋市	— (11.25)	— (16.25)	0.7 (25.0)	24.1 (350.0)
館山市	— (13.20)	— (18.20)	5.9 (25.0)	27.3 (350.0)
木更津市	— (12.02)	— (17.02)	3.5 (25.0)	10.8 (350.0)
松戸市	— (11.25)	— (16.25)	0.6 (25.0)	— (350.0)
野田市	— (11.79)	— (16.79)	5.0 (25.0)	22.9 (350.0)
茂原市	— (12.59)	— (17.59)	9.7 (25.0)	109.7 (350.0)
成田市	— (11.51)	— (16.51)	7.4 (25.0)	77.3 (350.0)
佐倉市	— (11.79)	— (16.79)	1.6 (25.0)	— (350.0)
東金市	— (13.00)	— (18.00)	2.7 (25.0)	80.0 (350.0)
旭市	— (12.60)	— (17.60)	7.9 (25.0)	— (350.0)
習志野市	— (11.69)	— (16.69)	8.1 (25.0)	25.1 (350.0)
柏市	— (11.25)	— (16.25)	2.2 (25.0)	— (350.0)
勝浦市	— (14.96)	— (19.96)	7.6 (25.0)	78.9 (350.0)
市原市	— (11.25)	— (16.25)	5.9 (25.0)	35.2 (350.0)
流山市	— (11.70)	— (16.70)	1.7 (25.0)	25.4 (350.0)
八千代市	— (11.66)	— (16.66)	6.4 (25.0)	21.0 (350.0)
我孫子市	— (12.17)	— (17.17)	0.9 (25.0)	— (350.0)
鴨川市	— (13.44)	— (18.44)	11.0 (25.0)	105.1 (350.0)
鎌ヶ谷市	— (12.52)	— (17.52)	3.4 (25.0)	27.8 (350.0)
君津市	— (12.53)	— (17.53)	3.9 (25.0)	31.1 (350.0)
富津市	— (13.16)	— (18.16)	8.6 (25.0)	69.0 (350.0)
浦安市	— (11.33)	— (16.33)	8.3 (25.0)	33.4 (350.0)
四街道市	— (12.69)	— (17.69)	2.9 (25.0)	— (350.0)
袖ヶ浦市	— (12.78)	— (17.78)	1.0 (25.0)	16.9 (350.0)
八街市	— (12.93)	— (17.93)	6.0 (25.0)	29.7 (350.0)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
印西市	- (12.38)	- (17.38)	0.7 (25.0)	- (350.0)
白井市	- (13.08)	- (18.08)	2.5 (25.0)	53.0 (350.0)
富里市	- (13.46)	- (18.46)	7.8 (25.0)	50.4 (350.0)
南房総市	- (12.83)	- (17.83)	7.9 (25.0)	- (350.0)
匝瑳市	- (13.41)	- (18.41)	5.7 (25.0)	21.2 (350.0)
香取市	- (12.51)	- (17.51)	8.1 (25.0)	52.2 (350.0)
山武市	- (12.87)	- (17.87)	8.7 (25.0)	- (350.0)
いすみ市	- (13.20)	- (18.20)	7.6 (25.0)	37.4 (350.0)
大網白里市	- (13.39)	- (18.39)	8.2 (25.0)	86.1 (350.0)
酒々井町	- (15.00)	- (20.00)	4.2 (25.0)	5.2 (350.0)
栄町	- (15.00)	- (20.00)	7.2 (25.0)	19.7 (350.0)
神崎町	- (15.00)	- (20.00)	4.5 (25.0)	- (350.0)
多古町	- (15.00)	- (20.00)	4.5 (25.0)	- (350.0)
東庄町	- (15.00)	- (20.00)	6.9 (25.0)	- (350.0)
九十九里町	- (15.00)	- (20.00)	7.2 (25.0)	79.1 (350.0)
芝山町	- (15.00)	- (20.00)	6.1 (25.0)	- (350.0)
横芝光町	- (14.24)	- (19.24)	6.3 (25.0)	10.7 (350.0)
一宮町	- (15.00)	- (20.00)	6.0 (25.0)	52.0 (350.0)
睦沢町	- (15.00)	- (20.00)	5.0 (25.0)	50.6 (350.0)
長生村	- (15.00)	- (20.00)	9.1 (25.0)	40.5 (350.0)
白子町	- (15.00)	- (20.00)	3.7 (25.0)	26.0 (350.0)
長柄町	- (15.00)	- (20.00)	5.4 (25.0)	16.3 (350.0)
長南町	- (15.00)	- (20.00)	6.6 (25.0)	22.0 (350.0)
大多喜町	- (15.00)	- (20.00)	4.9 (25.0)	5.0 (350.0)
御宿町	- (15.00)	- (20.00)	4.7 (25.0)	32.7 (350.0)
鋸南町	- (15.00)	- (20.00)	13.4 (25.0)	66.2 (350.0)
大都市平均			12.9	138.3
都市平均			5.4	35.8
町村平均			6.2	25.1
県平均			5.8	34.3

※かっこ書きは、各市町村の早期健全化基準である。

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない市町村は、「-」で示す。

※平均値は、単純平均である。

(6) 市町村税の状況

ア 令和元年度市町村税の徴収実績 (県計)

区分 税目	調定済額				
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	Cのうち 標準税率 超過調定額	Cのうち徴収 猶予に係る 調定済額
一 普通税	974,154,356	34,630,809	1,008,900,017	7,485,211	392
1. 法定普通税	974,154,356	34,630,809	1,008,900,017	7,485,211	392
(1) 市町村民税	507,611,778	19,491,406	527,103,184	7,485,211	
(ア) 個人均等割	11,379,052	530,566	11,909,618	0	
(イ) 所得割	424,145,106	18,166,509	442,311,615	0	
上記のうち退職所得分	3,543,823	874	3,544,697	0	
(ウ) 法人均等割	17,616,723	288,938	17,905,661	188,001	
(エ) 法人税割	54,470,897	505,393	54,976,290	7,297,210	
(2) 固定資産税	416,422,397	13,836,352	430,258,749	0	392
(ア) 純固定資産税	414,534,459	13,836,352	428,370,811	0	392
(i) 土地	146,541,454	4,908,757	151,450,211	0	392
(ii) 家屋	181,760,043	6,617,060	188,377,103	0	
(iii) 償却資産	86,232,962	2,310,535	88,543,497	0	
(イ) 交付金	1,887,938		1,887,938		
(3) 軽自動車税			11,267,733	0	
(ア) 軽自動車税(～R1.9.30)	10,182,377	970,504	11,152,881	0	
(イ) 環境性能割			114,852		
(4) 市町村たばこ税	39,833,209	131	39,833,340		
(5) 鉱産税	62,777	0	62,777	0	
(6) 特別土地保有税	41,818	332,416	374,234		0
(ア) 保有分	34,129	241,921	276,050		0
(イ) 取得分	7,689	90,495	98,184		0
(ウ) 遊休土地分	0	0	0		
2. 法定外普通税	0	0	0		
二 目的税	71,707,246	1,857,842	73,565,088	0	85
1. 法定目的税	71,707,246	1,857,842	73,565,088	0	85
(1) 入湯税	373,444	1,835	375,279	0	
(2) 事業所税	11,478,900	15,631	11,494,531		
(3) 都市計画税	59,854,902	1,840,376	61,695,278		85
(ア) 土地	30,673,404	920,340	31,593,744		85
(イ) 家屋	29,181,498	920,036	30,101,534		
(4) 水利地益税	0	0	0		
(5) 共同施設税	0	0	0		
(6) 宅地開発税	0	0	0		
2. 法定外目的税	0	0	0		
三 旧法による税	0	0	0	0	
合計(一～三)	1,045,861,602	36,488,651	1,082,465,105	7,485,211	477
国民健康保険税	57,889,838	26,544,686	84,434,524		
国民健康保険料	74,486,541	19,244,180	93,730,721		

(単位：千円、%)

収 入 済 額				徴収率 (加重平均)			収入済 構成比
現年課税分 D	滞納繰越分 E	合 計 F	Fのうち 標準税率 超過収入済額	D/A × 100	E/B × 100	F/C × 100	
963,842,222	9,444,740	973,401,814	7,471,412	98.9	27.3	96.5	93.1
963,842,222	9,444,740	973,401,814	7,471,412	98.9	27.3	96.5	93.1
501,424,856	5,710,932	507,135,788	7,471,412	98.8	29.3	96.2	48.5
11,228,173	151,476	11,379,649	0	98.7	28.5	95.6	1.1
418,287,234	5,393,423	423,680,657	0	98.6	29.7	95.8	40.5
3,543,680	141	3,543,821	0	100.0	16.1	100.0	0.3
17,533,639	54,889	17,588,528	186,755	99.5	19.0	98.2	1.7
54,375,810	111,144	54,486,954	7,284,657	99.8	22.0	99.1	5.2
412,624,559	3,532,135	416,156,694	0	99.1	25.5	96.7	39.8
410,736,621	3,532,135	414,268,756	0	99.1	25.5	96.7	39.6
145,154,198	1,319,206	146,473,404	0	99.1	26.9	96.7	14.0
179,914,148	1,717,077	181,631,225	0	99.0	25.9	96.4	17.4
85,668,275	495,852	86,164,127	0	99.3	21.5	97.3	8.2
1,887,938		1,887,938		100.0		100.0	0.2
		10,170,813	0			90.3	1.0
9,854,965	200,996	10,055,961	0	96.8	20.7	90.2	1.0
		114,852				100.0	0.0
39,833,247	76	39,833,323		100.0	58.0	100.0	3.8
62,777	0	62,777	0	100.0		100.0	0.0
41,818	601	42,419		100.0	0.2	11.3	0.0
34,129	601	34,730		100.0	0.2	12.6	0.0
7,689	0	7,689		100.0	0.0	7.8	0.0
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
71,154,441	546,121	71,700,562	0	99.2	29.4	97.5	6.9
71,154,441	546,121	71,700,562	0	99.2	29.4	97.5	6.9
372,099	1,277	373,376	0	99.6	69.6	99.5	0.0
11,471,149	6,029	11,477,178		99.9	38.6	99.8	1.1
59,311,193	538,815	59,850,008		99.1	29.3	97.0	5.7
30,399,276	273,837	30,673,113		99.1	29.8	97.1	2.9
28,911,917	264,978	29,176,895		99.1	28.8	96.9	2.8
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
0	0	0	0				0.0
1,034,996,663	9,990,861	1,045,102,376	7,471,412	99.0	27.4	96.5	100.0
52,773,379	5,394,645	58,168,024		91.2	20.3	68.9	
67,929,779	4,253,295	72,183,074		91.2	22.1	77.0	

イ 令和元年度市町村別税収入額の状況

区分 市町村名	市町村民税	固定資産税	軽自動車税	市町村たばこ税	鉱産税	特別土地保有税
千葉市	107,916,824	68,909,993	1,186,374	6,446,838	287	0
銚子市	3,557,224	3,494,718	183,552	452,063	0	0
市川市	43,802,433	29,993,507	342,276	2,676,928	0	0
船橋市	51,267,214	36,623,010	587,976	3,592,335	0	0
館山市	2,342,293	2,367,959	152,790	413,250	0	0
木更津市	9,564,028	7,955,899	349,551	1,110,440	0	0
松戸市	37,524,759	24,459,793	479,231	2,796,089	0	0
野田市	9,987,547	10,525,844	362,022	1,078,503	0	0
茂原市	5,541,325	5,711,307	253,479	697,434	14,667	0
成田市	12,399,446	20,269,673	312,508	1,155,792	476	0
佐倉市	12,699,565	9,376,088	269,900	842,767	0	0
東金市	3,449,126	3,157,745	183,227	487,439	2,340	0
旭市	3,608,946	3,076,618	211,959	527,217	0	0
習志野市	14,726,469	10,676,360	134,963	885,112	0	0
柏市	33,103,676	25,704,877	523,093	2,438,963	0	0
勝浦市	804,311	1,133,740	51,804	116,412	0	285
市原市	20,621,239	23,497,841	647,998	2,264,205	0	0
流山市	14,878,727	10,939,221	189,912	821,751	0	0
八千代市	15,069,077	10,949,745	251,288	1,133,280	0	0
我孫子市	9,113,161	6,106,603	161,138	549,005	0	0
鴨川市	1,792,852	2,147,810	108,990	244,246	0	300
鎌ヶ谷市	7,201,440	4,569,324	146,945	893,908	0	0
君津市	5,821,766	10,047,550	265,370	725,359	0	0
富津市	2,563,756	5,710,376	149,711	333,587	0	0
浦安市	22,436,261	19,149,430	79,319	887,349	0	0
四街道市	6,116,372	4,052,978	164,614	535,878	0	41,818
袖ヶ浦市	4,843,850	7,871,589	173,979	477,679	0	0
八街市	3,693,901	2,926,109	222,715	595,132	0	0
印西市	7,860,479	10,667,646	178,518	547,591	0	0
白井市	4,456,699	3,812,655	104,410	357,230	0	0
富里市	3,057,190	2,654,246	144,362	472,360	0	0
南房総市	1,526,978	2,059,076	140,220	189,243	0	0
匝瑳市	1,879,472	1,689,405	118,932	262,545	0	0
香取市	3,966,414	4,108,684	253,832	508,783	0	0
山武市	2,637,191	2,647,849	173,784	310,546	5,509	0

(単位：千円)

入湯税	事業所税	都市計画税	旧法による税	合計 (A)	(A)の 対前年度 増減率(%)	国民健康保険 税・料
1,065	5,372,722	12,750,030	0	202,584,133	2.7	19,080,913
13,217	0	441,218	0	8,141,992	0.3	1,857,313
0	1,596,135	6,740,218	0	85,151,497	1.3	9,166,693
5,270	1,980,493	7,681,140	0	101,737,438	1.6	10,819,069
26,969	0	493,922	0	5,797,183	△ 0.3	1,036,333
41,072	0	1,339,792	0	20,360,782	2.2	2,930,238
0	1,027,180	4,208,950	0	70,496,002	2.1	9,881,753
0	0	1,059,545	0	23,013,461	△ 1.2	3,486,831
656	0	456,540	0	12,675,408	△ 1.2	2,093,944
9,178	0	207,978	0	34,355,051	2.8	2,629,643
0	0	1,620,880	0	24,809,200	0.2	3,722,771
0	0	394,088	0	7,673,965	0.9	1,518,139
8,540	0	254,546	0	7,687,826	1.3	2,069,711
0	0	2,281,825	0	28,704,729	0.1	2,942,117
0	1,500,648	5,349,195	0	68,620,452	0.9	8,524,098
26,221	0	0	0	2,132,773	△ 0.0	467,250
9,904	0	3,024,066	0	50,065,253	1.2	6,103,287
0	0	2,322,248	0	29,151,859	5.3	3,449,284
1,540	0	2,273,291	0	29,678,221	1.5	3,805,810
0	0	1,325,388	0	17,255,295	0.2	2,611,070
67,911	0	0	0	4,362,109	0.2	775,167
0	0	962,760	0	13,774,377	△ 0.2	2,289,911
1,789	0	564,900	0	17,426,734	0.2	1,795,532
4,746	0	0	0	8,762,176	△ 0.4	1,068,810
83,508	0	0	0	42,635,867	2.5	3,009,665
0	0	618,412	0	11,530,072	1.6	1,975,029
0	0	542,156	0	13,909,253	2.0	1,304,701
0	0	121,674	0	7,559,531	2.0	2,014,557
0	0	1,500,977	0	20,755,211	5.2	2,046,371
0	0	550,985	0	9,281,979	1.8	1,377,306
0	0	309,675	0	6,637,833	1.6	1,387,979
39,306	0	0	0	3,954,823	△ 1.7	925,149
0	0	0	0	3,950,354	△ 0.4	1,052,528
0	0	207,412	0	9,045,125	0.6	2,056,226
0	0	0	0	5,774,879	0.2	1,448,119

区分 市町村名	市町村民税	固定資産税	軽自動車税	市町村たばこ税	鉱産税	特別土地保有税
いすみ市	1,673,791	1,804,529	120,972	214,928	5,370	16
大網白里市	2,744,334	1,966,323	123,350	277,915	3,159	0
酒々井町	1,316,657	1,367,887	46,973	170,868	0	0
栄町	1,104,641	912,977	54,597	92,483	0	0
神崎町	358,006	303,475	19,981	49,558	0	0
多古町	847,767	1,014,542	55,498	241,097	0	0
東庄町	738,934	648,523	46,121	63,342	0	0
九十九里町	708,643	654,983	50,573	101,424	1,214	0
芝山町	662,375	1,759,679	31,443	83,503	0	0
横芝光町	1,132,388	1,187,065	78,067	180,791	1,303	0
一宮町	705,380	668,069	33,691	58,147	2,391	0
睦沢町	296,539	372,639	25,543	34,228	6,715	0
長生村	688,016	829,673	45,746	111,887	5,619	0
白子町	517,561	662,394	39,416	73,061	2,997	0
長柄町	402,068	810,899	27,895	43,140	0	0
長南町	381,698	619,543	30,987	46,292	8,752	0
大多喜町	380,250	657,002	34,798	80,869	1,978	0
御宿町	323,454	518,148	18,717	32,134	0	0
鋸南町	321,275	353,076	25,703	50,397	0	0
大都市計	107,916,824	68,909,993	1,186,374	6,446,838	287	0
都市計	388,333,312	333,906,127	8,318,690	31,873,264	31,521	42,419
市計	496,250,136	402,816,120	9,505,064	38,320,102	31,808	42,419
町村計	10,885,652	13,340,574	665,749	1,513,221	30,969	0
県計	507,135,788	416,156,694	10,170,813	39,833,323	62,777	42,419
県計(千葉市除)	399,218,964	347,246,701	8,984,439	33,386,485	62,490	42,419

入湯税	事業所税	都市計画税	旧法による税	合 計 (A)	(A)の 対前年度 増減率(%)	国民健康保険 税・料
0	0	0	0	3,819,606	0.1	1,008,086
0	0	0	0	5,115,081	1.1	1,137,584
0	0	114,559	0	3,016,944	△ 0.5	466,494
0	0	131,638	0	2,296,336	△ 0.3	553,906
0	0	0	0	731,020	△ 2.0	159,342
0	0	0	0	2,158,904	△ 1.7	444,114
0	0	0	0	1,496,920	2.1	403,454
0	0	0	0	1,516,837	△ 0.1	398,168
0	0	0	0	2,537,000	2.6	223,041
0	0	0	0	2,579,614	1.3	632,897
5,023	0	0	0	1,472,701	3.0	350,333
0	0	0	0	735,664	1.2	173,131
1,771	0	0	0	1,682,712	1.5	334,291
17,872	0	0	0	1,313,301	0.1	308,812
0	0	0	0	1,284,002	△ 2.5	201,772
0	0	0	0	1,087,272	△ 1.5	219,711
5,964	0	0	0	1,160,861	△ 1.0	231,748
929	0	0	0	893,382	△ 5.9	195,344
925	0	0	0	751,376	△ 0.5	185,553
1,065	5,372,722	12,750,030	0	202,584,133	2.7	19,080,913
339,827	6,104,456	46,853,781	0	815,803,397	1.4	105,788,074
340,892	11,477,178	59,603,811	0	1,018,387,530	1.7	124,868,987
32,484	0	246,197	0	26,714,846	0.0	5,482,111
373,376	11,477,178	59,850,008	0	1,045,102,376	1.6	130,351,098
372,311	6,104,456	47,099,978	0	842,518,243	1.4	111,270,185

ウ 令和元年度市町村別徴収率の状況

(単位：%)

区 分 市町村名	市町村税（国保税除く）			国民健康保険税・料		
	現年課税分	滞納繰越分	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計
千 葉 市	99.2	31.5	97.9	92.3	20.0	79.2
銚 子 市	98.2	18.0	93.2	91.1	23.7	81.0
市 川 市	99.2	58.4	98.8	90.3	25.8	72.1
船 橋 市	99.0	36.7	97.3	90.2	25.6	77.6
館 山 市	98.2	19.4	94.8	91.7	14.1	76.6
木 更 津 市	98.3	18.0	92.3	87.9	20.6	59.7
松 戸 市	99.0	37.4	97.6	90.2	20.0	78.0
野 田 市	99.2	37.8	97.3	94.7	28.8	78.3
茂 原 市	98.8	22.3	95.4	92.6	25.0	75.8
成 田 市	99.3	22.7	97.2	91.6	23.2	73.3
佐 倉 市	98.7	22.7	94.6	91.3	13.5	62.8
東 金 市	97.5	26.4	92.0	87.6	23.7	66.8
旭 市	98.2	20.5	93.2	94.3	24.8	82.1
習 志 野 市	99.1	20.9	96.1	92.7	20.1	77.9
柏 市	98.9	31.5	97.1	89.7	16.5	66.5
勝 浦 市	97.7	15.1	90.5	91.1	13.2	66.8
市 原 市	98.9	22.9	94.9	88.8	21.7	69.2
流 山 市	99.4	45.3	98.6	93.7	44.7	87.1
八 千 代 市	99.0	32.6	96.9	90.3	28.0	77.9
我 孫 子 市	98.8	34.9	96.6	92.8	19.4	73.7
鴨 川 市	98.5	18.0	94.0	91.8	20.7	76.5
鎌 ヶ 谷 市	98.8	47.7	96.9	92.9	34.1	82.2
君 津 市	99.0	19.6	95.2	90.1	19.9	66.7
富 津 市	99.0	22.8	95.4	91.1	19.4	62.4
浦 安 市	99.1	31.4	97.5	91.7	23.4	78.8
四 街 道 市	98.4	22.6	94.3	89.7	18.4	66.5
袖 ヶ 浦 市	99.4	29.4	97.8	93.9	26.9	78.4
八 街 市	97.6	19.2	87.5	88.4	19.2	60.1
印 西 市	99.1	34.4	97.4	92.0	20.4	72.9
白 井 市	98.4	13.8	92.2	89.9	13.1	60.5

(単位：%)

区 分 市町村名	市町村税（国保税除く）			国民健康保険税・料		
	現年課税分	滞納繰越分	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計
富 里 市	98.3	26.6	92.4	90.4	22.3	61.8
南 房 総 市	98.2	13.8	91.2	95.1	14.5	73.8
匝 瑳 市	98.0	20.4	91.9	91.9	15.0	71.1
香 取 市	98.6	17.1	92.4	93.1	20.8	72.2
山 武 市	97.6	21.7	91.4	88.0	22.9	66.5
い す み 市	97.6	19.8	90.9	90.7	21.1	68.2
大 網 白 里 市	97.6	19.0	90.1	88.3	14.1	57.2
酒 々 井 町	98.7	30.9	95.8	92.1	20.3	70.5
栄 町	98.6	18.1	93.0	94.3	12.4	68.2
神 崎 町	99.0	36.0	96.4	95.2	35.3	84.1
多 古 町	98.5	11.5	91.6	92.1	15.8	72.3
東 庄 町	99.0	20.8	94.9	94.8	24.5	78.3
九 十 九 里 町	97.6	20.9	89.9	90.4	22.1	63.0
芝 山 町	99.1	17.7	96.0	94.2	19.7	76.6
横 芝 光 町	98.3	10.8	90.9	94.5	14.4	68.6
一 宮 町	98.3	19.7	92.0	91.4	21.0	68.9
睦 沢 町	98.3	17.2	93.8	93.9	18.0	76.2
長 生 村	97.6	25.0	92.0	93.9	14.0	68.8
白 子 町	98.1	22.8	93.9	94.4	19.1	76.7
長 柄 町	99.4	25.1	97.8	97.2	25.8	91.2
長 南 町	98.8	18.9	96.1	94.7	17.4	83.9
大 多 喜 町	98.3	16.2	93.7	93.5	21.4	78.1
御 宿 町	97.9	13.5	88.9	92.8	12.7	60.0
鋸 南 町	98.8	25.2	95.9	96.2	20.7	83.6
市 計	99.0	27.8	96.6	91.1	21.2	73.2
町 村 計	98.5	18.8	93.5	93.6	17.9	72.2
県 計	99.0	27.4	96.5	91.2	21.1	73.2

(7) 地方債発行(予定)額の状況(千葉市分を含む)

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 一般会計債		125,065.5	148,372.9	113,722.9	140,739.6	150,818.1
1 公共事業等		18,515.6	17,731.8	13,877.7	14,824.1	14,373.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業※4						8,784.1
3 公営住宅建設事業		1,265.9	1,992.4	1,742.3	1,884.5	1,475.5
4 災害復旧事業		277.1	116.7	203.1	71.1	14,974.5
5 全国防災事業 ※1		12,606.2				
6 教育・福祉施設等整備事業		32,528.8	50,142.5	33,588.2	51,254.6	40,792.1
(1) 学校教育施設等整備事業		19,123.9	34,720.6	21,741.8	35,327.1	28,785.1
(2) 社会福祉施設整備事業		3,191.7	3,502.0	3,725.2	3,462.1	4,224.2
(3) 一般廃棄物処理事業		7,465.7	9,618.5	5,832.6	9,282.8	5,492.3
(4) 一般補助施設整備等事業		1,816.7	1,089.1	1,163.7	1,720.6	1,190.5
(5) 施設整備事業(一般財源化分)		930.8	1,212.3	1,124.9	1,462.0	1,100.0
7 一般単独事業		57,241.3	75,051.0	59,244.7	66,435.2	63,578.4
(1) 一般事業		23,740.9	36,883.5	23,856.2	21,662.8	19,816.9
うち 第三セクター等改革推進債						
(2) 地域活性化事業		690.9	1,869.6	1,211.7	4,115.8	3,243.9
(3) 防災対策事業		584.9	81.6	1,352.7	1,034.8	1,824.6
(4) 地方道路等整備事業		11,551.5	11,750.9	12,303.0	12,114.2	14,100.9
(5) 旧合併特例事業		13,902.9	13,801.4	11,166.4	15,436.1	8,200.2
(6) 緊急防災・減災事業 ※2		6,770.2	10,563.8	7,182.6	5,804.6	6,681.1
(7) 公共施設最適化事業 ※3			100.2	2,172.1	6,266.9	9,429.6
(8) 緊急自然災害防止対策事業※4						281.2
8 辺地及び過疎対策事業		723.6	972.5	1,534.4	3,012.1	2,566.5
9 公共用地先行取得等事業			18.0	3,220.5	872.0	466.0
10 行政改革推進債		1,907.0	2,348.0	312.0	2,386.0	3,808.0
11 調整						

注)発行(予定)額とは、当該年度の同意、許可又は届出に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計をいう。

※1 平成25年度創設、平成27年度廃止。

※2 平成25年度創設

※3 平成27年度創設

※4 令和元年度創設

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
二 公営企業債		53,473.6	60,936.5	72,714.5	65,449.1	56,201.7
1 水道事業		6,985.5	8,418.9	9,378.1	10,623.2	7,726.2
(1) 上水道事業		6,932.2	8,396.9	9,353.1	10,596.2	7,670.2
(2) 簡易水道事業		53.3	22.0	25.0	27.0	56.0
2 交通事業		1,450.0	1,450.0			
3 電気事業・ガス事業		188.1	45.0	60.0	60.0	117.7
4 病院事業・介護サービス事業		5,569.9	10,304.8	18,024.9	7,025.9	7,736.4
(1) 病院事業		5,556.0	10,267.8	17,914.1	6,923.1	7,499.4
(2) 介護サービス事業		13.9	37.0	110.8	102.8	237.0
5 市場事業・と畜場事業		321.0	1,186.6	3,723.5	4,778.0	4,175.9
6 地域開発事業						
7 下水道事業		37,877.9	39,364.1	39,910.6	41,321.4	35,747.5
8 観光その他事業		1,081.2	167.1	1,617.4	1,640.6	698.0
小計(一+二)		178,539.1	209,309.4	186,437.4	206,188.7	207,019.8
伸び率(対前年度比)		13.9%	17.2%	-10.9%	10.6%	0.4%
三 被災施設借換債 ※1						
四 特定被災地方公共団体借換債 ※2						
五 臨時財政対策債		67,255.2	58,185.2	66,272.3	65,658.3	56,886.6
六 退職手当債		2,573.1	330.0			
1 公営企業退職手当債						
2 退職手当債		2,573.1	330.0			
七 国の予算等貸付金債		54.9	63.2	49.2	45.5	20.8
八 減収補填債		67.1	942.6		73.6	581.6
小計(一～八)		248,489.4	268,830.4	252,758.9	271,966.1	264,508.8
伸び率(対前年度比)		5.7%	8.2%	-6.0%	7.6%	-2.7%
九 千葉県市町村振興資金		1,764.5	1,972.2	1,160.1	1,474.3	899.2
1 一般事業資金		781.8	679.1	547.0	723.9	614.2
2 特別事業資金		982.7	1,293.1	613.1	750.4	285.0
合 計(一～九)		250,253.9	270,802.6	253,919.0	273,440.4	265,408.0
伸び率(対前年度比)		5.8%	8.2%	-6.2%	7.7%	-2.9%

※1 平成24年度創設

※2 平成25年度のみ

(8) 地方公営企業の状況

ア 地方公営企業決算状況調査対象事業数

区 分		22年度 (23. 3. 31)	23年度 (24. 3. 31)	24年度 (25. 3. 31)	25年度 (26. 3. 31)	26年度 (27. 3. 31)
法 適 用	水 道 事 業	44	44	44	44	44
	簡 易 水 道 事 業	2	2	2	2	2
	ガ ス 事 業	6	6	6	6	6
	病 院 事 業	20	20	20	20	20
	公 共 下 水 道 事 業	2	2	2	2	5
	特 定 公 共 下 水 道 事 業					
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	1	1	1	1	4
	市 場 事 業	1	1	1	1	1
	観 光 施 設 事 業	2	2	1	1	1
	介 護 サ ー ビ ス 事 業	1	1	1	1	1
	そ の 他 事 業	1				
	計	80	79	78	78	84
公 共 下 水 道 事 業	30	30	30	30	27	
特 定 公 共 下 水 道 事 業	1	1	1	1	1	
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	10	10	10	10	7	
農 業 集 落 排 水 事 業	20	20	20	20	20	
地 域 排 水 処 理 事 業	2	2	2	2	2	
電 気 事 業				1	1	
市 場 事 業	6	6	6	6	6	
と 畜 場 事 業	2	2	2	2	2	
観 光 施 設 事 業	3	3	3	3	3	
宅 地 造 成 事 業	8	8	7	5	5	
駐 車 場 事 業	6	6	6	11	11	
介 護 サ ー ビ ス 事 業	17	17	17	16	16	
計	105	105	104	107	101	
合 計	185	184	182	185	185	

注 事業数には、各年度末3月31日付けで減少した事業数も含めた。

27年度 (28. 3. 31)	28年度 (29. 3. 31)	29年度 (30. 3. 31)	30年度 (31. 3. 31)	元年度 (2. 3. 31)	左の年度の経営主体別内訳		
					市	町村	組合
44	44	44	44	40	24	7	9
2	2	2	2	2	2		
6	6	6	6	6	3	3	
20	19	20	20	21	13	4	4
6	6	7	10	15	14	1	
				1	1		
4	4	4	4	4	3	1	
1	1	1	1	1	1		
1	1	1	1	1	1		
1	1	1	1	1		1	
85	84	86	89	92	62	17	13
27	28	27	24	19	15	3	1
1	1	1	1				
7	7	7	7	7	4	3	
20	20	20	20	20	12	8	
2	2	2	2	2		2	
1	1	1	1	1	1		
6	6	6	5	5	5		
2	2	2	2	2		2	
3	3	3	3	3	2	1	
5	5	5	5	5	5		
11	11	11	11	11	11		
16	15	15	14	13	8	3	2
101	101	100	95	88	63	22	3
186	185	186	184	180	125	39	16

イ 令和元年度地方公営企業決算の状況(千葉市含む)

(ア)法適用事業

事業名		項目	上水道 (簡易水道含)	ガス	病院	下水道			下水道計
						公共	特定公共	特定環境	
収	経常収益		83,134,898	9,191,978	106,054,807	103,411,035	58,163	1,179,115	104,648,313
	うち	料金収入	64,001,831	8,094,010	84,137,458	51,287,066	32,808	293,958	51,613,832
		他会計繰入金	5,347,611	4,910	14,339,222	22,010,685	5,352	756,859	22,772,896
益	経常費用		75,420,565	8,799,341	108,414,802	98,772,502	58,163	1,215,730	100,046,395
	うち	職員給与費	5,806,550	903,480	50,133,677	2,981,635	6,011	2,548	2,990,194
		支払利息	2,481,503	12,601	1,415,352	9,498,176		345,518	9,843,694
減価償却費		25,365,670	1,418,153	7,585,658	56,206,129	24,827	742,265	56,973,221	
的	経常利益		8,069,947	397,203	806,261	4,680,078		43,132	4,723,210
	経常損失		355,614	4,566	3,166,256	41,545		79,747	121,292
	経常損益		7,714,333	392,637	△ 2,359,995	4,638,533		△ 36,615	4,601,918
収	特別利益		59,149	565	917,145	283,699			283,699
	特別損失		181,505	1,675	2,505,455	529,318			529,318
	特別損益		△ 122,356	△ 1,110	△ 1,588,310	△ 245,619			△ 245,619
支	純利益		7,934,185	395,528	526,464	4,434,459		43,132	4,477,591
	純損失		342,208	4,001	4,474,769	41,545		79,747	121,292
	純損益		7,591,977	391,527	△ 3,948,305	4,392,914		△ 36,615	4,356,299
資本的収支	資本的収入		11,879,947	465,624	11,562,806	52,177,799		699,520	52,877,319
	うち	企業債	6,394,600	117,700	4,546,900	29,565,829		608,471	30,174,300
		他会計繰入金	2,059,664		6,560,269	8,720,676		68,271	8,788,947
	資本的支出		42,717,772	1,772,180	16,554,936	82,872,250		1,345,203	84,217,453
うち	建設改良費	30,076,295	1,644,544	7,094,606	40,784,960		111,290	40,896,250	
	企業債償還金	10,657,949	127,636	9,336,160	41,955,074		1,233,913	43,188,987	
累積欠損金			39,234		40,213,988	185,620		73,988	259,608
不良債務					1,281,648	212,893			212,893
他会計繰入金計			7,407,275	4,910	20,899,491	30,731,361	5,352	825,130	31,561,843
同上経常収益割合			8.9%	0.1%	19.7%	29.7%	9.2%	70.0%	108.9%
企業債現在高			139,509,852	1,014,584	99,301,815	550,101,784		20,350,391	570,452,175
経常収支比率 外 ※ 参照			110.2	104.5	97.8	104.7	100.0	97.0	301.7
職員数	損益勘定所属職員		707	102	5,869	332	4	2	338
	資本勘定所属職員		147	10	1	237		2	239
	計		854	112	5,870	569	4	4	577
事業数	全事業数		42	6	21	15	1	4	20
	(事業数・前年度増減)		△ 4		1	5	1		6
	建設中								
	経常利益		36	4	13	14	1	2	17
	経常損失		6	2	8	1		2	3
	累積欠損金		2		15	1		1	2
不良債務					1	1			1

※ 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

(単位:千円)

市場	観光		観光計	介護	合計
	休養宿泊	その他			
732,715		865	865	188,348	303,951,924
447,190		865	865	169,935	208,465,121
110,000				6,923	42,581,562
721,539		2,414	2,414	260,649	293,665,705
139,718				192,304	60,165,923
12,133					13,765,283
215,581		885	885	17,786	91,576,954
11,176					14,007,797
		1,549	1,549	72,301	3,721,578
11,176		△ 1,549	△ 1,549	△ 72,301	10,286,219
					1,260,558
1,539					3,219,492
△ 1,539					△ 1,958,934
9,637					13,343,405
		1,549	1,549	72,301	5,016,120
9,637		△ 1,549	△ 1,549	△ 72,301	8,327,285
121,986					76,907,682
					41,233,500
102,900					17,511,780
283,557				3,182	145,549,080
138,260				2,382	79,852,337
145,297					63,456,029
		21,620	21,620	178,128	40,712,578
					1,494,541
212,900				6,923	60,093,342
29.1%				3.7%	19.8%
1,059,839					811,338,265
101.5		35.8	35.8	72.3	103.5
17				25	7,058
					397
17				25	7,455
1		1	1	1	92
					3
1					71
		1	1	1	21
		1	1	1	21
					2

(イ)法非適用事業

		下水道					下水道計	電気
		公共	特定公共	特定環境	農業集落排水	地域排水		
収 益 的 収 支	総 収 益	19,203,073		375,174	2,296,622	41,895	21,916,764	240,345
	うち 料 金 収 入	11,818,174		152,193	582,217	30,122	12,582,706	240,276
		他会計繰入金	7,135,455		207,286	1,646,776	11,756	9,001,273
的 収 支	総 費 用	11,951,894		193,370	1,546,588	41,877	13,733,729	125,898
	うち 職 員 給 与 費	1,119,410		14,269	160,108	931	1,294,718	
		支 払 利 息	2,107,909		52,049	375,110	6,545	2,541,613
支	収 支 差 引 (A)	7,251,179		181,804	750,034	18	8,183,035	114,447
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	13,169,409		191,944	987,179	46,277	14,394,809	
	うち 地 方 債	6,134,790		53,400	168,200	6,400	6,362,790	
		他会計繰入金	3,054,196		86,688	799,037	24,019	3,963,940
	資 本 的 支 出	19,993,689		355,642	1,712,527	46,569	22,108,427	87,933
	うち 建 設 改 良 費	8,898,358		78,235	96,667	31,637	9,104,897	
		地方債償還金	11,073,762		268,388	1,609,730	14,932	12,966,812
支	収 支 差 引 (B)	△ 6,824,280		△ 163,698	△ 725,348	△ 292	△ 7,713,618	△ 87,933
収 支 再 差 引 (C) = (A) + (B)		426,899		18,106	24,686	△ 274	469,417	26,514
収 益 的 収 支 比 率 欄 外 ※ 1 参 照		83.4		81.2	72.8	73.7	311.2	112.4
積 立 金 (D)		156,097			100		156,197	30,069
前年度からの繰越金(E)		1,558,933		2,858	69,500	633	1,631,924	19,038
前年度繰上充用金(F)								
収 益 的 支 出 に 充 て た 地 方 債 (G)		80,753		277	11,600		92,630	
収 益 的 支 出 に 充 て た 他 会 計 借 入 金 (H)								
形 式 収 支 (I) 欄 外 ※ 2 参 照		1,910,488		21,241	105,686	359	2,037,774	15,483
翌年度繰越財源(J)		63,763		7,514	5,850		77,127	
実 質 収 支 (K) = (I) - (J)		1,846,725		13,727	99,836	359	1,960,647	15,483
職 員 数	損益勘定所属職員	149		3	25		177	
	資本勘定所属職員	67		5	2	2	76	
	計	216		8	27	2	253	
事 業 数		19		7	20	2	48	1
うち 建 設 中								
事業数・前年度増減		△ 5	△ 1				△ 6	
実質収支黒字団体		18		2	18	2	40	1
実質収支赤字団体		1		1			2	
実質収支0の団体				4	2		6	

※1 収益的収支比率=総収益÷(総費用+地方債償還金)×100

※2 形式収支(I)=(C)-(D)+(E)-(F)+(G)+(H)

(単位:千円)

市場	と畜	観光		観光計	宅地造成 (その他)	駐車場	介護サービス	合計
		休養宿泊	その他					
2,099,636	268,613	5,307	908,214	913,521	751,271	609,230	1,720,890	28,520,270
973,177	265,035		277,281	277,281	133,183	424,958	1,397,369	16,293,985
695,591	280		570,833	570,833	16,735	31,497	273,231	10,589,440
1,492,583	262,172	5,285	908,214	913,499	320,286	342,951	1,720,115	18,911,233
350,482	59,894		352,363	352,363	44,364	4,827	395,227	2,501,875
17,982	483		11,330	11,330	19,038	1,192	54,084	2,649,238
607,053	6,441	22		22	430,985	266,279	775	9,609,037
2,138,605	19,008		505,575	505,575	2,516,873	38,170	781,383	20,394,423
1,783,000			389,000	389,000	936,700		246,800	9,718,290
140,354			116,575	116,575	1,578,032	38,170	528,710	6,365,781
2,371,545	23,563		490,331	490,331	3,090,443	231,723	789,448	29,193,413
2,185,954	2,178		389,641	389,641	804,694		260,453	12,747,817
185,591	11,385		100,690	100,690	2,285,749	50,287	528,995	16,217,442
△ 232,940	△ 4,555		15,244	15,244	△ 573,570	△ 193,553	△ 8,065	△ 8,798,990
374,113	1,886	22	15,244	15,266	△ 142,585	72,726	△ 7,290	810,047
125.1	98.2	100.4	90.0	90.1	28.8	154.9	76.5	81.2
	5,053						16,033	207,352
186,790	59,766	159		159	237,475	91,451	103,461	2,330,064
								92,630
560,903	56,599	181	15,244	15,425	94,890	164,177	80,138	3,025,389
420,299			15,244	15,244	75,762			588,432
140,604	56,599	181		181	19,128	164,177	80,138	2,436,957
40	9		39	39	6	1	50	322
1					9			86
41	9		39	39	15	1	50	408
5	2	1	2	3	5	11	13	88
							△ 1	△ 7
3	2	1		1	2	3	4	56
								2
2			2	2	3	8	9	30

ウ 市町村別地方公営企業の状況（令和3年1月1日現在）

区分 団体名	事業名	法適 法非 の別	管理者 の設置 状況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
千葉県市	水道	全適	非設置	中央区千葉港1-1	043-245-5658	S36.3.13	S49.12.28
	病院	全適	設置	中央区千葉港2-1(経営企画課)	043-245-5744	H23.4.1	H23.4.1
	病院	全適	設置	中央区青葉町1273-2(千葉市立青葉病院)	043-227-1131	H11.1.26	H23.4.1
	病院	全適	設置	美浜区磯辺3-31-1(千葉市立海浜病院)	043-277-7711	S59.9.21	H23.4.1
	公共下水道	財適	—	中央区千葉港1-1	043-245-5404	S11.4.1	H4.4.1
	特定環境保 全 公共下水	財適	—	中央区千葉港1-1	043-245-5404	H8.2.21	H8.4.1
	市場	非	—	美浜区高浜2-2-1	043-248-3200	S36.7.22	-
	宅地造成	非	—	中央区千葉港1-1	043-245-5325	S17.9.2	-
	駐車場	非	—	中央区千葉港1-1(千葉市栄町立体駐車場)	043-245-5148	S58.5.6	-
	観光施設	非	—	若葉区源町280(千葉市動物公園)	043-252-1111	S60.4.28	-
	農業集落排水	非	—	中央区千葉港1-1	043-245-5762	S63.4.7	-
銚子市	水道	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8811	S12.3.25	S27.10.1
	病院	財適	—	若宮町1-1	0479-24-8070	S25.1.4	H21.4.1
	その他 (コミュニティ・プラント)	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8825	S60.4.1	R2.4.1
	公共下水道	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8825	S47.11.8	R2.4.1
	特定環境保 全 公共下水	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8825	H9.11.12	R2.4.1
市川市	公共下水道	財適	—	市川南2-9-12	047-334-1111	S36.11.16	H30.4.1
船橋市	病院	全適	設置	金杉1-21-1	047-438-3321	S58.8.5	H21.4.1
	市場	財適	—	市場1-8-1(船橋市地方卸売市場)	047-424-1151	S44.5.23	S45.4.1
	公共下水道	財適	—	湊町2-10-25	047-436-2648	S35.3.31	H30.4.1
	宅地造成	非	—	湊町2-10-25	047-436-2532	S63.3.18	-
	駐車場	非	—	湊町2-10-25(船橋市本町駐車場)	047-436-2054	H5.2.24	-
	駐車場	非	—	湊町2-10-25(船橋駅南口地下駐車場)	047-436-2532	H15.4.14	-
	介護サービス	非	—	湊町2-10-25(指定訪問看護ステーション)	047-436-2335	H27.4.1	-
	介護サービス	非	—	湊町2-10-25(指定介護老人福祉施設)	047-436-3353	H14.6.1	-
	介護サービス	非	—	湊町2-10-25(老人短期入所施設)	047-436-3353	H14.6.1	-
	介護サービス	非	—	湊町2-10-25(老人デイサービスセンター)	047-436-3353	H6.10.1	-
	館山市	公共下水道	財適	—	湊465-1	0470-22-3661	H4.3.10
木更津市	公共下水道	財適	—	潮浜1-19-1	0438-36-2700	S48.10.23	R2.4.1
	市場	非	—	新田3-3-12	0438-23-3621	S44.11.17	-
	駐車場	非	—	朝日3-10-19	0438-23-8468	H4.6.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法 法 適 非 適 別	管 理 者 の 設 置 状 況	所 在 地	電 話 番 号	事 業 開 始 年 月 日	法 適 用 日 年 月 日
松戸市	水道	全適	設置	二ツ木2003-1	047-341-0430	S34.10.1	S43.4.1
	病院	全適	設置	千駄堀993番地の1(松戸市立総合医療センター)	047-712-2511	S25.11.25	S43.4.1
	病院	全適	設置	高塚新田123-13 (松戸市立福祉医療センター東松戸病院)	047-391-5500	H5.10.1	H5.10.1
	公共下水道	財適	—	根本387-5	047-366-1111	S31.5.31	H30.4.1
	市場	非	—	松戸新田30(松戸市公設地方卸売市場南部市場)	047-362-5809	S47.5.1	-
	宅地造成	非	—	竹ヶ花136番地の2	047-366-7375	R1.8.16	-
	駐車場	非	—	本町24-3	047-367-5553	S60.12.12	-
野田市	水道	全適	設置	中根324	04-7124-5145	S47.3.31	S47.4.1
	公共下水道	財適	—	鶴奉7-1	04-7125-1111	S48.10.15	R2.4.1
	宅地造成	非	—	東宝珠花237-1	04-7198-1115	H3.3.1	-
	介護サービス	非	—	鶴奉264(指定介護老人福祉施設)	04-7122-1464	H17.1.1	-
	介護サービス	非	—	岩名2-12-1(老人デイサービスセンター)	04-7129-0137	H22.4.1	-
茂原市	公共下水道	財適	—	道表1	0475-20-1549	S40.10.12	H31.4.1
	農業集落排水	非	—	道表1	0475-20-1526	H4.9.8	-
	駐車場	非	—	道表1	0475-20-1546	H4.5.1	-
成田市	水道	全適	非設置	山口293-1	0476-22-0269	S7.2.9	S42.4.1
	簡易水道	財適	—	山口293-1	0476-22-0269	H13.3.28	H13.4.1
	公共下水道	財適	—	花崎町760	0476-20-1553	S45.2.1	H31.4.1
	農業集落排水	非	—	花崎町760	0476-20-1542	H7.6.30	-
	市場	非	—	飯仲42-2	0476-23-0021	S46.12.13	-
	駐車場	非	—	花崎町760(買物駐車場)	0476-20-1622	S56.2.1	-
	駐車場	非	—	花崎町760(東和田駐車場)	0476-20-1540	S50.12.31	-
佐倉市	水道	全適	設置	海隣寺町97	043-485-1191	S31.7.23	S42.4.1
	公共下水道	全適	設置	海隣寺町97	043-485-1191	S41.11.1	H26.4.1
	特定環境保 全 公 共 下 水 道	全適	設置	海隣寺町97	043-485-1191	S62.12.21	H26.4.1
	農業集落排水	非	—	海隣寺町97	043-484-6141	H1.4.1	-
東金市	ガス	全適	非設置	東上宿26-4	0475-52-2408	S32.4.1	S34.4.1
	公共下水道	財適	—	家徳256-1	0475-50-1160	S50.3.31	R2.4.1
	農業集落排水	財適	—	家徳256-1	0475-50-1160	H7.4.15	R2.4.1
旭市	水道	全適	非設置	ニの2791	0479-63-9180	S54.3.27	H17.7.1
	公共下水道	全適	非設置	ニの5911-1	0479-62-5357	H6.2.15	R2.4.1
	農業集落排水	全適	非設置	ニの5911-1	0479-62-5357	H8.4.1	R2.4.1
習志野市	水道	全適	設置	藤崎1-1-13	047-475-3321	S24.7.1	S34.4.1
	ガス	全適	設置	藤崎1-1-13	047-475-3321	S32.9.27	S33.6.1
	公共下水道	全適	設置	藤崎1-1-13	047-475-3321	S40.12.30	H31.4.1
	介護サービス	非	—	鷺沼3-6-44(老人短期入所施設)	047-451-1151	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	鷺沼3-6-44(老人デイサービスセンター)	047-451-1151	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	屋敷4-6-6(老人デイサービスセンター)	047-451-1151	H12.4.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法適 法非 の適 別	管理者 の設置 状況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
柏市	水道	全適	設置	千代田1-2-32	04-7166-3181	S29.5.20	S42.4.1
	病院	財適	—	布施1-3(柏市立柏病院)	04-7134-2000	H4.7.1	H5.4.1
	公共下水道	財適	—	柏255	04-7167-1409	S35.11.29	H26.4.1
	特定環境保 全公共下水 道	財適	—	柏255	04-7167-1409	H3.4.1	H26.4.1
	市場	非	—	若柴69-1	04-7131-2620	S44.4.1	-
	駐車場	非	—	中央町1-1	04-7166-6377	H11.3.1	-
	介護サービス	非	—	布施1-3(介護老人保健施設はみんぐ)	04-7134-0660	H12.4.1	-
勝浦市	水道	全適	非設置	沢倉515-2	0470-73-6620	S10.4.24	S39.4.1
市原市	水道	全適	設置	国分寺台中央1-1-1	0436-23-9859	S27.10.5	S43.4.1
	公共下水道	財適	—	松ヶ島西1-4	0436-23-9042	S44.11.26	H31.4.1
	特定公共下水 道	財適	—	松ヶ島西1-4	0436-23-9042	S44.11.26	H31.4.1
	農業集落排水	非	—	安須980	0436-36-5661	H10.9.11	-
	駐車場	非	—	五井中央西2-6	0436-25-5799	H9.5.1	-
流山市	水道	全適	設置	おおたかの森西一丁目19番地	04-7159-5315	S37.1.29	S43.4.1
	公共下水道	全適	設置	おおたかの森西一丁目19番地	04-7159-5315	S48.12.28	H27.4.1
	宅地造成	非	—	平和台1-1-1	04-7157-6100	H11.3.1	-
八千代市	水道	全適	設置	萱田町596-5	047-483-6572	S40.3.26	S43.4.1
	公共下水道	全適	設置	萱田町596-5	047-483-6572	S42.3.1	H20.4.1
我孫子市	水道	全適	設置	我孫子1684番地	04-7184-0111	S41.3.3	S43.4.1
	公共下水道	財適	—	我孫子1858番地	04-7185-1111	S42.8.23	R2.4.1
	特定環境保 全公共下水 道	財適	—	我孫子1858番地	04-7185-1111	S62.4.1	R2.4.1
鴨川市	水道	全適	非設置	横渚1342-2	04-7093-1000	S35.12.28	H17.2.11
	病院	財適	—	宮山233	04-7097-1221	S23.12.19	S42.4.1
鎌ヶ谷市	公共下水道	財適	—	新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1474	S49.7.23	R2.4.1
君津市	駐車場	非	—	久保2-13-1	0439-56-1345	S53.4.10	-
	農業集落排水	非	—	久保2-13-1	0439-56-1324	H10.7.21	-
富津市	観光施設	財適	—	下飯野2443(温泉供給事業)	0439-80-1291	S46.8.24	S46.8.24
浦安市	公共下水道	財適	—	猫実1-1-1	047-712-6499	S50.9.1	R2.4.1
	介護サービス	非	—	高洲9-3-1(指定介護老人福祉施設)	047-382-2943	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	高洲9-3-1(老人短期入所施設)	047-382-2943	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	高洲9-3-1(老人デイサービスセンター)	047-382-2943	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	猫実1-2-5(老人デイサービスセンター)	047-304-8858	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	猫実4-19-24(老人デイサービスセンター)	047-381-7803	H16.11.1	-
四街道市	水道	全適	非設置	鹿渡無番地	043-421-3683	S34.12.16	S42.4.1
	公共下水道	全適	非設置	鹿渡無番地	043-421-3683	S47.11.21	H29.4.1

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法 法 適 非 適 の 別	管 理 者 の 設 置 状 況	所 在 地	電 話 番 号	事 業 開 始 年 月 日	法 適 用 日 年 月 日
袖ヶ浦市	公共下水道	財適	—	坂戸市場1-1	0438-62-3651	S49.10.23	R2.4.1
	農業集落排水	財適	—	坂戸市場1-1	0438-62-3651	H5.7.8	R2.4.1
	駐車場	非	—	蔵波25-1 他	0438-62-3521	S55.4.1	-
八街市	水道	全適	非設置	榎戸415	043-443-0677	S32.4.17	S42.4.1
	公共下水道	財適	—	八街ほ35-29	043-443-1440	S53.2.17	R2.4.1
印西市	水道	全適	非設置	大森2364-2	0476-42-5111	S52.3.31	S52.4.1
	公共下水道	全適	非設置	大森2364-2	0476-42-5111	S50.1.7	R2.4.1
	特定環境保 全 公 共 下 水 道	全適	非設置	大森2364-2	0476-42-5111	H3.4.1	R2.4.1
白井市	水道	全適	非設置	復1123	047-492-1111	S59.3.30	S59.4.1
	公共下水道	全適	非設置	復1123	047-492-1111	S47.1.29	R2.4.1
	特定環境保 全 公 共 下 水 道	全適	非設置	復1123	047-492-1111	H5.4.1	R2.4.1
富里市	水道	全適	非設置	七栄651-122	0476-93-3340	S48.3.31	S48.4.1
	公共下水道	財適	—	七栄652-1	0476-93-5349	S56.11.19	H31.4.1
南房総市	水道	全適	非設置	千倉町瀬戸2296-6	0470-44-4611	S38.3.30	H18.3.20
	病院	財適	—	平久里中1410-1	0470-58-0301	S23.12.25	S42.4.1
匝瑳市	病院	全適	設置	八日市場イ1304	0479-72-1525	S33.11.1	H24.4.1
香取市	水道	全適	非設置	玉造734-1	0478-55-8383	S27.2.6	H18.3.27
	簡易水道	全適	非設置	玉造734-1	0478-55-8383	S46.5.17	H15.4.1
	病院	全適	設置	香取市南原地新田438-1	0478-82-3161	R1.9.1	R1.9.1
	公共下水道	財適	—	佐原イ3746-1	0478-54-3521	S34.4.1	R2.4.1
	農業集落排水	財適	—	佐原イ3746-1	0478-54-3521	S52.6.28	R2.4.1
	電気	非	—	津宮4992-92(与田浦発電所)	0478-50-1248	H26.3.25	-
	電気	非	—	伊地山748(伊地山発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	電気	非	—	大崎1900(大崎発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	電気	非	—	大戸618-2(大戸発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	電気	非	—	附洲新田1356-1(附洲新田発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	観光施設	非	—	扇島1837-2(水郷佐原あやめパーク)	0478-56-0411	S44.6.1	-
	駐車場	非	—	佐原イ224-1(佐原駅北駐車場)	0478-50-1214	S52.2.1	-
	駐車場	非	—	佐原イ1725-1(町並み観光駐車場)	0478-50-1212	H24.10.1	-
	介護サービス	非	—	大崎214(香取市なのはな苑デイサービスセンター)	0478-59-1212	H9.4.1	-
山武市	水道	全適	非設置	埴谷1884-2	0475-89-3647	H10.3.31	H10.3.31
	農業集落排水	非	—	殿台296	0475-80-1212	H7.4.1	-
いすみ市	水道	全適	非設置	大原7400-1	0470-62-1384	S47.3.31	H17.12.5
大網白里市	ガス	全適	非設置	仏島72	0475-72-1131	S39.9.16	S40.4.1
	病院	財適	—	富田884-1	0475-72-1121	S27.12.1	S43.4.1
	その他 (コミュニティ・プラント)	全適	非設置	四天木556-2	0475-77-6880	H9.6.5	R2.4.1
	公共下水道	全適	非設置	四天木556-2	0475-77-6880	S61.10.24	R2.4.1
	農業集落排水	全適	非設置	四天木556-2	0475-77-6880	H6.9.1	R2.4.1

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法適 法非 の別	管理者 の設 置状 況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
酒々井町	水道	全適	非設置	尾上194-1	043-496-7725	S42.3.31	S43.4.1
	公共下水道	財適	-	尾上194-1	043-496-7725	S48.3.12	H26.4.1
	特定環境保 全 公共下水 水道	財適	-	尾上194-1	043-496-7725	S52.4.1	H26.4.1
栄町	公共下水道	財適	-	安食台1-2	0476-33-7712	S53.3.9	R2.4.1
	特定環境保 全 公共下水 水道	財適	-	安食台1-2	0476-33-7712	H4.4.1	R2.4.1
神崎町	水道	全適	非設置	古原甲718-4	0478-72-3322	H4.10.1	H4.10.1
多古町	水道	全適	非設置	多古584	0479-76-5406	S57.4.1	S57.4.1
	病院	財適	-	多古388-1	0479-76-2211	S39.12.1	S42.4.1
	農業集落排水	非	-	多古584	0479-76-5406	H6.6.23	-
東庄町	水道	全適	非設置	笹川い4713-131	0478-86-6077	S46.3.31	S46.4.1
	病院	財適	-	石出2692-15	0478-86-1177	S23.4.1	S42.4.1
	と畜場	非	-	笹川い4714-171	0478-86-0124	S28.8.1	-
	介護サービス	非	-	石出2692-4(老人デイサービスセンター)	0478-80-3300	H12.4.1	-
	介護サービス	非	-	石出2692-4(指定訪問看護ステーション)	0478-80-3300	H12.4.1	-
九十九里町	ガス	全適	非設置	片貝3313-2	0475-76-6176	S40.10.1	S41.4.1
	農業集落排水	非	-	片貝4099	0475-70-3174	H5.4.1	-
芝山町	公共下水道	非	-	小池992	0479-77-3924	H27.4.1	-
	特定環境保 全 公共下水 水道	非	-	小池992	0479-77-3924	H10.10.22	-
	農業集落排水	非	-	小池992	0479-77-3924	H9.4.1	-
横芝光町	病院	財適	-	宮川12100(東陽病院)	0479-84-1335	S26.8.28	S41.12.1
	農業集落排水	非	-	宮川11902	0479-84-1215	H9.4.1	-
	と畜場	非	-	芝崎1390(東陽食肉センター)	0479-85-1241	M43.5.20	-
一宮町	農業集落排水	非	-	一宮2457	0475-42-1428	S60.7.10	-
睦沢町	農業集落排水	非	-	下之郷1650-1	0475-44-2507	H10.12.29	-
	特定地域生 活 排水処 理	非	-	下之郷1650-1	0475-44-2507	H14.6.18	-
長生村	公共下水道	非	-	本郷1-77	0475-32-2494	H25.2.5	-
	特定環境保 全 公共下水 水道	非	-	本郷1-77	0475-32-2494	H5.6.21	-
白子町	ガス	全適	非設置	五井419-1	0475-33-3530	S36.8.27	S39.4.1
	観光施設	非	-	古所3291-3(白子荘)	0475-33-2117	S40.8.5	-
長柄町	農業集落排水	非	-	桜谷712	0475-35-2114	H5.10.15	-
	特定地域生 活 排水処 理	非	-	桜谷712	0475-35-2114	H16.5.14	-
長南町	ガス	全適	非設置	長南2110	0475-46-3401	S50.7.1	S50.7.1
	農業集落排水	非	-	長南2110	0475-46-3397	H5.10.18	-
大多喜町	水道	全適	非設置	大多喜93	0470-82-2067	S30.8.30	S43.4.1
	介護サービス	財適	-	新丁173-2(指定介護老人福祉施設)	0470-82-2901	H12.4.1	H22.4.1
	介護サービス	財適	-	新丁173-2(老人短期入所施設)	0470-82-2901	H12.4.1	H22.4.1
御宿町	水道	全適	非設置	須賀1522	0470-68-6693	S48.3.31	S48.4.1
鯉南町	水道	全適	非設置	下佐久間3458	0470-55-3569	S36.3.20	S41.4.1
	病院	財適	-	保田359	0470-55-2125	S40.4.1	S42.12.1
	介護サービス	非	-	保田560(老人デイサービスセンター)	0470-50-1171	H12.4.1	-
	介護サービス	非	-	保田560(指定訪問看護ステーション)	0470-50-1173	H12.4.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法 法 適 非 適 の 別	管理 者 の 設 置 状 況	所 在 地	電 話 番 号	事 業 開 始 年 月 日	法 適 用 年 月 日
三 芳 水 道 企 業 団	水 道	全適	設置	館山市北条1145-1(館山市役所内)	0470-22-3729	S40.3.31	S43.4.1
九十九里地域水道企業団	水 道	全適	設置	東金市東金769-2	0475-54-0631	S47.3.31	S46.12.1
長 門 川 水 道 企 業 団	水 道	全適	設置	印旛郡栄町安食台1-2	0476-33-7718	S35.7.13	S46.4.1
東 総 広 域 水 道 企 業 団	水 道	全適	設置	香取郡東庄町笹川ろ1	0478-86-3821	S48.3.31	S48.4.1
八 匝 水 道 企 業 団	水 道	全適	設置	匝瑳市生尾10	0479-73-3171	S49.3.30	S49.3.28
山武郡市広域水道企業団	水 道	全適	設置	東金市家徳361-8	0475-55-7851	S49.4.1	S49.3.31
長生郡市広域市町村圏組合	水 道	全適	非設置	茂原市高師395-2	0475-23-9481	S49.3.30	S49.4.1
	病 院	全適	設置	茂原市本納2777(公立長生病院)	0475-34-2121	S63.4.1	H23.4.1
印旛郡市広域市町村圏事務組	水 道	全適	非設置	佐倉市宮小路町12	043-486-5111	S56.3.31	S56.4.1
南房総広域水道企業団	水 道	全適	設置	夷隅郡大多喜町小谷松500	0470-82-5651	H3.3.14	H2.8.1
かずさ水道広域連合企業団	水 道	全適	非設置	木更津市潮見2-8	0438-38-3276	H31.4.1	H31.4.1
北千葉広域水道企業団	水 道	全適	設置	松戸市七右衛門新田540-5	047-345-3211	S48.3.31	S48.3.31
国保国吉病院組合	病 院	財適	—	いすみ市荻谷1177	0470-86-2311	S24.1.20	S42.4.1
君津中央病院企業団	病 院	全適	設置	木更津市桜井1010(本院)	0438-36-1071	S39.4.1	H18.4.1
	病 院	全適	設置	富津市千種新田710(大佐和分院)	0439-65-1251	S39.4.1	H18.4.1
君津富津広域下水道組合	公 共 下 水 道	財適	—	君津市久保2-13-1(君津市役所内)	0439-56-1255	S48.8.1	R2.4.1
四 市 複 合 事 務 組 合	介 護 サ ー ビ ス	非	—	船橋市三山2-3-2(指定介護老人福祉施設)	047-476-2885	H12.4.1	-
	介 護 サ ー ビ ス	非	—	船橋市三山2-3-2(老人短期入所施設)	047-476-2885	H12.4.1	-
	介 護 サ ー ビ ス	非	—	船橋市三山2-3-2(老人デイサービスセンター)	047-493-2208	H16.4.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

エ 令和元年度決算に基づく特別会計の資金不足比率の状況

※なお、資金不足比率が、経営健全化基準の20%以上となる公営企業会計はない。

(単位：%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
千葉市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	地方卸売市場事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	動物公園事業特別会計	-
銚子市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
市川市	下水道事業会計	-
船橋市	病院事業会計	-
	地方卸売市場事業会計	-
	船橋駅南口市街地再開発事業特別会計	-
	下水道事業会計	-
館山市	下水道事業特別会計	-
木更津市	公設地方卸売市場特別会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
松戸市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	公設地方卸売市場事業特別会計	-
	下水道事業会計	-
野田市	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
茂原市	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業会計	-
成田市	水道事業会計	-
	簡易水道事業会計	-
	公設地方卸売市場特別会計	-
	下水道事業会計	-
佐倉市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	東金市ガス事業会計	-
東金市	東金市下水道事業特別会計	-
	東金市農業集落排水事業特別会計	-
	旭市水道事業会計	-
旭市	旭市下水道事業特別会計	-
	旭市農業集落排水事業特別会計	-
	水道事業会計	-
習志野市	ガス事業会計	-
	下水道事業会計	-
柏市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	-
勝浦市	水道事業会計	-

(単位：%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
市原市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
流山市	流山市水道事業会計	-
	流山市下水道事業会計	-
	流山市土地区画整理事業特別会計	-
八千代市	水道事業会計	-
	公共下水道事業会計	-
我孫子市	我孫子市水道事業会計	-
	我孫子市公共下水道事業特別会計	-
鴨川市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
鎌ヶ谷市	公共下水道事業特別会計	-
君津市	農業集落排水事業特別会計	-
富津市	温泉供給事業特別会計	-
浦安市	浦安市公共下水道事業特別会計	-
四街道市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市公共下水道事業特別会計	-
	袖ヶ浦市農業集落排水事業特別会計	-
八街市	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
印西市	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	1.4
白井市	白井市水道事業会計	-
	白井市下水道事業特別会計	-
富里市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
南房総市	水道事業会計	-
匝瑳市	病院事業会計	-
香取市	香取市水道事業会計	-
	香取市簡易水道事業会計	-
	香取市病院事業会計	-
	香取市太陽光発電事業特別会計	-
	香取市下水道事業特別会計	-
	香取市農業集落排水事業特別会計	-
山武市	香取市観光事業特別会計	-
	山武市水道事業会計	-
	山武市農業集落排水事業特別会計	-
いすみ市	水道事業会計	-
大網白里市	ガス事業会計	-
	病院事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
酒々井町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
栄町	公共下水道事業特別会計	-

(9) 住民参加型市場公募地方債発行状況

年度	発行団体	名 称	発行時期	発行額 (億円)	償還期間 (年)	発行目的
14	流山市	愛郷債 (あいきょうさい)	平成15年3月25日	2.0	5	市道整備事業
15	千葉市	ちば市民債	平成15年9月30日	30.0	5	公園整備事業
	君津市	きみつ市民債	平成15年11月25日	3.0	5	コミュニティセンター建設、し尿処理施設改造 小中学校大規模改造
	習志野市	はばたき債	平成16年3月30日	3.0	5	保育所保育室増設、児童会建設 廃棄物運搬車購入ほか
16	流山市	愛郷債 (あいきょうさい)	平成16年5月25日	2.5	5	土地区画整理事業、県道整備事業 中学校大規模改造事業
	千葉市	ちば市民債	平成16年9月30日	50.0	5	公園整備事業
	習志野市	はばたき債	平成16年11月25日	3.0	5	バリアフリー化事業、子ども園施設整備事業 中学校大規模改造事業ほか
	我孫子市	オオバンあびこ市民債	平成16年11月25日	2.0	5	古利根沼用地取得事業
	君津市	きみつ市民債	平成16年11月25日	3.0	5	中学校大規模改造事業、し尿処理施設改造事業 まちづくり総合支援事業
17	千葉市	ちば市民債	平成17年10月31日	50.0	5	公園整備、看護師養成施設整備 余熱利用施設整備ほか
	君津市	きみつ市民債	平成17年11月25日	3.0	5	(仮称) 君津中央公園整備事業 市道君津駅前線道路改良事業 (仮称) 周西公民館建設事業
	習志野市	はばたき債	平成18年2月28日	3.0	5	津田沼小学校外部改修事業 JR津田沼駅前広場バリアフリー化事業ほか
	浦安市	浦安子ども健やか債	平成18年3月30日	3.0	5	明海南小学校地区児童育成クラブ施設建設 各小学校トイレ改修・エレベーター整備ほか
	市川市	市川市民まちづくり債	平成18年3月31日	5.0	5	義務教育施設整備事業、消防施設整備事業 東山魁夷記念館建設事業
18	鎌ケ谷市	鎌ケ谷市こども安全市民債	平成18年5月30日	2.0	5	義務教育施設整備事業 臨時地方道整備事業
	浦安市	浦安子ども健やか債	平成18年10月30日	3.0	5	明海少年サッカー場用地取得事業 各小学校地区児童育成クラブ施設建設・トイレ 改修・エレベーター整備
	我孫子市	オオバンあびこ市民債	平成18年11月27日	1.0	5	第三小学校・白山中学校耐震補強事業
	千葉市	ちば市民債	平成18年11月28日	50.0	5	公園整備事業ほか
	習志野市	はばたき債	平成18年11月30日	3.0	5	JR津田沼駅バリアフリー化整備助成事業 小学校大規模改造事業ほか
	市川市	市川市民まちづくり債	平成19年3月30日	5.0	5	小・中学校施設等整備事業、消防車両整備事業 排水施設等整備事業
19	浦安市	浦安子ども健やか債	平成19年10月30日	3.0	5	(仮称) 高洲地区公民館施設用地取得事業 明海少年サッカー場整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成19年11月28日	50.0	5	公園整備事業、高等学校改築事業 スポーツ施設整備事業
	船橋市	船橋みらい債	平成19年11月30日	5.0	5	船橋市立リハビリテーション病院建設事業
	木更津市	元気なきさらづ債	平成19年12月3日	3.0	5	小学校大規模改造事業
	習志野市	はばたき債	平成19年12月17日	3.0	5	第二中学校施設整備 (校舎) ほか
	市川市	市川市民まちづくり債	平成20年3月31日	5.0	5	国府台市民体育館耐震補強事業 学校教育施設等整備 消防ポンプ自動車等整備事業、石綿対策事業

年度	発行団体	名 称	発行時期	発行額 (億円)	償還期間 (年)	発行目的
20	浦安市	浦安子ども健やか債	平成20年10月30日	3.0	5	保育園増設整備及び増設用地取得事業 小学校校舎増築事業 各中学校普通教室エアコン整備事業
	習志野市	はばたき債	平成20年10月31日	4.5	5	小中学校大規模改造事業 第一中学校給食室新築事業 放課後児童会施設整備事業
	船橋市	船橋みらい債	平成20年11月28日	5.0	5	小中学校耐震補強事業、放課後ルーム整備事業 都市緑地整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成20年12月24日	30.0	5	蘇我スポーツ公園整備事業
	市川市	市川市民まちづくり債	平成21年3月31日	5.0	5	小学校の耐震補強、知的障害者施設整備 排水施設整備及び消防車両整備
21	習志野市	はばたき債	平成21年10月30日	4.5	5	小・中学校大規模改造事業、道路改良 J R 津田沼駅周辺地区整備
	浦安市	浦安子ども健やか債	平成21年10月30日	3.0	5	各小学校普通教室エアコン整備事業
	船橋市	船橋みらい債	平成21年11月27日	5.0	5	小・中学校整備事業、放課後ルーム整備事業 都市公園整備事業及び消防車両整備
	千葉市	ちば市民債	平成21年11月30日	30.0	5	学校等施設整備
	市川市	市川市民まちづくり債	平成22年3月31日	5.0	5	小学校の耐震補強、排水施設整備事業 消防車両整備
22	習志野市	はばたき債	平成22年10月29日	4.5	5	教育環境や都市基盤の整備など
	千葉市	ちば市民債	平成22年11月30日	30.0	5	消防署整備など
	船橋市	船橋みらい債	平成22年11月30日	5.0	5	小・中学校改修事業、特別支援学校整備事業、 公民館整備事業、放課後ルーム整備事業、都市 公園整備事業、消防車両整備事業
	市川市	市川市民まちづくり債	平成23年3月31日	5.0	5	小・中学校及び市営住宅の耐震補強
23	習志野市	はばたき債	平成23年10月31日	4.5	5	教育環境や都市基盤の整備
	船橋市	船橋みらい債	平成23年11月30日	5.0	5	小・中学校改修事業、公民館整備事業、放課後 ルーム整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成23年12月26日	30.0	5	道路の災害復旧や学校の耐震補強など
	市川市	市川市民まちづくり債	平成24年3月30日	5.0	5	小中学校の耐震補強事業、消防自動車整備事 業、市川北部地区消防庁舎整備事業
	市原市	市原みんな幸福債	平成24年3月30日	3.0	5	総合公園整備事業、義務教育施設耐震対策事 業、消防車両整備事業
24	習志野市	はばたき債	平成24年10月31日	4.5	5	教育環境、都市基盤整備等
	船橋市	船橋みらい債	平成24年11月30日	5.0	5	小学校改修事業、中学校改修事業、公民館整備 事業、児童ホーム改修事業、放課後ルーム整備 事業、保育園整備事業（用地購入）、給水車整 備事業
	千葉市	ちば市民債	平成24年12月26日	30.0	5	小、中学校の施設整備等
	市川市	市川市民まちづくり債	平成25年3月29日	5.0	5	クリーンセンター延命化事業、消防自動車整備 事業、スポーツ施設改修事業等
	市原市	市原みんな幸福債	平成25年3月29日	3.0	5	総合公園整備、義務教育施設耐震対策、消防車 両整備事業等
25	習志野市	はばたき債	平成25年10月31日	4.5	5	公共施設や都市基盤の整備等
	船橋市	船橋みらい債	平成25年11月29日	5.0	5	公民館整備事業、児童ホーム改修事業、放課後 ルーム整備事業、保育園整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成25年12月26日	30.0	5	学校整備等
	市原市	市原みんな幸福債	平成26年3月31日	3.0	5	公園整備事業、義務教育施設・市民会館・消防 庁舎耐震対策事業等

年度	発行団体	名 称	発行時期	発行額 (億円)	償還期間 (年)	発行目的
26	習志野市	はばたき債	平成26年10月31日	4.5	5	小学校トイレ改善事業、小学校大規模改造事業、小学校音楽室空調設備設置事業、高等学校耐震化事業
	船橋市	船橋みらい債	平成26年11月28日	5.0	5	公民館整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成26年12月25日	30.0	5	学校教育施設・消防施設整備等
27	習志野市	はばたき債	平成27年10月30日	4.5	5	新庁舎建設工事費、自治振興施設運営費
	船橋市	船橋みらい債	平成27年11月30日	5.0	5	公民館整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成27年12月25日	30.0	5	学校教育施設・消防施設整備等
28	習志野市	はばたき債	平成28年10月31日	4.5	5	新庁舎建設工事費、自治振興施設運営費
	船橋市	船橋みらい債	平成28年11月30日	5.0	5	保育園整備事業等
29	習志野市	はばたき債	平成29年10月31日	4.5	5	新庁舎建設事業、自治振興施設運営費、谷津小学校校舎改築事業、小学校施設改善整備事業
30	習志野市	はばたき債	平成30年10月31日	4.5	5	(仮称) 大久保こども園整備事業
元	習志野市	はばたき債	令和元年10月31日	4.5	5	公共施設や都市基盤の整備等

(10) 千葉県市町村振興資金貸付実績一覧

ア 一般事業資金

(単位：千円)

事業 \ 年度	30年度 件数・金額	令和元年度 件数・金額
一般事業資金	33件 723,900	31件 614,200
前年比 (%)		84.8

イ 特別事業資金

(単位：千円)

事業 \ 年度	30年度 件数・金額	令和元年度 件数・金額
東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業		
防災施設等整備促進事業	14件 600,000	15件 258,000
市町村合併支援事業	6件 150,400	4件 27,000
公社等保有土地の再取得等事業		
水道総合対策事業		
計	20件 750,400	19件 285,000
前年比 (%)		38.0

5 付 録

(1) 「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災からの復興に資する事業を行う市町村を支援するため、市町村に対して、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象経費)

第2条 交付金の対象は、第4条に規定する事業（以下「復興ソフト事業」という。）に要する経費の財源に充てることを目的として、市町村が行う基金の造成に必要な経費とする。ただし、復興ソフト事業が平成24年度内（平成25年度の交付の決定に係る事業は平成25年度内）に終了する場合は、当該事業（以下「単年度事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 交付金の交付額は、別紙に定めるところによる。

(基金の用途等)

第4条 造成した基金の用途は、市町村が東日本大震災からの復興に向けて新たに行うソフト事業等で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、国庫支出金、建設地方債及び特別交付税で財源措置された事業は除く。

- (1) 生活再建の支援、医療体制・生活相談体制の整備、被災者の心のケア及び防災力の向上など住民生活の安定に関する事業
- (2) 被災地域のコミュニティ機能の維持及び再生など地域コミュニティ再生に関する事業
- (3) 消費者に対する情報提供、観光におけるPR活動及び被災者の就労支援など地域経済の振興並びに雇用維持に関する事業
- (4) 被災地域の伝統芸能の復興支援活動など文化・芸術の復興に関する事業
- (5) その他震災からの復興に資する事業

2 市町村は、復興ソフト事業を実施するに当たり、自らの財源により事業の上積みができるものとする。

(申請)

第5条 市町村長は交付金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定を行い、速やかにその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 基金を造成し、かつ、単年度事業も実施する場合において、交付金充当額を両事業間で流用しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、これ以外の変更については、軽微な変更とし、知事の承認は不要とする。
- (2) 復興ソフト事業を中止又は廃止する（以下「中止等」という。）場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 復興ソフト事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(変更の承認申請)

第8条 市町村長は、前条第1号の規定による承認を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(中止等の承認申請)

第9条 市町村長が第7条第2号の規定による中止等の承認を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村長は、規則第12条の規定より実績報告をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金実績報告書（別記第4号様式）を知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 交付金の確定額は、交付対象経費に係る実支出額の合計額と交付金の交付決定額のいずれか低い額とし、確定後速やかに通知するものとする。

(交付金の請求)

第12条 市町村長が規則第15条の規定により交付金の交付の請求をしようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 規則第16条第2項の規定により、交付金の概算払を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第 14 条 市町村長は、復興ソフト事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項において、知事の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の保管)

第 15 条 市町村長は、復興ソフト事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出の内容を証する書類を整備し、復興ソフト事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 市町村長は、復興ソフト事業により取得し、又は効用の増加した財産については、復興ソフト事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、復興ソフト事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

別紙

交付額の算定方法

24年度：「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の24年度予算額（20億円）に配分割合（ $Z_{1\sim54}$ ）を乗じて得た値を基に知事が定める額

25年度：「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の24年度、25年度予算額の合計（30億円及び基金の利息額）に配分割合（ $Z_{1\sim54}$ ）を乗じて得た値を基に知事が定める額から24年度交付額を控除した額

$$Z_{1\sim54} = \frac{A_{1\sim54} + B_{1\sim54} + C_{1\sim54} + D_{1\sim54} + E_{1\sim54} + F_{1\sim54} + G_{1\sim54} + H_{1\sim54}}{30 \text{ 億}}$$

$$A_{1\sim54} = 2 \text{ 千万}$$

$$B_{1\sim54} = b_{1\sim54} \times 1 \text{ 億} / S_b$$

$$C_{1\sim54} = c_{1\sim54} \times 6 \text{ 億} / S_c$$

$$D_{1\sim54} = d_{1\sim54} \times 6 \text{ 億} / S_d$$

$$E_{1\sim54} = e_{1\sim54} \times 4 \text{ 千万} / S_e$$

$$F_{1\sim54} = f_{1\sim54} \times 1 \text{ 億} / S_f$$

$$G_{1\sim54} = g_{1\sim54} \times 1 \text{ 億} / S_g$$

$$H_{1\sim54} = h_{1\sim54} \times 3 \text{ 億} 8 \text{ 千万} / S_h$$

$b_{1\sim54}$ ：「市町村別の高齢者人口、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数の合計」に $x_{1\sim54}$ を乗じて得た値

S_b ： b_1, b_2, \dots, b_{54} の総和

$c_{1\sim54}$ ：「市町村別の死者・行方不明者数、重傷者数、軽傷者数」に下表の乗数を乗じて得た値の合計に $x_{1\sim54}$ を乗じて得た値

S_c ： c_1, c_2, \dots, c_{54} の総和

	死者・行方不明者数	重傷者数	軽傷者数
乗数	100	50	25

$d_{1\sim54}$ ：「市町村別の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊戸数、床上・床下浸水戸数、仮設住宅入居戸数」に下表の乗数を乗じて得た値の合計に $x_{1\sim54}$ を乗じて得た値

※「半壊→解体」「敷地被害→解体」は、「全壊」に含む。

S_d ： d_1, d_2, \dots, d_{54} の総和

	全壊戸数	大規模半壊戸数	半壊戸数	一部損壊戸数	床上浸水戸数	床下浸水戸数	仮設住宅入居者数
乗数	80	52	32	4	40	4	4

$e_{1\sim54}$ ：「市町村別の津波浸水面積」に $x_{1\sim54}$ を乗じて得た値

S_e ： e_1, e_2, \dots, e_{54} の総和

- $f_{1\sim 54}$: 「市町村別の農地、農業用施設、県営・市町村営漁港施設の被災額」に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値
- S_f : f_1, f_2, \dots, f_{54} の総和
- $g_{1\sim 54}$: 「市町村別の千葉県制度融資 セーフティネット資金（震災復興枠）の保証承諾金額」に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値
- S_g : g_1, g_2, \dots, g_{54} の総和
- $h_{1\sim 54}$: 特定被災地域、特定被災地方公共団体、災害救助法適用団体の指定の有無
※指定があれば1と数え、重複して指定される場合は、更に加算する。
- S_h : h_1, h_2, \dots, h_{54} の総和
- $x_{1\sim 54}$: 財政力指数が1未満の市町村⇒ $1 \div (1 - (1 - \text{財政力指数}) \div 2)$
財政力指数が1以上の市町村⇒ 1
※財政力指数は、当該市町村の過去3年の財政力指数の平均値（小数第4位を四捨五入）

(2) 千葉県市町村振興資金貸付規則

(昭和53年3月28日千葉県規則第13号)

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の振興を図り、地域の秩序ある発展と住民福祉の向上に寄与するため、市町村又は市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する事業について、その資金の一部として千葉県市町村振興資金（以下「資金」という。）を貸し付ける。

(資金の種類等)

第2条 資金の種類、貸付対象市町村等、貸付対象事業及び貸付金額は、別表第1のとおりとする。

(貸付決定に当たっての配慮)

第2条の2 知事は、資金の貸付けの対象とする市町村等の事業の決定に当たっては、事業の緊急性、市町村の財政事情、県の重要施策との関連等について、特に配慮するものとする。

(貸付けの条件)

第3条 資金の貸付けの条件は、別表第2のとおりとする。

(貸付けの条件の特例)

第4条 知事は、貸付けを受けようとする市町村等が災害その他特別の理由により、前条に定める貸付けの条件によることが著しく不相当であると認めるときは、貸付利率を引き下げ、若しくは利息を付さず、又は貸付期間を別に定めるところによることができる。

(経営改善計画)

第5条 別表第1に掲げる水道総合対策事業資金（以下「水道事業資金」という。）の貸付けを受けようとする市町村等は、経営改善計画を策定し、別に知事が定めるところにより知事の承認を受けなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、知事が別に指定する期日までに、千葉県市町村振興資金貸付申請書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第2号様式）その他知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金に係る貸付けの申請については、事業計画書の添付を省略するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、千葉県市町村振興資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、千葉県市町村振興資金貸付決定書（別記第3号様式）により貸付けの決定の通知をするものとする。

(資金の請求)

第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた市町村等が、資金の交付を受けようとするときは、千葉県市町村振興資金請求書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業費及び財源調書（別記第5号様式）
- 二 予算の抜粋
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金に係る交付の請求については、同項第1号に掲げる書類の添付を省略するものとする。

(資金の交付)

第9条 知事は、前条の規定による資金の交付の請求があつたときは、これを審査し、資金を交付するものとする。

2 資金の交付を受けた市町村等は、速やかに借用証書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 第7条の規定により貸付けの決定の通知を受けた市町村等は、貸付けの対象となった事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の事業計画変更承認申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、その旨を市町村等に通知するものとする。

(事業完了報告等及び検査)

第11条 資金の貸付けを受けた市町村等は、当該貸付けに係る事業が完了したときは、当該事業完了後20日以内に、事業完了報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金の貸付けを受けた市町村等は、当該事業年度終了後2月以内に収支状況報告書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項に定めるもののほか、必要と認めるときは、貸付けを受けた市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に検査させるものとする。

(償還の猶予)

第12条 知事は、資金の貸付けを受けた市町村等が災害その他特別の理由により資金の償還をすることが著しく困難な場合で、特に必要と認めるときは、償還期間の到来していない資金の償還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により資金の償還の債務の履行を猶予した場合にあっては、猶予期間中利息を付さないものとする。

(償還の猶予の申請)

第13条 前条の規定により資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする市町村等は、千葉県市町村振興資金償還猶予申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(取消し及び繰上償還)

第14条 知事は、資金の貸付けの決定を受けた市町村等が、貸付けの条件又はこの規則に違反したときは、貸付けの決定を取り消し、又は既に貸し付けた資金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

2 前項に定めるもののほか、資金の貸付けを受けた市町村等が、資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに千葉県市町村振興資金繰上償還申出書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(施設の処分等の禁止)

第15条 市町村等は、貸付けを受けた資金の償還が完了するまでの間は、当該貸付けを受けて実施した事業に係る施設その他の財産を当該貸付けの目的に違反して使用し、貸付けし、処分し又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、空港周辺地域振興資金に係る規定は、昭和53年4月1日から施行する。

(千葉県市町村振興資金貸付規則の廃止)

2 千葉県市町村振興資金貸付規則(昭和44年千葉県規則第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 別表第1の規定にかかわらず千葉県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則(昭和57年千葉県規則第36号)の規定による改正前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定による、昭和52年度分の予算に係る特別地域施設整備資金に限り、貸付金額の欄中「7割」を「5割」とする。

4 この規則の施行の際廃止前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定によりなされた決定その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和53年4月1日千葉県規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月8日千葉県規則第86号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県市町村振興資金貸付規則は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月23日千葉県規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年5月7日千葉県規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月30日千葉県規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月30日千葉県規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年11月18日千葉県規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年5月16日千葉県規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月5日千葉県規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月18日千葉県規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年8月19日千葉県規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月8日千葉県規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日千葉県規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日千葉県規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日千葉県規則第73号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日千葉県規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日千葉県規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日千葉県規則第86号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日千葉県規則第51号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日千葉県規則第84号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年8月20日千葉県規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の千葉縣市町村振興資金貸付規則の規定により貸付けを受けた元気な市町村づくり総合補助金活用事業資金及び市町村合併推進事業資金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日千葉県規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日千葉県規則第27号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 1 項)

資金の種類	貸付対象 市町村等	貸付対象事業	貸付金額	
一般事業資金	市町村等	1 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に該当する事業であって、地域の発展又は住民福祉の向上を図るため知事が必要と認めるもの 2 知事が特に必要と認める事業	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額の 7 割に相当する額（以下「貸付限度額」という。）を限度として予算の範囲内で知事が定める額。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸付限度額を超えて資金を貸し付けることができる。	
特別事業資金	東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業資金	市町村等	地方財政法第 5 条第 5 号に該当する事業であって、平成 32 年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会のキャンプの誘致を行うため知事が特に必要と認めるもの	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額
	防災施設等整備促進事業資金	市町村等	地方財政法第 5 条第 5 号に該当する事業であって、災害に強いまちづくりの推進又は地域防災力の向上を図るため緊急に実施するもののうち、知事が特に必要と認めるもの	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額
市町村合併支援事業資金	平成 22 年 4 月 1 日以後に合併を行う市町村	1 合併の円滑化のため地域活性化事業債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条の規定により作成した合併市町村基本計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業	資金は、貸付限度額を限度として予算の範囲内で知事が定める額。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸付限度額を超えて資金を貸し付けることができる。	
	平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに合併した市町村	1 総務省の定める合併特例事業推進要綱の定めるところにより旧合併特例事業債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条の規定により作成した合併市町村基本計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業		
	平成 17 年 3 月 31 日までに合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併した市町村	1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる同法（以下この表において「旧合併特例法」という。）第 11 条の 2 の規定により当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費の財源に充てるために起こす地方債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、旧合併特例法第 5 条の規定により作成した市町村建設計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業		

<p>公社等保有土地の再取得等事業資金</p>	<p>土地開発公社又は市町村の依頼に基づく土地の取得及び処分を業務とする一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。）（以下「公社等」という。）の経営改善に関する方策を積極的に講じている市町村</p>	<p>1 公社等が市町村の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得した土地（以下「債務保証等対象土地」という。）であって、5年以上保有しているもの（公共用地又は公用地として利用することが明らかであると認められる土地であって、施設整備の基本内容が定まっているものに限る。）を取得する事業 2 公社等が保有する土地のうち市町村が買い取ることなく供用を開始しているものを取得する事業 3 公社等の債務保証等対象土地に係る借入金の返済のため、市町村が無利子の貸付けを行う事業</p>	<p>資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額</p>
<p>水道総合対策事業資金</p>	<p>次のいずれかに該当する事業を実施する市町村等 (1)前年度の給水原価が県営水道事業の給水原価を基礎として知事が別に定める額を超える水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業 (2)水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業</p>	<p>貸付対象市町村等の欄に規定する市町村等が行う同欄の(1)又は(2)の事業であって、その経営上資金不足を生じたもの</p>	<p>1 貸付対象市町村等の欄の(1)の水道事業で、県営水道料金との格差是正のため、資金不足が生ずるものについては、当該水道事業の経営状況及び当該市町村（一部事務組合の場合は、当該構成市町村）の財政力等を勘案の上、当該資金不足額を限度として予算の範囲内で知事が定める額 2 貸付対象市町村等の欄の(2)の水道用水供給事業で資金不足が生ずるものについては、当該水道用水供給事業の経営状況及び当該市町村（一部事務組合の場合は、当該構成市町村）の財政力等を勘案の上、当該資金不足額を限度として予算の範囲内で知事が定める額</p>

備考 資金の額は、1件につき300万円以上とし、10万円未満の端数は付さないものとする。

別表第2（第3条）

資金の種類	貸付利率	貸付期間	据置期間	償還方法	償還期日	違約金
<p>東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業資金、防災施設等整備促進事業資金及び市町村合併支援事業資金</p>	<p>無利子</p>	<p>12年以内（東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業資金又は防災施設等整備促進事業資金で</p>	<p>2年以内</p>	<p>元利均等年賦償還</p>	<p>毎年3月31日</p>	<p>年10パーセント</p>

<p>一般事業資金、公社等 保有土地の再取得等 事業資金及び水道総 合対策事業資金</p>	<p>地方債に係る財政融資資金の うち固定金利方式の財政融資 資金であって、貸付けを受け ようとする資金と貸付期間及 び据置期間が同一であるもの の貸付利率の2分の1の率</p>	<p>あって、その貸付 対象事業により整 備する施設の耐用 年数（地方財政法 第5条の2の耐用 年数をいう。）が 12年を超えるも のにあつては、2 0年以内）</p>				
---	---	--	--	--	--	--

備考

- 1 利息の計算については、資金を貸し付けた日は算入しない。
- 2 貸付期間の算定については、資金の貸付けを決定した日の属する年度から起算する。
- 3 違約金の算定に係る日割計算については、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(3) 千葉県市町村土地開発公社業務検査実施要綱

平成26年10月7日 総務部市町村課

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村等が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号。以下「法」という。）第10条の規定により設立した土地開発公社（以下「公社」という。）に対する法第19条第2項の規定による業務及び資産の状況に関する報告及びこれに伴う検査（以下「業務検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 業務検査を行う職員（以下「検査員」という。）は、総務部市町村課長（以下「課長」という。）並びに総務部市町村課職員のうち、市町村の行政、財政及び地方債を担当する者の中から課長がその都度指定する。

(実地検査の場所)

第3条 実地にて行う業務検査（以下「実地検査」という。）は、検査を受ける公社の事務所において行う。

(実地検査の方法)

第4条 実地検査は、別に定める市町村土地開発公社業務検査調査表、その他業務及び資産の状況がわかる書類を確認することにより行う。

(実地検査の実施)

第5条 実地検査は、課長が必要であると認めるときにこれを行う。

2 実地検査の期日は、課長が決定する。

(通知)

第6条 実地検査の期日を決定したときは、課長は当該期日から起算して、7日前までに、当該期日及び検査員の職氏名を公社の理事長及び公社の設立団体である市町村等（以下「関係市町村等」という。）の長に通知するものとする。

2 前項の公社の理事長に対する通知には、第4条に規定する市町村土地開発公社業務検査調査表を添付する。

(実地検査結果の処理)

第7条 検査員は、実地検査終了後速やかに検査の概要を復命しなければならない。

2 実地検査の結果、是正又は検討を要する事項がある場合は、検査員が口頭により指摘するものとする。

3 前項のほか、特に重要と認められる事項については、検査終了後30日以内に文書で検査を受けた公社の理事長に通知する。

4 前項の通知については、その写しを関係市町村等の長に送付する。

5 課長は、第3項の通知を受けた公社の理事長に対し、通知を受けた日から30日以内に、その措置状況及び改善状況について報告を求めるものとする。

6 前項の報告の結果、なお必要と認められる場合は、再度業務検査を実施する。

(書面検査)

第8条 業務検査は、実地検査のほか、必要に応じて書面により行う。

2 前項の書面による検査結果の処理については、前条の例による。

附 則

1. この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

2. 千葉縣市町村開発公社等業務検査実施要綱は、廃止する。

(4) 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準

平成 21 年 8 月 4 日 制定

第 1 地方独立行政法人の設立を認可する場合

地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）の設立の認可については、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人を除く。）については、その定款が次に定める基準に適合していること。
 - (1) 名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。
 - (2) 特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が、住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。
 - (3) 役員については、次に定める基準に適合していること。
 - ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。
 - イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。
 - (4) 業務については、法第 21 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。
 - (5) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。
 - ア 地方独立行政法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。
 - イ 出資が、地方公共団体に限られていること。
 - ウ 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
 - エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価格が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
 - オ 移行型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価格は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
 - (6) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。
 - (7) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。

- 2 公営企業型地方独立行政法人については、次に定める基準に適合していること。
- (1) 公営企業型地方独立行政法人の定款については、次に定める基準に適合していること。
- ア 第1の1((4)を除く。)に定める基準に適合していること。
- イ 業務内容が住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めたものとなっていること。
- ウ 業務については、法第21条第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
- (2) 公営企業型地方独立行政法人(移行型地方独立行政法人であるものを除く。)については、その定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。
- (3) 公営企業型地方独立行政法人(移行型地方独立行政法人であるものに限る。第1の2(4)及び(6)において同じ。)への移行時及び設立団体の長が法第25条第2項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。
- (4) 債務の負担については、次に定める基準に適合していること。
- ア 設立団体に対し、法第66条第1項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担していること。
- イ 設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの期日が、当該設立団体が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となっていること。
- (5) 事業の経費については、法第85条第1項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てられることが予定されていること。
- (6) 公営企業型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額を評価する際に、地方公共団体が評価に関して学識経験を有する者の意見を聴いていること。
- (7) 二以上の事業(法第21条第3号に規定する事業に限る。)を行う公営企業型地方独立行政法人においては、各事業に直接賦課することが困難な共通経費の配賦基準について、設立団体の規則で定められていること。

第2 地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合

地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等定款の変更を行う相当の理由が認められること。
- 2 地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人を除く。）の定款の変更については、第1の1に定める基準に適合していること。
- 3 公営企業型地方独立行政法人の定款の変更については、第1の2に定める基準に適合していること。

第3 地方独立行政法人の解散を認可する場合

地方独立行政法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、業務の継続の必要性がなくなる等解散を行う相当の理由が認められるかどうかを審査して、これをする。

(5) 市町村等に対する県職員派遣要綱

(昭和39年1月1日決定)

改正 昭和46年12月1日・平成19年1月26日

1 目的

この要綱は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県が市町村、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合（以下「市町村等」という。）の求めに応じて、県職員を市町村等へ派遣し、市町村等の事務処理の能率化、合理化等を促進し、県及び市町村等相互間の行政運営を円滑にすることにより、自主的かつ総合的な地方自治の振興に資することを目的とする。

2 派遣職員の種類及び派遣期間

派遣職員は、常駐派遣及び随時派遣の2種類とする。

- (1) 常駐派遣職員は、一の市町村等に常駐するものとし、その派遣期間は、原則として1年以内とする。
- (2) 随時派遣職員は、派遣期間中2以上の市町村等に随時駐在するもの及び通常は県において勤務し、その必要に応じて市町村等に随時勤務するものとし、その期間は、いずれも原則として1年以内とする。
- (3) (1) および(2)の派遣期間は、必要に応じて県と市町村等との協議により、これを延長することができるものとする。

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱いについては、県と派遣を受けた市町村等（以下「派遣先市町村等」という。）との協議により、派遣職員に不利とならないように適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 派遣職員の身分取扱いについて、県と派遣先市町村等との間に矛盾が生じた場合は、その都度両者協議のうえ、円滑かつ適正に処理するものとする。
- (3) 派遣職員の身分取扱いについては、県の職員に関する法令の適用があるものとする。
ただし、必要がある場合においては、県と派遣先市町村等との協議により、県の職員に関する法令の規定を適用せず、派遣先市町村等の職員に関する法令の規定を適用することができるものとする。
- (4) 派遣職員は、派遣期間中、派遣先市町村等の職員に併任するものとする。

4 派遣職員の給与その他の勤務条件等

(1) 常駐派遣職員

ア 派遣先市町村等が負担する派遣職員の給料、手当（退職手当を除く）及び旅費は、当該派遣先市町村等の条例その他の規程に定めるところにより、派遣先市町村等において支給する。ただし、県と派遣先市町村等との協議により別に定める場合は、

この規定にかかわらず、その定めるところによることができる。

イ 派遣先市町村等は、派遣職員の給料を決定するにあたっては、派遣職員に不利にならないように適切な考慮を払わなければならない。

ウ 派遣職員が派遣期間中において退職した場合における退職手当は、県の負担とし、職員の退職手当に関する条例（昭和29年千葉県条例第6号）の定めるところにより支給する。

この場合において、当該派遣職員の給料月額及び基本給月額は、アおよびイの規定にかかわらず、知事の定めるところによる。ただし、県と派遣先市町村等との協議により別に定める場合は、アおよびこの規定にかかわらず、その定めるところによることができる。

エ 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等については、派遣先市町村等の定めるところによる。

オ 派遣職員の健康管理は、派遣先市町村等において行なうものとする。

カ 派遣職員は、派遣期間中市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

キ 派遣職員の公務災害補償は、派遣先市町村等が行なうものとする。

ク アからキまでに規定するもののほか、派遣職員の勤務条件については、その都度県と市町村等との協議により定めるものとする。

（2）随時派遣職員

ア 派遣期間中2以上の市町村等に随時駐在するものの給与、その他の勤務条件等は、その都度県と当該派遣先市町村等との協議により定める。

イ 派遣期間中通常は県において勤務し、その必要に応じて市町村等に随時勤務するものの給与その他の勤務条件は、すべて県職員として定めるところによる。ただし、派遣先市町村等は、派遣先市町村等における勤務に起因する手当及び旅費に相当する負担金を県に納付するものとする。

5 派遣職員の服務

（1）派遣職員の服務は、県及び派遣先市町村等の職員に関する法令の適用があるものとする。

（2）派遣職員の分限及び懲戒は、知事が派遣先市町村等の長又は管理者と協議のうえ行なうものとする。

（3）派遣先市町村等は、毎月の派遣職員の勤務状況を、別記第1号様式により知事に報告するものとする。

6 職員派遣の手続

（1）市町村等が県職員の派遣を受けようとするときは、派遣理由、派遣期間、受入条件等を記入した別記第2号様式による申請書を知事に提出するものとする。

（2）知事は、（1）の申請書の提出を受けたときは、7の調査を行ない、すみやかに職員の派遣を決定し、別記第3号様式により当該市町村等の長又は管理者に通知するものとする。

(3) 職員の派遣及び受入れは、発令の形式をもって行なうものとする。

7 派遣先市町村等に係る事前調査

知事は、市町村等に職員を派遣するにあたっては、当該市町村等の行政の概要又は実態を事前に把握して当該市町村等の実情に即した派遣形態、派遣方針等を検討するため、事前調査を行なうものとする。

8 県は、派遣先市町村等における派遣職員の完全かつ適正な指導を期するため及び将来における職員派遣制度の円滑な運営に資するため、定期的に派遣職員の連絡会を開催する等、派遣職員と緊密な連携を保つものとする。

附 則

(1) この要綱は、昭和39年1月1日から実施する。

(2) この要綱実施の際、現に改正前の市町村に対する県職員派遣要綱に基づいて派遣されている職員は、昭和39年1月1日以降この要綱により引き続いて派遣されたものとみなし、同日以後その取扱いは、この要綱に定めるところにより行なう。ただし、昭和39年1月1日からこの要綱によりがたい事情がある職員については、県と派遣先市町村等との協議により、昭和39年3月31日までに限り、なお従前の例によることができる。

(3) この要綱中一部事務組合に対する職員の派遣に関する規定は、昭和46年12月1日から実施する。

(4) この要綱は、平成19年1月26日から実施する。

(6) 市町村等研修生取扱い要綱

昭和 47 年 7 月 31 日 制定

昭和 49 年 6 月 5 日 改正

平成 13 年 3 月 1 日 改正

平成 20 年 2 月 8 日 改正

令和 元年 10 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県における実務の習得を通じて市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の職員の資質向上と、市町村等における行政管理の向上に資するため、市町村長、一部事務組合管理者及び広域連合長（以下「市町村等の長」という。）が当該市町村等の職員を研修生として県へ派遣する場合に必要な事項を定めるものとする。

(研修方法)

第 2 条 研修生に対する研修は、研修を受けようとする専門的な知識及び技術に応じて研修生を知事の事務部局の関係機関に配置し、当該機関における実務を通じて、これを行うものとする。

(研修期間)

第 3 条 研修の期間は、原則として 1 年以内の期間において、知事と研修生を派遣する市町村等（以下「派遣市町村等」という。）の長が、そのつど協議して定める。

ただし、市制施行のための研修など、市町村への権限移譲に関わる研修等については、知事と派遣市町村等の長との協議により、通算して 2 年以内の期間を限度としてこれを延長することができる。

(研修生の身分取扱い等)

第 4 条 研修生は、研修の期間中は県の職員の身分をあわせ有することとなるものとする。

2 研修生の身分取扱いに関しては、別に定めるもののほか派遣市町村等の職員に関する法令の適用があるものとする。

3 研修生の身分取扱いについて疑義あるときは、知事と派遣市町村等の長が、そのつど協議して定める。

(給与等の負担区分)

第 5 条 研修生の給与その他の給付は、派遣市町村等が負担するものとする。

ただし、別に定める場合を除いては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費は県がこれを負担するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件等)

第 6 条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の職員に関する法令の規定を適用するものとする。

(研修生の推せん)

第7条 市町村等の長は、この要綱に基づいて当該市町村等の職員を研修生として、県へ派遣しようとするときは、次条各号に掲げる選考基準に適合する者を選び、研修生派遣計画書(様式1)、研修生推せん書(様式2)及び履歴書(写真添付)(様式3)各1通を派遣予定日前1か月までに知事に提出するものとする。

(研修生の選考)

第8条 知事は、前条に基づく研修生の推せんを受けたときは、被推せん者が次の各号に掲げる条件を具備しているかどうかについて審査し、適当と認める者を研修生として採用するものとする。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、身体強健であること。
- (2) 将来、市町村等の幹部職員としてふさわしい者であること。
- (3) 原則として派遣市町村等の職員として1年以上在職している者であること。
- (4) 原則として年齢満40歳以下の者であること。

(研修結果の通知)

第9条 研修生が所定の研修期間を終了したときは、知事はその研修結果を、研修結果通知書(様式4)により派遣市町村等の長に通知するものとする。

(研修生の事後指導)

第10条 県は、研修生の研修効果を高めるため、研修修了者が自主的に行う地方行政に関する研究に関して必要な援助を行うよう努めるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、そのつど知事と派遣市町村等の長が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和47年9月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、令和元年10月1日から適用する。

(7) 千葉県職員市町村研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が職員を市町村に派遣し、住民に最も身近な市町村行政の実務を経験させることにより、職員の能力向上を図り、もって県・市町村相互間の行政運営の円滑化、市町村への助言・支援等に資することを目的とする。

(派遣期間)

第2条 この要綱により市町村に派遣される職員（以下、「研修生」という。）の派遣期間は1年以内とする。ただし、知事は、研修の目的を効果的に達成するために必要があるときは、派遣先市町村と協議のうえ、1年を超える派遣期間を定め、又は派遣期間を延長することができる。

(研修生の身分取扱い等)

第3条 研修生の身分取扱いについては、県の職員に関する法令の適用があるものとする。

2 研修生は、派遣期間中は派遣先市町村の職員に併任するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件等)

第4条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務は、派遣先市町村の関係規定を適用するものとする。

2 派遣先市町村の長は、毎月の研修生の勤務状況を別記第1号様式により知事に報告するものとする。

(給与等の負担区分)

第5条 研修生の給与その他の給付は、県が負担するものとする。

ただし、別に定める場合を除いては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費は派遣先市町村が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 研修生の公務災害補償等は、地方公務員災害補償法に定めるところによる。この場合の公務災害補償等の手続きは、原則として派遣先市町村の意見を付した報告に基づいて県が行うものとする。

(職員派遣の手続き)

第7条 研修生の受け入れを希望する市町村の長は、受入所属名、受入所属での主な業務、受入条件等を記入した別記第2号様式による申出書を知事に提出す

るものとする。

2 知事は、前項に基づく申出書の提出を受け、研修の実施を決定したときは、別記第3号様式により当該市町村の長に通知するものとする。

(研修の中止)

第8条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修を中止するものとする。

- (1) 職員としての身分を失った場合
- (2) 疾病等により研修の継続が困難になった場合
- (3) 研修先での研修実績が著しく不良である場合
- (4) 研修命令に違反する行為、非行その他の理由により研修生として適格でないと認められる場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、知事と派遣先市町村の長が協議して定める。

附 則

(1) この要綱は、平成23年3月15日から実施する。

(8) 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱 (令和3年1月1日現在)

平成十二年三月三十一日
告示第三百三十六号

改正 平成一三年 三月三〇日告示第四七三号 平成一四年 一月二九日告示第五一号
平成一四年 三月二九日告示第二九八号 平成一五年 二月二一日告示第九九号
平成一六年 四月 一日告示第四二〇号 平成一六年一二月一七日告示第一〇四八号
平成一九年 一月 五日告示第一号 平成一九年一二月二八日告示第一二四五号
平成二〇年一二月 五日告示第八五〇号 平成二一年一二月二五日告示第八六一号
平成二三年一二月 二日告示第七九二号 平成二四年 三月二三日告示第一九八号
平成二四年 七月一三日告示第四九一号 平成二四年一二月二一日告示第七一八号
平成二五年 三月 一日告示第九九号 平成二六年 三月二五日告示第一九四号
平成二六年 五月三〇日告示第三七九号 平成二六年 九月三〇日告示第五九四号
平成二六年一二月二五日告示第七五七号 平成二七年 五月二二日告示第四〇七号
平成二七年 九月一五日告示第六〇七号 平成二七年一二月一一日告示第八〇九号
平成二八年 三月三一日告示第二六〇号 平成二八年 六月一四日告示第三七六号
平成二九年 三月三一日告示第三一七号 平成二九年 五月 八日告示第三五九号
平成三〇年 三月二三日告示第一四二号 平成三〇年一〇月一九日告示第四一一号
平成三〇年一二月二八日告示第五六〇号 平成三一年 三月一五日告示第一六四号

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十八条第一項の規定により、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）に基づき市町村が処理する事務に要する経費について、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより交付金を交付する。

(交付対象市町村)

第二条 交付金の交付の対象となる市町村は、条例に基づき別表上欄に掲げる事務を処理する市町村（以下「交付対象市町村」という。）とする。

(交付金の額)

第三条 交付金の額は、別表上欄に掲げる事務ごとに毎年度知事が定める標準単価に同表下欄に定める処理件数を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、千円とする。

2 前項の処理件数は、当該交付対象市町村における前年度の処理件数（前年度に条例第二条の規定により市町村が処理していない事務にあっては、同年度の当該交付対象市町村の区域内に係る県の処理件数）とする。ただし、同条の規定により新たに市町村が処理することとなった事務で、前年度において県が処理していない事務に係る処理件数については、知事が別に定める。

3 条例第二条の規定により市町村が処理することとされていた事務で年度の中途において当該市町村が処理しないこととなった事務及び同条の規定により年度の中途において新たに市町村が処理することとなった事務に係る交付金の額については、第一項の規定にかかわらず、当該年度において当該事務を処理することとされている期間を考慮し必要な調整を行うものとする。

4 条例第二条の規定により新たに市町村が処理することとなった事務に係る交付金の額については、初年度に限り、第一項又は前項の規定により算定した額に一事務当たり三万円を加算する。

(交付金の額の決定及び交付の時期)

第四条 知事は、交付対象市町村ごとに交付すべき交付金の額を、原則として毎年度十一月末日までに決定し、市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により決定した交付金を、原則として毎年十二月末日までに交付するものとする。

(交付金の額の算定に用いる数の錯誤)

第五条 知事は、前条第一項の規定により交付金の額を通知した後において、当該額の算定の基礎に用いた数について錯誤があったことを発見した場合（当該錯誤に係る数を当該額の算定の基礎に用いた年度以降五年度以内に発見した場合に限る。）で、当該額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減額すべき額を、錯誤があったことを発見した年度若しくはその翌年度における交付金の額に加算し、又はこれから減額することができる。

(補則)

第六条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

(千葉県権限委譲事務交付金交付要綱の廃止)

2 千葉県権限委譲事務交付金交付要綱（昭和五十五年千葉県告示第三百六十三号）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成十二年度に限り、第三条の規定の適用については、同条中「前年度の処理件数（前年度に条例第二条の規定により市町村が処理することとしない事務」とあるのは、「平成十一年度の処理件数（平成十一年度に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百三十三条第二項の規定により委任をしていない事務」とする。

附 則（平成十三年三月三十日告示第四百七十三号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第十五号の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十四年一月二十九日告示第五十一号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表中第一号の二の次に二号を加える改正規定及び同表中第二号の二の次に一号を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日告示第二百九十八号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月二十一日告示第九十九号）

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日告示第四百二十号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十七日告示第千四十八号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年一月五日告示第一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十八日告示第千二百四十五号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月五日告示第八百五十号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十五日告示第八百六十一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二日告示第七百九十二号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日告示第百九十八号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第十九号の二及び第二十二号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十三日告示第四百九十一号）

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第十三号の改正規定は、公示の日

から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日告示第七百十八号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日告示第九十九号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日告示第百九十四号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三十日告示第三百七十九号）

この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、別表中第七号の次に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三十日告示第五百九十四号）

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十五日告示第七百五十七号）

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、別表第一号の六の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日告示第四百七号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十五日告示第六百七号）

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、別表第一号の十及び第一号の十一の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月十一日告示第八百九号）

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日告示第二百六十号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年六月十四日告示第三百七十六号）

この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日告示第三百十七号）

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成二十九年五月八日告示第三百五十九号）

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日告示第百四十二号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日告示第四百十一号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日告示第五百六十号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日告示第百六十四号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表（第二条）

一 条例別表第一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第一号イ及びロに掲げる事務の処理件数
一の二 条例別表第一号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第一号の二イ及びホからトまでに掲げる事務の処理件数
一の三 削除	
一の四 条例別表第一号の四上欄に掲げる事務	条例別表上欄第一号の四ニ及びホに掲げる事務の処理件数
一の五 条例別表第五号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の二イからヲまでに掲げる事務の処理件数

一の六	削除	
一の七	条例別表第五号の四上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の四イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の八	条例別表第五号の五上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の五イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の九	条例別表第五号の六上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の六イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の十	条例別表第五号の七上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の七イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の十一	条例別表第五号の八上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の八イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の十二	条例別表第五号の九上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の九イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の十三	条例別表第五号の十上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の十イからルまでに掲げる事務の処理件数
二	条例別表第六号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六号イからルまでに掲げる事務の処理件数
二の二	条例別表第二十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第二十五号イ及びロに掲げる事務の処理件数
二の三	条例別表第二十八号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第二十八号の二イ及びロに掲げる事務の処理件数
三	条例別表第二十九号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第二十九号ルに掲げる事務の処理件数
四	条例別表第三十号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十号イに掲げる事務の処理件数
五	条例別表第三十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十一号イからトまでに掲げる事務の処理件数
六	条例別表第三十三号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十三号ホに掲げる事務のうち立入検査の処理件数
七	条例別表第三十四号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十四号ロに掲げる事務の処理件数
七の二	条例別表第三十四号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十四号の二イからへまでに掲げる事務の処理件数
八	条例別表第三十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号ロに掲げる事務のうち立入検査の処理件数
八の二	条例別表第三十五号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の二ハからへまで及びビりに掲げる事務の処理件数
八の三	条例別表第三十五号の三上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の三イ、ハ、ホ、ト、ヲ及びカに掲げる事務の処理件数
八の四	条例別表第三十五号の四上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の四に掲げる事務の処理件数
八の五	条例別表第三十五号の五上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の五イからサまでに掲げる事務の処理件数
九	削除	
十	条例別表第三十七号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十七号イからチまでに掲げる事務の処理件数
十一	条例別表第三十八号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十八号イからチまでに掲げる事務の処理件数
十一の二	条例別表第三十八号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十八号の二に掲げる事務の処理件数

十一の三 条例別表第三十八号の三上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十八号の三イからニまで、へ、ト及びリからキまでに掲げる事務の処理件数
十二 条例別表第三十九号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十九号イからニまでに掲げる事務の処理件数
十三 削除	
十四 条例別表第四十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十一号イからハまでに掲げる事務の処理件数
十五 条例別表第四十三号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十三号イからカまでに掲げる事務の処理件数
十六 条例別表第四十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十五号イからヘまでに掲げる事務の処理件数
十七 条例別表第四十六号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十六号イ及びロに掲げる事務の処理件数
十八 条例別表第四十八号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十八号イからトまでに掲げる事務の処理件数
十八の二 条例別表第四十八号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十八号の二イ及びロに掲げる事務の処理件数
十九 条例別表第四十九号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十九号イ、ハ及びトに掲げる事務の処理件数
十九の二 条例別表第四十九号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十九号の二イ、ハ、ニ、チ、ネ、ナ、ム、ノ及びフに掲げる事務の処理件数
十九の三 条例別表第四十九号の三上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十九号の三イ、ト、チ、ヌ、ヲ、レ及びソに掲げる事務の処理件数
二十 条例別表第五十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十一号イに掲げる事務の処理件数
二十の二 条例別表第五十一号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十一号の二イに掲げる事務の処理件数
二十一 条例別表第五十二号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十二号に掲げる事務の処理件数
二十二 条例別表第五十三号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十三号イ、ハ、ニ、ト、ソからネまで及びウに掲げる事務の処理件数
二十三 条例別表第五十四号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十四号に掲げる事務の処理件数
二十四 条例別表第五十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十五号ロ及びニに掲げる事務の処理件数
二十五 条例別表第五十六号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十六号ヨに掲げる事務の処理件数
二十六 条例別表第五十七号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十七号イに掲げる事務の処理件数
二十七及び二十八 削除	
二十九 条例別表第六十号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十号イからクまでに掲げる事務の処理件数
三十 条例別表第六十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十一号イからハまでに掲げる事務の処理件数
三十の二 条例別表第六十一号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十一号の二イからハまでに掲げる事務の処理件数

三十一 条例別表第六十二号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十二号イからニまでに掲げる事務の処理件数
-----------------------	------------------------------

(9) 条例による事務処理の特例による市町村への権限移譲事務一覧 (令和3年1月1日現在)

条例別表番号	事務の概要	事務数	県担当課	交付金対象事務	備考	団体数	千葉市	純子市	市川市	船橋市	館山市	木更津市	松戸市	野田市	茂原市	成田市
1	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づく建築の許可等	(5事務)	空港地域振興課	○	権限移譲事務	4										○
1の2	旅券法及び同法施行規則の規定による一般旅券の発給の申請の受理等	(14事務)	国際課	○	経由事務等	32	○	○				○	○	○		○
1の3	削除															
1の4	千葉県福祉のまちづくり条例及び条例の施行のための規則に基づく公益的施設が整備規準に適合している場合の適合証の交付、特定施設の新設又は改修に係る監督処分等	(14事務)	健康福祉指導課	○	権限移譲事務	14	○		○	○		○	○			○
2	栄養士法施行令に基づく知事又は知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(12事務)	健康づくり支援課		経由事務等	3	○			○						
3	調理師法施行令及び調理師法の施行のための規則に基づく知事に対して行う申請等の経由	(8事務)	健康づくり支援課		経由事務等	3	○			○						
3の2	難病の患者に対する医療等に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に基づく支給認定の申請等の経由	(10事務)	疾病対策課		経由事務等	2				○						
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施、記録の作成及び保存、指導	(3事務)	健康福祉指導課		権限移譲事務	3	○			○						
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく知事又は知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(29事務)	健康福祉指導課		経由事務等	3	○			○						
5の2	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令並びに法の施行のための規則に基づく知事に対して行う母子寡婦福祉資金等の貸付に係る申請等の受理	(12事務)	児童家庭課	○	経由事務等	51		○	○		○	○	○	○	○	○
5の3	(削除)					0										
5の4	社会福祉法に基づく社会福祉施設設置届出の受理等	(6事務)	高齢者福祉課	○	権限移譲事務	2										
5の5	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置認可等	(6事務)	高齢者福祉課	○	権限移譲事務	2										
5の6	老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置届出の受理等	(6事務)	高齢者福祉課	○	権限移譲事務	2										
5の7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づく認定の請求の受理等	(3事務)	障害者福祉推進課	○	経由事務等	17										
5の8	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等	(46事務)	障害福祉事業課	○	権限移譲事務	1										
5の9	障害者総合支援法に基づく支給認定の申請に係る審査等	(3事務)	障害者福祉推進課	○	権限移譲事務	53		○	○	○	○	○	○	○	○	○
5の10	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の開始の届出の受理等	(11事務)	障害福祉事業課	○	経由事務等	1										
6	千葉県心身障害者扶養年金条例、千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例及び条例の施行のための規則に基づく加入の申込みの受理、証書の交付、掛金の徴収、年金の支払等	(11事務)	障害者福祉推進課	○	経由事務等	53		○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定による業務の停止及び禁止	(1事務)	医療整備課		権限移譲事務	3	○			○						
8	医師法及び医師法施行令に基づく知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(8事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						
9	歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(8事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						
10	保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく知事又は知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(16事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						
11	歯科衛生士法の規定による氏名等の届出の受理	(1事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						
11の2	医療法、医療法施行令及び医療法施行規則に基づく病院等の開設許可及び変更許可等	(14事務)	医療整備課		権限移譲事務	1	○									
12	医療法の規定による病院等の構造設備の検査	(1事務)	医療整備課		権限移譲事務	2				○						
12の2	医療法、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法、医療法施行令並びに医療法施行規則に基づく医療法人の設立認可及び変更の認可等	(45事務)	医療整備課		権限移譲事務	1	○									
13	医療法、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法並びに医療法施行令に基づく知事又は知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(41事務)	医療整備課		経由事務等	2				○						
13の2	医療法に基づく知事又は知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(10事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						
14	死体解剖保存法施行令に基づく知事又は知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(5事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						
15	診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく知事を經由して厚生労働大臣に対して行う申請の経由	(6事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○						

条例 別表 番号	事務の概要	事務数	県担当課	交付金 対象 事務	備考	団 体 数	千 葉 市	銚 子 市	市 川 市	船 橋 市	館 山 市	木 更 津 市	松 戸 市	野 田 市	茂 原 市	成 田 市
51の2	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、許可を受けた者に対する監督処分等（個人施行者、土地区画整理組合及び町が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）	(5事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	4										
52	土地区画整理法に基づく知事に対して行う県が施行する土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可に係る申請の経由	(1事務)	市街地整備課	○	経由事務等	3						○				
53	土地区画整理法及び土地区画整理法施行令に基づく個人施行者の施行の認可、土地区画整理組合の設立の認可、換地計画の認可、監督処分等（個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。）	(35事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	13			○			○	○	○		○
54	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	(1事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	2										
55	屋外広告物法及び千葉県屋外広告物条例に基づく広告物の除却、広告物等の保管、廃棄等	(7事務)	公園緑地課	○	権限移譲事務	51		○	○		○	○	○	○	○	○
56	千葉県屋外広告物条例に基づく広告物等の表示又は設置の許可、許可を受けた者に対する監督処分等	(17事務)	公園緑地課	○	権限移譲事務	50		○	○		○	○	○	○	○	○
57	首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域における行為の届出の受理、届出をした者に対する助言及び勧告等	(3事務)	公園緑地課	○	権限移譲事務	2								○		
58	削除															
59	削除															
60	建築基準法、建築基準法施行令及び建築基準法施行条例に基づく知事又は建築主事に対して行う申請等の経由	(28事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
60の2	建築基準法施行条例に基づく避難及び通行の安全上支障がないことの認定等	(6事務)	建築指導課		権限移譲事務	14	○		○	○		○	○			○
61	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく知事に対して行う計画の認定等に係る申請等の経由	(3事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
61の2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく知事に対して行う除却の必要性に係る認定申請の受理等	(3事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
62	高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく知事に対して行う計画の認定等に係る申請等の経由	(4事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
63	租税特別措置法に基づく優良住宅の認定	(1事務)	住宅課		権限移譲事務	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64	千葉県収入証紙規則の規定による収入証紙の売さばき	(1事務)	出納局		経由事務等	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計		92項目	52項目	49	611事務	/	45	19	22	45	16	21	22	22	17	21
		1006事務	40項目		395事務											

※第49号の3の事務は、第49号の2の事務と重複するため、合計の事務数にカウントしていない。

(10) 一部事務組合の再編・統合についての考え方

《平成17年7月7日 市第463号 各市町村長、各一部事務組合管理者あて 千葉県知事通知》

《平成20年3月3日 市第6140号 各市町村長、各一部事務組合管理者あて 一部改正通知》

1 一部事務組合の再編・統合の必要性

市町村は、地方分権を担う基礎自治体として自らの判断と責任で各種行政サービスや施策を立案・実施していくことが求められており、そのためには、行財政改革の観点から既存の事務処理のあり方を十分検討していく必要がある。

特に、一部事務組合方式による事務の共同処理については、迅速・的確な意思決定を行うことができないなどの制度的な課題が指摘されているところでもあり、地域の課題を総合的に解決するには、単独の基礎自治体が意思決定や事務処理を行うことが望ましい。

また、市町村合併の進展に伴い、一部の合併関係市町村が加入していた一部事務組合に新市町が加入することにより、新市町の一つの事務について事務処理の方式が異なる事態が生ずる場合がある。

さらに、市町村数が減少する中、構成市町村がほぼ重複する組合や単一の事務のみを処理する小規模組合が引き続き存続するなど、必ずしも広域化による事務の効率化等のメリットが十分に活かされていないのが現状である。

そこで、市町村にあっては、以下の点に留意して既存の一部事務組合方式による事務の共同処理の見直しを検討すべきである。

2 一部事務組合の再編・統合に当たっての基本的な考え方

(1) 共同処理事務の性質に応じ、以下の場合には、少なくとも広域市町村圏単位等での再編・統合（既存の広域市町村圏事務組合への統合、広域市町村圏単位での一部事務組合の再編）について検討すること。

①国や県の広域化計画等に基づき、広域的に事務の共同処理をすべき場合や一部事務組合の構成市町村の全部又は一部が法律等国の基準を満たさないこと等により単独の基礎自治体で事務処理が行えない場合

②単独の基礎自治体や現行の一部事務組合で事務処理をするよりも、住民の利便性や事務の効率性が向上すると認められる場合

(2) 今後、新たな事務の共同処理を検討するに当たっては、既存の一部事務組合による共同処理（共同処理事務の複合化）を原則とすること。

- (3) 市町村合併に伴い、以下のような状況が生ずる場合には、当面の措置として、少なくとも広域市町村圏単位での再編・統合（既存の広域市町村圏事務組合への統合、広域市町村圏単位での一部事務組合の再編）について検討すること。
- ① 合併市町が複数の一部事務組合に加入することになるなど、同一の事務について合併市町の区域内で処理区域を分割して処理することになる場合
 - ② 合併市町は、単独による事務処理を行うことが合理的であると認められるものの、他の構成市町村において単独による事務処理を行った場合に住民の利便性や事務の効率性が低下すると認められる場合

3. 共同処理事務ごと（消防事務・ごみ処理事務・水道事業）の留意点

(1) 消防事務

「千葉県消防広域化推進計画」を踏まえ、既存の一部事務組合の再編・統合について検討すること。

(2) ごみ処理事務

事務の合理化の観点から、現行の広域市町村圏単位等での広域処理を基本に、既存のごみ処理を主体とする一部事務組合の再編・統合を検討すること。

(3) 水道事業

末端給水事業については、現在、県と市町村において進められている「県内水道のあり方に関する検討」の結果を踏まえ、既存の一部事務組合の再編・統合を検討すること。

(12) 「平成の大合併」以前の市町村界と現在の市町村界

